

於浦梅窓題詩四首
東洋海
南摩西岸
爲文
前深淵月著

古家書卷

東京

寫山房藏書

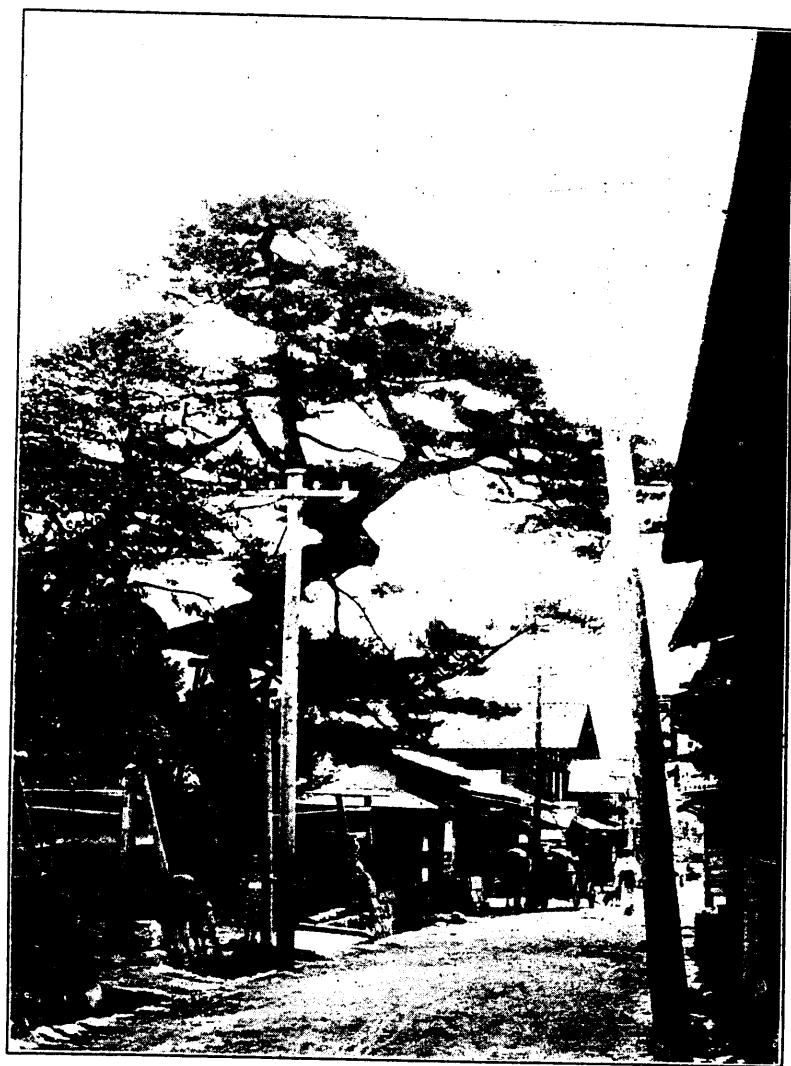
字戴辭吹笛
慕由尚直言
當仁終不讓
偉矣紫芝園

懷遠劉





太 宰 春 臺 畫 像 (1)



(町田飯州信在)

松 幸 太 (2)

曉
擣衣

長夜

をつれなくのこる月の色に
をのれも屋ます衣うつなり

政
秀

題平手清秀上書圖

死一耳然勇於戰闘而怯於諫諍戰國士人之情爲爾彼豈有畏而然乎哉蓋其所見卑故其所志小謂一槍之勇可以享厚祿而博佳名而未嘗知戰勝有本故寧戰而死於原野不能諫而辱於囹圄剛正果敢之氣專注其所慕尚也平手清秀生長於其間不獨爲人於不敢爲三復其書深慮明識實有真儒不易及者焉豈非以其才素高而加之以學術是以能知格君正本之功非拔賦將之所能及之耶當是之時織田公年始十七僅有尾東四郡而清秀知其有爲輒望之以天下之事獎其美規其過諒而掖之不啻提其耳書上之後潛視伏聽一期餘知言不用道遙自決遂以尸諫公之能平天下之亂未必不是書所致也獨惜功成之後意得志滿不復能守其所諫剛暴自肆終斃於凶豎之手可勝歎乎哉加大夫橫山氏之考信敏君實承清秀胄頃者寄其上書之像求題一言展而觀之年五十餘手執諫書盛服將朝而綃墨特新豈舊有是像而摸之邪抑出於君行意料也要之粹然其容溫然其色秀眉清目淵乎其有思焉不問而知其爲誠忠人也嗚呼以清秀之才之忠子孫宜享茅土之報矣而世故輾轉紛如亂麻織田公之後既削爲小侯則其降仕於家蓋亦命焉爾天道冥冥孰得而辯之予與君無半面之識未知其所慕尚果如何也然君之距清秀凡幾世其間未嘗聞有是舉而君特爲之則其志可見已矣方今洋夷猖獗人有不測之慮加大國也而又落於北海君既仕巨室其位雖降乎未雨綢繆之策其必有在焉天之報清秀或將於是乎發君其勉哉

飢肥 安井衡

(3) 平手政秀筆蹟

(平手金作氏藏)



(4) 平手政秀畫像

(平手金作氏藏)



平手五郎右衛門君畫像記

此爲織田氏臣平手五郎右衛門君之像君於清洲死諫臣中務大輔爲子於箕形原死
事臣監物爲兄天正二年九月死於長島之役無子監物之孫忠左衛門諱言親仕加州
大夫橫山氏至今血食二百有餘年矣中務十二世之孫忠左衛門君命畫工寫其真介
神山金子某徵余文披而覽之撥申結束如將赴戰者眉目清揚意象深沈其中之所蘊
可想而知已夫有進死一尺無退生一寸古之勇夫孰敢不然然仕暗主者不免時有意
心其意氣奮揚視死如飲食唯事英主者爲爾夫織田公一世之雄用兵如神其尤稱奇
捷者爲桶峽之役爲稻葉山之役爲越前之役今君之所赴爲桶峽乎爲稻葉山乎爲越
前乎不可得而知第視其威神見乎眉宇者如有聲曰今日必無今川氏矣無齋藤氏矣
無朝倉氏矣生氣凜凜躍然欲起雖則摹寫之妙亦非由其精爽有貫徹百世者乎方今
夷蠻鴟張數竄邊海有恐嚇之言有侮慢之形假使如君父子昆弟者生在今日應如何
敵愾矣而天下之士氣奄奄不振如凍蠅病蟬然此何所由而然耶觀乎君之像者其可
以有所感也夫

江戸 鹽谷世弘拜題

眉目宛然尤秀明毫端寫
得一忠誠威風凜冽寒筋
骨神氣豪雄是石城二世
聲譽傳義烈三形原上止
英名功勳歷々存青史後
裔長爲家國榮

元治乙丑仲春應需題 豐國條原貞

(5) 平手時秀畫像



(平手金作氏藏)

(6) 平手汎秀畫像



(平手金作氏藏)



(藏 房 山 嵩)

子 七 園 護

(7)

能當朝
登南極
道暮宿
臨大行
睥睨中
萬里超
忽凌八
荒無為
雙龍者
終日守
正堂

(藏氏作金手半)

蹟筆臺春 (8)

無量山上玉雲飛
散在人夢
夢中見玉雲
散在人夢
玉雲散

玉雲散
玉雲散

(9) 春臺筆蹟 (八代國治氏藏)

永和九年歲次癸卯暮春
 之初五日王羲之與群
 賢共敘名勝於會稽山
 陰之蘭亭脩禊事也群
 賢畢至少長咸集此地
 有崇山峻嶺茂林脩竹
 又有清流激湍映帶左
 右引以為流觴曲水列
 坐其次雖無絲竹管絃
 之盛一觴一詠亦足以
 暢敘幽情是日也天朗
 氣清惠風和暢仰觀宇
 宙俯察品類俯仰之間
 所以趣深廣取之無窮
 俯仰之間所以趣深廣
 取之無窮感慨係之矣
 每覽昔人興感之由若
 死生亦大矣且知老之
 將至所及既速不覺手
 之成文也不足為之也

(11)

(篠川半次郎氏藏)

(12)

(篠川半次郎氏藏)

前
 者下銘也子流而呼
 何以事之乎書及而
 酒以前視之乃所賀
 期詹子也係維疲耳
 能素脫伴幸不見厥
 人
 座上不足客以者
 去而已何言望六之
 世所貴而少諸家奉
 惟此與望六仲之望
 可教而自衣脫蓋將
 與君為沙
 不復
 其後乃方之下

冬夜旅懷
客里杉林如雪
郎客中夜一月明光寒
遙思故國山陰事
北望函關路渺漫

大幸方蔓來

經濟錄序

孔子ノ道ハ先王ノ道ナリ、先王ノ道ハ天下ヲ治ムル道ナリ、先王ノ道ハ六經ニ在リ、六經ヲ讀ミ、先王ノ道ヲ學テ、經濟ノ術ニ達セサルハ、譬ヘバ醫者ノ經方ヲ學テ、人ノ病ヲ治スルコト能ハザルカ如シ、博聞強記、多才多藝ナントモ、天下ノ國家ノ為ニ其益少シ、漢朝ノ學者ハ、皆經術ヲ修ミテ、治道ヲ論スルヲ務トス、賈誼、董仲舒ノ如キハ、スナハテ其巨擘ナリ、漢ノ古ヲ去コトイマタ遠カラサリシ故ナリ、漢ノ季ヨリ、經術ヲ講ズル者稍昔及ハス、然レドモ唐以前ハ、心法ノ說イマダ起ラズ、是猶イマダ全ク古ヲ失ハサリシナリ、宋ノ代ニ及テ、程氏、朱氏ノ學、專心法ヲ以

テ聖人ノ道ヲ説ク。徽宗欽宗ノ二帝ヲ狄人ニ取ラレテ、君モ臣モコレヲ耻辱トマス。其讎ヲ復スル計ヲ求メズシテ、只誠意正心ノ説ヲ抗ク。其後天下ヲ蒙古ニ取ラレテ、天子海ニ浮ビ、陸秀夫カ徒、船中ニテ日ニ大學章句ヲ講ジテ、涙ヲ流シケントイフ。愚昧ノ至リ。一笑ニ餘リ、痛マシキ事ナリ。是スナハナ心學ノ餘殃ナリ。凡心法ヲ談スル、釋氏ノ學ニテ、先王孔子ノ道、決ニテ無キ事ナリ。朱晦庵ガ同時ニ陸象山アリ、明ニ及テ王陽明アリ。其説朱氏ト異アレドモ、心法シテ主トスヘコトハ同一途轍ナリ。是ヨリ先王ノ道世ニ昧クナリ、經濟ノ術地ニ墜テ、孔子ノ流盡テ、儒者ノ業全ク乞食頭陀ノ行ニトナレリ。日本ノ學者モ百

年以來ハ皆宋儒ノ徒ニテ心法ヲ講ズル外ハ孔子ノ道ヲ
知ル者絶テ無し王公ヨリ以下ノ人ニ聰明ナルモ有テ經濟志
ス人ナキニアラストイヘドモ其道ヲ學ビ其術ヲ習フベキ由ナケレバ
只一分ノ俗智ヲ用テ其政ヲ行フニナリ凡經濟ハ古ト今ト
時ヲ異ニシ中華ト日本ト俗ヲ殊ニスレドモコレヲ行フ術ハ少モ
異ナルコト無し若古ニ宜クテ今ニ宜カラス彼國ニ宜クテ此國ニ
宜カラスハ聖人ノ道トイフベカラスコレヲ行テ行ハルト行ハレザ
ルトハ行フ人ニヤリ四方萬國日月ノ照スホドノ地ニ聖人ノ道ノ
行ハレザル處アルベカラス況ヤ日本ハ往古ヨリ中華ノ道ヲ用テ
治メ來ル國ナレバ末世トラモ再興セラルマジキニ非ス若英雄

豪傑ノ人アリテ上ニ用ラレ時ヲ得テ其術ヲ施スバ先王ノ道孔
 子ノ教海内ニ行シテ萬民其澤ヲ被ラント日ヲ計テ待ツニ
 昔人千金ヲ費シテ龍ヲ屠ル術ヲ学シガ屠ルニ龍ナクテ
 空ク一生ヲ終シトカヤ純ガ如キ者はニ似タリ然レドモ此身
 此マニテ終ラバ学得タル屠龍ノ藝徒ニ土中ノ物トナルキモ
 惜ケレバ拙キ筆ニテ記録シテ篋中ニ藏置キ廣キ世間ニ
 若龍ヲ得テ屠シトオモハシ人ニアラバ潜ニコレテ授テ其謀ヲ
 贊ント願フ是純ガ平生ノ微志ナリ若此中ニテ萬分ノ一ヲモ
 取用ラレコト有ラバ此身死ストモ生ルカ如クナラン漢ノ賈誼ガ
 長太息シテ治安ノ策シ文帝ニ獻ゼシハ其身朝士ノ列ニ

在_レ故_{ナリ}今純ハ草野ノ民ナリ何ゾ敢テ貢生ガ為_ニ
儼_ニヤ只憤懣_ニ堪ズシテ聊_ニ胷中ノ蘊_ヲ吐クノミナリ

享保十四年己酉二月八日

東都處士本姓平手氏中務大輔政秀_ノ孫太宰純書

序 終

祐祐之記

友節曰特受服
臣曰然履特受
以力席也並云
持重也
杜友
合美郭注
虛也

周礼天官酒正曰辨五齊之名一曰泛齊二曰醴齊三曰醕齊四曰緹齊五曰沉齊

鄭玄注是者成而淳淳然如今宜成膠矣膠托體也成而

汁滓相將。如今怙酒矣。蓋猶翁也。成而利。然葱白也。如今

鄧白矣、綬者成而紅、赤如今下酒矣、沉者成而滓、沉如今造積

美自醜以上尤濁縮酌者盞以下差清其象類則然古之法式

未外杜子春讀齊皆乃策又礼器曰緹酒之用玄酒尚

玄謂齊者、每有祭祀以度量節作之。三曰盛齊。

序注釋曰尊祖又為天祖神云若云皇天上帝思慕若天也

祖伯某被召入者云后上地換幣受若玉云嘉王帝云事畢即引展云性
為慷慨自有志云四元曰才曰仁云云子曰剛健云云靈時為柔靈時有金云

禮無復膳也。鄧夫子大子自手禮而薦之。

[illegible]

金何

1

(16)

春臺定保印譜

太宰純印



春臺



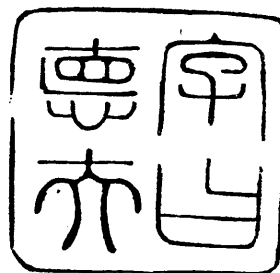
太宰純印



德夫



字曰德夫



德夫



純卿之印



保陽井氏



太宰純印



字曰德夫



太宰純印



太宰純



本姓平氏



德夫



秦淮逸客



永宣秋月



太宰定保



徵孺





(17)

門山寺眼天



(寺眼天谷下在) 墓之臺春 (18)

太宰春臺 前編

前澤淵月 著

一 緒論 (一)

家康の政策……時勢の推移……勸學の種子

流石に彼は偉い。

機に乗じて、一舉天下を手中に収めた徳川家康は、身を卑賤に起した豊太閤が米價調節に米の買占をさせたり、凶器を鎔解して兵革の氣を鎮さしめやうとした早急の遣口と品を替へ、聖賢の遺書を求めて、文事を勧め、至極手やわらかに平和の曙光を投げ掛けた。

此畫策は美事に効を奏し、刀に反りを打たせる殺伐の氣は日に薄らぎつゝ、諸般の學術は次第に勃興の機運に向つて來た。

緒論 一

之を惟ふに、先に家康が細川幽齋に質したところの公武法制十八條、林羅山に諮つた武家の修身治政要領十三ヶ條、蓋、二百餘年の間、天下の諸侯に號令を下し得た徳川の基礎は、此處にしつかと羽含まれたもので、當時帝都は京に在つたけれども、政治の大權を事實掌握して居るのは江戸であつた此時、恰も明治の文明が泰西より東漸したやうに、貞享以前の氣運も亦西より東を指し、京阪の文明的思潮は、何時とも無しに東海道五十三驛の春風を趁うて、事實政權の中心地たる武藏野の一隅に、燦爛たる春の姿を現せしむるに至つた。

實に不可抗なるは時の力で有る。勢の推移で有る。元和二年、家康假初事に疾を得てから、遂に起つ能はぬを知るや、我が後憂ふべきは西南の外様諸侯で有ると、戸を西南に向はしむべきを遺言したのであつたが、家光が三代將軍として親政するや、英斷自ら之に當り、大老奉行は、ほんの記録係と云つた有様で諸侯は唯々諸々、敢て仰ぎ視る者無く、將軍の威光は、恰も天に輝く日のやうであつた。

其れが、凡庸な家綱の代となつては、早くも榮華の夢に慣れ、剩へ忠實な井伊

直政、酒井忠勝を離れ、敏慧周密な松平信綱を失ひ、尋常ならば、事態將に一轉機を見やうとする時に際會した。

けれども、骨を抜かれた多くの外様大名、不便と壓迫とを痛切に感じた參勤交代の制さへ、慣れては却つて郷里の素朴生活を振り捨て、黄金の華、紅燈綠酒のうるほひ、沃治の叢雲、色と香、其れから其れと泰平に見るべき快樂の幕を次第に開き、末は何處に落ち着きを見出だすやら、勢の測り知られぬものが有つた。

此處に立つた五代綱吉、堀田正俊の建言に依り、先づ情風に一鞭を加へ、以て束の間の凌ぎはつけたけれど、やがて此處へと現れ来る元祿の豪奢は如何ともする事が出来なかつたのである。

さりながら、先に家康が下した勸學の種子は、何時しか皮を破つて、心願の通り其の芽を展ばし、青雲を望むの兒に漸次鵬翼を擴げさせた。

殊に將軍自ら藩邸に下り、儒者に伍して經義の討論に耳を傾けた事は、其の動機が那邊に在つたにもせよ、階級制度の七面倒な當時としては、各自の力量次

第、思ひ切つての飛躍を承認したもので、儒學勃興の機運を著しく高めた點に於いて甚有力な事であつた。

二 緒論 (二)

藤原惺窩……朱子學派……江西學派……古學派

是を溯つて考ふるに、足利時代は如何、將軍の實權漸く地に墜ちて、綱紀弛廢し、世は恰も亂麻の如く、群雄四方に割居して、互に攫拏吞噬し、生民殆ど其の堵に安んずるの日無く、學術は放棄せられ、漸くにして榮えた平安時代の文學も、鎌倉時代に繋がれた命脈も、之ぞまさしく風前の燈火、あはれ將に消なんとするところを、辛くも瘦せた五山の緇徒の手に保たれたのであつた。

此處に現れた藤原惺窩、一度は剃髮して桑門に入つたけれども、程無く之を非として儒學に轉じ、程朱を宗として之に高明簡易な陸象山の學を交へ、尙之に濶達な佛禪の教を加味して學界に一異彩を點じた。後人之に依り、天を稱し聖

を語り得る道を開いた功績は、特筆すべき事である。

其の高足林羅山は識見卓絶で、遂に幕府の幄帷に參して政教を左右し、一に朱子學、二にも朱子學、凡て朱子學を宗として全勢力を布き、此處に朱子學派の一鐵壁を築きあげた。而して、之を築き上げるに與つて力の有つた者は、獨羅山ばかりで無く、羅山と共に惺窩の四天王と稱せられた那波活所、堀杏庵、其れに次ぐ松永昌三、三宅寄齋などの功勞も亦思はなければならぬ。

尙他に此學統に依らず、獨立しては、空前の長壽者と云はれた江村專齋、後光明天皇の師に拜せられた朝山意林庵、或は洽くは世に知られなかつたにしても彼の土佐學派の唱祖としての南村梅軒、其の流を汲んだ小倉三省、さては野中兼山の如きは、何れも羅山等と同じく朱子學の色を帯びて、専ら學林の開拓に力を注いだ人々で有る。

此處に野中兼山の流を受けて、別に之を日本神道化した朱子學を唱へた山崎闇齋がある。其の學は深くは無かつたけれども、自ら其の身を律する事頗る嚴格で、人に望むや威儀堂々、恰も秋霜烈日の如く、他に對しても毫も假借する事

が無かつたから、多くは避易したけれど、夫れを凌ぎ抜けた學者の中には佐藤直方、淺見綱齋、三宅尙齋等が輩出して居る。

復、惺窩門から出た松永尺五の弟子には宇都宮由的、木下順庵、順庵門からは新井白石、室鳩巢、雨森芳洲、祇園南海、柳原篁洲、南部南山、向井三省、松浦霞沼、石原學魯、三宅觀瀾等成徳達識の士が續々とあらはれて居る。

之を要するに、惺窩に依つて目覺めた當時の學界は、更に其の四天王に依つて向ふ所を明瞭に指的せられ、多くは其の後を受けて、朱子學を宗としたといふ事に歸着する。其の中に獨立躬行實踐を崇び、知行合一の陽明學を奉する中江藤樹の現れた事は、蓋、自然の勢でもあらう。其の學の深淺は別として、自信は非常に強く、徳行を以て自然に四境を風化し、京阪江都を中心として廣く全國に刺撃を與へ、今日に至る迄近江聖人の感化は衰へず、兒童走卒でさへ其の名を聞いては之を仰ぐ。熊澤蕃山、中川謙杖、泉仲愛、中村叔實、加世季弘等

は同門中尤も著れた人々で、此學派を世に江西學派と謂つて居る。其の他に於ては朱舜水、其れに繋がる安東省庵、安積澹泊、徳行と女子教育の

熱心者とを以て世に響いた中村惕齋、朱子に基づいて、論語を聖門の懿訓萬世の模範として、之に依つて説を立てた貝原益軒、之と趣を同じうし我が國體に自覺め、古學の先指を染め、武士道を鼓吹して遠く餘黨を及ぼした山鹿素行、尙、是等と派を異にし門に依らずして獨立した二山伯養、或は藤井懶齋等が現れた。

斯くて時進み勢移り、群儒の中に嶄然として頭角を擡んで、東西相對峙して虎嘯した二大學者は伊藤仁齋、荻生徂徠で、稜々たる氣骨を以て鳴る信陽の鴻儒太宰春臺は、此二者に接して愈々進み、其の長短を相比較して、自ら別に一見地を立てゝ居る。

三 家 系

祖先……信長の傳……政秀の死諫……汎秀の首……太宰の姓……太宰系

太宰春臺、諱は純、字は德夫、幼名千之助、小字彌右衛門、別に紫芝園とも號

家系

じ、其の先を遠く求めると天穗日命に血統が繋がる。

其の後、第十一代垂仁天皇の朝、土偶を以て殉死に替へた野見宿禰著れ、中道にして、不遇に天稟の詩情を發揮した菅原道真出で、下つて其の族景行、尾張智多郡平手の里に居り、土地に因んで平手を姓とし、應仁の亂以降風雲の變甚しい時に際して、春臺にとつては五世の祖となる平手政秀の活動とはなつた。

平手中務太輔、諱政秀（初清秀）、其の主といふは、兵を動かすに駿速を極めた織田備後守信秀で、其の子信長が生れるや、乃ち政秀は其の守役といふ大任を承り、信長十三歳の元服めでたく終つて、翌十四歳の時は彌々初陣

「織田三郎信長、御武者始めとして、平手中務丞其の時の仕立、紅筋の頭巾羽織馬鎧の出立にて、駿河より人數入置候、參州の内吉良大濱へ御手遣、所々放火候て、其日は野陣を懸させられ、次日那古野に至て御歸陣」と、信長公記は説明して居る。

それから、美濃道三の女と信長との婚約を取り交はさせたは、同じ此年の出来事で、其の肝煎は、智を帷幄に籌す政秀であつた。

やがて天文十八年三月、信秀四十二歳で歿した時、十六歳の信長は何と感ずつてか

『御焼香に御出、其時信長公御仕立、長柄の大刀脇差を三五縄にて捲せられ、髪は茶筌に巻立、袴もめし候はで、佛前へ御出有て、抹香をくわつと御つかみ候て、佛前へ投懸御歸り』

之に引き替へて舍弟勘十郎の大人振は

『折目高成肩衣袴めし候て……………』

で、遺憾無く想像せられる通り、此対象は面白い一幕であつた。

是を眺めた衆人の下罵評の一日は『例の大うつけよと執々の評判』に盡きたが其の中に交つた筑紫の客僧某が一人『あれこそは國持人よ』と鑑定したと、同じ信長公記が語つて居る

親の葬儀の場に於いての舉動が既に是で有る。其の平常も類推に難くは無い。政秀の身に懸る一大事は此處に根ざした。摠見記によれば

『信長公異風なる御舉動、逐日さかんになり、加之御心立ても不揃して、行儀

作法もさながら狂人の如し。此の比の様體にては、中々國郡を治め玉はん事叶難く見えける故、諸人皆危く思て、安堵の心更になし。御傳の長臣平手中務政秀此事を深く歎きて、毎度諫を奉るといへども御承引の儀曾てなし。爰に政秀に三人の子あり。惣領を五郎右衛門、二男を監物、三男を甚左衛門と云ふ。其比五郎右衛門類なき名馬を所持す。信長公御所望有けるに、五郎右衛門返答には、某は武道に心掛申候間、御詮旨罷成間敷由苦々しく申放て、馬を進らせざる間、信長公御立腹あり。其より五郎右衛門と御不和也。中務亟も内々此事は五郎右衛門が僻事なりとて戒めけるが、子の惡きあまりにや、父の平手もいつ共なく信長公の御前宜しからず。然れ共、中々度々諫言を奉つて、信長御氣隨の儀どもを申止めんとしけるに、信長公一旦御承引有といへ共、未御若年なる故、たしかに守り玉ふ事なし。中務是を歎きて、所詮頼もしからぬ主人を守立て事ゆくべしとも思はれざれば、忠諫の爲に腹切て、無ん跡までも責め忠義の志を立んと決定して、一通の書を残して曰く。度々の諫言御用ひなき事、身の不肖不過之、因茲自害致し候者也。あはれ某が死

を不便にも被思召ば、中上置きたる處一箇條にても御用ひに於ては、草の陰にても難有仕合に可奉存由、遺書に諫狀を指添へ留め置きて、政秀即ち腹切て死去しけり。誠に是末代無雙の忠臣とぞ聞えし。信長公大きに驚き思召て御後悔不斜、屢愁涙を垂給ひて、平手が諫狀の趣を一々御信服あり、是より御心立行儀作法を改られ、日々眞實の御嗜好也。然れ共異相は未だやみ玉はず、其後信長公平手が菩提の爲にとて一字の寺を御建立有て、政秀寺と名付け、自身御參詣御焼香あり。それより後、代々此寺にて平手が後世を弔らひ玉ふ。扱又時々平手が忠志を思召され、天下一統の後も、我如此國郡を切取候事は、皆中務が厚恩なりと仰られし事度々なり。又鷹野に出玉ひ、河狩をし玉ふ時も、俄に中務が事を思召出されて、或は鷹取たる鳥を引きさきては、政秀是を食せよとて虚空に向て投たまふ。或は河水を立ながら御足にて蹴かけ玉ふて、平手是を吞よとの玉ひ、双眼に御涙を浮べ玉ふ事多し。皆人は是を見て、かゝる異相の人ながらも、御信實の御手向、寔に奇特の御芳志なれば、平手が亡魂いか計か忝く存べきとて各信感し奉る』

と、政秀が一死以て信長に打ち込んだ命は、決して軽いものでは無かつた事が窺はれる。

政秀既に此通り、某は武道を心掛申すからと、主命を拒んだ五右衛門は、其の後天正二年長島に一向宗徒の一揆起つた際、此處に戦死した。

やがて、父の食祿二萬石を襲ぎ、騎將となつた汎秀のびたは、信長の命に依り、徳川家康の援軍として、佐久間信盛、瀧川一益と共に三方ヶ原に出て、自らは銃手二百を率ゐて武田信玄の中軍を衝き、美事敵の驍將小山田昌行を走らせたけれど佐久間破れ、瀧川潰え、汎秀利を失ひ、遂に元龜三年十二月敷智郡伊場村に於いて戦死してしまつた。時に齡二十。遠江長上郡有玉村の龍秀院は。汎秀菩提の爲に徳川氏の營む所といふ。

此戦は家康の總敗軍に終つた。濱松城の門先に

まつかれてたけたぐひなきあしたかな

の落首が有つたといふのは此時である。之が

まつかれてたけだくびなきあたしかな

と、一人の機智に、松の緑の常磐がことほがれたゆどりの未だ消えやらぬうちに、平手汎秀の首は岐阜なる信長の手許へ届けられた。其れに添へられた信玄から信長への絶交状は、天正元年正月十七日附を以て甲陽軍鑑に名残を止めて居る。

其の子は彦右衛門秀言ひでのよである。父汎秀の死後食封を繼いで居たが、天正十年六月二日明智光秀が水色桔梗の紋所を鞍馬嵐に翻しつゝ、敵は本能寺に在りと刃を逆に振つた時、秀言幼弱にして之を救ふの機を失つて播磨に奔り、越中守山に移り、其の後、能登の羽咋郡菅原邑に居住し、終身再び仕へずして寛永六年此地に歿した。

次を受けた忠左衛門言親のぶちかは、號を雪江といひ、加賀の家老横山長知に仕へて三百石を食み、元和元年は大阪の役に戦功を立てた。其の第三子言辰のぶとしは、後に野州烏山城主堀親昌の家臣太宰謙翁の後を繼ぎ、太宰姓を冒し、やがて春臺の父となる人である。

太宰春臺

太宰系

(印牧氏ニ依ル)

某

姓橘、太宰雷助ト稱シ、能州島山家ニ仕ヘ、采邑五百石、紋所黒餅四ツ目替紋蛇ノ目

規雲

諱長次、理兵衛ト稱シ、加州篠原氏ニ仕ヘ、五百石ヲ領ス。大阪兩度ノ役ニ足輕大將ヲ勤メ、歸來功ニヨリ加恩五十石。後領ヲ辭シ越前ニ赴ク。慶安三年七月三日病歿。規雲全高居士、菩提所金澤泉野寺町立像寺

徹心

諱直治、孫助ト稱シ謙翁ト號ス。越前ニ住シ酒井怡雲齋ニ從ヒテ砲術ヲ學ビ、其ノ奥旨ヲ極ム。延享八年十月二十六日歿。徹心院一相全性居士

女

寛文元年九月十九日歿、露白院妙玄信女

女

正保三年五月十七日歿、觀窓妙持信女

某

元祿六年八月二十八日歿、了翁紹然

某

寛文九年七月朔歿、性山榮法

女

享保三年四月八日歿、圓智院妙智日惠大姉

某

利兵衛ト稱ス。實ハ平手家ノ次子(平手系譜三男)故有リテ直治養フ。後他國ニ赴ク。

祥嚴

諱ハ友之、幼字丹次郎、傳太夫ト改ム。又丹之丞、後ニ宰助、終ニ太郎左衛門。實ハ興力平野彦右衛門ノ嫡子。直治ノ養子ト爲リ、七歳ニシテ召出サル。

平手系

(平手氏ニ依ル)

天穗日命

野見宿禰

菅原道真

兼茂

從五位常陸介一人、近江ニ流サル

景兼

從六位近江權守、家紋引輦、三葉形

景行

權太夫、尾州智多郡平手邑ニ居住。是ヨリ平手ヲ氏ト爲ス

(十七世)

家系

太宰春臺

政秀

信秀ノ老職信長ノ傳ト爲リ諫死、時天文二十二年閏正月十三日、法號政秀寺功庵宗
忠大居士。信長政秀ノ爲ニ一寺ヲ建ツ。寺號瑞雲山政秀寺、寺領三百貫

時秀

正秀嫡子、天正二年九月尾州長島一揆ノ爲ニ討死、法號鉛溪宗堅禪定門

汎秀

監物始メ甚左衛門尉元龜三年十二月三方ヶ原ニ戰死、法號不可宗勳禪定門

秀言

彦右衛尉、能州羽咋菅原邑ニ歿。妻ハ瀧川一益ノ臣大津氏之女

言親

忠左衛門、横山長知ニ仕ヘ食祿三百石、寛永十六年十二月十五日卒、法號雪江洞白居士
妻谷口氏、延寶三年十二月二十六日卒、法號清育院玉巖理寶大姉

女

名不知母ハ谷口氏本多安房守政長臣三上源助ノ妻

言賴

忠左衛門始又三郎、母谷口氏、長知ニ仕ヘ十一歳ニシテ遺領三百石ヲ繼ケ。月瀬猪右
衛門ニ就キ鎧ノ奥儀ヲ受ケ。元禄十二年八月二十五日卒、年七十一、法號節安全忠居
士

言辰

理兵衛始惣左衛門、後紹堅ト改ム。母谷口氏ノ伯父太宰藤翁ノ嗣トナル。初メ金左衛門ト稱シ後宗見ト改ム。享保八年九月二十六日卒。法號柏樹齋。固岩紹堅上座妻清水氏。定紋丸輪内桔梗。

女

名不知母谷口氏、同藩松山與左衛門重治後妻、延寶五年七月七日卒。法號海月。妙姓信女。

當頼 (平手系、及今日)

太宰系

言辰

室ハ清水佳忠(元禄三年三月十日歿)ノ女名梅後、名游元禄十三年六月十一日歿、年四十五。溪雲院光月圓智大姉。室妹(母谷田氏)ハ義男中村氏ノ室ト爲リ正徳二年五月晦殺年三十一、子無シ。

重光

吉左衛門、幕下本多彌兵衛某ニ仕ヘ後癩疾ノ爲僧トナリ守鑽ト號ス。元文三年十月九日寂、年六十七。仰殿守鑽守座、墓所天眼寺。

純

彌右衛門、幼名千之助、延享四年五月晦卒、年六十八。妻末松氏正徳四年五月十三日歿。再娶前川氏明和二年九月五日死去(天眼寺過去帳ニハ七月二十九日清壽院貞應惠

家系

太宰春臺

松大姉末松氏、平手氏系譜ニハ、前川氏法號トアリ

定保

太宰彌三郎、實長州人阿武安次之子、純養爲子、嗣家至寶曆中止音信(平手系譜)

某自稱彌十郎、寶曆三頃迄平手家寄通、其後行衛不明(太宰系譜)

延享二年五月春臺ニ養子、天明五年八月八日歿、年五十五、達乘院修徳貞保居士

かつ

文化三年十一月十一日歿四十四歳、唯法院妙持信女。

女某

和州郡山松平美濃守吉保臣鐵砲足輕匹田元右衛門尙重要(平手系譜)

春臺ノ葬儀ニ列シタル匹田喜藤次尙明ハ其ノ子?

附 天眼寺過去帳に

太宰惣左衛門 延寶三年

清音院殿玉岩理寶大姉

太宰氏ノ姉 元禄十一年寅十二月八日

月沼妙和信尼

の二有り。後考に資す。

四 家庭

重光……姻親昌の入……言辰……母の生立……教への庭……月の桂

太宰謙翁の嗣となつた金左衛門言辰は、其れから三年目の寛文十二年三月二十一日には重光の父となつた。

此重光は、後に本多彌兵衛に仕へたけれど、廢疾の爲に僧となり、守鑽と號し、無上菩提の珠數つまぐりつゝ、忍肉の生活を續け、元文三年十月九日六十七歳を以て東都に寂した。仰巖守鑽首座。墓所は東京下谷の天眼寺である。

重光が生れた年の七月五日、脇坂中務少輔が信濃飯田を引き拂つて播磨龍野に移るや、八月十四日は早くも下野烏山城主堀美作守親昌の飯田入部となり、町方へは烏目百貫文を下して仁政の緒を垂れた。

然るに、親昌は、飯田着城の翌延寶元年七月十六日世を去り、其の年九月十一日嫡男周防守親貞が家督を繼ぎ、城の礎いよく堅く、かくて江戸より召され

太宰春臺

た太宰言辰は、延寶七年十二月十七日一家を擧げて飯田に罷り越し、鐵砲組の頭として二百石を戴いた。

言辰は、一死以て信長を諫めた政秀の後裔で有る。加ふるに韜略以下射騎劒槍を兼ねて其の奥儀に達して居たから、親昌より親貞、親貞より親常と代は移つたけれど、藩中異數の師範役として、三十五歳の男盛りから五十餘歳迄衆目環視の中に立つた。

時は貞享四年九月九日の事である。思ひもかけぬ境遇の一變化を來すべき事件が涌き出した。

何が原因かは分明で無いが、幕府より堀親常への預け人森川六郎右衛門の居所に於いて、言辰は佐伯武兵衛、佐伯安兵衛の二人を對手に、聲暴だてゝ爭論をしたので、定書を以て特別の注意を加へて有るにもかゝはらず、場所柄をも辨へぬ、殊に物頭をも勤める身分としては、不屈至極の致方ぢやと、親常の立腹は以ての外であつたが、太宰先代道益以來の功勞を考へ、特別に

『金左衛門其の方は、飯田を勝手に立ち退きの事、萬事御構ひ無し』

といふ寛大な上意を受け、翌元祿元年家族を率き連れて、昔住み馴れた江戸へと發足した。傳ふるところに依れば、鎗を立て、立ち退いたといふ事である。

閑散餘録に

『春臺の父は、信州飯田に仕へたる人なり。ある夜城中の玄關に直せしに、心疾をやめる婦人有りて、忽爾として入來る。急遽の事なれば、その處置愈忽なることあり。故を以て父子ともに放逐せらるゝなり』

と有る。

今は浪人の身分である。先づ父言親の縁に依つて、前田藩の家老横山左門元知の客と爲り、假の宿を求めたが、やがて元祿六年仕路に望を斷ち、晩年は禪に逃れて柏樹齋と號し、悠々自適、聖賢の書に親しみつゝ、淡泊な禪的生活にはいつてしまつた。荻生徂徠の手になつた柏樹齋碑文中に

『性樂聞聖人之道。予時時訪德夫廬。瞰其挾策牖下。目光炯炯。如蓋至于歿弗衰。豈尋常武人倫哉』

以て其の風采を想見する事が出來やう。

太宰春臺

母は名は梅、後名は游、本多彌八郎の執事清水佳忠の長女で、明暦二年九月十五日、江戸は太宰謙翁の家に生れた。

謙翁には唯一人の初孫である。引き延ばすやうにあせる間に、四歳の春を迎へる迄になつたけれど、未だ人手を離れて歩行する事が出来ないで、幕下の侍醫塙宗悦に治療を乞ひ、其の力に頼つて漸く成人した。

稍長じてからは聰敏他に超え、善くやさしく父母や外祖父母に事へたので、謙翁の愛は彌深く、遂に之を我子と定め、後に言辰を迎へて之に妻した。

其の性行は篤實で。能く人を愛し、修飾に氣を奪はれず、華美を好まず、貞靜幽閑の徳を具へて居たから、心有る人の口々から關雎の風があると傳へられた程である。

時は貞享元年六月十日の夜亥中尅、飯田城下池田町南側中程の又介の家から火災が擴がつた。見る／＼うちに池田町、番匠町、松尾町三丁目と火の手は進んで來た。其の松尾町三丁目の裏手には太宰の家が有る。

をりもをりとして、言辰は江戸へ出た留守、かてゝ游は來月といふ唯なら

ぬ身體、其れにもかゝはらず、所を失つた男女を指揮して財物を歛め、すばどいは一令の下に始末が附けられるやうに備へて、平常のやうに従容として居たといふ。

松尾町は半分焼けた。一丁目は少し残つた。幸にして太宰の家は此難を免れる事が出来た。其の翌七月十三日に生れた春臺の妹は、後に和泉郡山城主柳澤保明の臣、火器大將匹田元右衛門尙重に嫁して令名を走らせた。

言辰が東都に出で、仕路に望を斷つてからは、游は勞苦殊に多く、見る影も無き迄のやつれも意とせず、夫に従ひ子弟の養育に家計の支持にと心を碎いた。

此間に游の信仰生活が萌え出して來た。言辰が仕路に望を斷つた元祿六年の夏靈雲寺の覺彥律師に謁し、光明眞言を受け、續いて同師の灌頂を被り、爾來密教に歸依して信奉愈々深く、時に齋戒を持して在家の菩薩に擬へ、紡績の暇に日々光明眞言數百遍を誦し、五年にして遂に一百萬遍に達せしめたので、律師はいたく感じて之に七卯を授けた。

其の後、元祿十年の春、游は兩部の壇に登り、結縁の投花をしたのに、此時投

太宰春臺

げられた花は皆中堂にはいつたので、並み居た僧侶も、其の深い信仰の産み出した奇蹟に驚いたといふ事である。

春臺が京都の客舎に物した先妣清水氏行狀に

『初め先妣十二三の時、尼に素淳といふ者有り。授くるに大學を以てす。受けて之を誦せり。長するに及びては、源氏伊勢等の紀談を讀みて、婦道の得失を考へ、多く古の和歌を誦して、時に復之を作りき。早歳書を能くし、善く衣裳を縫ふ。後佛書を讀み、専心慈仁を務む。人と爲り寡慾にして與を好み、珍奇重寶と雖も、一毫も愛惜の心無かりき。其の奴婢を視ること子の如く、吾儕小人、不敬を以て其の心に逆ふも、則未だ嘗て之を怒らず。他日私に其の罪を督し、告ぐるに孝悌の道を以てするのみ』

此母が、時をり源平盛衰記或は太平記などの戦記文を讀み聽かしめ

『御身達もし此中の勇者にあやからうとなら、文武の二道を勵まれよ。之は鳥ならば二つの翼、何れを缺いても叶はぬ事ぞ』

と、諭せば、言辰は

『中江藤樹先生を見やれ。熊澤蕃山先生を思やれ』
と、勵ます。

『書を讀まねば、眞の士とはならぬ』

といふのも常々の教であつた。

其の中に生ひ立つた春臺、八歳の時より讀みほごいて貰つた孝經や論語を緒にして、漸く分け入る文の林の奥深く、果は菅公の母の歌をまのあたり、月の桂も折るばかりに、家の風を吹かせる身とはなつた。

五 立 志

目的……白石の意氣……環境の變化……歌反古……詩の學習

凡そ人或る年齢に達した時、其の境遇其の性情に因り、撰ぶところは各自異なりとするも、取るべき後年の志望に對して、迷は無い者は殆ど稀である。則自己が社會の一員として其の目的を定めるに當り、己を省察し、境遇を考へ、時

立 志

代を慮り、斯くて最後の斷定に至る迄の苦衷は、遅かれ早かれ多くの人が一度は之を嘗めねばならぬが、扱て、此處に目的定まるや、乃ち渾身の力を擧げて之に集注するに至れば、既に事業の大半は成就したるものと云つても敢て過言では有るまい。

さりながら、之を味うて見れば、人生の行路はしかく容易のものでは無く、自然はあらゆる方法を以て吾人の心膽を試みて居る。一敗、其れが何であらう。再敗、更に躊躇するには値し無い。俗に七轉び八起きとさへ云ふ。斷じて行へば、鬼神も猶之を避ける。一度目的確立したならば、誠心一意正義を楯として貫徹を計らなければならぬ。白石曰く。

『大丈夫生きて封侯を得ずんば、死して當に閻羅王となるべし』

と、此意氣有つたればこそ、彼の豪商河村瑞軒の援助を退けて、遂に白石たる事を得た。

春臺は如何、言辰が堀親常に蒙つた不興は、幸か不幸かはともあれ、春臺の將來にとつて、一大變化の首途となつた事はいふ迄も無い。

抑も信陽の飯田城下は、東方一碧天龍の流を隔て、伊那山脈を前衛とし、更に後に始原の天壇海拔一萬尺内外の峻嶺十餘座を連ねた赤石山系を扣へ、西を畫した木曾山脈は、高距八千餘尺の駒ヶ岳を盟主として、眉に迫る虚空藏を扈從にふさはしい權現山（一五三五米）を翠深く峙て、遠く西南に延びては、信美二州の國境に惠那山（二一九九米）を起し、南北二方は、同山脈に源を發する松川、野底川に依つて築かれた天興の城壁が有る。此あたり目に見ゆるもの山紫水明、四郊の村色は淳朴な民によつて豊にけふる峡谷の一壺中。

去つて江戸に至れば、廣袤幾十里、平原の一角限りもあら波の大海に連なり、満都の屋宇は櫛比して八百餘町といふ。

此八百餘町が、物質的文明の進歩に連れて混濁の色を増し、文化の中心たると共に驕奢の巷となり、數尺の木綿糸を拾つて貯へた土井利勝の遺風は既に地を拂ひ、多くは是嬉々として花に戯れるの蝶、何時か翅の破れた時、士は漸く財用に窮するの時、市民は此餘澤に依つて順次富を積むの時で有つた。其處へ年齒僅に九歳の春臺は卒然として投げ出されたのである。之を獨語に見る。

太宰春臺

『我が父母共に和歌を好みしゆゑに、八九歳の頃より三十一字をつらぬるすべを知り、十歳ばかりより十二三迄に、こしをれの歌凡三四百首もよみたり師もなく友もなければ、歌よみたればとて、人にみすることもなく、書きつけて藏しおきたるのみなり。其の時の心に、歌はよみうべきもののどのみおもへり』

と、いふところは風流の一事、些も都の塵を止めず、師もなく友もなく孤獨の生活ながら、平和な家庭に於いて、人皆共に悠々安如として居た有様が髣髴として浮ぶ。されど

『十四五歳の時、始めて詩といふ物を學びて、稍七言絶句など綴るすべをしれり。其時愚心ひそかに思惟せしは、和歌を學びて縦ひ上手になりたりとも、公家の人々を超ゆることなるまじければ、いつも公家の下にかいみなんも口をし』

父言辰が仕路に望を斷つたのは元祿六年で、即ち春臺十四歳、漸く迫り來つた當面の生活問題は、多く母の辛勞に事無く過ごされたとはいへ、元より足らは

ぬ勝の今日、春臺獨無心の境に安置せられる事はむづかしく、對他的の壓迫は其の嗜好に結び着いて、負けじ魂の頭を擡げさせ、當時京極家の教を尊信して金科玉條と心得、公卿の名家と歌所とを笠に着て、歌道を一手販賣の如く構へて居る者共に慊らす。

『詩は公家の政をうくまじければ、上手にだになりなば、公家をも弟子にすべし。此道におきては、天下におそるゝ所あるまじ』
と、既に人を呑むの慨を示し

『いざ歌よむ事をやめて、詩作ることを習はゞやと思ひ定めて、書き付けおきたる和歌の反故を悉く焚きすてゝ、一首ものこしといめす』
の斷然たる所置に出で

『夫より詩を好みてひたすら學習し、二十年を経て、漸く詩の道を明らめたり』
斯くて初一念は貫徹せられ

『詩の道を覺悟したることは、誰にもまけまじと思ふ』
と、大膽な告白を爲し得る境地に到達したのである。

六 出仕と就師

一夜百詠……摘錄の門……神童……學友……春臺の感謝……十年の綱

春臺は齡志學となるや、出で、出石侯松平伊賀守忠徳の小姓頭となつた。之は奇才を以て目せられた祇園南海が、年齒僅に十七にして一夜百詠を試み、藝園に一佳話を留めた翌々年の事で、春臺としては、漸く七言絶句を綴るすべを知り公卿に屈するを潔しとせず、詩を以て立たうと發憤した頃に當る。

其れから一年を隔て、春臺十七歳、柳澤保明の招きに應じて服部南郭、荻生徂徠が同侯に仕へて居た頃は、春臺は中野搗謙の門に入つて、性理學の講習に取りかゝつて居た。

此中野搗謙は元長崎の生れで、春臺より長ずる事十三歳、幼時不幸にも父を喪ひ、母に供はれて林道榮の家に寓した事がある。ところが道榮は搗謙を我が子のやうに愛育し、其の暇々に自ら句讀を授け、かねて書方を教へたのに、年漸

く八歳の頃は讀書殆ど遍く、時に道榮に代つて四書小學などを講じたが、頗る快辯で、しかも其の意を誤らなかつたから、大人も猶三舍を避けたといふ。

書に於いても、十二三歳の頃、既に一家を爲すの域に達して居て、楷元より佳なれど、最も得意とするところは草書と隸書であつた。

斯かる天才であつたから其の名四隣に聞え、世人は之を神童と目するやうになつた。

後、江戸に出で、廣く諸方の名士と交り、研鑽日夜怠らず、遂に性理學を以て一家を立て、關宿侯牧野氏に聘せられて文學となつた。其の頃將軍綱吉は其の學名を耳にし、屢々侯の邸に臨み、搢謙の講を傾聽した程である。

搢謙は其の後、寶永の初年に、牧野氏が三河に封を移された時仕を辭し、一時京都に徙つて弟子を執り立てたけれど、程無く江戸に出で、門を張り、享保五年七月二十三日、五十四歳で歿した。

春臺が搢謙に師事した頃、數多の門人中に二人を見出した。其れは松崎白圭と安藤東野で、之が縁となつて、白圭は其の後自分の一子觀海の教育を春臺に托

出仕と就師

し、或は春臺養子の肝煎をし、東野は、復古學の鼓吹者荻生徂徠の股肱となつて春臺を誘ひ之に接近させた。

嘗て撝謙がいふ事に

『吾敢て人を知るの明ありと云ふにあらず。但言ふ。太宰生を知るの一事は則他人に譲らず設し吾にして邦家を得ば、以て六尺の孤を托し、以て百里の命を寄すべきは純なり』

春臺は之に對して、骨肉でさへ之に向ふる餘地は無いと感謝して居た。其の後過度の心勞に疾を獲、出仕其の期で無い事を考へ、身は羸弱の爲遺憾ながら御勤が出来ないからと、骸骨を乞ふ事三度に及んだけれど、うべなはれず。在菴七年に及び、會々元祿十三年六月十一日母の病疾に際し、之を機會として致仕したところが、忠徳は、敢て意に背いたといふわけで非常に立腹し、頑にも十年間の鯛を宣告した。

實に人の運命は計られぬ。此鯛は先に父言辰が堀侯に蒙つた不興に次いで、春臺をして第二の境遇變化を齎さしめる動機となつたので有る。

七 登 嶽

元祿の快舉……天災……縹緲の吟……登富嶽紀事

忠徳に與へられた十年の劬は、餘りといへば苛酷の沙汰であるけれど、世が世であれば、此壓制にも耐へなければならぬ。が、之は唯春臺一人の身の上に關した事で、當時は其れよりも世人を驚愕せしめる一大事が芽を展ばしつゝあつたのである。

俄然翌十四年、淺野長矩刃を殿中に揮つたが爲、身は切腹、所領は沒收、明くる十五年十二月、大石良雄等主君の仇と目した吉良義央を討つて、雪に時ならぬ櫻の花を咲かせた。

其の後、幕議は徂徠の説に従ひ、面目有る武士の最後を浪士に飾らせたのは十六年の事で、此年は地震有り、大火有り、江戸に死んだ者三萬七千人、房總は海水の横溢に逢つて死者十萬と數へられた。

登 嶽

此有爲轉變に因り、現世的享樂氣分に醞釀して情氣に充ちた滿都の人心は頗る動搖した中に、春臺は究學に没頭し、天文を考へ、地理を案じ、事變の因つて來るところを慮り、宋儒の理氣說に疑を生じて、道を求めるの念愈深く、漸く健康復するに従ひ、滿肚の磊塊を寄すべきところ、靜思冥想の殿堂として、生を高原に享けた春臺は、乃ち雲際に聳ゆる芙蓉の秀麗に眼を側てた。

恰もよし。素より相識る甲斐の僧義勇が、郷に歸つて父母を省するに際し、其の慇懃を受け、寶永元年六月一日、共に携へて江戸を發し、遂に其の絶巔を極めて、

富嶽勞瞻望

登臨喜滿襟

歸雲迷胡岫

積雪罩層陰

目極群山小

心寒列壑深

誰知萬仞山

縹緲發高吟

の記念をといめ、一度東都に歸つて程無く京都に向つた。時に年二十五歳、當時を委しく語るものは登・富・嶽・紀・事である。

『日本之國。多名山焉。而富士最顯。富士之所以顯者。以其高也。以其大也。以其形特異也。夫山高則多寒。凡山之高者。自八九月雨雪。迄明年三四月乃

盡。富士則彌四時而不消。至高也。凡山之大小。必稱其高庳。如富士之至高也。蟠根所據。蓋可知也。凡山以峯嶒巖壘竊屹嶠爲奇。常也。富士則堆若嶮垤。四方視之。無有向背。遠而望之。人未見其峻險也。自圖書所載。蓋未有可比類者云。是豈非特異與。有義勇師者。峽人。浮屠也。姓高山氏。與余素相善。歲甲申。夏。勇師將省其父母於峽中。謂余曰。吾知子好遊也。今子不欲登富嶽乎。即欲之。盍與我偕。我且爲東道主。余曰。偕哉。六月己巳朔。越戊子。黎明發東都。道多麻。抵駒城關下而宿焉。己丑。早出關門。過小佛嶺。徑相地三十餘里。而入都盧。是謂郡內。有都盧河焉。勇師省其姊於巖殿。巖殿者。故武田氏之臣小山田信重之邑也。信重嘗城山上而居云。基趾猶存。山中有神祠。主其祀者道士。廼勇師之姊夫也。信宿而行。辛卯。抵谷邨。郡內之治也。勇師之兄。仕爲邑宰。勇師省之。遂行。到暮地里。得勇師之家而主焉。是日也雨。午後雨止。自谷邨至暮地。二十里而近。至則日方下春。暮地去富嶽。不能數十里。而其間無有丘山爲之屏障。於是雲散天霽。富嶽當牕戶而屹立。矯首望之。翠靄射眼。秀色可摘。始視不見其高。且相去尙遠。譬

如培塿在數十步之內。一舉可到。漸見其峻嶒插天者焉。且其崎嶇曲折。殆可以詳之。其與平昔在東都。望諸數百里之外者。豈不萬萬哉。余謂勇師曰。旣已至此。不宜遲留。請息足一日遂行。勇師曰。可也。越日壬辰。又雨。累日弗止。重陰冥冥。流潦縱橫。雖林泉在數里內者。尙不得尋討。且地乏佳味。麥飯之外。時噉麪。銜杯酒於茅屋之下。以消日而已矣。七月己亥朔。越翌日庚子。乃得晴。余與勇師喜而相謂曰。可。因趣治裝。辛丑。早發暮地。與勇師之弟。及一鄰人俱。一奴裹糧齎酒以從。主人送以二馬。皆有馭夫。余與勇師騎之。西南行十餘里所。得一聚落。曰吉田。有富嶽廟焉。木華表甚高大。署曰三國第一山。皇子某沙門書云。廟頗壯麗。過此西披荆榛行二十餘里。其地名鈴原。有廬舍十餘所。皆具飲食以待客。過此入大麓。余與勇師舍馬而徒。茂林蒼鬱。徑路崎嶇。上有枝柯交加。藤蘿蔭翳。下有桢木梗塞。根柢偃蹇。仰恐拘礙。俯恐蹉跌。或偃僂。或跳躍以行。可十里而得一佛閣焉。乃祀役小角所也。俗謂之室。中有僧守之。上下山者皆偈于此。過此而上。猶行林中。塗則漸峻。又可十里所。林盡而帖矣。帖岬之際。俗謂之中空。山下之民。於

此爲倚廬以待客。是日向晚復雨。比至中空雨甚。日亦暮。乃投宿廬舍。舍蒼以蓬。甚矮。偃而入。藉以柴。席而坐。於是人各出所齎糗糒餅麪酒漿。任意食飲之。然後枕肱而臥。屋漏則以笠蓋首。襪蓋身。夜寒。且寢不安。故雖體實疲而弗能寐。輾轉反側以待旦。壬寅。天晴。遂行。自中空以上。無復草木。唯有石楠。叢生高數尺。往往而在。巨石巉崑。塗愈益峻。土乾燥。色赤如焦。循岡度嶺。逕迤而躋。愈躋愈峻。山上無水。行客乏飲。有齋水者。民於巖側爲倚廬而賣飲。乃雪水也。客患渴者就而求飲。一碗直數錢。自中空之上十餘里而得平處。可以息足。有池焉。周匝數里。中多鰲魚。過此而上。巖險不可言。胸喘口渴。蹙蹙焉。勃窣焉。前不顧後。魚貫而行。又十餘里而盡。則絕頂矣。八峯環列。若芙蓉狀。中一大坎。是昔出火颶煙者也。臨之不見底。有氣如霧。客多投錢於其中者。坎上嶺道。崎嶇尤甚。一登一降。旁臨深谿。或緣巖角以上。或跳躍以過。或者梯之。或者梁之。衆相扶持。前者唱于。隨者唱喁。乾喉焦唇。蹙蹙以行。蓋周行十餘里而復故處。于時天晴。四面無雲。日方禺中。自嶺上而四望。薄海內外。可一目而盡也。特恨無離朱之明耳。觀

其象山在數百里之內者。譬猶登丘陵而瞰田壟也。不能復審其大小高下也。於是乎同人坐石上。而酌酒以助疲。因皆題名字於巖側。余獨賦五言詩以自娛。訖則首歸路。降非登之所由也。其爲道也。比向者不甚艱險。而峻則甚焉。且也沙土拉攏。隨履隨頽。足下如流。可走下。不可徐步。故唯降者由此云。不食頃而盡二十餘里。比登之艱。其勞不特三之一。於是還反中空。則亭午矣。過廬而惕焉。遂下行。復過大麓而抵鈴原。就前舍而息。且食飲焉。下山至是。則險阻旣遠。無復烈風雷雨之虞矣。同人因皆逞顏色欣然。相勸以酒。乘醉趣行。從故路還暮地。暝黃至高山氏。主人問故。具以答之。主人曰。吾聞之。凡高山之巔。陰晴不常。風雨暴作。況乎富嶽之高也。觸石而出。膚寸而合。太山之雲不霄。俄爾而起。則六合皆冥。加以急雨如寫。大風飛沙礫。客若遭之。跬步不可行。且沙礫撲面。或立而顛仆。或轉谿谷。莫知死所。即幸而免者。尙多昏眩卒倒。故遊客見風雲之起。則旁尋廬舍而投之以避害。舍人則乘急索錢。此遊客之患也。是故。登富嶽者。至山下必占陰晴。必待天色晴朗。四無雲氣。乃可發。然山中事猶不可必也。此登嶽之所以有遇不遇也。今公等

一發至崔嵬。究覽諸勝而歸。可謂遇矣。我是用賀。余曰。然。余少在東都。每望富嶽於數百里之外。而願一遊陟。非旦夕矣。今年何年。今日何日。廼得酬平昔之願。無復遺憾。雖曰天幸。實亦主人之賜也。敢謝嘉惠。是夕也。沽酒而張宴於高山氏。高歌談笑。盡歡而罷。翌日癸卯。又雨。余與勇師高枕而臥。因相謂愈益喜昔之遇。於是息足三日以得晴。甲辰乃晴。乙巳天色甚佳。余乃見主人而告辭。遂與勇師同發高山氏。從谷邨城下。過猿橋。涉都盧河。抵芳野驛而宿焉。是驛也。西距暮地百里所。而東去武都百餘里云。丙午。早過小佛嶺。而入駒城關。薄暮歸東都。』

八 入京

還來の客……伊藤仁齋……古義學……追慕の情

神武天皇大和の橿原に即位の大典を舉げ給うてから桓武天皇に至る迄五十代、年を経る事千四百有餘年、其の間遷都の事ある四十有九、是に於いて地を相し

入京

て百世不遷の都と定められたのは即ち今の京都で、命じて平安と曰つたのは、彼の漢の長安に擬したのである。

其の地北高くして南に下り、東西北の三方皆山に據り、南は大河に臨んで南西の象が有る。厥の土燥剛にして厥の水清冷、道塗脩潔、市井寧謐、兆民此處に安らかに、古の禮樂制度典章も此處に存して居る。

されば、男子苟も四方の志を有する者は、行を啓いて此處に一遊しなければならぬと、先に一萬二千餘尺の絶巔に立つて自然の偉大に打たれ、群山を小なりとした意氣を懷いて、孤杖飄然、京にはいつた。

然れども、元これ遠來の一旅客、親朋とては無し、歴史を孕む洛の風光におつと、羽含まれつゝある民俗の優美に感じては

開關千里入京華 落魄伶俚也足誇 王國經營因地勢 神州氣象遶天涯

匣中奇寶藏明月 堂上芳樽把紫霞 絡繹行人誰似者 自憐遠客獨思家

此時、伊藤仁齋此處に在り。子弟三千といふ。

仁齋名は維楨、字は原佐、古義堂或は棠隱ともいふ。十一歳の時師に就いて大

學を讀み、治國平天下の章に感奮してから一意之に嚮ひ、疾をも姻戚の反對をも顧みず、益研磨し、獨學以て心學原論、大極論、性善論等を著はして朱子學を發揮して居るうちに、何時しか宋儒の性理說に疑義を生じ、遂に大學は孔子の遺書で無いと看破し、明鏡止水、冲漠無朕、體用不離、理氣別殊等の言は、皆佛老の餘唾を吸つたもので聖人の眞旨では無いと斷じ、此處に門を開いて古義學を唱導し、自ら信するところに従つて論孟古義や中庸發揮を草定し、毀譽交、至る間に立つて古學の基礎を確立してしまつた。

其の學風は『實學ありて後實德あり。實德あれば實材隨ふ』といふ智德合一說で、之が爲には、聖哲の書にあらざれば讀まず、聖哲の事にあらざれば爲さず、聖哲の訓にあらざれば道はす、聖哲の法にあらざれば行はす。論語を以て宇宙第一の書、萬世道學の規矩準繩とあがめ、孟子を以て萬世の爲に孔門の關鑰を啓くもの、之が註脚、義疏、津筏、隨つて後世の指南車であると尊敬し、更に此論語孟子の二者を參合して明晰な一元論を主張した。其は、天地の間は一元氣で、或は陰と爲り或は陽と成り、兩者其の間に盈虛消長往來感應して、未だ

嘗て止息した事無く、又更に去處も無い、と謂ふ實際的活動主義を唱へたもので、倫理説もやはり之より出た穩健な説、即ち天道は陰陽、地道は剛柔、人道は仁義、其れに人の性は、孟子の所謂四端を固有するものだから、學問は之を唯一對象として、一意其れを擴充すべきものであると説いたのである。

しかも、此着實な學を講ずる其の人は、其の學を體現したところの溫恭な君子で有つたから、所謂堀河學風は、四方を風靡する事も強かつた。

春臺が其の講筵に列した時は、仁齋の齡既に七十八歳、就いて見れば、邊幅を修めずして風貌自ら恭、其の言は誠に從、書を見るや慧眼丁々紙背に徹するの慨が有つたから

『眊子の明かなること、所謂眼光射人なり。學問にてねりつめて、徳をなしたる人と覺ゆ。定めて圭角ありたる人ならめ。隨分やはらかなる人なれども、

極めて英氣ある人なり』

と心服して居たけれど、幾何も無く仁齋病を病み、寶永二年三月十二日七十九歳で歿したので、今は餘論を聽く事は不可能となつた。

斯く春臺は仁齋に接するの機會は、此間ほんの僅二回を得たばかりで、弟子とはならなかつたけれど、仁齋の人と爲りを良く見抜いて居た。後日、紫芝園漫筆に、

『或は問ふ。仁齋と徂徠と孰か愈れると、曰く。仁齋の學は徂徠に及ばず。徂徠の才尤も仁齋の企及すべきにあらざるなり。識の若きは則仁齋實に之が嚆矢たり。徂徠超乘して上るゝ雖も、所謂青は藍に出づるものなり。其の人を教ふる所以に至りては、則仁齋は君子を以て人に望み、徂徠は豪傑を以て人に望む。是二先生の風の同じからざるは、猶、馬援が稱する所の伯高季良の異なるがごときなり。二先生を學ぶ者其の得失亦猶是のごとし』

の如く、其の長短を定めたと共に、追慕の情を偲ばせるものがある。尙、後日春臺は、其の門人より、仁齋が常に欽慕して居た宋の范文正公に比せられるに至つた事も想ひ合せられやう。

併し是は性行上の事で、兩者の學說に於いては步趨を異にし、孟子を論語と並べ稱する仁齋の説に慊らず、讀仁齋易經古義に於いても、六藝の用を知らない

事を指摘して

『原佐、六經を信ぜざれば、則宜しく口を閉ぢて六經を言はざるを可とす』

と迄忌憚の無い評言を附し、讀仁齋論語古義に於いて仁齋の道を論じ

『何ぞ恃むに足らんや。甚しいかな古道の復し難きは。嗟乎、吾誰にか適從せん。徂徠先生に適從せんか』

と、自ら據る所を述べて居る。

九 流 離

窮人……丹波に遊ぶ……離波の契……解網

既に仁齋は歿したとはいへ、其の長子に東涯有り、五子に蘭嶠有り。門人には並河天民、中江岷山、北村篤所、小河立所有り、殊に識見超邁にして創業に適した仁齋の家學を繼ぐ東涯は、博學洽聞父を超え、其の人と爲りの温厚寛雅なところは、尤も守成にふさはしかつたから、堀河の學風は依然として大勢力が

有つた。

之と比較する春臺は異郷の客、學未だ疑惑の中に在つて適歸するところ無く、糊口の資をいつては貯への其れも無し、僅に醫を業として生計を維持するかたはら、心を潜めて先儒の跡をたどつた。窮人と題する詩は當時を語るものである。

窮人無所歸

落魄計多違

滿口晏嬰飯

全身閔損衣

喬松空晚翠

寸草自春暉

大節雖題柱

高歌欲采薇

鄉關千里遠

親友一封稀

賴有長生術

清時好閉扉

と、依々たる陌上の柳、奄忽として春復秋、草ももみづる九月二十四日、野添方叔に誘はれて、丹波冰上郡なる井原山石龕寺に源義詮の昔を偲んで見たが、程無く京に歸り、往時を追想して母の行狀を綴り

『嗚呼。先妣在世四十餘年。其間善行美事不爲不多。茲錄一二以爲子孫之訓。

此皆吾輩所親見也。如其生來事。則聞諸故舊云。哀子純狀』

と、筆を止めたのは、此年十二月十八日の事である。

太宰春臺

明くれば寶永四年三月、財物無き身は、蓮胤が蝸牛に等しき家を牽くの煩も無く、思ひ立つ儘に丹波に漂浪し、ゆくりなく明智氏に滅された佐野氏の和田城趾を訪ね、感慨を觸に頒ち

數里層巒路轉回 雲埋老樹繞崇臺 山花不避兵戈地 追逐春風點綠苔
の一絶を留め、雨に逢うては

京國春風消息稀 山陰遊子忍思歸 不知昨夜祇林雨 多少櫻花多少飛
と、京をなつかしむ

客路年年行未休 十分風光九分愁 年來失却青雲志 準擬江湖伴白鷗
以て失意の吾を憐み、京に歸つて夏を迎へ、滿山黃に紅に彩られる頃東都に歸つて父を省し、三句の日子を此處に送つたけれど、流落の身を憚つて多く人に面接せず、唯僅に甲斐侯柳澤吉保に仕へて居る安藤東野に手紙を以て別意を表し、更に京の客となつた。

其の翌年三月は、京都は回祿の祟を受け、禁城亦厄に罹り、災の及んだ所頗る廣く、居民の所を失つた者が多かつた。春臺はといへば、蹣々裊々「日。夜。衣。食。

に奔走して、苟に凍餓を免るゝのみ』と自ら記した所に依つても察せられる。やがて九月となるや、曾遊の地丹波の和田に行つたところが、新舊の知人懇懃に之を迎へ、頻に足を留められよと希ふので、さらばと快く諾し、邑人と謀り、假の草堂なりとも構へやうと迄話は進んだけれど、如何した譯か、邑宰が之に阻害を與へたので意を果さず、團欒栗を剝いで三更迄も語り續けた馴染の袂を分ち、其の冬は復京都に戻つた。去つてから仍ち謝していふ。

一別京師任旅遊 異郷故舊苦相留 閭閻小吏多猜忌 欲寄浮生不自由
寄らうとすれば其處に猜忌が有る。感を爲し易いのは孤生の常ながら、失路宜しき所此やうに少いは稀であらう。

京に還つてからは、京極坊浦の辻氏に假寓し、此處に在る間に舞の免許狀を受けた。程無く年は明けて、寶永六己丑元旦

洪鈞一轉物華新 遙向東風壽老親 椒酒醺來多淑氣 如同盤古己前春
是ぞ新歳の第一日、遙に老親を壽いで客愁を遣る。一杯の屠蘇、父は東に子は西に想見するだに無量の感が有る。

太宰春臺

此秋難波に入らうとして第五橋を過ぎた。頭を回らせば、山は迤邐たり、水は潺湲たり。客遊五六年、天涯の遊子をはぐ、んだ此天地、日は遅々とかげろふ平安城、涼しい歌の流れる鴨のほとり、蛾眉がくまざる墨繪の比叡、雪の曙物皆美しい京の町、さらば、さらば、

客舍平安五六年 獨行獨座愛林泉 遲遲過盡河橋北 落日回頭大佛前

遂に難波に入つて末松氏を妻り、六七と暮れて正徳元年となるや、待てば千秋も思と思はれた十年の錮が解けたから、東都に歸つて父を拜した。相見えぬ事幾年の春秋、願れば茫として夢のやうではあるが、頭上に降りまさつた霜を眺め、額に刻迫の波を拜しては、萬感新潮の如く涌き出でた事であらう。

一日辛卯（正徳元年）の中秋、碧空滴るが如く、桂華庭に開いて四隣沈々、先には異郷に薄い衾を擁して

霜降東籬菊半殘 陰蛩鳴砌夜初寒 可憐百里西江月 唯有閒人獨坐看

の感傷も、今は老父の膝下に在つて

萬里西風宿雨收 騷人何處復登樓 十年看盡他鄉月 不若庭闈一夜秋

の欣幸を祝ぐ事が出来た。

一〇 政變

文學の勃興……柳澤侯の累進……新井白石の籌策……壹揚町

是より先延寶八年、家綱に代つて綱吉將軍職を襲ふや、着々前代の弊政を改め、民政に意を用ふるに至つたのは、一に堀田正俊の獻言に依つたもので、執職の當時に在つては、治政に見るべきものが有つたけれど、次第に之に慣れ、正俊を失つてからは惡弊も續出して居る。

併し、是を單に儒學に就いて考へれば、將軍自ら之を好み、之を重んじ、諸侯に令して之に力を致さしめ、貞享四年には林鳳岡を弘文院の學士とし、元祿三年には湯島に聖堂を建て、同四年には昌平校を開き、又殿中に在つては屢儒者を集めて經義を討論せしめ、或は將軍自ら藩邸に下つて儒者の講義を傾聴した事などは、著しく斯學の氣勢を揚げしめた事になつた。

政變

是を一般から見ても、當時徳川の基礎漸く固く、刀は鞘に弓は袋にといふ譯で、晴の戦場に抜け駆けの高名も成らず、官は世襲となつて居たから、下々の者はよし青雲の志有りとするも、進路を斷たれて、手を束ねて居るより他は無かつた中に、唯一つ、此文教の道ばかりは最も自由な發展が許され、素は町人でも其の器量に依つて、士班に入れられて厚遇も受けられたから、有爲の材は續々として之に向つた。一例を舉げれば、京都の材木商、長澤屋七右衛門の忤原佐が、肥後の細川侯から千石を以て招かれたけれど、斯くては老母に侍養する者が無いからと之を謝してしまつた。古義學の創業者伊藤仁齋が此人である。

斯かる風潮に棹して、一身の榮達を計つた者が諸侯の中にもある。即ち彼の柳澤保明は、巧智早くも之に眼を注ぎ。一家を擧げて學を厲まし。財を割いて時代の要求する文學の士を登用した。謝安に似た服部南郭、學界の豪傑荻生徂徠、書名を一代に走せた細井廣澤、兵學を以て自ら任する田中省吾、優麗典雅なる三浦竹溪、才華俊雋なる安藤東野等は、皆保明の招きに應じて集つた學者で、網吉大に之を嘉し、其の邸に臨んで文を講せしめた事、前後五十八回、之が爲

に百五十石の小身より擢んでられて、遂に老中の首班に列し、將軍の近親で無ければ封せられない家康の遺制にもかゝはらず、甲斐の甲府に封せられ、あまつさへ、松平の姓と共に將軍の偏名を拜して、名を吉保と改めた。

實に之は異常の挺身であるから、諸侯の注目するところとなつたは當然だけれど、殊寵は猶其れに止まらず、近く百萬石の大名に取り立てられやうといふ噂が立つた。

是にして實現したならば、豪氣一世を蓋ふ荻生徂徠が帷幄に參するは必然の豫想、さすれば、かねて期して居た堀河學派の伊藤東涯を壓し、根抵より相容れぬ朱子學派殊に木下順庵門の新井白石、室鳩巢などをきめつけ、我國制度文物の上にも至大の變化を齎らした事であらう。

然るに、此急變の序幕が切つて落されやうとする矢先、突如將軍綱吉の薨去となり、諸侯を驚かした百萬石の沙汰は夢と消えた。

之は寶永六年正月十日の事で、家宣入つて職を繼ぐに及び、先づ新井白石を五
百石で召し出し、事大小と無く其の籌策に依つて、綱吉の施政にぞしく改革

を加へた。随つて吉保の權威次第に剝げ、其餘勞が徂徠に及んだのは當然の事である。

白石は實に稀に見る實用の才で、殊に制度經濟に長じ。建議したところは多く國家の典禮に關し、其の學派の振興に對しては餘りに沒交渉であつた。之に就いては、正徳三年白石の薦によつて大府の學職となつた鳩巢は、朱學の傳統者として最も力が有つた。嘗て曰ふ。

『國家百年以來、太平久しく、文化日に開けて、師儒世に輩出してけり。其の學の是非は知らず、たゞ程朱を堅く崇信して、ふるき模範を失はざりしをぞ、ひとつの幸とせしに、ちかき頃、僞作の人ありて、始めて一家をたて、徒弟をあつめしより、老姦の儒いで、其上に立たむことを欲し、猖狂の論を肆にして忌み憚ることなし。一犬盧を吠ゆれば萬犬これに和する習なれば、邪說橫議、世に盛なるこそ、理にて侍れ。誠に此道の厄運といふべきなり。されば、韓愈も佛老盛に行はれし時に生れて、獨り之を排斥して、みづから孟軻に比せしが、その孟簡に與ふる書を觀るに、天神鬼神臨之在上、質之在傍

とは誓ひしぞかし。今翁がちかひも、孟子の功にこそ及ばずとも、韓愈が心中にはおとり侍るまじ。あなかしこ、かり初の空言とおぼすべからず』

ちかき頃僞作る人ありて、始めて一家をたて徒弟を集め……といふのは、伊藤仁齋を指し、其の上に立たうとする老姦の儒と目せられたのは荻生徂徠である。則、徂徠は、家宣が將軍となつた年、美濃守格別の存寄を以て市中在住を許されたから、遂に三月二十四日家を萱場町に卜して帷を下し、一意俊秀を集め、以て復古學の大成を企てた。

一一 荻生徂徠

篠底の書……奥い物に蠅……大學と名儒……藏園隨筆……復古學
東野の書……答東壁

其角の句に

梅が香やとなりは荻生總右衛門

荻生徂徠

さいふのが有るが、霜雪を凌いで名を賣り出した總右衛門であればこそ、此處に取り合はせられた梅も沈着いて香を放つ。

其の總右衛門は荻生徂徠の通稱で、名は雙松、字は茂卿、護園又は赤城翁とも號し、姓の物部を時に略して單姓とし、支那人風に茂卿を續けて『物茂卿』と記した。

父の方庵は幕府の醫員で、法眼に叙せられたが、ふとした事から上總に謫居を命ぜられ、徂徠も亦従つて行つた。其れは延寶七年四月、徂徠十四歳の事で、春臺が生れる前年になる。

謫居之より十二年、束縛を離れた田夫野老の中の生活ながら、夙に志を立て、何ぞ師友の有無を問はんと、父が篋中に齎した大學諺解を獲て專念之を研究し獨力六經の主旨を胸に藏め、二十五歳の時赦されて江戸に還るや、父は再び醫官となり、徂徠は獨立して、芝増上寺の門前に洛閩の學を講じた。

されど、當時無名の一儒生、就いて教を乞ふ者が殆ど無かつたから、食常に乏しく、近くの豆腐屋の厚意に依るキラズの贈物を受けて、僅に飢を凌いだ事は

屢である。

或る日其の豆腐屋が

『何故他様のやうに御弟子入りが無いのでせう』

と訝つた時

『臭い物には、蠅が寄り附くものぢや』

とばかり、少しも意に介せず、益日かげを惜しんで研鑽を續けたかたはら、世に出したのが譯文筌蹄であるが、其れさへ餘り顧みられなかつた。

然るに、南海が一夜百詠を試みた元祿五年となるや、譯文筌蹄は操觚者の珍重を受け、増上寺山主の幹旋によつて柳澤保明に仕へ、書記となつて漸く十五人扶持を受けるやうになつたのは、元祿九年八月の事で、服部南郭も此年柳澤侯に仕へたのである。

先にも記した通り、當時の學者の多くは朱子學派の人々で有る。其れは藤原惺窩が貞觀政要を講じて、家康の殊遇を受けてから、程朱の學此處に萌え出で、其の門の四天王と聞えた林羅山は幕府に、堀杏庵は尾張侯に、松永尺五は加賀

候に、那波活所は紀伊侯に、各自翼を張つて布いたものは朱子學であつたから、天下は翕然として之に越く事になつた

徂徠が幼時手にしたのは大學諺解である。中江藤樹といひ、伊藤仁齋といひ、或は二宮尊徳の如き、何れも大學によつて啓發されて居るのは、不思議と言へば不思議であるが、當時初學入門の手ほどきとして多く用ひられたといふ事も其の一因である。其はともかくも、徂徠が第一に採つた大學諺解は宇都宮由的の著で、由的は加賀侯に仕へた松永尺五の門人だから、純然たる朱子學派の色彩を帯びたもので、芝増上寺の門前に學を講じた頃は未だ此範疇に在つた。

其の後、元祿九年八月、柳澤保明に十五口を以て仕へた頃は、既に程朱の學に疑を挾んで深く思を潜め、日に／＼李攀龍や王元美の古文辭に目を牽き着けられつゝあつたのである。

此時、仁齋は既に思想老熟の境に進み、堀河の學風治く四方に及んで、朱子學派にとつては大恐慌を來して居たをり、やがて傳へ聞いた仁齋の學説が、己の言はうと欲する所に似て居るのに力を得、遂に慙懃な一書を認めて、仁齋に好

を通じる時とはなつた。

是は、大石良雄等の復仇事件に對し、幕議は林大學頭信篤の主張に傾いて殆ど一決したをり、法は枉ぐべからずに立脚した徂徠の抗議が美事に廟議を翻して、人も知るやうに義士は處置せられた後の事で、一つ仁齋と相應じて東西より古學を普及し、朱子學派を壓倒してやらうとの野心を起した霸氣漫々たる時であつた。

徂徠は、今かくと仁齋の復書を待つて居た。けれども、之は空頼みに終つてしまつた。其れは、此時仁齋不起の病褥に在つて、程無く寶永二年三月遂に易寶してしまつたからである。

其れから日を経て、仁齋の門人等は、徂徠から贈つた書を墓碣の銘と共と集めて上梓してしまつた。徂徠は之を見て、平然として居る事が出來ず、護國隨筆十編を著はして自分の抱懷を示したのであるが、其の多くは仁齋の攻撃であつたから、識者よりは却つて『君子の争にして之有りとせば、徳義の事ならんのみ』との譏りを得た。併し又一方では、之に因つて名聲を駁した事も確である。

徂徠は是より一意程朱を退けて古學にうつり、己が好む所に従ひ、明の李于鱗王元美に倣つて古文辭を修め、之を古學に入るの階梯として、古學と古文辭との間に緊密な關係を定めたけれど、先に既に古學の名有るを忌んで『復古學』を標榜し、荀子に依據して性惡に傾く自説を發揮し、専ら俊秀を得て順庵系を歴し、堀河學派の東涯を凌がうとした。

此時徂徠の門には安藤東野有り、三浦竹溪有り、山井君彝有り、服部南郭有り、山縣周南等が有つた。殊に周南は經學に於いて徂徠の一臂となり、徂徠創業の當初として重要な位置に在つたけれど、寶永四年業成るや郷里周防に歸つてしまつたので、同人にとつての寂寞は勿論、徂徠にとつては片腕をもちがれたやうなもので有つた。

此年である、丹波に和田城趾を訪ね、京に歸つて夏を迎へ、滿山黃に紅に彩られる頃東都に現れた春臺が、東野に別意の一書を残して再び京に去つたのは。機會は意外なところに待伏して居る。

東野は嘗て中野搢謙に就いて學んだ當時から、既に春臺の敏學に服して居た。

東野は春臺の置手紙を受取るや否や、ボンと膝を叩いたらう。徂徠は東野の話
を聴いて、ニツと微笑ますには居られなかつたらう。乃ち東野の復書は、岡島
冠山の懷中に收まつて京の春臺へと旅立つた。けれど、此手紙は春臺に到らず
じて東野に戻つてしまつた。

京に孤獨の春臺は、稀な友の一封を、殊に義に堅い東野の音信を、何程心待し
たかわからない。或は病氣ではあるまいか。否々勤に急がしいのであらう。と
も考へて見た。やがて年が明けた。夏が來た。

六月二日出の東野からの復書が、四十餘日を過ぎて春臺の手に落ちた。今日に
比べて其の不便さが想ひやられると同時に、更に其の一封の難有味も偲ばれや
う。文に曰く。

『往年吾兄東省太公也。辱之書。書再轉而達。輒吾兄之轅西乃矣。夫不東已。

即東。不賜吾半面。於乎。吾兄何忍絕吾乃爾。瞻企之不及。時適屬岡島某之
上邦。某者崎人。嘗與中野子驩。僕以之子爲必不濡遲吾書。其後斗建攝提者
再。而閔不獲吾兄一字。愈益信君子絕吾。恨望咨嗟。而煥圖不佞。嗣起居左

荻生徂徠

右之亦未敢也。以爲不可數而重吾臯也。不佞近與荻徂來論文。論文輒未嘗不及吾兄。曰。以吾所觀記。殆乎無復有吾德夫若者。乃執示吾兄所著。徂來亦揚。挖。不。容。口。曰。非獨子所觀記。子獨不見彼名賢文集者乎。得德夫比者有一耶。不佞於是益悵然悲其絕乎若人焉。廼者岡島復來。則探其懷。出往年不佞所奉吾兄書。題緘宛然。乃曰。小人往京。多方不獲其所。是以不致。謹完之矣。嗟乎噫噫。吾書寧趙之璧。何必完之爲。然而當我世失斯人也。豈十五城之得比哉。如是。非斯人絕吾也。吾自絕也。非吾也。彼岡島也。讓之且罵。無益也。乃稱所由獲臯吾兄。告諸左右。足下幸勿咎其往。而曰此胡爲乎來哉。時甚溽暑。未審何如。不佞近修古文辭。異昔所期程。而其造亦止吳下之蒙耳。徂來名茂卿。方今塊視宇內。足下或聞之否。』

之を見て其の間の消息が明瞭となつた。春臺之に答へて曰ふ。

『來書曰。足下近與荻徂來論文。因稱純文。徂來亦愈足下之言。而有取于純文焉。夫足下雅愛予者也。則其所稱。容有溢美之言焉。若徂來之高明。於予未有半面之識。乃有取于鄙人。何哉。豈足下稱之過耶。不然。徂來容受之過矣。』

所謂君子之過。亦各於其黨也與。來書又稱徂來方今塊視宇內。則宜其駁名賢文集。純雖不明。然於是書。則嘗惜其選之不精。蓋近世編輯家之無知識。多此之類。何足怪哉。純聞荻先生之名。而欽慕之非一日也。恨不一接眉宇。今因足下得託姓名於龍門。是何幸也。譬如驚馬爲伯樂所顧。而增價於冀北之市也。純於是且喜且懼。足下爲純謝之幸甚。子夏曰。仕而優則學。足下勉旃。』後に春臺と徂徠との近づきとなる心の結ばれば、此處に遺憾無く窺はれる。

一一 對面

扇面の賛……經學を修し給へ……倭讀要領叙

徒に公家の下にかゝみなむも口惜しと發憤し、詩の道に分け入つてより十七八年、源忠徳から壓制極まる錮を宣告せられてより十年、正徳元年春臺三十二歳の時、漸く錮の重荷が解かるゝや、江戸に歸る程無く、仕へて優るところが有らば則學ばうと、かねて欽慕して居る荻生徂徠に對面した。中介は彼の安藤東

對面

野である。先哲像傳には此光景を次のやうに記してある。

『春臺始めて徂徠に對面の時、其の才を窺はん爲め、扇面へ、釋迦老子並び立ちて、孔子半伏の貌を圖して、徂徠に贊を請ひければ、筆を取りて

釋迦釋空 老子談虛 孔子伏笑

と書けり。春臺來翁の才窺ふべからざるを喜び、遂に弟子となりしとぞ』

原善は先哲叢談に、徂徠を評して『英氣高邁、卓犖不羈、眼一世を空しうす』といつたが、殊に其の才に於いては、深き蘊蓄に根ざして發露縱横で、事に當つて少しの障礙をも認めなかつたのは此一事でもわかる。

『徂徠の才、尤も仁齋の企及すべきにあらざるなり』

是は後日の春臺の評言であるが、則優るところ有るを知つて之を推し

『足下は詩文既に一家を爲して居る。經學を修せられよ』

と勧めた徂徠の言に従ひ、此處に初めて適歸する所を得、攻究益深く、遂に自ら一見地を開き、徂徠の歿後は之を受けて中堅と爲り、護國の學風……といふよりは復古學を天下に布いた。倭讀要領叙に

「弱冠にして游學の志を懷き、笈を千里に負ひ、學を嗜み古を好む者有るを聞けば、必ず就いて謀る。大率見る所聞く所に若かず。竟に未だ吾意に厭かず。純や外に八年、學に得る所無し。來り歸り、最後に獨り徂徠先生を得、以て之が爲に歸す。其の論説を聞くに及んで、乃ち純が求むる所の者畢く有り」則春臺をして此處に至らしめたものは、元より徂徠の力量に依るとはいへ、又親交安藤東野が、春臺運命開拓の鍵の一つを授けたもののやうに思はれる。

一三 護園社同人(一)

誑かされまいぞ……護園の諸星……第一流

徂徠は既に春臺の力量を知つて居る。東野は元より其の敏學に服して居る。

さあれ、他の門人は、動もすれば此新來寡言の客を輕んずる傾きがあつたから、一日、自作の擬古文を懷に探り、

『此頃さるところより手に入れた産語でござる。惟ふに産語の書名は、漢以後

護園社同人一

の藝文志に無い程に、或は先秦の遺文が、彼の土に失はれて此方に残つた物ではござるまいか』

諸子は手にした。鳥穀第一に始まつて、樂施、有土、琴乙其の他合せて上下十二篇、文は古雅な上に端正な楷書、甲より乙、乙より丙と其の妙に感じつゝ次第に傳へて、徂徠の手許へ來た。

徂徠は眉を顰めながら、熟讀數篇、初めて釋然たるものの如く、忽ち眉を開いて哄笑して

『諸君子誑かされまいぞ。是は太宰氏の御手作ぢや』

衆は瞠然として注視するもの稍しばらく、以來寡言の新客は重んぜられるやうになつた。

徂徠には既に此活眼が有る。博學宏識、觀察緻密、警拔の才、是、餘人の多く及ぶところでは無く、傲岸の春臺をも之に依つて牽き入れ、數多の俊秀をも之に依つて集めた。見よ服部南郭を首めとして、安藤東野、高野蘭亭、平野金華、山井君彝、宇佐美瀾水、三浦竹溪、岡井嵯州、鷹見爽鳩、大内熊耳、越智雲夢、

山田麟嶼、釋萬庵、根本武夷、木村蓬萊、松崎白圭、釋大潮、菅谷甘谷、一田中
蘭陵、入江南溟、板倉璜溪、小山田鹿山、其の他某々、數へ舉げれば碧空に燦
として耀く星の如く、或は春暖樹々を訪づれて花をちりばめたやうな盛觀を現
した。

此中に在つて嶄然頭角の擢んでた者は、即ち本傳の主人太宰春臺で有る。

意氣縱橫不暫休。卓然獨立壓公侯。畿園最是多英俊。誰不推君第一流。松村蓬麻

一四 畿園社同人(二)

傑儒……芳洲の評……子弟教養の一見地……鮮魚の贈物

徂徠は確に一世の傑儒で、山縣周南の評を用ひるならば、鄒魯以後其の人無し
といふは過論ではあるまいけれど、其の性磊落豪放なところから、炒豆を嚙ん
で、天下の人物を詆毀する風の豪傑を以て他に臨み、疵物ならでは人才は無い

畿園社同人二

ものと、人物撰擇の標準を才に歸した有様であつたから、門弟子も自然德行に搖ぎを生じ、或は風流文學の中毒に罹る者が多かつた。彼の平野金華が豪飲妓樓に出入した事や、安藤東野が傾城を落籍せしめた事や。寫字生文啓が徂徠の侍婢と通じて出奔した事などは、心有る者の眉を顰めさせたものである。

彼の雨森芳洲が木下順庵門の出でありながら、徂徠の風を慕ひ、其の子顯允を護國の門に入れたにもかゝはらず、南郭が、夫れ塵乎たる者、淵乎たる者、熙々乎たる者、直にして倨らざる者、曲して詘せざる者、近うして攜れざる者、至れる者、大なる者、以て加ふること無き者は則、郎君妙年の在るあり。異時其の聲を天下に鳴らし、而して歸りて君を省する時、君且に蕩々乎として樂みて聽かんこと、固より余が論を待たずと賞讃したにもかゝはらず、僅に三ヶ月にして其の門を退かしめて

「徂徠は實に一代の豪傑、常儒を以て見るべからず、然れども其の人を教ふるに德行を先にせず、是を以て家塾序を失ふ。少年を託すべきものにあらざるなり」

と、述懐して居る。學を以ては神武天皇以來第一人と自らを推す徂徠も、實德に就いては、仁齋を稱へて居るのに見ても、即ち行は知れる所に及ばないといふ譏は免れないが、併し徂徠にば別に子弟教養に對する一見地が有つた。

『予、人の學を教ふる者を觀るに、指摘する所多し。則心退縮畏憚し、復勤むるの意無く、躬自らの修省亦然り。務めて是ならざる處を去らんと欲すれば、則扞格を覺えて、進み易からず』

と、蓋、當時の朱子學派の人々、米は米、豆は豆で用立つ物なる事を忘れ、先王の教化を過信して、畫一的に聖人たらしめやうとする結果、寛大を缺き、自由を束縛し、個性を認めず、能力を分たず、指摘徒に多くして、却つて自學啓發の自己開展力を消磨させてしまふのを遺憾とし、特に才能を愛して個性發揮に勉め、出來得る限り干涉を避けたのである。

こんな話がある。

安藤東野は屢、妓樓に通つて居たが、遂に妓を自宅にひき入れて、綢繆纏綿の情を盡して居た折も折とて、不意に徂徠の訪問に會つて大狼狽、宮仕へする妹

が、時に暇を戴いて骨休めに來たのであると、苦しいつくろひをした。けれども徂徠は之を看破して、翌日鮮魚を贈つて、才子佳人の配遇を祝したといふ。

一五 護園社同人(三)

子路を以て任す……襟自ら正し……挿話

徂徠は道學者といふよりは寧ろ文學者風で、小節に屑々たらず、門弟子に對しても、服部南郭文集に、不佞が敢て當る所に非ず、と序したやうな調子で、殊に其の才を賞め立てた事は、春臺とはやり方が違ふ。だから言ふ。

『蓋、先生の志は進取に在り。故に其の人を取るに才を以てし、德行を以てせず、二三門生亦其の説を習聞して、德行を屑しとせず、唯文筆を是稱す。之を以て徂徠の門には跼弛の士多く、其の才を成すに及びては、特に文人に過ぎざるのみ。其の敎然り。外人既に是を以て先生を譏る。純亦嘗て竊に先生に不満なり。此先生の純を鷄肋視する所以なり』

又曰く

『純の社中に在るや碌々たる者のみ。先生の純に於ける、之を鷄肋視するにあらず。昔は子路毎に爲す所孔子に悦ばれず、孔子に取られざりしと雖も、實に孔子の禦侮を爲す。純の愚竊に自ら焉に比するのみ』

云ふところは、單に徂徠との關係に止まらず、其の因は同門人の風潮にも存する事である。

夫れ諫は聽かなければならぬ。過は改めなければならぬ。人は誰にしても過が無いとはいへぬ。過あれば諫を得て正すのである。是故に甲過有れば則ち乙諫め、乙過有れば丙が諫める。さればとて乙が必ずしも甲より智なりといふでは無し、丙必ずしも乙より賢なりといふのでも無い。古人の稱する、尺にも短き所あり、寸にも長き所ありの意であると考へ、直言して規砭少しも借さず、其の忠誠激切な事は、餘人の容易に及ぶところでは無かつたから、常時粗獷に流れる門弟子も、春臺を見ては襟を正さない譯にはいかなかつた。挿話

太宰春臺

『或る時徂徠の一門人（東野？）、竊に傾城をねびきして自宅にかくまつて居た。一日春臺が其の寓を訪ふと、見なれぬなまめかしい着物が有つたので、之を尋ねると、國から上つた母の物だと告げた。春臺は、常さへ豊ならぬ御身が、此處に思ひ設けぬ費用の負擔は察するに餘りが有る、といつて、懷に金をさぐつて置いて行つてしまつた。其の跡で、門人は方正な春臺を欺いた事を悔い、時を移さず春臺を訪ひ、實を告げて前非を謝し、貰つた金子を返したといふ。』

一六 護園社同人（四）

山田麟嶼……純の直言……文字を舍け

人も知る山田麟嶼は夙に神童を以て聞え、十三で既に幕府の儒官に列して祿三百石を享けた。ところが苗にして秀でないのか。秀で、實らないものか。年と共に名聲は下り、従前見たやうな才氣颯發の面影が見えなかつた。春臺之に手

紙を贈つて戒めたのは、享保十二年の事である。

『孟冬早く寒し。麟嶋童君足下恙無きか。詩に云ふ、一日見ざれば三秋の如しと。今純の足下を見ざること三秋、若し詩人之を賦しなば、將に以て何如と爲さんとするか。疎闊も甚しと謂ふべし。方今雷聲を收めて已に久し。想ふに足下の神氣漸く復したるならん。夫れ萬物は雷を得て蘇る。足下は雷聲を聞いて則ち潛伏して幾んど絶ゆ。異なる哉。足下近日何の書を読み、何の業を講ずるか。晝短うして夜長し。篝燈爛爛以て晷に繼ぐに非ざれば、以て其の不足を補ふ無し。古人壁を鑿つ者有り。夫れ何如と爲すや。純、足下の學を觀るに、王公大人が學を以て戯と爲し、以て日を消す者の如き無きを得んや。夫れ足下は布衣に非ずと雖も、然れども儒生なり。不幸にして早く神童を以て聞え、幸にして國恩を蒙り、稟粟を賜食し、文學に列し、朝請を奉ず。少しと雖も、以て務むる所を知らざるべからざるなり。古人童穉にして日に六藝古文數千言を誦する者有り。純、足下を識りてより以來、茲に數年、未だ足下の誦する所有るを聞かざるなり。今日を以て前年に較ぶるに、亦未だ其

の進む所有るを見ず。而して進む所のものは吹笛耳。近來足下の聲價頗る減するもの、豈徒然ならんや。程正叔言有り、曰く。人に三不幸有り、少年にして高科に登るは一の不幸なりと。足下其れ諸を思へ。肥後州に水足生なる者有り。奇才なり。其の年甫めて十六の時、徂徠先生に書を遺りて、經傳中の疑事數款を質問す。足下或は之を聞きしならん。今足下十六の歳將に暮れんとす。自ら度るに能く水足先生に及ぶや否や。純の性直言を好み、足下の知を辱うせり。是を以て言を盡す此の如し。幸に以て己を謗るものと爲す勿れ。純、頓首」

此他に「答山田童子正朝書」といふのが有る。中に

『夫れ吾子は則冬は霜雪を畏れ、夏は則雷を畏る。一歳の内、雷と霜雪とを避くれば、則其の畏るところ無きは幾んど希なり。古語に所謂首に畏れ尾に畏るれば、身其れ餘すところ幾ばくぞ。吾子之に近し。純聞く西域に無雷の國有り、南方に八蠶の地ありと。吾子乃ち彼に生れずして此に生れしは、何ぞ造物の吾子に不利なるや。予則以爲らく吾子の患は、稟受の薄きに由ると

雖も、亦豈奉養太だ厚く、安佚度を過ごし、自ら其の疾を崇うするを以てに非ざらんや。吾子少しと雖も、幸に一たび諸を思へ。」

と嚴しく責め、春臺に示した江島記の文字の妙を稱しておいて、

「惟書中の稱呼、未だ古人に合はず。今禮に於ても闕くる所有り。吾子且に文字を含き、而して善く讀書して可なり」

など、前書と同じく激越の辭を以て發憤を促した。

一七 護園社同人(五)

酒豪の金華……愚老……復書

護園社同人中酒豪を以て聞えた者が多い。而して其の酒豪中の酒豪は奥州の人平野金華であらう。彼は其れが爲家産乏しく、端午の節句に新衣が無かつたので、妻の晴着をひつ掛けて、主侯に恭しく賀意を述べたといふ事である。

其の書架を見れば、僅に左傳、禮記、莊子、通鑑等を抄録した物が五六冊有る

護園社同人五

ばかり、けれども、一度筆を下せば、一氣に珠玉が迸り出た。其の平常も天才肌で、自ら酒を提げて南郭や春臺を訪ねた事が屢で、飲めば必ず酔を盡さなければ止めなかつた。南郭の書中に在る「子和狂奴。大杯自罰。酒後語言益爲徑庭」でも酔態が窺はれる。随つて、春臺からは何くれと注意を受けた事であらう。其の中で

『足下毎に純に書牘を與ふるに、自ら愚老と稱す。老は尊稱なり。故に先生長者を呼んで老といふは禮なり。自稱して老といふが若き齒高の人を以てするも、倨傲の辭なり。故に門人小子と言ふに或は時に之を以て自稱するのみ。其の朋友に於けるも、己の年彼より長すと雖も、然れども猶自ら稱して弟といふ。亦禮なり。先賢の行ふ所見る可し。純不才と雖も、未だ足下に質を委ねず、且、犬馬の年、亦足下の先に在り。足下純と言ふ。宜しく自稱して老といふべからず。純に於けるは尙可なり。若し他人と此の如くんば、必ず將に足下は禮を知らずと謂はれん。純竊に足下の爲に耻づるなり。純直言を好む。敢て區區を布く。多罪。多罪』

韓非子初見秦の冒頭に曰く、『知らずして言ふは不智、知りて言はざるは不忠』と、春臺はよしや不智に陥るとも、人の爲に謀つて不忠ならぬを快しとして此處に及んだ。併し、對手は窮居屹々として節を守る體の人では無いから、至極簡單に『ありがたうござる』

春臺は復一書を贈つた。

『前日純書を足下に奉ず。足下未だ回音有らず。昔者令郎來る。純以爲らく必ず足下の復書を得んと。乃ち足下の國字書謝一聲を得たり。足下若し文を屬する能ばすば、則予怪しむ無けん。足下雅に文章を好み名譽世に高し。何ぞ乃ち一行の書を我に愛しむや。意ふに足下純の書を得て、必ず曰ひしならん。是何ぞ報ゆるに足らんと。詩に曰く。我に投するに桃を以てすれば、之に報ゆるに李を以てすと、且禮記に曰く。禮は往來を尙ぶ。往いて來らざるは禮に非るなり。來りて往かざるも亦禮に非るなりと。足下豈之を知らざらんや。抑も足下純を以て無稽の言を出し以て足下を欺くものと爲すか。請ふ復之を言はん。禮は恒言に老を稱せず、鄭康成は、以て廣敬と爲す。夫れ老を稱せ

ざるを以て廣敬と爲す。則老と稱するの不敬たるは知るべし。古は大夫七十にして事を致す。若し謝するを得ざれば、則必ず之に几杖を賜ふ。行役に婦人を以てし、四方に適くに安車に乘じ、自ら稱して老夫と曰ふ。然れば則古時も大夫の年未だ七十ならざれば、且猶老と稱するを得ず。況や其の下をや。今足下未だ始衰に及ぼずして自稱して老といふ。豈太だ早からずや。純の見る所此の如し。是を以て前書有り。足下若し以て然らずと爲さば、則盡ぞ答書以て之を辨せざる。純不敏と雖も將に拜して教を受けんとす。今足下然らず、特に謝一聲を致ししのみ。則其れ悦ばれざるや明なり。純其の罪を知らず。故に茲に復請ふ。足下若し我は仲尼の徒に非ずといはい、何ぞ禮法を以て爲さん。則純の知る所に非るなり』

一八 護園社同人(六)

慧寂は狂僧……主人不在

慧寂師に與へた書も亦春臺の面目を窺ふの資である。其の意を述べれば

『昔師兄が少くて徂徠先生の門に居た頃、先生は師兄を目して狂僧とした。其の當時自分も亦二三同人と成る程左様だと思つた。師兄も亦之を甘んじて居た。蓋、師兄は酒が好きで、放縱で、禮法を無視し、沾々として自ら喜んで居るから、狂名を得たのは當然であらう。』

其れから長らく訪問もせず、もう十年にもなる。向きに鷹見爽鳩（享保二十年四月十二日歿）の墓参りの歸りに師兄の房を叩いた。履物が有つた。聲もした。沙彌は不在というた。仕方が無いから沙彌に名刺を渡して言傳てをして居ると、師兄が戸を開けて出て來た。今客が在つて他の客を迎へられないから、不在にかこつけておいたのだが、貴殿の聲を聞いては、是非とも寄つて貰はねばならぬといふので、座敷に通つた。信に客が居た。杯盤は狼籍、圖書は旁午、自分が席に就いて一通りの挨拶が済むと酒になつた。師兄もやりながら語つて居るうちに、泣いたり笑つたり、旁若無人、師兄はやはり狂である。後で考へた。狂者は情を詐ら無い。人には好き嫌ひがある。嫌であつ

たら戸を閉ぢるもよからうし、垣を踰えて走るも宜しからう。不在に託して客を斷るにも及ぶまいと思はれる。昔門を閉ぢて經を讀んで居る僧があつた。或人が門を叩いたが應へない。客は

『和尚さん御不在ですか』

と、呼んで見た。和尚は答へた。

『不在ぢや』

客は其の聲を識つて居た。

『お出でぢやありませんか。何故不在だなんていふんです』

和尚の答は斯うだ。

『主人が自分で不在といふのぢやから詐は無い。何故又其のやうに力むのぢや』

師兄も若し客が嫌なら、嫌だというて斷るが宜しい。で無くんば、白い眼をして追ひ拂ふが宜しい。阮籍のやうなやり方で。其れなら誰も惡るいと云ひはしない。其れは情を詐ら無いからである。まあ狂者の行は普通の人間の知

る所ではないが、師兄は何を憚つて之をやらないのか。純は師兄の爲に齒が
ゆくてならぬ。自分は狂となる事は出来ないが、亦客の厭な時が有る。けれ
ども、不在を使つて斷つた事は無い。特に其の譯を告げて斷つて居る。師兄
は狂者で有る。きつと超越した行があるだらう。自分は其れを日々望んで居
る。だから此やうな言をお目にかけるのだが、うなづいてくれるか如何か』

一九 護園社同人(七)

璜溪の刀……無言の返禮……周南の詰問……湘中紀行

嘗て諸子が護園に會合した時、後れて來た春臺は、其處に置いてあつた板倉璜
溪の刀鞘に過つて足を觸れた。通常ならば挨拶有るべきところを、何と考へて
か、更に會釋もせず、直に上座に就いてしまつた。

璜溪は剛愎を以て聞えた男である。そして常に禮を重視する春臺から責められ
た事を含んで居た。出やうに依つては一議論起りかねまじき此場合、璜溪は靜

護園社同人七

に其の刀を取り上げ、春臺を目して恭しく押し戴いた。此無言の返禮には、春臺も頗る苦りきつて居たといふ。

同人の多くは春臺に對しては口を噤んだ。敬遠の傾きも看取せられる。中に一人、其の信する所を忌憚無く述べた者は、山縣周南ぐらゐの者であらう。徳夫に與へた書中に次の一がある。

「前日枉顧。適有榮薪之憂。蓬頭垢面。不可以見長者矣。恭敬不將。負慊萬萬。日者於子遷所。得見老兄鎌倉紀行。記載該博。文辭豐縟。當今之時。麟之角哉。其中有可疑者。皇某皇某者。是何言也。老兄一代名儒。社中巨擘。世所矜式。言則爲法。駟不及舌。弟嘗謂大東超於宇宙三焉。開國以來。一姓爲君。載籍所不記也。周有二分。服于人也。稱爲至德。今也有天下。而不去臣位。秦人壞封建。刑名以治。堂堂中國。於今三千年。不能復復。當今封建。密於周人。而仁浹於海隅也。漢以後所不聞焉。此三者實超于宇宙矣。名教存於吾輩。不得爲老兄之不言。如何如何」

此處に云ふ鎌倉紀行とは、享保二年春臺三十八歳の時、山井君彝、安藤東野と

共に、九月二十三日東都を發して鎌倉に遊んだ時の湘中紀行の事で、中に指す皇某皇某とは『署曰瑞麗山。天皇彌仁書也』の彌仁、『署曰天照山。天皇彥仁書也』の彥仁の文字を意味するのだが、同じ周南が春臺の東野遺稿の序に對して、中に過甚の言があると反省を促したのを快く容れて、三百二十九字を刪除して居るにも拘らず、如何如何と謀つた皇某の文字に對しては何と答へたか。今も其の儘紫芝園前稿卷之四に存して居る。而して、後日山縣周南は贈位の恩典に浴して居るのに引き換へて、一方に指彈を受けた所以は此處にも存する。

二〇 護園社同人(八)

安藤東野……服部南郭……山縣周南……平野金華……宇佐美澂水
鷹見爽鳩……高野蘭亭……本多猗蘭……釋大潮

護園の門に於いて、春臺の交るところといへは少くは無いが、其の重なる者を云へば、交誼の深かつた點に於いて、安藤東野を筆頭として、次いでは服部南

護 社同人八

太宰春臺

郭山縣周南、平野金華、宇佐美瀧水、鷹見爽鳩、高野蘭亭、本多猗蘭、釋大潮等で有る。左に略傳を記す。

安藤東野

名は煥圖、字は東壁、通稱仁右衛門、東野は其の號、元は瀧田氏、下野の人、父玄佐醫を以て黒羽侯に仕へた。東野は其の次子で、幼時父を喪ひ、江戸に出で、春臺や松崎白圭等と共に中野搦謙に學んだ。後安藤氏に養はれて其の姓を冒し、寶永年間柳澤吉保に仕へ、荻生徂徠に就いて學び、詩文音律に通じ、書に。巧であつた。正徳元年致仕して駒込白山に退き、高丘大人又は白榆社と號した。時に年二十九、徂徠門下文章は第一人の世評が有つた秀才だけれと、享保四年四月咯血して歿、年三十七歳。其の著東野遺稿の板行に就いては春臺鈔なからず盡力した。

哭東壁二首

春臺

北郭悲風起。振此林木枝。浮雲何黯澹。之子去不歸。倏忽就冥途。宵眇安

可追。冥途漫悠悠。引領徒歎歎。

昔爲同門友。今爲異世人。去者固日疎。吾生誰與親。晨風鳴北林。翩翩復離群。泣涕零何多。哀心難具陳。

憶東壁

深深雲樹繞商丘。玉笛飛聲似欲秋。月滿關山君不見。凄然獨夜使人愁。

服部南郭

名は元喬、字は子遷、通稱小右衛門、南郭又は芙蓉館と號す。京都の人、十六の時柳澤吉保に仕へ、後徂徠に従つて妙才と稱せられた。三十四の時致仕して詩や古文辭に没頭し、門を開いて弟子を入れた。其の人と爲り冲雅磊落、經書に就いては、徂徠に受けた以外私見を交へなかつた。又畫を能くし、周雪又は觀翁の號を用ひた。筆法は雪舟から出て居る。寶曆九年六月二十一日歿、七十七。其の著に南郭文集、大東世語、燈下書、遺契、文筌小言、儀禮抄等有る。徂徠は殊に南郭を愛敬した。

山縣周南

名は孝孺、字は次公、通稱少助、號は周南、父良齋は長門侯の儒官で、周南をして樓上に書を讀ませ、事故無ければ下る事を許さなかつた。學は此間に進み殊に歴史に涉獵する事が出來た。十九の時江戸に出で、徂徠に師事する事三年で國に歸り、正徳元年韓使來聘の時、赤馬ヶ關に接待し、詩の應酬の敏捷を以て韓客の舌を卷かせた。後元文二年、明倫館の祭主小倉尙齋が歿してから周南之に代り、子弟を訓厲した結果、名儒が彬々として輩出して居る。徂徠門下中、徳と學とに於いて春臺の信を得た者は周南が第一である。寶曆二年八月十二日歿、六十六。文集、詩集、爲學初問、養子説、講學日記、作文初問等有る。

贈山縣次公四首

春臺

愛汝青袍正稱身。西風躍馬起清塵。十年重下牛門榻。更見逢迎倒屣人。

其二

東路間關匹馬嘶。知君回首望山西。西風何必生鄉思。曾向昇仙橋上題。

其三

韓使當年尋舊盟。昂然各據五言城。東方千騎操觚士。何似周南一縣生。

其四

男兒丁壯動離群。今日傳杯始識君。邂逅千秋須盡醉。回頭人世似浮雲。

平野金華

名は玄中、字は子和、通稱源右衛門、號は金華、陸奥の人、劉伯倫や李世蓮の人と爲りを慕ひ、斗酒猶辭せず、傲放諧謔、扼腕激論、餘人は狂を以て目する程であつた。守山侯の記室と爲り、享保十七年七月二十三日歿、年四十五、其の子彦次郎は春臺及び南郭に就いて學んだ。金華の著に文集が有る

夏日同子和過東城伯通得來字

城裏南樓一望門。熏風終日滿襟來。上池水冷堪醒酒。傾倒金尊未肯回。

宇佐美瀦水

名は惠、字は子迪、通稱惠助、號は瀟水、上總の人、十七歳の時徂徠に従つてより三年、徂徠の歿後は板倉璜溪の食客として研鑽し、江戸に於いて門を開いた。其の人と爲り莊重嚴正で、諸侯中に教を請ふ者有れば、先づ自分に對する儀を書き送つて、先方が之を承知すれば往いて教へた。安永五年八月九日歿（或は六月六日）六十七歳（或は六十四）。其の著に辨名考、辨道考、絶句解考證、絶句拾遺考證、古文矩文變考等有る。

鷹見爽鳩

名は正長、字は子方、通稱三郎兵衛、號は爽鳩、本姓は石川氏、三河田原侯の老職である。二十一歳の時江戸に出で、徂徠の門に入り、詩才逸宕を以て注目された。されど自ら力を入れたのは經濟の學で、徂徠は三浦竹溪と並び稱した事が有る。後に田原侯の乏しき國用を富ました。享保二十年四月十二日歿、年四十六、其の著に所詩筌、惑問鈔、爽鳩遺稿等有る。

送子方從田原侯之國二首

春臺

城樓嚴鼓五雲邊。曉騎駸駸始著鞭。東海流霞浮旭日。西山積翠接遙天。
白眉父老壺漿迓。黃口兒童竹馬前。赤芾乘軒君獨早。褰帷逐隊向三川。

其二

東方千騎氣凌霄。騶從看君馬更驕。月落函關雲欲散。天晴富嶽雪纔消。
鵬程九萬南溟近。星宿參差北極遙。到日登樓賦應就。莫令才思漫寥寥。

高野蘭亭

名は惟馨、字は子式、東里又は蘭亭と號し、江戸の人で有る。幼時既に奇才を認められ、徂徠に師事して詩文重きを爲し、十七歳の時失明してからは、専ら詩歌に力を盡した。其の間に詩三百篇をはじめとして、韓魏六朝に至る迄の詩を殆ど暗誦したといふ。寶曆七年七月六日歿、年五十四、詩萬餘篇、さりながら、病革ると共に悉く之を燒棄させてしまつた。後に松崎維時、稻垣長章、谷文卿等相諮り、私録したものを輯めて蘭亭詩集を遺した。

寄題子式新居

春臺

太宰春臺

街衢洞達路縱橫。市隱知君遠世情。門外更無輕進跡。牕中唯有朗吟聲。
縹囊細帙諸千載。斗酒車螯了一生。莫道閑居多廢事。春秋國語會應成。

本多猗蘭

名は忠統、字は大乾、初名駒之助、猗蘭（晩年は拙翁）と號した。元祿四年近江の膳所に生れ、寶永四年幕府の小姓となり、其の暮には從五位下伊豫守となつた。享保四年九月大番頭となり、八年之を辭して帝鑑の間に候し、九年には奏者番寺社奉行、十年六月に若年寄となり、河内より、神戸に封を移されて一萬五千石に加増された。春臺文集に西臺藤侯或は神戸侯と有るは忠統の事である。徂徠門下に入つて儒學を修め、文章を善くし、又書畫に巧で有つた。寶曆七年二月二十九日歿、年六十七、其の著に古言錄、猗蘭子、猗蘭文集等有る。

西臺侯別筵得人字

春臺

平臺賓客此相親。燕筑秦箏發興新。已許盛筵嘗沆瀣。兼聞高曲入陽春。
一天雲擁文章氣。千里風吹車馬塵。爲是主君多別意。玉杯滿酌漫愁人。

釋大潮

名は元皓、字は日枝、肥前松浦の人、博覽宏識、禪餘に詩章を好み、江都に出で、荻生徂徠の門に遊び、詩名釋萬庵と並び稱せられた。歸つて龍津寺に入り、後に露山寺に退いた。護園能文の士皆死し、獨、大潮と南郭と残つて東西に藻を振つた。少より書に耽り、誦讀を事として午睡さへした事が無かつたが、八十五歳の時、夜來の暴風に通宵眠りを妨げられ、翌日一回を假寐したのみだといふ。九十三寂。其の著に所魯寮文集、同詩偈。同尺牘、明四大家文選抄、松浦西詩集、西溟餘稿等有る。

送大潮禪師歸省西肥作

春臺

應化無方所。虛空任去留。十年鄉土念。萬里水雲遊。大道元高蹈。連城不暇投。襟期兼百氏。才調曠千秋。文入莊周室。詩輕支遁儔。逃禪同木石。講法蔑王侯。爲有倚門望。難忘陟岵憂。扶筇蘇嶺路。發櫂浪華洲。玄澗風偏正。滄溟月共流。布金檀越在。持鉢苾芻稠。

護園社同人八

太宰春臺

往矣江湖興。歸與竹樹幽。翩然從此去。別意兩悠悠。

二二 春臺と徂徠(一)

一重の帛……狭中小量……四臺侯……談園錄稿……國字書の往復

先に春臺は東野によつて、其の名を徂徠に託せられた事を喜び、其の學と才とに於いて己に優るところ有るを知つて、遂に身を寄せたのであるが、徂徠は一日束帶すれば、三日牀に偃れるといふ上總の野育ち風を發揮するに較べては、春臺は端嚴方正、禮によつて進退し、凡て規矩に準ずるといふ違ひ方だけれど、一度信じて名を寄せた以上、決して背かうといふ意志無く、孔子に於ける子路を以て自ら任じ、よしや同人に喜ばれないで罪は獲ることも 外の惡言は耳に入れさせまいと、徂徠の侮を禦ぐ爲に、同人をして過を重ねさせぬ爲に、尠からず心を碎いた。其れに究學に於いても、徂徠と講論が合はなければ、再三押し返して、明めねば措かなかつた。徂徠は是を喜ばなかつた。遂に一重帛の隔り

が生じた。

頃は享保十二年の冬の事、徂徠は門生宇佐美瀧水に命じて、社中同人の作詩を編輯させ、之を上木しやうとした時、同人の一人たる春臺の詩をも徴したのに、此儀ばかりは……と斷つたので、徂徠は、春臺を以て狹中小量とした。

抑も此集は、護國社同人が西臺侯（本田騎蘭）邸で作つた詩を卷首に編んだもので、此時は春臺は西臺侯と交りを斷つた後の事だから、自分の名を其の集中に連ねるは、禮に非すと考へて謝絶したのであつた。

徂徠は其れを戒めて、狹中小量は春臺の大病だといった。春臺は一書を認めて之に答へやうとした。其の意は斯うである。

『狹中小量は純の大病とおつしやる。之は誠に當つて居りまする。さりながら能く考へて見ると、病では無くて性でありますから、仕方がありますまい。』

先生は御自分では、大量能く容れると御許しであり、他人も亦左様に申して居りますけれど、私の觀るところでは、能く學者をお容れなさいますが、庸人をお容れなさる事は出来ませぬ。能く文藝の士や狂簡はお容れなさいます

けれど、其の言をお容れなさいませぬ。是はやはり先生にも狹中小量の所が御有りなさるのでござります。

けれども、先生は一代の豪傑、命世の英雄で、宇内を睥睨してお出でなさる。蚊虻のやうな世人が、とやかく申す事は、如何でも宜しうござりませう。

扱て私が詩を御断りしたのは、考が有つての事でござります。昔西臺侯か諸子を其の邸に集めて共々に文藝を講じた時、先生に従つて参つた者は、煥圖の外に文安、元喬、以正、玄中、定興、重鼎、孝祖、孝元、其れに私等でありました。けれども、其れからは二三子が顧みられた計りで、多くは元の厚誼が有りませぬ。

其れは如何でも宜しいとして、西臺侯は始め文を煥圖（東野）に學ひました。煥圖が歿してから、友人が其の遺稿を輯して三卷としました。貞圖は兄弟の間柄故之を上木しやうとしましたところが、稿は其の時西臺侯の手許へ行つてゐました。貞圖が之を求めました時、侯は、余は工に命じて之を刻せしめやうと思ふ。とばかり、今年で十年にもなりますが、未だ上木した事を聞き

ませぬ。世の中には、其の師や友人の爲に、自分の費用で其の書物を板行してやる事は幾らもござります。西臺侯の富でいへば、數金の失費は何でもありますまい。では、煥圖の詩文は後世に傳へる程のものでは無いかと云ふに、左様な譯ではありません。やはり舊きは棄てられ去る者は日に疎くなるからであります。侯が煥圖に於けるさへ既に右の始末であります。だから其の他の諸子は……まして私に於きましては。

今若し詩を徴される事が、侯の意から出て居る事であるならば、此様な事は申し上げませぬ。

是は與●徂●徠●先生●書●の大意で、享保十三年正月自らの疾をおして裁したところが生憎徂徠も病中であつたから差し控へて居るうちに、此月十九日徂徠の歿するに會ひ、遂に書き捨てになつてしまつた。

其の後享保十七年、商人が來て古本を鬻いだ中に、徂●徠●選●と記した護●園●錄●彙●が有つたから、手に取つて見ると誤謬多く、あまつさへ、此儀ばかりはと斷つた春臺の詩も收録せられて居たのに驚き、之を高野蘭亭に尋ねたところが、徂徠

が病中輯集の儘、刪修の暇無く其の儘にして置いたのを、或る門生が之を知らずして板行した物だといふ事がわかつた。

其處で春臺は後の惑ひを解く爲に、其の書の後に、先生の刪を経ないものを先生選と謂ふのは、嘗に先師を誣ひるのみならず、四方の君子をも欺くものだといふ事、諸詩中。律を犯す者三十七、韻を誤る者三、韻を失ふ者一、韻を亂る者一、平仄を誤用する者十五、人に謗らなければならぬ造語が五、其の上誤寫が十三、闕文が一、是等は皆校者の疎漏の罪で、決して先生の過では無いといふ事を、忌憚無く辯じた。徂徠の名を損せしめまいとして、随分心遣ひして居る事は是によつても首肯されやう。

是より以前、春臺と南郭との間に往復された國字書は、見逃すべからざる資料である。

南郭より春臺へ（十一月十六日）

『寒威日嚴候へ共、彌御安寧之山傳承珍重奉存候。平家會喪之後、何かと世紛冗雜、疎闊罷過候。査次郎儀も、先者相應に家督被仰付御同意致大慶候。査

次郎家業爲致相續候思召之由、手寄江罷越候ニ付、拙者致世話候様ニ御頼申來候。彼邸物堅キ風儀と相見え、夫ニ付大學頭殿ニも御逢被成置候由、彼邸へ被招相見候、世子へも始得拜見、終日置酒存外大醉罷歸候。御丁寧成儀ニハ御座候へ共、扱々遠方以後之趨禮何とも致迷惑候事御座候。

一護園錄藁疎謬多候ニ付、一々指摘御書出刊行可成由、則其草藁美仲被相達、反覆拜見、精細之御吟味御尤ニ御座候。

一犯律之條、五言平起有韻之句、第一若第三不用平聲候事、古人中ニも希ニ見え候處、數多相犯候事、累句と申内、不守法ニ近候へは。御指摘之通無論候歟。七言第四字一平、是又殊失點檢不可爭候。此内容客散暮江之句、此例ハ古人も間有之候歟。

一七言古詩換韻之所、不照韻之例は、古人作中間相見え候

一那爲何義者、那須、那堪、那能、平聲之例相見え候

一重爲再義仄聲勿論ニ候へ共、平用之例も往々所見有之候。且重歌蜀道難吳國倫句ニて、是亦平用と相見え候。重來ハ多分平用と相見え候。

一造語宜議者、古人轉用借用之内、ケ様之例も間有之、設令誤用ニ候ても、是又古人中其例多候へハ、必しも不可難候歟。且鸛鵒袍は王元美作に見え中候。但此内爲看を作看に換用候と、大微之句如何可有御座歟。右ハとても精細ニ法規をあてられ候上ハ、存付候分書付懸御目候。猶又御吟味御極可被成候。

一來翁病中、此選之趣一ニ物語承候所、由來磊落の先生故、皮相を略候所見と相見え候へハ、今以存生候とも、右之疎漏ハ不必拘ニ可有御座と致推察候。然共、後人我輩之分ニハ俗難可有之、疎漏も回護可仕本意に候上、足下此舉一々以法御正候上ハ異議有間敷事に御座候。刊行之儀ハ、附刻ニても別刻ニても御勝手次第可被仰付候。則御草稿共ニ再託美仲致進呈候。寒列筆研凝凍、前後卒略、伏乞諒察不乙。」

春臺より南郭へ (十一月二十三日)

『先日者預貴書、美中々被達落手致拜見候。寒氣甚候處、彌御平安之由致恐喜候。如仰平野氏之喪ニ得御意候儘に而、疎遠に打過候。彦次郎も相應に跡目

被仰付一段の事御同意に存候。爲學業相續、足下に御指南之事、守山侯より御頼に付、先頃彼邸へ御招御進見之上にて、世子御嬖應有之候由、此邊にても致承知、誠に敦キ思召御念入候事奉感候。彦次郎足下御指南被成被遣候事も金華之本懷、地下にても大慶に可被存候。一兩年此方會讀に出席候へ共、是其節を察候に、貴宅は甚遠く、拙宅は甚近く候故、當分近キを取得に致候儀にて、金華之本意には有まじくと存候へ共、只管之頼故姑致許容候。金華平日足下をば泰山北斗と仰き、徂徠をも足下の御弟子に致度ほどの所存にて候へば、此度彦次郎を御門下に列候事、さぞ大慶に可有之と、拙者も珍重に存候。彦次郎生質好ク見え候間、如何にしても學者に成申にて可有御座候。折角御指南被成可被遣候。儲は護國錄稿疎謬之處抄出懸御目候ニ付、委曲被仰下御紙面具に致拜見候。先以御障も無之内、御熟覽被成、且又拙者吟味之趣尤に思召候由御挨拶被仰下、忝奉存候。就者尙又愚意有之候間左に申入候。一五言平起有韻之句、第二字に一平を置候を犯律と申候ニ付、古人之詩も稀に見え候由被仰付候。凡此事ハ拙者若年之時、少々承候事有之、それゝ其

頃見候唐詩之集共を致點檢、宋元明之詩迄大抵流布之詩集目に懸り候はゞ
 の集をば尋見候處、一句も見出し不申候。三十餘年今日迄未見候。愚見狹
 く候間必とは難申候へ共、中華人之詩に終に見候故、中華人ハ此律を固
 ク守候と存候。五言絶句は拗體多ク候へハ不論候。それも一首全篇聲律調
 候詩にハ右之犯律見え不申候。況五律排律にハ未見候。足下若御覽付候ハ
 、一句にても御書付可被下候。覺置申度候。拙者はおかしき事若年之時承
 り候故惡詩なから數は餘程作候へ共、只今迄一句も此律をば犯シ不申候。
 古人中に稀に見え候と被仰候其句承度候。七言第四字一平は、唐詩之中に
 一月主人笑幾回の句見申候明詩に子鱗黃鳥一聲酒一盃の句覺申候。此外は
 不存候若御覽付候はゞ、乍御六ヶ敷御書付可被下候。客散暮江之句法古人
 に間有之候由被仰下候。其作例御示可被下候。

一七言詩換韻之處、不押韻之例古人作中に間見え候由被仰下候。愚陋覺悟無
 之、只必す韻を押候とのみ覺候て恥入申候。御覺候作例御示可被下候。

一那字何義平用之例多ク見え候由愚拙覺不申候。俗語に上去二聲に用候間、

詩中も其例と存候迄に候、慥に平聲に用候例御覺之分御指示奉頼候。

一重の義、再の義、平聲に用候例も往々有之候由被仰下候。拙者覺不申候。

重歌蜀道難は吳國倫句にて候由、拙者は明詩を不好候故、平生見不申候。

一通は涉獵も仕候へ共、心を留不申候故覺不申候。固陋恥かしく御座候。

重來之重は多分平聲之由、愚拙心付不申候。那字重字慥に平聲に用候句御覽候分、乍御六ヶ敷御指示可被下候。晩學仕度候。

一造語宜議者、古人轉用借用之内、ヶ様之例も間有之候。たとひ誤候ても古人中に其例多候へば、必しも不可難之由、御尤致承知候。愚拙は先賢之教を守候て、とかく一字も出處なく作例なき事は致間敷と心得候故、左様之事を致候をば杜撰と存居申候。足下苦しからの事と仰候へば、其上爭申事無之候。鸛鵲袍は、元美句に有之由被仰聞候。右に申候通明詩を覺不申候故心付不申候。元美句に有之候へば兎角は不被申候へ共、恐くは彼人も一時潦草塞責之作にて、杜撰にては有之間敷哉、裘を袍と可申ならば、狐白袍と申候ても苦かるまじく存候。轉用借用は古人に作例無之候ても不苦候は

い、狐白袍と仕候ても御許容可被成候歟。承度候。爲看、作看換用と天南大徴と如何可有之候哉と被仰候。爲某看之例未見候。もし御覽付候は、御示可被下候。天南大徴は只孟浪之言と愚意に存候。

一 徠翁此選之事、足下は委細御聞被成候處、元來磊落之人故、皮相を略し候所見と思召候間、只今存生にても、右之疎謬は不必拘にて可有之と思召候。然共足下は俗難をも回護可被成御本意に候上、拙者一々法を以て正し候上は異議有まじく候間愚拙以管見板行仕候者可爲勝手次第之由被仰下、得貴意候。先愚拙は此選之事前後不存。只拙者之詩を被召候に付ちらと承候。

先生病中に候間、只詩を集られ候迄にて、選には不被致候物と存候故、此度の存寄出申候。足下は徠翁之衣鉢を御受被成、文章之司命にて、先生之心をも能御存之事に候處、右之通之思召に候へば、それにて愚心之疑悉く解ケ申候。拙者は徠翁之學術卓見に服し候て、十餘年從學仕、教誨の力にて只今古道に少しも疑無き様に成候段、徠翁之恩に而候故、大節ニ存候。尤不才の我等故、知遇を是不受候へ共、綈袍之恩も多ク候間、只今にも徠

徠之事を譏評仕候者有之候へば、随分禦侮之力を盡シ候。如御紙面磊落之先生故、謾園隨筆以來海内之學者を排斥致され候事甚ク候。論語徴、辨道辨名なども追々板行可仕候へば、其說彌流布可致候。文章之事に付て倭語倭習と申事毎々御申候へ共、其人之作にも誤は往々有之、愚眼にさへ見付置候。隨筆以來先生仇敵海内に數多可有之候。然處ニ此度之録稿に疎謬甚多ク候へハ彌謗詭之起リ候端と存候故、諸君に憎まれ候を不顧弭謗之計を存立候迄に候。足下之思召を承候ては、無益之事と存候間、板行之事はふつと止メ可申候。左様に御心得可被成候。但此選之事に付、先生磊落之人にて皮相を被疑候と被仰候段、愚拙不得其意候。先磊落は人之性質一分の器量にて候へば、教には成申まじく候。磊落之人は千萬人に一人にて常人は大概碌々にて候若從駕之馬に千里之逸足を學ばせ候はゞ、不旋踵して蹉跌之患可有之候。匠家之子弟に匠石運斤之技を教候はゞ、一舉して人を殺シ可申候。周季以來老、莊、楊、墨、以下種々の僻見を立候て方外に遊び、先王の道を破候は、皆磊落奇偉之人にて候。孔子は聖人にて御座候へば、萬

德圓滿之内に定而磊落之徳も可有之候へ共、一途に先王之道を守給ひ、人々にも忠信禮讓のみを御教へ候と見え申候。後世の詞人にも、晋の阮籍嵇康等は極て磊落の人にて、放逸無慚の亂人にて候へ共、作り候詩に韻を叶へぬ事は無之候。唐の詩人にも、李白杯は磊落奇偉の人にて素酒徒にて候へ共、酩酊沈醉の内に作り候詩にも、法律を犯し平仄を誤用候事は無之見え申候。唐詩を選候人は廷禮于鱗に不可過候。廷禮は其人柄委ク不存候。于鱗は正シク磊落之人と見え候へ共、唐詩選は却而正聲も少ク、錄稿の如くの疎謬は無之候。正聲は殊に名の如く精ク御座候。然者彼二家も詩を選候は皆々教の爲に致候事と存候。若教の爲にて無之候は、李杜以下諸名家の詩に勝レ候詩も猶多ク有之候に、それを置候て、法度の正しき詩ばかりを少ク取候は、教の爲に致候と見え申候。皮相を略すと申事は、王維詩中に語の重複相犯す事有之候に付元美申候事に候法律の事にては無御座候。九方臯千里の馬を相するには、牝牡驪黃を不見候へ共、若駱馬を擇ばせ候は、必四牡毛色を齊ク可致候。詩の法律を正シ候事を皮相ニ御譬候事不

得其意候。愚者の御吟味候は唐詩の法律にて御座候。凡唐詩は律にて貴ク、法律にて勝レ候と愚意には存候。法律を守まじく候は、唐詩を作り候事不入事に候。古詩樂府六朝之體を作候事増と存候。古詩樂府は隨意に作候て何之咎メも有まじく候。唐詩の法律は、千年以來天下公共に守候事に候。晚唐々宋元人、隣韻通押を致し候をも明人は是を禁候て固ク唐韻を用候。明の大祖唐韻を破り洪武正韻を作らしめ、天下に頒行せられ候へ共、朝野の詩人唐詩を作候には、依然として唐韻を用ひ、正韻をハ不用候。若法律を皮相と見候は、隣韻通押の禁も無用の事に候。錄藁の如ク法律の正からず、誤韻亂韻の類をも收載候而皮想を略スと被仰候は、唐詩之法は烏有にて候。皇甫子循が言に、詩苟音律缺譜、終非妙境。故無取拗體也と申候。唐詩の法律は三代已來漢魏六朝迄無之事、唐の世に始り、天子の命にてもなく何人の始候事とも不知、天地の氣運にて自然と出來候事を、上も下も一同に之を遵行し、宋元明今の世迄も天下公共に守候所を見候へは、大方人間の三綱五常のごとくなる物と見え申候。然者三綱五常を缺候ては

人に非ず。法律を破候ては唐詩に非ずと愚意には存候故、平生人の詩を見候にも、先法律を致吟味候。弓は調と候上にて強きを擇と箭は直なる上にて勁きを貴と候。如何なる強弓勁箭も調はず枉り候ては用に立申間敷候。元美略玄黃取神檢と申候は、王維が詩語相犯ス處有しを申候。王維も詩の平仄は随分正シク作候。百草原頭之詩計前二句拗體を用申候。崔顥黃鶴樓之詩前四句拗體にて律詩の法を缺候へ共、後世是を稱美し候は一時興感之作、千古之絶唱にて候故、誠に格別之事に候。是等を今の世の詩之例には難申可有御座候。徂徠之選も、足下を始東壁次公等、其餘の名公も平生の作多キ中に、法律正ク微瑕も無キ完璧何ほども可有之候。それを不取候て、瑕ある詩共を載られ候事、黃鶴樓杯のごとく千古の絶唱と被思召候歟。只今愚眼に見候てはそれほども不存候。況ヤ録中に載候詩人拙者など曾て不存人數多有之、其中には傍人の手つだひにて出來候。詩も可有之候來翁平生進取に急にて、名に汲々タル人にて候故、只門弟子の多きを世人に夸耀すべき爲に、苟モ門下に列り、門下に縁あるほどの者をば、愚拙が如キ

采録に足らざる者をも載られ候と存候。磊落は人の情にて教を待事にもあらず。又自己磊落にても、人を教て磊落ならしむる事も成まじく候。詩を選て世に行候も、世の學者を導んどの事に候へば、法律をば正しく致度事に候。正シキを以て教候ても、學者正しく難成候。正からぬを以て教候はい、末益亂可申候。既に唐律と申候。律は法律聲律の義と先儒の説に有之候。法律にては微少之罪科をも不赦候。聲律も甚精微の物にて、五聲六律少も亂候ては八音和し不申候。音樂之道には少の無理も成不申候。然者唐朝にて立候法律千年已來天下公共に慎守候事を只今の詩人少も犯候は唐詩に非すと偏屈に心得居申候。法律を守候を六かしく思候磊落の士は、只いづも古詩樂府歌謠之類計を作候て、一生を送候事快活にて可有之候。將又足下には俗難をも回護可被成と思召候由、御尤に候。俗難とは拙者之申候不審共を指て被仰候と聞え申候。愚存等は右に申候通に候へば、足下之磊落にては、我如キ碌々の者の難シ候事を俗難と被仰候事至極御尤に御座候間、俗トなり共愚トなり共鹿とも馬とも可被仰候。其段は不苦候。但世上

の俗人如何して詩の法律平仄之位置を可存候哉。其邊之俗人は足下の風化にて詩の法律をも存候て批判仕候歟此邊之俗人は中々詩の平仄も不存、讀も致不得候、只五字七字四句八句綴り候を見候ては、詩と計は存候者も有之候。拙者申候は、俗人は畏るゝに不足候、只世間之人皆無眼子にても有まじく候。千百人に一人も博識具眼之人有之候て、錄稿を見候は、徂徠之門下にては唐詩の法律を破候と可申候。此事歎かはしく候故、徂徠之選と申事を消し申度と存候迄に候。足下の御書面にては、徂徠の選に究り來翁只今在世にても、錄中之疎謬は構被申まじきとの事足下の御請合なれば慥に御座候。是にて何もかも埒明申候。拙者は前に申候通、徂徠之仇敵海内ニ充滿シ候間、先師の爲に悔を禦候愚衷にて申出候。椽の下の方持とやらん、何の益もなき事に御座候間、必止メ可申候。乍此上來翁著述之物共連々に板行も被仰付候は、乍御苦勞隨分御吟味被成様に仕度候。愚拙などは天地神明を指て此後一言も申間敷、右は足下と爭可申所存全ク無御座候へ共、御書中に得心不仕事有之候間申入候。同クハ面上に申承度候へ共、

南北相隔互に不得隙候故、先日之御報如此に御座候。御心隙之時、靜に御披見被成、申處過誤有之候は、何分にも慈教を願申候。以上。

二二 春臺と徂徠(二)

麟嶼入京……各送別の詩……東涯莞爾

日本廣しと雖も、一二州の除くの外、何れよりも來らぬところは無かつたといふ迄に門弟を糾合した堀河學は、創始者仁齋歿してより、其の嗣東涯に至つて實學の唱導更に進み、殊に溫厚寛雅なる其の人と爲りは、他派の攻撃に無關心に父の學を守成し、護園學派に對して隱然一敵國の觀を呈して居た。此時、早く神童を以て聞えた山田麟嶼は、徂徠の門に在りながら、何時しか心は伊藤東涯に郷往して居たので、遂に笈を負うて京に越く事になつた。乃ち徂徠は送別の詩を扇面に書して與へた。

五十三驛莫言難。處處山川秋好看。明月先從函嶺望。如絲大道達長安。

春臺と徂徠二

其の二は

揮鞭意氣愜秋涼。才子奉恩遊洛陽。但到西山紅葉好。錦衣相映早歸鄉。
春臺も亦贈る。

田郎妙齡好遠遊。一旦尋師西入周。天邊月落函關曉。雲際星流渤海秋。
周道如砥任奔走。那知古人骨已朽。到日試問柱下官。往時老聃今在否。
則、此意は、老聃を以て古義學の創業者故伊藤仁齋に比し、東涯之を繼ぐと雖
も遂に及ぶ無きを諷し、其處に向つて去る麟嶼の適歸する所を誤るを戒めたも
のである。

麟嶼はやがて西京に入り、之を跡したところが、東涯莞爾として曰ふ。

『物先生の襟度が想はれる。太宰子も亦慷慨の氣節が有る』

二三 春臺と徂徠(三)

二辨……願命……純は不可……校正は二人

嘗て肥後の藪震庵が徂徠に會見した時、徂徠壯時の著譯文・筌蹄は後生を益するが多いと頻に稱へたのに對して、あんな物は門生に口授したもので、擧げて云ふ程の價值も無いが、唯辨・道と辨・名の二書は、開闢以來聖門の大功とする事が出来やうと、自信の程をはのめかした事が有る。

又或る時、『吾は天の寵靈を以て、孔子滅後二千年、始めて先王の道を明にする事が出来た』とも云うた。

徂徠の著述は元より尠くは無いが、其の中でも、此二辨は實に五十年の心血を凝いだ大著述で、徂徠を傳へやうとする者の第一に眼を注ぐべき遺物である。

會、徂徠の病中、春臺も亦褥に臥し、徂徠歿するに際しても、親しく見舞ふ事もならず、四月二十八日辛うじて祭文を草して、漸く意を安んずるの已む無き有様であつた。併し親しく願命に接する事は出来なかつたとはいへ、徂徠を傳ふるの一事に於いては望む所が有つたから、服部南郭に書を與へた。

『足下徂徠先生の願命を受け、其の遺文を輯し、將に以て先師を不朽ならしめんとす。其の事固より大、豈時月の能く竣る所ならんや、足下勞すと謂ひつ

べし。三歳の久しきと雖も、胡ぞ怪しむに足らんや。純の愚、竊に以爲へらく先生の遺文、篋笥に藏在するものと、四方に散在するものと、之を鳩めて書を成さば且に若干卷、之を輯し、之を校し、之を書し、之を刻する、年所を歴るに非ざれば、功を卒る能はず。夫れ先生晩に經術を修し、撰者頗る多く、二辨は其の粹なり。先生の在時、人多く之を刻せんと請びしも、先生許さず。蓋、尙或は追改する所有らんとせしなり。先生既に歿せり。則宜しく先づ是二書を刻し、以て世人の望みを満すべきなり。夫れ二辨已に成るの日久し。且、簡筭多からず、足中教授の暇に及んで、略校正を加へ、即ち以て上木すべく、度るに當に期月ならずして成るべきなり。純の愚、竊に先生の功を以爲ふに、其の大なる者唯二辨。故に二辨傳へざるべからざるなり。他の諸文の若きは、其れ土直のみ。之を傳ふる固より可、之を緩うするも亦可、即ち傳へざるも亦可。足下若し二辨を校せんか。即、純不敏と雖も、將に參閱せんとす。純の願なり。故に往いて足下の爲に之を言ふ。今足下乃ち此を以て子和と純とに委ねたり。子和は則可なり。純は則不可なり。何となれば

護國の門、親しく顧命を受けし者は足下一人、他は與らず。如し命を聞かすして以て命を奉ずる者に代るが如きことあらば、何を以て先師を敬するものと爲さんや。不可なる所以なり。子和は則可なりといふ所以は、先生の悦ばれし所なればなり。純は雅に先生に知られず、特に二三兄弟の後に従つて、其餘論を聞きしのみ。然りと雖も、純敢て先生に畔かず、其の教を敬奉して以て今に到る。今先生亡きを以て之を欺くを欲せず。是を以て敢て足下に謝し、決して諱を承けず」

其の結果、此二辨に關しては、文會雜記に記された

「春臺と南郭と與あひて校正なりしとなり」と云ふ事になつた。

二四 春臺と徂徠(四)

朱舜水と東涯……没字碑

春臺と徂徠四

春臺の詩書古傳が出来上つてからの事、其の序を服部南郭に依頼したところが、南郭は之を承引した。春臺は其の禮旁、次のやうな事をいつて居る。

『去年（元文元年）七月京都の伊藤原藏（東涯）が死んだ。其の弟や門生が墓碣を立てたが、其れは華山内大臣の銘、八條中將の書、坊城中納言の篆額で有る。昔は水戸義公は其の世子と共に朱舜水の遺文を輯し、自分の名を卷端に題し、自分の名の上に門人の二字を冠した。之は其の當時の美談である。今華山公が原藏の集に序した事、墓銘を作つた事など、よくも似た事である。舜水も原藏も皆一匹夫である。二公は公侯の尊きをも屈して此盛徳の事を行つた。我が徂徠先生が歿せられた時、西臺猗蘭公は其の銘を作らうとして、自分の官の高い事に氣おされて、もう十年にもなるが未だ果さない。立派な石碑に題名ばかりで一言の銘も無いのは、之を没字碑といつてもよい。足下は先生の遺命こよつて遺稿上木の大業をやり遂げたが、特に遺憾に思ふのは、一貴人の序も卷首に無い事である。だから山縣周南が謂うた。徂徠集の首に序引の無いのは、譬へば、商人が古人の遺文を反故の中から探し出して刊行

したやうな物で、誠に惜しむべき事だと。足下は猗蘭子に近づきであるから話が出来たらう。自分は今猗蘭子とは交りを斷つて居るから、足下に依つて之を言ふのである』

二五 春臺と徂徠(五)

高聲は習慣……聖人出来……海内第一流……功名

徳川中興の英主とうたはれた吉宗の代、徂徠召されて治政の要を問はれた事があつたが、徂徠の平常が平常であるから、幕府へ出ては餘り高聲に談話してはならないと、豫め忠告する者が有つたのに、例の通り呵々大笑して、自分の年今六十歳、高聲はもはや習慣となつて居るから、如何して咕囁私語などが出来やうぞ、と云つて、平然之をやつて居た。

享保十二年となるや徂徠の病は革まつた。嘗て、吾が死後所有の遺文逸事は必ず遠きに傳はるであらうけれど、海内眞に吾を理解する者が無い。吾を知る者

春臺と徂徠五

は唯夫れ聖人であらう、といった事が有るが、之は徂徠の意氣と面目とを躍如たらしめるものがある。併し行に於いては

『仁齋の實徳と熊澤の才と、予が學問とを合せて聖人出來すべし』

と、蕃山、仁齋の二先哲に譲るところも有つた。

殊に其の豪放な態度は、正月十九日即ち最後の日に於いて遺憾無く發揮されて居る。

丁度此日は霏々として鷺毛が飛んだ。眼を擧げて褥中に其れを眺めた徂徠、侍人を顧みて

『海内第一流の人物、物茂卿今し天壽を終らうとするに際し、天も之が爲に世界を白銀に飾るのちや』

此日白玉樓中の人とはなつた。時に春臺も褥中に在つた。後に曰ふ。

『徂徠先生甚だ生を重んじ、飲食居處より、以て出入動止、賓客應接の事に至るまで、苟も以て生を傷るべき者は、斷じて爲さざるなり。然れども其の病死する所以は、乃ち思慮度に過ぎしを以てなり。蓋、先生の志は功名に有り。』

少きより著述を以て事と爲し、年六十を過ぎ、舊疾數發し、猶清心靜養する能はず、遂に篤疾を致して死す。謝在抗云ふ。思慮の人を害するは、酒色よりも甚しと、誠なるかな」

支會雜記に「徂徠は厚腫煩て死去なり」とあるが、春臺は加療の餘地が十分有つたものと見て此言を爲した。其の當否は暫く措くとして、徂徠の志が功名に有つた事は事實である。

二六 春臺と徂徠(六)

處々に付紙……刑律の吟味……仁齋との比較……梁山の嫌忌……附記

文會雜記に

『徂徠四家觴を作りて、彌右衛門はよく書を精細に見る者なり。改めよとて見せられたり。春臺即點發などの誤りたる處につけ紙をして戻されたり。徂徠見て、彌右衛門は讀書かやうにて精細なりと思ふや。彌右衛門が見をとした

春臺と徂徠六

る所いく處も有とて、處々に付紙を自らして、春臺に見せらる」
或は又

「徂徠の刑律を吟味せらるゝを不尤なりとて、春臺より書をやられたる由、
來翁返書には、尤に存る、足下ならではと存候、と答られたる書を春臺大事
にせられたるとなり」

先に名を龍門に託する事が出来たを喜び、其の學に優る處有るを知つて之に従
つたのでは有るが、月日の經つに隨つて、徂徠に慊らぬ節々を見出すと同時に
僅ながらも接した仁齋が、其の學師傳に依らず、千石を以ての細川侯の招きを
斥けた至孝、東涯蘭嶼の如き子を持つた幸福、殊に德行を以て人に望む學者ら
しい態度をゆかしとして、或は徂徠との比較も筆にもした。中にも、仁齋を評
して奇を好むと云つた徂徠を春臺より見れば、より以上に奇を好むの癖が眼に
ついたから、尤めて之に效ふもの夫子あり、と言ひ、或は自他共に許す徂徠の
風流に對して、善飲して酒を惡み、夜座乗舟を厭ふが如きは、風流ならぬもの
で有る等の評をも加へた。

殊に春臺が極力排斥したのは、徂徠は勿論其の門人が殆ど心酔して居た李王の古文辭に對してで、條理脈絡の無い古句のつぎはぎは、恰も塵塚から拾ひ集めて綴つた緇徒の糞雜衣のやうな物だと迄叫んで、後人を覺醒させやうとした。即ち徂徠が唱導する古文辭に對しては、其の一部に就いては反逆者である。才を之稱する徂徠とは教育的見地を異にする。彼は豪放磊落、此は端正謹嚴、初め會見當時とは餘程隔りの生じて居た事は、『純は雅に先生に知られず、特に二三兄弟の後に從つて、其の餘論を聞きしのみ』と自ら語るところに於いて明白である。

『然りと雖も、純敢て先生に畔かず』

常に孔子に於ける子路を以て自ら任じ、外部よりの譏りを禦がうとして、徂徠に對しても、同人に對しても、忠誠であつた。激越で有つた。そして此等は喜ばれなかつた。

其の後、天明八年昌平黌の教官となつて朱子學も爲に異學の禁を布いた柴野栗山からは最の忌嫌せられ。送長子玉序に於いて

太宰春臺

『慶長元和の政は、意を風致に用びて正學を推崇し、碩儒相踵いで起り、其の學徒の業成りて郷に歸る者、皆師説を奉守して一邦に儀表たりしが故に、道德一にして風俗美なりしに、其の後伊物の學起り、太宰純其の師を反噬してより、學者復畏るゝ所なく、先儒を詆訶し、頽瀾天下に横被して狂するが如く、其の弊や經語を以て戲慢の資と爲し、風俗を壊し仁義を充塞するに至れり。其れ之を何とか謂はん。竊に天下の爲に懼る』

と云はれ、或は

『毒蛇の自ら其の尾を嚙んで悔いざる如く、彼は其の師茂卿を嚙み、醜詆を極めて顧みず』

等、随分口汚く罵られた。

附記

『君修の云。春臺は博識なれた、古書にきはめて精密なり。東涯は古書には精密ならねた、博識は大に春臺にこえたりと覺ゆ。來翁は博識なれた、後世の書はさのみ精しからず。それゆへ論語徴に古書をひかれたれども、後

世の書の説の自分の見と合たるもあまたあれ、凡ひかれず。これ後世の書にばさのみ見られぬなり。只むづかしくよみにくき書をよみくだくすきにて、咸南塘が書武備志明律など、人の中々得よまぬものをとかれたり」

二七 紫芝園(一)

五斗扶持……焚死を免る……自得

正徳元年、柳澤吉保に仕へて居た安藤東野は祿を返し、駒込白山に草堂を築いて白賁書屋を名づけ、子弟を門に集めた。

銅を解かれて江戸に還つた春臺は、徂徠の勸めに従ひ、古學の講習に力を入れるかたはら、糊口の資を得る爲に、其の年十二月生實侯森川重令の記室と爲り五斗の扶持を受ける事になつた。

彼の小石川の名刹傳通院に假寓して紫芝園を營んだのは何時頃か詳では無いが、東都に歸つてから、其の周圍には種々の傷心すべき事件が続いて現はれた。

則、正徳二年五月には自ら病み、其の月末には叔母（游の妹）を喪ひ、一年を隔て、四年五月十三日には妻末松氏と永別し、五年には致仕し、翌享保元年には年來慈母のやうに春臺を見てくれた淺見氏（門叶高治の後母）に死なれ、二年には無二の親交浪華の僧侶兆の計に接し、四年の春には安藤東野を葬ひ、五年七月には先師中野搗謙の死を哭し、六年三月四日には祝融の祟りを受けて、僅に焚死を免れた計り

『犖犖たる赤身、胡ぞ能く自ら振はんや。僕固より玉を食ひ錦を都下に衣る能はず。故に親舊の情を割き、懷土の念を斷ち、潜に老父を負ひ以て江湖に遁れんと欲せり。人僕の計を知り、或は以て非と爲し、或は路人を視るが如く或は其れを慨し之を如何ともする無く、或は力を竭して畫策す。僕の計已に定れり。以て變すべからず。人言を聞くと雖も豈其の移す所と爲らんや。僕結髮より備に辛苦を嘗めしも、未だ流離顛沛是の如く甚しき者は有らざるなり』と、其の時の様子を叙して居る。

其れから甲斐侯刑部少輔經隆（吉保の二男）の厚意を受け、二三舊知の援助に

依つて芝浦に假の宿りを求め、小徒を教へたり、黒田豊前守直邦の世子に書を授けなごして數口の食を得るうちに、幡然として自ら改め、悠然として自得する所が有つた。

二八 紫芝園(二)

新宅成る……日常……小紋模様……嘉言善行……再移

漸くにして、小石川牛天神の裏門から鳶坂へ下る所に、水戸侯の藩邸と相對して紫芝園が營まれた。新宅成るや同人は見舞うた。

同子和秀緯集德夫紫芝園新宅子和携魚得園字

服部南郭

新築閑居負郭村。日看轍迹破苔痕。魚餘任父携供饌。酒飽壺公懸滿樽。

蕭寺塙東移寶樹。商山郊北卜芝園。屢來許弄鳴蛙興。我輩非關鼓吹喧。

題德夫紫芝園

平野金華

春色堂成野色晴。紫芝苑苑主人情。園林豈許勞三顧。醵酒還疑了一生。

紫芝園二

太宰春臺

樹裏鐘聲鄰佛寺。日邊雲氣對都都。深地樂地因名教。家法誰如郭泰清。
春臺が鷹見爽鳩に復した

『前日問下館世子疾而歸。則阿奴奉足下書。及所惠尊酒以前。視之。乃所賀僕
新成蝸廬者也。僕雖疲矣。敢不起領嘉貺。僕幸不見厭於人。是以座上不乏客。
所患尊中屢空而已。何意足下之河潤也。不貰而北海豪舉可擬矣。惟不與足下
偕之是可恨。承教而白衣既還。玆特裁答。併申謝。貴恙新痊。調理爲妙。』
は、此前後のものであらう。

其處には士人の家が四五戸在つた。一つは當時大橋流の俗書を以て名を知られ
た篠田行休の寓で、此隣が即ち紫芝園であつた。

門をくぐれば直に通する玄關口、其處に掛けられたのは家に傳はる鎗一條、古
びたところに由緒がほのめいて居る。

さゝやかな住居ではあるが、凡てに自ら秩序があり、書齋には長崎一枚繪を床
飾りとし、主人は端然机に倚る。

『書を読むゝには、朝起て先國字の書など見、又は人の見せおきたる詩文を讀

み、又校正の書をなし、又會業の下見などをし、色々せらるゝゆる倦つかるゝなし。夜は必四つ時にねられたると也』

傍にある字彙玉篇韻會によつて、門人が會書の誤謬を正し、其れが終れば書寫にうつる。倦めば又書を見て氣を移し。誤寫は絶えて無かつたといふ。

『何の物を見るときも、必唐本表紙を和用紙にかへ、墨のつきたる處をぬりけし、嚴密に整齊なりしとなり』

赤間ヶ石に並べ鑿りした硯に五色の墨をおろしつゝ、古書を探つては誤つた點を胡粉で消し、墨で附け直し、不用の評を朱で抹し、青で書き入れるといふやうにしたから、

『史記などに元麟が云し如く、五色にさいしきしてありしと也。君修語りける』

『春臺の校の世説をみる、ごふんにて點をけし、墨にて點をつけ直し、朱の書込墨の書込、青墨の批點あり。見事なるゝ也』

時に變更はあつたが大體

『五の日を定めて在宿して客待たり。月に三、八、十など九度の會ありて、諸

子集るとなり』

斯くて會業は

『毎七つ半頃にすむ』

諸子は、之を終れば其れく散じてしまふ。後に

『はかまをぬがずして、直に其の日の會の書の字の違を直し、又は考ふる所を書込なごせられたると（元鱗）語れり』

『春臺は書を授するときはめて精密なり。史漢左傳の類悉和讀要領の通りの點に直されたり。皆ごふんにてすりけしてあり。一畫のちがひ片かなの一畫にても改められたりと也』

門人の見るところに依れば、元來性急の方であつだが、次第に學習の功を積んで綽々たる餘祐を示し、

『明日のつを今日しまい置くゝもの也。それゆるいつも從容として居られ、一生の間、うろたへたることを見することなし』

の境地に進み

『其の言行きはめてをりつめて、實儀なる、北宋の人物司馬溫公、范文正公などに似たると也。行狀書に及に、とかく小學の嘉言善行に入るべき人のやうに覺ゆる』

と松崎觀海が語つて居る。

又俗人に接しては、一言たりとも黃卷の事に及ばなかつたから、人多くは儒者か否かを知らず、識らずして自ら具はる『大納言以上の人品』に對しては、尊崇の念を止める事が出来なかつた。

紫芝園は其の後再移した。此消息を語るものは、寛保二年八月廿五日、門人幸清方に贈つた手紙の一節である。

『追啓、敝廬及破損、且甚狹難儀御存之通故、今般近所にて少廣地を卜居、只今造作最中にて御座候。四月中御出府之時分者新居ニ可罷在候。爲御心得書付進置候。』

小石川牛天神うしろ七軒町

常泉院南隣

紫芝園二

右之通にて相違無御座候。傳通院門前々二三町東南、水戸邸之西にて御座候

二九 紫芝園 (三)

善食……主的……替女の涙……叔嬢子……念佛……和尚と樵夫……農人形

或る日紫芝園で土庫を修めた事があつた。左官と二三人の傭夫とが働いて居た。春臺は家人に命じて茶を出させた。先づ一服と仕事を止めて苦茗を啜る。傭夫の中に獨身者が居た。左官がいふ。

『如何して貰はねえか』

『良いのが無いから……』

『も一度媒酌^{まいたく}つてやらう』

『何卒』

『だかな。其の媒酌たうてえのは、他に取柄が無えよ。大飯を食ふばかりで』
『其れで澤山でござんす』

是を他處聞きして居た家人は、堪らなくなつて笑ひほざけた。春臺は謂ふ。

「笑ひ事では無い。役夫の申すところは知言ぢや。凡そ人の患は病が第一で、之に罹れば如何な技能も用を爲さず、富者は其の貲を減らし、貧者は仕事が出来ず。何れにしても好ましからぬ事、さりながら、能く食ふ者には必ず疾が無い。疾が無ければ仕事が手に着く。ぢやに依つて丈夫で善く食ふ者は働かれ、婦人ならば能く夫に事へられやう。して見れば、疾が無うて善く食ふ者は、他に技能は無うても飢ゑる事は無い筈ぢや。彼が他の技能に目をかけず、善く食ふ者を娶らうとするは、誠に擇ぶところを知つて居る者といはねばなるまい』

皆うなづいた。

春臺は屢醫藥に親しんだ。後妻前川氏には持病が有つた。

* * * *

玄的といふ醫者があつた。一日春臺を訪ねた時、傍に居た一書生が客の名を聞

いて、思はず失笑した。春臺は之を制して其の場を済ました。客が歸つた後、
「御邊は先に何を笑うたか」

書生は頭を掻きながら、

「宮女の面を思ひ出したからで御座りまする」

王粲の神女賦にも「施華的兮結羽儀」と有る通り、婦人の面飾を的といひ、又
婦人月事有る時、丹を面に注いで之を見はす時にも使はれる字である。

春臺は之を聽いて

「さもあらう。夫れは未だ史記を讀まぬからぢや」
といった。

* * * *

小石川の里に三味線の上手な替女が居た。幼童少女従つて聞く者が衆かつたか
ら、之が爲に活計が立つた。

或る日之を習ひに來た者が十有餘人、代る／＼請はれて少しの暇も無かつた爲、

倦勞に堪へられず、遂に泣き出して

『教へる方は、若ううんざりしてしまつたのに、未だ後から後からと頼みなんすもの……………』

聞いた者は吹き出した。

『習うても出来ないのを、恨んだり泣いたりする者は有るなれど、教へる方が疲れて泣き出すなどは初耳でござる』

春臺はいふ。

『其處で倦み疲れぬは聖人孔子の事、吾等小人は、やはり倦み疲れて泣かうとする事もあれど、ちつと堪へて居るのは恥を知るからぢや。して見れば、彼の替女ばかりを笑はれまい』

* * * *

春臺は或る日叔豫に對つて

『御邊は文雅を好かれて、人事を厭はれる。文雅を好かれるは、道を學ぶの君

子として合點もまわれど、人事を厭はれるは何事ぢやな」

『其の爲に文雅をそこなひまする』

『是は異なること、昔は曾子日々其の身を省みて、爲人謀而不忠乎と心づけて居る。人の爲に謀れば、文事ばかりぢやござるまい。必ず俗事は數有る筈、若し之を厭ふ事甚しければ、焉より大きな不忠は無からうと存する』

『疊りが除れました。確に私の誤にござりまする』

* * * * *

小石川の里で見知り越しの一老人が春臺に

『念佛なされませ。有り難いものでござりまする』

と勧めた。けれども春臺は、『父母の家を出、妻子を棄て、上に君なく下に臣なく、士農工商の業をなさず、室家を有せず、乞食して活命し、樹下石上に坐禪して、心法を研ぎ、一切の情欲を禁じて、槁木死灰の如くなることを務めず』の消極的な教へに慊らず『凡釋迦一代の教、一切經五千餘卷、八萬四千の法と

いへども、一心の外に出ること無し」といふ僅に長一丈を出でぬ身一つを治め
方寸の心を安くするに止るを小として、之に比較しては『我が聖人先王の道は、
辱くも天下を治むる道なり。至て大なる道なり。佛法と比して、同年に語るべ
き者に非ず』と尊崇して、先王の法言を唯一の信條として居るのだから

『念佛には何か御利益が有つてか』

『佛様になられます』

『其れで念佛申すのぢやな。して又佛になられるは何時の事ぢや』

『彼の世へ参つてからでござりまする』

『成る程な。時に御身は金銭財寶は欲しうないか』

『欲しうござりまする』

『今、人が告げてくれる。一人で海の中の離島に行けば、其の島の王と爲られ
金銭財寶は皆手の中の物、あまつさへ命も永うなる。さりながら一度渡るが
最後、郷へは復られぬ。父母兄弟に申すに及ばず、親類縁着の消息も聞かれ
ぬ。が、如何ぢや。行く氣は無いか』

「其れはまゝ御断り致しまする」

「成る程な。其れを断りながら、彼の世へ参つて佛に成らうといふは得心がまゐりかねる。生きて居てさへ海島王を、喜ばぬものを、まして死んでからの佛を勧められても、折角ぢやが之は断るとしやう」

* * * *

或る時、春臺は門人に次のやうな話をした。

或る山寺の和尚が茶を嗜んだ。一人の樵夫が毎日其の山寺の前を通つた。和尚は樵夫に茶をすゝめた。樵夫は腰を下ろして

「茶には何か良い所でも有つて、和尚様お好きになれますか」

「有るとも、三つの良い事が有る。食物がこなれる。睡氣が醒める。欲が少うなる」

之を聞いた樵夫は意外な面持で

「其れはまゝ飛んでも無い事、私等の爲には一つもなりませぬ。御覧の通り

の樵夫渡世で、豆の粥や藜の羹に腹をふくらすばかり、若しも消化の善い物をやつたなら、お腹がベコ／＼になつてしまひます。又毎日日の出からの山稼ぎに、コロリと横になつたら夜明も知らぬ一寢入、其の快さは國持つ王様でも之には過ぎますまい。ところで睡氣を醒まされたら、疲れが如何して除けられませう。尙私には妻がござります。貧亡暮しを厭ひもせず、私の歸りを待つて居ますのは、有體のお話が添臥の樂が有るからの事、して見れば、其の三つの徳も私の爲にはならぬもの故、先づ御免下されませ』

* * * * *

春臺は愛心を以て人の通有性と見て取つた。そして心を以て心を治むるの難きを棄て、先王の道なる禮儀に依つて身を修めるの要を説き、時により折に觸れて、小事も忽にせず、自らの折目正しきは勿論、他に對つて其の向ふべき所を指示した。

『春臺は至誠を積みだる人ゆゑ、家人を化したること奇妙なり。皆聖人の如く

思へり』

閨門の中肅如として居た事は窺はれやう。

其の食時に當つては、毎に李紳憫農の詩を一誦して、然る後に箸を持つた。是は稼穡の艱難を忘れまいとの心づけである。古人蠶婦の詩に

昨日到城郭。歸來淚滿巾。遍身綺羅者。不是養蠶人

と、緩衣者流にして、之が常に念頭に在るならば、重大な社會問題の一は無事に解決せられるであらう。

尙、此處に思ひ合せられるのは、水戸烈公が自ら農人形を造り、之を膳に置き、食時毎に必ず先づ一箸を人形に供し、其の後に食をしたゝめたこと云ふ事である公の歌に

朝な夕な飯食ふ毎に忘るなよ恵まぬ民に恵まるゝ身は

實に恵まぬ人、却つて民に恵まるゝ人、身に綺羅を飾るの人、多くは是養蠶せざる人、春臺が築き上げた經濟說中の尙農論は、此處にも深き根ざしの有る事を推知せしめられる。

三〇 紫芝園(四)

入門の際……陳つぶし……人柄は美事……才を賞めず

春臺は人を迎へるに貴賤長幼の序を以てし、教を乞ふ者に對しては、食を廢しても倦怠の色を現はさず、諄々之を反復して少しも其の勞を厭はなかつた。然れども、唯春臺の名ばかり聞いて、面謁を希ふやうな輕薄者には面接を斷る爲に、必ず先づ門人に其の意の在るところを推察させ、然る後に座に引き入れる事にした。

『春臺は入門の弟子をとらるゝ時、殊の外むつかしき人なり。其故は無行の人を門人の列に置とも益なきゆゑなり、と君則詳に語りける』

嘗て春臺と關係の深かつた書商須原屋新兵衛が、一人の門人を紹介した事が有つた。其の後次の手紙が新兵衛の手許へ飛んだ。

『石川傳八先日近付に成中候處、其後手前會日に兩度被參候まゝにて、其以後

ふつに見え不申候。もはや五六十日に成申候。扱々不埒仁にて候。重而あの様なる人、むざと御引付候事御無用に願申候。對面近付に大事之隙をつぶしこまり申候。以上』

さりながら、一度入門を許した後、彼自ら背かない以上は、其の分に應じて用ふべき材とならしめた。

『春臺の門人は、皆漢人の經術にて用たつほどのことはなるべきやうに教こまれたるかと、君修云ふ。又子式云。春臺は甚嚴なる人ゆゑ、弟子皆よくなりて、人品をとなしく、才も不才も、それなりに人柄は見事になりたると語れり』
自らいふ。苟も道彼に在らば、則菟薺と雖も吾將に詢はう。如し道我に在らば蠻夷と雖も吾將に之を教へやう。況や農工商豎をや、吾いかでか敢て之を拒まうぞ、と、則禮を以て來り學ぶ者には、其の愚を患へず之を誨へたけれど、徠のやうに人の才を賞揚せず。却つて

『人の才ありて學問するをほむるは、人を害するなり』
の考へで門弟子に對した。南郭も之と同様であつた。

三一 紫芝園 (五)

虚語の弊……徂徠の歿後……學問源流……光芒陸離

行は知る所に及ばずと徂徠を評した春臺は、當時學者の多くが、殊に同門の誰彼が、當時粗放、徒に虚語浮辭を並べて能事終れりとして居る弊に飽きくして居た。

従つて春臺自らは身を律する事嚴に、凡て先王の規矩準繩に法り、一意子弟を有用の學に向はせ、同人に對しても、徂徠の爲にも、其の喜ぶところとならぬは知りつゝ、孔子に於ける子路を以て自ら任じ、忠誠激切以て信する方向に進んだ。之が爲、忌憚は買つたけれども、其の實學と實徳と實材とに於いては誰にも一目置かれたのである。

殊に享保十三年正月十九日、雪にまぎれて徂徠が世を去つてから、復古學派に於ける春臺の興望と責任とは自ら重きを加へて來た。さりながら、堀河學派に

は伊藤東涯が在り、其の人と爲り沈靜、寡默、恭儉、謹慎、誠に仁齋の後繼者たる實徳を具へ、博學は却つて父を凌ぐところが有つたから、鶴として京に重鎮を成し、享保の初年江戸に行はれて居た徂徠の學風も、一度京に入つて見れば、之は新奇な説だといふ者は有つても、眞に心を傾ける者は尠なかつたのである。

其の後、木門の俊才室鳩巢（享保十九年）歿し、伊藤東涯（元文元年）隔世するや、復古學は乃ち羽翼を展ばし、九天直下の勢を以て一世を風靡する事となつた。學問源流に

『徂徠の説、享保の中年以後は、信に一世を風靡すと云ふべし。然れども、京都にて、至りて盛んにありしは、徂徠歿して後、元文の初年より延享寛延の比まで十二三年の間を甚しとす。世の人其の説を喜んで習ふこと信に狂するが如しと謂ふべし』

即ち此十二三年といふは、徂徠歿後、其の門自ら二派に別れ、詩文に於いては主として謝安に似た服部南郭を推し、經學に於いては、徂徠生前より斯界に重

きを爲した春臺に依らなければならかつた時で、之を春臺の一生より見るも蘊蓄益深く、思想愈老熟の境に近づく時で有つたから、先の轆轤不遇の時代に引き替へて、殊に光芒陸離の觀が有つたといふ事が出来る。平田篤胤が其の著出定笑語に、春臺を指して

『今時の漢學者流が、鬼神の如く恐れる儒者』

と記したのに徴しても、群儒の中から嶄然として頭角を擡いて居た事が察知せられやう。

三二 學 則 (一)

會業日……讀書法……抄書……學經……論語……詩書

東都郭北の紫芝園會業日は、毎月三日、八日、十日、十三日、十八日、廿日、廿三日、廿八日、三十日の九度が定例で、主人は六つ過頃（午前六時過）起き出で、先づ朝の手水が終れば、机上を羽箒で拂ひ清めてから、讀者或は門人が

學 則 一

示した詩文の添作などに時を移す。やがて吟詠の聲が起る。

春臺は次のやうに考へた。

學問は書を読むに始まる。讀書の法に二つ有る。一は華音の讀、二は倭語の讀である。華音といふのは其の當時の唐音で、支那人の如く、唐音で上より下へ順直に讀み下すのは前者に屬し、倭音倭訓を使つて、上下顛倒して讀むのは後者に屬する。

そこで學者は先づ華音を習つて、次に倭語讀にうつるがよい。何故となれば、書を讀んだなら、そ。ら。よ。みの出來るやうにならなければ、文義に通じる事はむつかしいのに、其處へ漕ぎつける記憶の便はといへば、唐音讀に勝るものが無いからである。

若し之を倭讀にのみ偏するとすれば、次のやうな不便が有る。

一 字音混同す

二 字義混同す

三 顛倒讀の爲、句法字法皆失ふ。

四 助語辭皆遺漏す、

五 句讀明ならず

だから、辛苦して諳んじ得ても、僅に談論の助となるばかりで、援引するにも覺束無く、まして文義に通じる事はむづかしい。

又、倭語讀を習へといふは、唯音讀したばかりでは其の義を解く事が出来ないから、之も棄てる事は出来ない。それも、古今諸家の法互に得失があるから、比較斟酌して善いのを擇ばねばならぬ。

更に春臺は抄書法を勸めて居る。

『凡書を讀む者は、必數十張の紙を小冊子となして、奇字要語を抄すべし。是に五つの益あり、と提唱した。

一 故事古語を記憶す

二 他日の檢閲に便なり

三 字を識る

學則一

四 書學進む

五 抄するによりて、其本書を看ること必精し
蘇東坡の詩に、『白香猶抄書』といったのは、身老に至るも猶抄書を廢さないと
いふ事で、春臺自らも之には力を注ぎ、他に對しても必ず眞字で整齊に書けと
戒めて居た。こんな所にも端正な面影が現れて居る。

此注意の下に、讀書は第一に何を擇ぶかといへば

『其書は孝經を始とすべし』

何故となれば、孝は百行の本で、天子より庶人に至る迄普通の道であるからで
ある。次には

『論語を受べし』

其れに附加して、論語は聖人の秘奥で、復六經の要領である。故に萬民普通の
孝より、此處に進むが要務であるのに、宋儒は四書を以て初學に臨ませるやう
な學風を作つてしまつた。けれども、大學中庸は禮記の中に在るし、孟子の説
は孔子に一致しないところが有るから、初學の士は姑く是を手に取りぬがよろ

しい。次に

『毛詩』次に尙書を讀べし」

と序を立てた。

其れは左傳に『詩書義之府也』と有る通り、昔周の代に樂正の官が有つて士の養成を司り、詩書禮樂の四つを以て國士を教へたのに見ても、重要なものであるといふ事が知られる。是を四術といつた。四教の中に禮樂の二つは専ら其の事を習ひ、詩書の二つは専ら其の文を誦するのである。けれども、後世は禮樂の教が傳へられて居ない爲に。之を習ふのたよりが無い。唯經傳に記してあるのを見て、僅に其の義を考へるばかりである。詩書は其の文が傳はつて居るから、此二書を孝經論語に加へて句讀を受けるので、此四部の句讀に達すれば、何れの書も讀み得られるから、必ずしも師の口授を待つに及ばぬ。

然るに其の當時の學者、童子の時、其の師に就いて、四書五經などを受讀はしても「點本の倭讀の上に、孔子の學。而時習之の教へさへ守らぬから、句讀はわからず、記憶は出來ず、少しく廢學すれば忘却多といふ始末だから、如何して

受讀せぬ他書などが讀まれやう。

三三 學 則 (二)

學習……註本は不可……日課

凡て學業は習ふ事が大切である。多きを貪つて學んでも習ひを缺いたならば、却つて少しく學んで習熟した者程の用をも爲し得ないが故に、孝經、論語、毛詩、尙書の四部に就いて、初學の先務といへば誦習であるが、之には更に綿密な注意が加へられて居る。

『此四部の書を讀むに、註本を用ふべからず。孝經は孔安國が傳したる古文を用て、本文を抄寫し、餘の三部は十三經の中より、各其本文を抄寫し、毛詩と尙書とは、小序を併て抄寫すべし。其上に、孝經は孔安國が註義に従ひ、論語詩書は、註疏の義に従て、句讀を明にし、字音を正くして、法の如く點畫を加ふべし。決して倭點を加へ國字を附べからず。受讀に至ては、多きを

貪るべからず。初は一月に十字二十字より、力の出来るに隨て、漸漸に増加して、五七十字に至り、二百字許を限とすべし。人の記性に強弱あり。精力に多少あり。一概に定率をなしがたし。然れども多く受れば、誦習しがたくして、忘るゝこと速なり。縦聰明伶俐なる者も、今の限を越べからず。當日授かりたる處をば、即時に讀取こと百遍以上すべし。其上に前數日に授かりたる處を以て、今日授かりたる處に連屬して、又讀取こと五七十遍すべし。誦讀の間、徐緩に讀去べし。急疾なるべからず。聲音響亮にして吾伊なきを善とす。吾伊とは不伶俐なる者の書を讀むに、滯ることありて、讀過られぬ時、吾伊といふ聲を出してをめくをいふなり。是尤聽にくきものなり。總じて讀書は、華音にても倭讀にても、人の聲に入て聽にくからぬ様に、面白き様に讀む、是亦一つの用心なり。又凡學業は、日課を立て勤むべし。日課とは毎日某某の事を幾ほごなすべきといふことを定おきて、懈怠なく行ふをいふなり。歷世の儒先、往往に讀書の法を立る者あり。家家不同なれども、大抵皆習熟することを貴びて、嚴に課程を立ることを言ひ。初學の用心、專此

太宰春臺

一事に在り。努力して遵行すべし。中庸に人。一。能。之。己。百。之。人。十。能。之。己。千。之。といへり。才智の人に及ばざるを患ふべからず。只志の立たず、勤の至らざることを恥べきなり』
と、諄々、痒い所へ手の届くやうに導いてある。

三四 學 則(三)

三禮三傳……文選……學の小成

扱て孝經、論語、毛詩、尙書の四部を誦讀習熟諳記してしまつたら、次は如何するか。

『古註の三禮、周易、并に春秋の三傳、國語を取て、讀こと四五遍すべし』
三禮といふのは、周禮、儀禮、禮記、春秋の三傳といふのは、左氏、公羊、穀梁傳、國語も左丘明の作で、春秋に屬する書であるから、別名春秋外傳といはれて居る。

初學が此等の書を読む時に、必ずしも其の義を明めやうとかゝらないで、唯本文を記憶するといふ方に意を注ぐのだと注意がある。其の故は、六經の義理は深遠であるから、初學の徒には容易に解するわけにはいかない。恰く古書を覽て、古訓を精覈し、幾多の歲月を経て、然る後始めて其の辭義に達する事が出来るのである。けれども、六經は教道の軌則であり、且又文章の本元であるから、初學の時には是を讀まなければ、其の本を立てる所が無い。次に

『文選を讀べし』

之に就いては

『聖人の道は、文章を體とし、文選は文學の入門である。だから初學既に六經を讀んで、頗る其の文句を記憶した上で、文選の白文を取つて、連讀五七遍せよ。是も強ひて其の義を明にしやうとするのでは無くて、只文句を記憶する事が要務である。凡そ初學の士、前の四部の書を誦習して、之に熟して居れば、六經文選の類は、人に句讀を授かる迄もなく、自分の力で大略讀む事が出来る。中に識らない文字が有つたなら、字彙を閲して之を求め、其の上

猶讀めない處が有つたなら、姑く之を置いて次の文に移るか宜しい。斯くして居る間に、初め讀み得られなかつた處も、後には自然に讀み得るやうになるものである。だから書を讀む者は字彙を一部座右に備へる必要が有る。こんな風に歩を進めて六經文選に業を終へてしまへば、漸く字を識ることも多く、義理も何時と無く解けて來るから、童子の學は此處まで來たら小成といふ事が出来る』

といふ意を述へて居る。

三五 學 則 (四)

史記……漢書……資治通鑑……古學の規模

六經、文選の業が終つて、稍力が加はつたと覺えたなら

『司馬遷が史記を取て、始より終まで熟讀一遍すべし。次に班固が漢書を取て、亦始より終まで、熟讀一遍すべし』

熟讀といふは、前の六經や文選を讀んだ時のやうに、ヌラ／＼と其の文ばかりを讀み過すのではなくて、義理を尋求したり、文法を玩索して委しく看るのであるが、其の中に史記の律書、曆書、天官書、漢書の律曆志、天文志等は、其の事を學ばなければ、其の書は讀み難く、且、初學者の先務では無いから、姑く之を略するのである。

又此二書は古文の純粹なものだから、讀み難い處や解し難い處が多い。其れを逐一究めやうとすれば、容易に進まれない爲に、卒には厭倦の心が生じて來る。されば、むづかしい處は略して易い處を讀み、反覆熟讀して、本末貫通し、又他の書を讀んで彼此融會するやうになれば、自然に通曉するもので、讀み行く一部の書の全部が一目に覽られるほどになれば、始終本末相照して、一部の大義に貫通し得たのである。決して急いではならない。

『史漢既に讀過せば、次に司馬溫公の資治通鑑を取て、讀こと一遍すべし』
蓋、之によつて、世の治亂興廢人の榮枯盛衰等、古今を通じて知る事が出来るからで、朱子の綱目より、文の連屬し事實を見るに便なる點に於いて、議論の

刻剝ならざる點に於いて愈つて居る。之を看るにも、唯事實に重きを置き、更に學力進まば、二十一史で知見を廣めるがよい。と。
以上の務が卒れば、略、古學の規模が已に立つたのである。

三六 學 則 (五)

古文……學戒三……會讀の要

既に古學の規模が立つたなら、是より其の力に随つて、古今の書を自由に繙くのであるが、志すべきは古文に在る。古文に達しなければ六經を明にする事は出来ない。既に之が出来なければ聖人の大道を極める事は出来ない。

併し、聖人の道に通達する經學は、容易に童蒙の及ぶところでは無いから、等を躓えて習うてはならない。その上、他に戒むべき事が有るといつて、此處に學戒を作つてある。

「學問に三つの戒あり。一つには宋儒の理學の書を読べからず。性理の説は、

古聖人の意にあらず。孔子の教に違て、佛老と歸を同くするなり。僅にも性理の説を聞る者は、文章の道に入がたく、六經の旨を得がたし。最これを戒むべし。二つには初學の時、經術を習ふべからず。經術を明むることは、少年の士の及ぶ所にあらず。然るを早くこれを學て、義理の精微なることを知れば、才氣是に屈抑せられて、長ずることを得ず。一生只道學先生の歸にて終るなり。此風を頭巾氣習と名づけて、大雅の君子といはず。故に次にこれを戒むべし。三つには人の講説を聽べからず。人の講説を聽く者は、譬へば人の肩輿に乗て行が如し。歩行する者は、能く路を諳んじ、肩輿に乗て行く者は、路を諳んせず。凡學術は、自己に書を讀て、心を潛て思惟するにあらざれば、其義に通達することなし。人の講説を聽く者は、其聽く時は、義理明白なる様なれども、其席を離るれば、大半忘却する故に、退て其書を看れば、朦朧として通せざる處多し。是心に疑惑なくして、人の説を聞く故なり。凡學業は、熟讀精思とて、何の書にても、心を留て數遍讀て、精細に思惟すれば、必其旨を得るなり。然れども義理は窮なき者なれば、學業の進むに隨

て、必疑惑を生ず。疑惑は自己の力にて解がたければ、先知先覺の人に問て、これを明むべし。譬へば飢て食し、渴して飲するが如く、疑惑の事を以て、人の論説を聞けば、雲霧を披て日月を見るが如し。是大なる益なり。かくの如く自己の目力心力を竭したる上には、人の説を聞ても、其益ある故に、耳學は目學に如ずといふなり。今の世に、儒者も佛者も、多く講説を聞たる者は必大業を成就することなし。只自己に力を用るを大學問とすと知るべし」さりながら、學記に『獨學而無友。則固陋寡聞』と有る通り、此處に友を會するに文を以てし、友を以て仁を輔けるの道有れば、學業の進歩自ら速であり、誘掖贊導をしてくれる先輩や師兄があれば、道を問うたり業を受けたり、惑を解いたりする事が出来るので、孤獨にまさは萬々である。此處に於いてか會讀の要が有る。紫芝園規條は之が爲に設けられた。

紫芝園規條に曰く。

一諸君子の會業は、須く専心講習するを要す。如し一書を讀まば、宜しく輪番にし、一人之を讀みて、諸人之を謹聽すべし。若し疑義有らば、須く一節終るを待ちて之を講究すべく、尊卑先後に拘らず、皆發問するを得。只宜しく謙遜なるべし。戒しむ。勸説雷同する勿れ。最も尋常の説話を以て之を亂すを得ず。及び人と私語すべからず。若し講畢りて餘間有る者は、即ち談笑何の不可か之有らん。若し徒に談笑を喜み、心を讀書に留めざるがごときは、會業の意に非ざれば、會無きに如かず。

一凡そ會讀する者は、須く豫め其の書を熟讀し、其の義を尋思すべし。疑惑の處有らば貼黃し、會を待ちて諸を先輩に問へ。若し後生初學疑義を先輩に問ふ者有らば、先輩は固より當に委曲之に告げ、滿座須く虚心諦聽し、其の問ふ所淺近なるを以て嗤を爲すべからず。恐らくは初學其の嗤はれんことを羞ぢて、復敢て問はざらん。君子の疑は問はんことを思ふ。之を問

ふは知らざれば措かざるなり。況や初學豈問を憚るべけんや。其の先輩亦豈淺近の間を嗤ふべけんや。高きに登るには卑きよりす。何ぞ淺近を忽にすべけんや。記に曰く。敎學相長と、此之の謂なり。會を退き亦須く覆讀一遍すべし。乃ち爲に益有らん。

一諸君子會集して詩を作る。須く沈吟して句を索むべく、談笑するを得ず。惟に己が句を得る能はざるのみならず、且、人の沈吟を妨げん。慎まざるべからざるなり。若し己の詩速に成るとも、即ち之を出すべからず。必ず満座畢く成るを待ち、然る後に之を出だせ。仍つて私語を戒む。

と、銳意先後相扶掖して研鑽しなければならぬ事を諭し、或は漫筆にも記した通り

『古今儒生の學に二途有り。一に有用の學といひ、二に無用の學と曰ふ。之を小にしては以て身を修むるに足り、之を大にしては以て天下國家を治むるに足る、是を有用の學と爲し、虛語浮詞、疊章累篇、以て多く勝れりと爲し、徒に以て人を悦ばし世を驚かすに足るも。以て名敎に裨補すること無きは是

を無用の學と爲す。誠に學に志す者は、向ふところを知らざるべからざるなり』

と、其の器に従ひ教養した結果は、徂徠門下に見るやうな野馳粗獷の士を出ださず、徒に文墨風流の士とも爲さず、皆一方の任を負ひ得られる有用の材とならしめた。松崎惟時のものした春臺・行狀書の中に『後進の士、爲に記誦詞章の流に陥らざりしは、皆先生の力なり』と記され、徂徠の門人高野子式（蘭亭）が『弟子皆よくなりて、人品をとなしく、才も不才も其れなりに人柄は見事になりたり』と語つたのに徴するも、其の教養の成果を知る事が出来る。

三八 學 則(七)

虞仲翔と老子……フリーマン戰勝史……名譽は死後

また修學の心得とも見られるのは、獨語の

『身の一生にすぐれたる歌一二首ありて、人にも稱せられなば不朽に足りぬべ

學 則 七

し。喜撰法師の我が庵はの歌にて名を千載に遺したるを見るべし。さりながら、當時の人に知られん事を求めず、よみたる程の歌を書き記して。知りたる人ひとりふとりにも遺しおきたらん、當時はとりはやす人なくとも、百年の後に貫之躬恒なる人ならば必ずとりあぐべきなり。凡そ人の德行も才藝も當時には知る人なくて、身の後に世上に論定まりて、信する人も譽むる人もある者なり。然るを、己が一生の内に知られんとする故に、きたなき心起りて大事をあやまる。是其の志の高からぬなり。昔虞仲翔は、天下一二人我を知る人あれば恨みざるに足れりと云ひ、老子は、我を知る者まれなれば我たふとしと云へり。此位にたてらば、ほまれを當時に求むる心やみぬべし。

和歌の道のみにかぎらず、萬の事皆これに同じ』

誠に至言、併し吾人は、絶対に名譽を排斥する理由は發見出來ないし、名譽其のものは、社會公衆の承認に因つて與へられた吾人の價值であると信じて居るが、此名譽的衝動が、往々不正邪惡な手段を取らせやうとする危険の有る事を疑懼しない譯にはいかない。春臺が「きたなき心起りて大事をあやまる」とい

つたのは此處である。ホープの言に

『請ふ。吾人をして潔き名譽を得しめよ。然らずんば、絶えて名譽なからしめよ』

話は反れるが、彼の歴史の大家フリーマン嘗て懸賞熱に浮かされ、是を得るのが一生の最大名譽と考へ、我榮辱は實に之に依つて定まるものとして、材料蒐集の爲に殆ど寢食を忘れ、日夜専念筆硯に従事する事六旬餘りであつた。

此時の懸賞題は『ノルマン人の英國に勝ちたる結果』といふのであつた。其のうち期限が迫つた。提出せられた論文凡て十四、中で尤も長く最も詳密であつたのは、全力を之に傾注したフリーマンの論文であつた。扱て、落ち来る月桂冠は誰の頭上に置かれるであらう。

やがて審査が済んだ。

發表せられた結果を見れば、當選はフリーマン其の人では無くて、他の一人が月桂冠を受けてしまつた。フリーマンの失望は何程であつたか。ところが、また意外、此名譽の月桂冠を授けられた一生の名は何時しか世人の記憶から消え

て、落選したフリーマンの名ばかり今に嘖々せられるのは何故か。此時より四十六年の後に自ら記す

『予は只ノルマン戦勝の結果に専ら心力を勞し、懸賞を目的として文章を草した。ところが不幸にも落選した。自分が若しあの時當選したならば、最早ノルマン戦勝の事は十分知つて居ると思つたらう。けれど自分は落選した、爲に尙一層の研究をするやうになつた。』

と、フリーマンの傳者たる博士スチーブン氏は言ふ。

『今日我等がフリーマンのノルマン戦勝史といふ大著を見られるのは、實に此時の懸賞文落選の賜である』

名譽的衝動は此やうな意義を有つ。さりながら春臺は、其の人の才を輕々しく賞めたてぬやうに、實力を充實せよといふのである。己が一生の中に知られやうとあせるから、汚い心も起つて大事を誤るのだと戒めるのである。利益の關係を離れて、是非の判斷を用ひよと勤めるのである。更に歩を進めて、現代に知己を求めずとも、未來に汝を知る者が有らうと諭すのである。マーシャル曰

『名譽は其れ來ること既に晚し。生前に來らずして死後に來る』
の意も亦是に他ならぬ。

三九 春臺の門人

松崎觀海……稻垣白巖……大鹽龍渚……大幸清方……市野東谷……五味釜川
關鳳岡……栗原桶川……水野華陰……小宮山謙亭……宮田金峰……植村淇園
井上東溪……井上蘭澤……原養澤……渡邊蒙庵……森蘭澤……釋蓮社……關口
黃山……北條蟻堂……堤有節……釋曉山……河津祐之……大塚于夏……速水象
之……其他

此紫芝園の氛圍氣中に薰陶せられた人々は、其の數何程ぐらゐであつたか詳には知り難いけれど、高野蘭亭の評に依れば、才も不才も其れ／＼に人柄は美事になつたといふ。其の重なる人々の略傳を記して見る。

太宰の門人

松崎觀海

春臺と交誼淺からぬ松崎白圭の子で、名は惟時、字は君修、又子默、通稱は才藏、幼にして穎悟、甚だ強記にして該博、十三歳の時父に従つて江戸に出で、春臺に就いて其の學を受け、又高野蘭亭に就いて詩を學び、出藍の譽があつた。年十九の時六術を著はした。一に曰く下情に通ず。二に曰く貨財を通ず。三に曰く米價を平にす。四に曰く穀を貴ぶ事を教ふ。五に曰く風俗を變ず。六に曰く章服を定む。と、春臺は之を讀んで、當今の賈生だと歎じた。

觀海は専ら力を經術に注ぎ、九流百家にも洽く涉り、時に軍旅を講じ、武技に慣れ、擊劒が得意であつた。延享三年老父白圭の祿を襲ぎ、篠山侯に仕へ、安永四年十二月二十三日歿、享年五十一、太田南畝、菊池衡岳、金谷玉川、内田南山、熊坂台州等は此門の出である。

稻垣白巖

越前大野藩の家老、名は長章、字は穉明、白巖の他に白鳥、葆光園の號が有つた。年十六にして扈從隊となり、累進して大夫となつたけれど、十八歳の時竟に骸骨を乞ひ、以後は教學に身を委ぬ、安永六年六月十一日歿、八十三歳。

白巖は武技に精通し、射騎劍槍共に其の奥儀を極めた。初め梁田蛻巖に就いて性理學を修めたが、後に春臺に師事して經義文章を習ひ、蘭亭に詩を學んだ。其のかたはら天文律曆佛老方技の書迄眼をさらして居た。春臺は之を重んじて著述成る毎に校正は多く白巖を煩はした。

春臺の歿後。弟子多く白巖に従つた。宮田金峰之が銘を作る

『維忠維孝。持職持身。內敬外義。葆光守眞。勤勤莘莘。教誨諄諄。博文碩德。無愧古人』

大鹽鼈渚

名は良、字は子顯、通稱興右衛門、家は代々薪炭業を營みつゝ巨萬の富を累ねた。幼時より穎敏、學を好み、春臺に受けて儒を以て立つたけれども、當時の

春臺の門人

文士の風習を厭ひ、身を持する事は甚だ堅固であつた。春臺の著多くは龜渚の手に刊行せられた。尙、春臺の永代供養料を無名で天眼寺へ寄せたのは、龜渚と宮田金峰とであるといふ。天明五年七月歿、六十九歳。林述齋が此門より出で、居る。

大幸清方

大聖寺藩士、寶永四年三月廿五日兒玉仁右衛門の四男として加州福田に生れ、享保十二年正月二十一歳で大幸清信の養子となつた。通稱は伴十郎、諱は方、字は義卿、號は岱畎、幼より學を好み、性理學を修むるかたはら、本草をも究めた。元文元年より春臺に古學を受けた時から、諄謹方正を以て敬せられ、春臺より大聖寺藩に於ける文翁を以て目せられた。

清方が家督を相續したのは寶曆二年正月の事で、百助と改名し、御馬廻御右筆として百五十石を食み、又能く藩の子弟を教養して學事を振起し、藩主前田利通、利精の信任が甚だ篤かつた。

清方藩命に依り江戸より郷に還るに際し、春臺は扇面に一詩を書き附けて贈る。門前班馬不堪聞。握手離亭未亟分。行到碓氷關下路。回看東海曉花雲。

國に歸つた後も、常に書信を以て教を受けた。寶曆七年九月十九日歿。五十一歳、清方より一才、百助、靜齋、長と傳へて、現京都大學教授理學博士大幸勇吉氏に連綿し、清方に關する資料は同家に多く保存せられて居る。遺稿としては論語筆解（拾遺、疑孟附）及び詩文若干を存する。

市野東谷

名は光業、字は子暉、通稱は三右衛門、江戸の儒者、家甚だ豊に、藏書三萬卷に及んだといふ。其の著に孝經古今文考、東谷雜誌、東谷所見鈔等有る。

五味釜川

名は國鼎、字は泊耳、通稱は貞藏、甲斐の儒者で、寶曆四年三月十二日歿、享年三十七、其の著に古文孝經箋註、古文孝經考、孔傳音註疏、詩書古傳補考、

太宰春藎

論語古訓外傳補遺、明文批評、唐詩捷徑、釜川漫筆、釜川遺稿等有る。

關鳳岡

本姓は伊藤、名は思恭、字は子肅、通稱は源内、別に恭默齋と號し、後に關氏を冒した。江戸の人、土浦侯に仕へるの前、學を春臺に受け、書を細井廣澤に學び、尤も草書に巧であつたから草聖といはれた。明和二年十二月二十九日歿六十九歳。

栗原桶川

名は永貞、字は子元、通稱五郎八、武藏の人で、寶曆十二年七月歿、六十二歳。其の著に嘯風草がある。

水野華陰

名は元朗、字は明卿、通稱は大膳、徂徠の門を出で、春臺に師事し、業は益

進んだ。莊内藩の世臣で、老職と爲り富國強兵に力を盡して政績を擧げた。寛延元年七月九日歿、五十六歳。春臺の著論語古訓外傳の板行には大に力を注いだ。

小宮山謙亭

江戸の儒者。名は昌世、字は君延、通稱奎之進、書東式三卷の著が有る。

宮田金峰

大和郡山の人、本田侯に仕へた。名は明、字は子亮、小字は三右衛門、春臺の遺稿となつた老子・特解に五十章を續注し、自ら跋を附して板行した。産語も金峰が序を添へて、寛延二年に板行の運びをつけた。

植村淇園

名は正直、字は希汲、儒を以て江戸に門を張つた。宮田金峰と共に春臺の紫芝

春臺の門人

太宰春臺

●園稿●淨寫に從事した。

井上東溪

名は公棋、字は考甫、通稱は源藏、其の著に東溪集が有る

井上蘭澤

名は逸、字は休夫、通稱は新右衛門、江戸の儒者、天明元年六月十四日歿、六十四歳。

原養澤

名は尙賢、字は子才、江戸の醫師、春臺の健康に就いては常に注意を拂つて居た。安永三年七月廿日歿。

渡邊蒙庵

名は操、字は友節、遠江濱松の醫、其の著に老子愚讀、國字解が有る。國學に於ける復古の大家加茂真淵此門に出で、内山真龍も亦蒙庵に學んだ。

森蘭澤

江戸の人、本姓は谷田、名は效、字は君則、世々秋元侯に仕へた。少より學を好み、春臺に師事し、春臺終焉の病中は尤も醫藥看護の勞を盡した。後に安藝藩士森義文の義子となつて後を繼ぎ、藝侯の女宮津夫人の傳と爲り、安永五年十二月は世子に近侍し、翌年五月二十八日歿、井地解、毛詩通義、尙書通義、天文成象圖、二辨標考、續辨名等の著が有る。

蘭澤は又射御劍槍を能くし、長尾氏に就いて兵法をも學んだ。尙算數に通じ雅樂を好み、箏琴笛簫にも妙を稱せられた。

釋蓮社

名は文雄、字は谿然、法號を無相といつた。京の丁蓮寺の十七世で、其の寺が

春臺の門人

太宰春臺

錦町に在るところから、自ら尙綱堂と號した。元丹波の人、氏は中西、晩年は浪華の侍光寺に錫を止めた。殊に春臺を慕ひ其の業を受けて韻學に委しく、磨光韻鏡の著が有る。序は春臺作、寶曆中寂、六十四歳。

關口黃山

江戸の書家、名は忠貞、字は世篤、通稱貞助、後に嘉平と改めた。春臺に従ひ弱冠ならずして十七史を涉獵し、尤も魏晉六朝の典故に精しく、名物の稱呼謂はれに就いて考覈しないものは無かつたから、人は爲に六朝史童と呼んだ。又關鳳岡に就いて書を學んで一家を爲し、弟子は甚だ多かつた。

尙、音韻の學に委しく、嘗て皇和音韻を著はし、國訓の起つた由來を搜索しやうとしたが途中で他界の人となつてしまつた。後に關南樓は之を校正して一編とした。延享二年四月十八日歿。二十八歳。其の著に篆彙、篆書唐詩選、黃山遺草等がある。

冢田大峰や尾藤二洲の生れたのは此年である。

北條蟻堂

名は士伸、字は蟻堂、通稱永二郎、帷を江戸石町に下して子弟を教授した。

堤有節

字は仲文、通稱大右衛門、本姓は石川氏、稻垣白巖と共に紫芝園稿を輯した。

釋曉山

下野宇都宮の人、姓は高木氏、十四の時出家、同郷慈光寺の僧となり、雲頂和尚に佛戒を受け、後に磐築淨國寺の住持となつた。法諱亮徹、字は雲洞、寛保二年二月十二日寂、三十七歳、増上寺清光院に葬られた。

河津祐之

字は吉甫、號は湯谷子、本姓は大瀧、正徳元年四月十四日東都小石川大瀧侯邸

に生れ、後に河津氏の養子と爲る。十五にして渥美侯に仕へ、廿三にして下大夫に列し、二十九病を以て致仕し、寛保二年十二月十四日三十二歳で病歿。其の人と爲りは溫雅瀟洒、其の弟祐章も同じく春臺に古文を學んだ。

犬塚子良

本姓加賀山氏、名は盛傳、字は子良、莊内の人、聰慧早く字を識り、春臺に就いて學いよ進くんだけれど、寛保三年二月七日二十五歳で夭折した。

速水象之

諱は恒則、字は象之、本姓は山田、紀伊南田邊侯に仕へて三百石を食み、延享元年十二月廿三日歿、六十歳。頗る篤學で年四十二歳の時春臺に従ひ、晨夜孜孜、職事の暇には手に巻を釋かなかつた。稻垣長章は其の舅である。

其の他に井上玄里、赤星國光、外山行賢、赤川瑞仙、北村抱節、上野倣、澤村徳守、石田器之、井田勝文、中村宗左衛門、内藤杏庵、多賀良因、泊瀬川綏之

高久光始、片上義夫等有る。

四〇 自 任

送迎の禮を缺く……六經の要旨……腐れ海參……中官の謀……伊豫守を戒

む……四十六士と春臺……蘭臺の評……封事……抱負

小川顯道の塵塚談に

世の中はさやうで御座る御尤なにと御座るかしかと存せず
の諷刺が有る。

蓋、當時の儒者或は儒の假面を被つた醫者の多くが、文墨風流を事として、營利權勢の奴隸と爲り、只管權門に阿附して、私利私欲を事とする幫間者流が横行したから、心有る者の眉を顰めさせた。

或る日春臺は巖村侯の世子（第四世諱乘瀛）の師に聘せられ、初めて巖村侯の邸へ往つたところが、如何したわけか、世子自らが送迎の禮を缺いたので、

「之は怪しからの。敢て人に傲るにはあらねども、余が説くところは聖人の道

自 任

でござる。されば道に御志があらせられるならば、大名方ちやとて相當の禮儀があらせらるべき筈。其れに何事ぞ。今日の御取扱は、是れ純に對する無禮では無うて、即ち聖人の道を蔑にする御仕打ちや。以後は此方より御斷り申す』

と、苦り切つて歸つてしまつた。

此時巖村侯は閣老の一人で、用捨窮達皆其の手に出づる時で有つたから、空飛ぶ鳥をも落すといふ威勢、従つて尋常の儒者ならば、其處に聘せられた其の事が、願うても無い御見出しとして悦ぶべきである。

家臣等はムツとした。

『何の彼の腐れ儒者奴が、身の程知らずの囁語をほざき居る……若殿様、他に未だく學者はたと御座りまする』

と、御機嫌を取りつゝ、他に擇ぶやうにと希つたが、世子は其の忠義振りを斥けて、深く先の粗忽を謝し、更に禮を厚うして春臺を迎へ、爾來謹んで其の教を奉じた。彼の六經の要旨を目のあたり聽聞するやうに平易に説いた六●經●略●説●

は、春臺が特に乘蒞の爲に筆を執つたものである。
因に記す。林述齋は乘蒞の子である。

* * * * *

文會雜記には次の話が有る。

『元麟云。春臺本多中務殿（執政忠良）よりいりこ一箱賜りしを御料理せられしに、皆くされたるいりこ也。本多殿有司へ書簡を以ていりこを返され、不佞鄙人なるゝ不及論れ、聖人の道を質問なされん爲にかく御會釋なされけるゝなり。かくそまつなる御會釋は、聖人の道を輕じ玉ふとも云べきか。それゆゑ奉返上る、と云れける。に有司も大に驚き、何分是より答申さん。使は歸れ。とありしに、臺翁の奴僕と云しものは心剛なるものなりしかば、主人申附けるは、御返答を取歸るべしとなり。されば、いつまでも待んゝは不苦、と云ければ、有司もせんかたなく、中務殿に言上すれば、大に迷惑したまひ、色々と謝したまひて、新にいりこを贈られけるとなり』

自 任

經濟錄が脱稿してからの事、御側役八田久道が將軍の命により、春臺をして其の眞本を上らしめやうと思つて、先づ春臺と交誼淺からぬ書商小林延年を中介者にして之を勧めさせた。

春臺謝していふ。手寫本作字潦草、公侯の御覽には供せられたものでは無い。其れに身は老衰して居るから、改めて淨寫も覺束無いからと斷つておいて、私に延年にいふやう、今日の命が直接閣老からであるならば、之に應じないでか無かつた。今、中官を媒として差し上げるといふ事は、自分の恥ぢるところである、といつた。此様な行き懸りから經濟錄は表向將軍の手に上らなかつた。

* * * *

享保六年三月四日は、小石川傳通院で火災に逢ひ、着のみ着の儘で逃れたばかりで、春臺が尤も困厄を極めた時であつた。

此時本多伊豫守忠統は徂徠を師として居たをり、牛門に於いて或は自邸に於いて春臺とは見知り越しであつたから、此厄に際して、伊豫守は着物金子等の見舞をした。二人の間に手紙が往復された。ところが、伊豫守からの手紙が禮を失して居るといふので

「往歲僕に報書を賜ふ。唯貴號を書して、貴名を書せず。且頓首等の字無し。僕聞く、書札は興臺と雖も、必ず自ら其の名を書す、禮なり。頓首等の字に至りては、則君が臣を拜するの禮、天子と雖も之有り、況や書札に於いてをや。何ぞ自ら之を辱しむるの嫌ひを爲すや。純の如きは卑賤且狎る。固より傷む無きなり。他人に於いては則是の如くなるべからず。昔は朝鮮の使者、書を水府義公に奉じたるに、名印を用ひずして字印を用ひたりしかば、義公之を咎め、朝鮮の人罪を受けて辭せざりき。君侯或は之を聞きしならん」

此直言は、伊豫守即ち猗蘭子をして春臺を忌彈せしむる一因と爲つたに違ひ有るまい。文會雜記の

「春臺、徂徠に與て豫侯をしかりたる論書は、いまだ來翁の方にゆかぬ内、來

自
任

翁物故せられたると也』

は、藝園録稿に就いて、猗蘭子と安藤東野との關係から、同稿に收録せられる
自作の詩の斷りを述べてある。

* * * * *

元祿十五年十二月十四日、赤穂浪士が吉良邸を襲つて宿志を遂げるや、學士大
夫搢紳先生をはじめ、下は輓夫馭子に至る迄、其の義を歎稱しない者無く、室
鳩巢が赤穂義人録を著はしてから、其の譽は愈高く鳴り渡つた。

然るに、春臺は之を非とし、一世の思潮に反抗して其の所信を告白した。
其の大意は、赤穂侯は少忿に堪へずして、殿中で刃傷に及んだ。是は大不敬で
あるから、其の身死し國除かるゝに到つたといふ事は、自業自得といはなけれ
ばならない。則吉良子が赤穂侯を殺したものとするのは當つて居らぬ。神祖家
康の法では、人を殿中に殺した者の罪は死に當る。けれども、赤穂侯は吉良子
に傷つけたばかりである。其れに幕府は死を與へた。つまり過當の罪である。

だから赤穂侯の臣たる者が怨むべきは幕府ではないか。宜しく赤穂城を固く守つて、後繼を立てる事を請ひ、其れが出来なければ、城を背にして使者と一戦し、兵盡き矢窮まつたなら、城と偕に焚死するのが何で悪るからう。良雄等は此道を知らないで、手を束ねて城を開け渡してしまひ、後になつてから、お門違ひの仇討などをやつて居る。まるで妒婦の情に似て居るではないか。彼は特に身の爲を謀つて、幸を萬一に徼へやうとした者である。其れを博士室氏でさへ謬つて義といつて居る。世の憤々たる者は敢て論するに足らない。と

之が爲、太宰徳夫赤穂四十六士論評、駁太宰純四十六士論、等種々の書が著されて、手痛く攻撃の鋒を向けられた。殊に柴野栗山は、赤松國鸞の書いた右の四十六士論評に序して

『貪者は人盜するかと疑ひ、姪者は人姦するかと疑ふ。故に徼無くして姦盜を疑ふ者は自ら己が貪姪を訴ふるなり。云々』

の指彈を浴せ、或は『彼は好んで鄙猥淺俗の言を以て流俗に媚び、時譽を取る』などと責めて居るが、之は春臺が良雄を付度して幸を萬一に徼へやうとしたも

のといつたと同じく、栗山も惡邪推に筆を込らしてしまつた。井上蘭臺は「一辨此先生の氣慨徂徠も及びがたかるべし。義臣論など目のさめたる論なり。ちと書して世上の人にしらせたまきつるに、知る人なき一口をしきつなり。赤穂四十六士の論も、なるほど春秋のさはぎならば尤とも云べきなり。世の毀譽をかへりみずして人の耳目を驚す奇論皆此先生に屬すべし」と推服して居る。

山路愛山「君、義臣論を見たかね」

淵月「否え。何處に有りますか？」

「僕が持つてゐる。奇抜だね」

「何卒一度御見せ下さい。長い物ですか」

「何ね、短い物だよ。寫させて送つてあげるから」

其の後山路先生は物故された。心頼みは反故になつた。上澁谷に未亡人を御訪ねして伺ふと、愛山文庫として全部京都同志社へ寄與されたといふので、其の方を尋ねたが遂に見出さなぬ。

* * * * *

嘗て從容として沼田侯直邦にいふ。

『昔、谷一齋、綱吉公將軍の御代、稻葉侯によつて封事を上つた事がござる。

此時、よしや一齋に其の志有りとすとも、稻葉侯なかりせば、志を達する事は叶はぬ事。身不肖なれども今不諱の世に生れ、君侯の下顧を忝うして居るに依り、竊に上言したい一儀が御座る。若し其の上言が僭妄との御咎めであらば、重い御仕置は元より覺悟の事、唯少しなりとも諸民の上に補ふところ御座らば、此上の幸福は御座らぬ。されば、此儀御取次下されませうか』

直邦は實に尤もと之を承知した。其處で春臺は上書を黒田豊前守の手許迄差し出した。

乍恐以封事言上仕候

執政拾遺丹治公閣下

草茅之臣太宰純誠惶誠恐頓首々々死罪々々謹言

臣謹而考候に、古より和漢ともに國家久しく治り候へば、治世に生れ給ふ人

自任

主は、亂世の事を知しめさず、殊に太平の世には敵國外患と申もの無之故、人主もいつとなく御心緩み、下には姦邪の臣阿諛逢迎の徒多く出來て、日々に人主の慾を導き、祖宗の法を破て種々の新法を始候。是より政に弊出來て、國家亂亡の端と成候。古より久しく治り候國家の亂亡に赴候は、さのみ手間取候事にて無之候。一旦思ひよらざる事より禍亂起りて、遂に大亂に至り候。但其前にて天災屢降候て。人主を戒候事有之候。凡天下の君は天下何にても畏れ給ふもの無之、只天を畏れ給ふのみにて御座候。其故は天下のあらゆる神も佛も、天より上に出候事あたはず。神といふ神、佛といふ佛に、天より尊き神も佛も無御座候。されば天子より庶人に至る迄、天の咎を得候ては、如何なる佛神を禱候ても、其罪を通れ候こと叶はず候。孔子の言に、獲罪於天、無所禱也と有之候は、此儀にて御座候。然るゆへに、國家に種々天災降り候は、下民の爲めにては無之、皆々人主の御爲にて、人主の御身を戒んとて、天より其の責を降し給ふにて御座候。されば太平の君は天災の降り候時に、必ず御心を付たまひ、我何の罪あつて天の責を得たるぞと、御身を省察

し給ふを賢君と申、若人主御心付たまはぬ時は、臣下の中より時々災異の説をすゝめて人主を驚かし奉る。是故實にて御座候。災異とは其災にて御座候。異は常に異なる怪しき事の出来るにて御座候。甘露降り穀實を雨し候が如きこと異と申候。されば春秋は聖人の作にて御座候に、經中に種々の災異を記し置れ候は、人主を戒ん爲にて御座候。昔漢朝の天子は大小によらず、何にても災異起り候へば、日食にも驚給ひて、必天下に詔を下し、賢良、方正、直言、極諫の士を召て政事の得失を申さしめ給ふ。後に及ては此事格式と成り候て、賢良、方正、直言、極諫の士を召といへども、さのみ其申事を用ひ給ひ候にあらず、虛文と申物になり候。漢の末に弘恭石顯といふ姦邪の臣を寵し給ひて、政道亂れしゆへに、種々の天災降り候を、誰も言上する者もなかりし時、劉向封事を奉り、身を捐て忠言を進め候事漢書の傳に見へ候。凡災異の説は人主の聞しめさずして叶はざる事に御座候へども、是を申出候へば、必人主の悦び給はぬ事にて御座候ゆへ、大臣も小臣も口を閉てこれを申さず、若人主御心付給ひて如何と御尋ある事に候へば、災異は苦しからぬ

こと、畏るゝに足らずと取返し、一向に萬歲のことぶきを述るばかりにて、少しも人主の御愼之便になる御事をば不申、ケ様の類を阿諛逢迎の徒と申候。今の御代にも、漢朝の如くに賢良、方正、直言、極諫の士を召れ候事有之候。はい、純が如きものは賢良方正の士と申には及がたく候。直言極諫の士と名乗候て罷出、一命を惜まず言上仕候事は可仕候へども、日本には左様の事無之候間、無是非黙して罷在候。昔嚴有院殿の御世に、稻葉美濃守殿の儒臣谷三助と申者、江戸遷都の事を言上仕候由傳承候。其事御用には不立候へども、言上の趣は實に見識ある者にて御座候。純今日幸に閣下の御扶助を忝く仕候間、昔の谷三助に倣候て愚言を言上仕候。愚意は、漢の劉向に倣て專災異の說を申上候。抑臣は延寶の年に生れ候ゆへ、其以前の事は不存候。亡父又は故老の者どもの物語承る迄にて、直に見聞不仕候間不申上候。常憲院殿延寶八年に登極なされ候。其年の秋深川海濱にて人民溺死仕候。天和二年壬戌十二月二十八日都下大火にて、筋違橋、淺草橋、兩郭門炎上仕候。其後元祿年中大火度々に及候へども。武家の第宅以下焼亡仕候迄に御座候。元祿十一年

戊寅九月六日大火にて、東叡山嚴有院殿の御廟炎上仕候。十六年癸未十一月二十三日江戸大地震にて、御城郭大破仕候。同時房州海濱にて人民溺死仕候。寛永元年甲申七月三日猿勝の堤壊れ、本所大水にて人家多く流れ、溺死も多く御座候。四年丁亥十月二十三日富士山焼出、關東諸國灰砂を難し人民困苦仕候。地震と富士の火とは誠に奇異の大災にて御座候。此外大風大雨等の天災は數度に及び候間、一々には難申候。文照院殿、有章院殿兩御世は、御在世も短く候て、天災と申ほどの事無之候。當御世に至り、享保二年正月二十二日大火にて、神田橋、常磐橋兩城門炎上仕候。御本城も危く御座候。其翌年四月大火にて、東叡山大猷院殿の御廟炎上仕候。其後又芝口郭門炎上仕候。十三年戊申九月二日、江戸川小石川大水、開國以來未聞の大災にて御座候。十六年辛亥四月五日大火にて、虎門、幸橋兩城門炎上仕候。數十の諸大名百年以來の第宅一時に焼失仕候。其翌日西丸失火候。無風の夜大宅焼亡仕候。希有の事に御座候。十七年壬子十一月二十八日數ヶ所同時に火起り、大火に成り、西丸城樓炎上仕候。先年以來大火度々有之候へども、ヶ様の火災は未曾

有に御座候。同年秋山陰、山陽、南海、西海の蝗災、是又數百年來未聞大災にて御座候。今年春西九下失火にて、無風夜大宅焼亡仕候。其後海内の疫癘是又數百月來未聞の大災にて、品品此外大風大雨等數度有之候へども不及申候。惣じて當地の天災は火災を第一と仕候。常憲院殿御治世三十年の間に、先廟の炎上壹ツ、城門貳ツにて御座候。大地震にて城樓城門破損仕候は各別の事にて御座候。享保元年以來去年迄十七年の間に、先廟の炎上壹ツ、城樓壹ツ、城門五ツにて御座候。先廟に較候へば頗多しと可申候。是にて天災の多きを御覽有べく候。殊に江戸川小石川の水災、西國の蝗災、海内の疫癘は前代未聞の大災にて御座候。嚴有院殿の御世明暦三年丁酉正月大災にて、御本城炎上仕候得共、其時は國家元氣盛にて、諸大名も身上富有に御座候ゆへ再造の事速に成就仕、只今は國家の元氣衰へ、諸大名も貧窮仕候處に、若また奇異の大災降り候は、昔の痛に百倍可仕候。此時に於て君上天災を畏れさせ給ふ御心もなく、天災を憚る御僉議も無之候は、乍恐御怠慢と奉存候。食祿の臣此事を言上仕らず候は、忠臣にあらず候。凡天災はかならず、人主

の御爲に降り、天より人主を戒め給ふ事にて候へども、天災候ても其痛を受候ものは人民にて、君上にはさのみ御痛無之ゆへ、細に御心を付王はす候ては、御油斷に成り候て、畢竟天を畏れさせたまはぬと申にて御座候。皇天震怒と申事有之、上帝怒り玉ひ給へば、人主其責を遁たまふ事叶がたく候。扱て天災を弭る道は、佛法にても神道にても、如何なる名僧阿闍梨の加持にても、いかなる神佛に禱候ても叶候事無之候。政を信じ仁を施し、人主の御身を慎たまふ。是根本第一の道にて御座候。只今御沙汰無之候は、此後又如何なる大災降り、天下の元氣を消し、萬民の命根を斷申べきか、天心測りがたく候。凡天心は人の智を以て測がたきものにて候間、天災の降候も何事の責と申事、定ては申がたく候へども、人主の御身に徳の闕ケ候處有之、政弊有之故と申事は必定にて御座候間、其所を深く考へ候へば、大抵明に見へ候ものに御座候。享保以來の御政奢侈を惡み儉素を好ませ給ひ、女を遠ざけ萬民を憐ませ給ふ事、都て御政務に御心を盡され候所、先朝にも越させ給ひ、目出度御仁德にて御座候。然るに登極の初より、天災屢降り、萬民安心仕ら

す候は、如何なる事ぞと伏て考へ候に、只一ツ利を好ませ玉ふ御心、是第一の病根にて御座候。凡利は天下の人の同じく好み候事ゆへ、誰にても一人是を好み候へば、人の怨み天の憎を受候。周厲王の時榮夷公と申人、六卿の中にて利を好み候を、厲王是を寵したまひ、何事も榮夷公の申事を用給ひ、芮良夫といふ人、厲王を諫て利を好む人をば近づけ給ふべからずといふことを直言仕候へども、厲王用ひ給はず、おどるゝ周室亂れ候て、民厲王に叛き、厲王を弑といふ所へ流し、周室一たび滅亡仕候事國語史記に見へ候。論語に放於利而行則多怨と有之候。放は依なりと注し候て、依の字は違の反にて御座候。違は遠離と續き候故、依と申は遠離せぬ義にて御座候。凡君子の道は何事も利を離れ是行候へば、能行はれ候て人も怨を起さず候。若利を離れぬ心にて行ひ候へば、いかなる吉事を行候とも、人悦ばず却て怨を起し候。商賈は利を本とする者にて御座候へども、一向に利を求候て、己が身に少も損失なく、厚利を取んともがき候者は、一旦富を得候へども、幾ほごなく滅亡仕候。厚利を取らず、時には損をも仕り候て、人と利を分候やうに仕候者は

久末しく榮へ候。況や君には何事も利を離候て損失を願みず、義を正しく行候を有道の人と申候。東照宮は利を好ませ給はず候故に、天下御手に入、百年の太平を開かせ給ひ候。台徳院殿より有章院殿迄六代の君、利を好ませたまひ候事をば未承候。上に利を好ませたまへば、下は興利の臣出來り、損下益上の政を行ひ民と利を争ひ候。是天下の人の上を怨候愁言仕本にて、天災の屢降り候所にて御座候。興利の臣の謀るところは、國運の衰候をも知らず、天下の萬民を憂候心も無之、政事の敗れをも願ず、只當分に上意に合せ、己が立身榮耀の計を仕のみにて、天下國家の御爲をば少しも心に懸す候。これ國賊と申者にて御座候。此徒徘徊仕候へば其下に數多の姦人起りて附従ひ、日夜に興利の事のみを工夫仕候者共其數を知らず候へども、彼等は皆卑賤の輩にて不及申候。今天下の萬民上を怨み奉る事讐敵の如くに御座候。されば此時節いかほどの仁政を出され、山のごとく海の如くの恩澤を施され候とも公邊にては難有奉存候由御禮可申上候へども、退て内心は毛頭も悅申さず、私に相集候ては互につぶやき、上を誹謗し奉り、とかくに油斷仕まじき旨申

合せ、己が利を失はざる計を仕る外無御座候。凡民は愚なる様に候ても、利には賢き者にて御座候ゆへ。上の人民と利を争ひ候ては、いつとても民に勝候ことあたはず、却て民の怨心を引起し候。放。於。利。而。行。則。多。怨。と申す孔子の聖言は、誠に萬世の龜鑑にて御座候。近年來天災屢降り候事、只この故と奉存候。然れば只今天下萬民の怨を解き、天災を弭らるべき上計は、興利の徒を悉く逐退られ、此後一切に興利の政を禁とせられ新田開發の沙汰を止られ、諸國の寶錢を止られ候はい、天下の人民少怨を解き可申候。其上に君上の御身を殊更に慎ませたまひ、又其上に諸大名以下の所替、宅替、諸町人の宅替を停止せられ、山王、神田以下諸社の神事を先規のごとく執行せしめ、遊女丁、見世物場を故のごとく許され、都て繁雜なる政令を一切に停止せられ候はい、天下靜謐になり、萬民欣喜仕、各別に恩澤を施されす候とも、民心歸服可仕候。孔子の言に、惠。て。不。費。と申もケ様の政にて御座候。右の趣は天下の人民の願にて御座候間、此願満足仕らざるあいだ、如何なる莫大の恩澤を施され候とも、只怨を増すのみにて毫髪ほども悦仕まじく候。天心は民心と

一ツなる物にて御座候ゆへ、民心怨み怒り候へば、天心是に順て種々の災異を降し人主を責たまひ候。書經に可畏非民とこれ有、人主の畏れ給ふ者、天と民との二ツにて御座候。古より君をば舟に譬へ、民をば水に譬へ候。右は舟を浮べ候とも、水動き候へば舟を覆し候。民は水のごとくなるものにて御座候ゆへ、明君はかならず民を畏れたまひ候。純此度一命を捐て直言を進め奉り候は愚蒙の至り、千萬一ツも御信用を可奉得とは不存候。只天下萬民の怨苦の狀を言上仕り、若冥加に叶ひ候て照覽を瀆し奉り候は、今生の大幸と覺悟仕る迄に御座候、臣閣下莫大の御恩を荷候上に、幸に閣下當時執政の御職位に列せられ候間、昔の谷三助が稻葉に建白仕候例を以て言上仕候。仰願くは愚誠を諒察したまはんことを。臣純恐惶再拜

享保十八年癸丑八月日

臣太宰純誠惶誠恐頓首々々死罪々々謹言

是を以て見るも、彼の道を售り道を糧とし、天下經綸の事に就いては夢想だもしなかつた群儒輩とは同日に論ずる事は出来ぬ。
其の著經濟錄に記す

『聖人の道は、天下國家を治むるより他には別に所用なし』

斯く信じて居る。故に之を忘れて徒に詩文著述を事として一生を過す者を無用視し、

『如何にもして此一大事の爲に心力を盡して、理世安民の術を宣布すべし』と、自己の大抱負を漏らして居る。

之を翻つて考へて見るに、其の初め立志の動機は、公家の下にかゝむを口惜しとして、詩を以て立たうとしたのであつた。漸く學ぶに随つて修身齊家治國平天下に目覺めて來た。其の間に於ける修學の道程は、聖●學●問●答●に明である。

『今の學者は、宋儒の註したる四書五經のみを讀み、其外も小學、近思錄、性理大全、朱子語類などの内を論說して一生を過すのみなれば、如何にして古の聖人の道に達すること有んや。純等少年より宋儒の書を讀て心中に疑を起し、其後伊藤氏（仁齋）の説を聞て、又半信半疑なりしに、徂徠の説を聞て頗る信を起せしかども、一旦には疑網解けざりき。

總じて少き時より、老莊の書又は釋氏諸家の説までをも講究し、又其後博く

諸子百家の書を讀て取捨斟酌し、三十年の歳月を歷て、年五十に近くなりて從來の學問融解貫通し、天下の道胸中に醗酵して、堯舜禹湯文武周公孔子の道、吾が眼にこれを視ること青天に白日を懸けたる如く、今に至りては毫末の疑もなし』

若し此時、池田光政或は徳川光圀のやうな英主が有つて、委ねるに國政を以てしたならば、學び得た屠龍の術を施したらうにと惜しまれぬでも無いが、又時に遇はずして用ひられなかつたが爲に、知己を百世に求める種々の大著を遺した事を思へば、何れを是とも定め難い事である。

四一 處士

平田公信に報ゆ……魚輒……黒田豊前

正徳元年十二月、徂徠の幹旋により、下總生實侯森川重令の記室となつた春臺は、同五年に之を辭し、其の後は遂に仕へなかつた。

處士

其の間に受けた大打撃は、享保六年三月四日の火災である。遂に親舊の情を割き、老父を負うて江湖に逃れやうと迄考へたけれど、知人の援助により、一時の急を芝浦へ避けてから、漸く自ら悟るものがあつて、意を決して小石川に紫芝園を營んだ。之を其の前後の事情より察すれば享保八年の春であらう。鷹見爽鳩が寄懷德夫の一詩

借問商山鳥角巾。羨君日日採芝新。漢家今見徵賢急。莫以浮雲視世塵。
は此頃の作であらう。

紫芝園に退去してからは、情を岳山に縦にし、讀書、點書、抄書、賦詩、著文、作字、或時は吹笛、吹笙、吹箏、或時は灌花、摘蔬、或時は興に乗じて出で、或時は晏然高枕し、志の適くところに従つて自ら娛しみ、以て憂を忘れて居た。平田公信は之を惜しんで懇切に出仕を勧めたところ

「家貧しく親老ゆれば、祿を擇ばずして仕へるといふ事は、自分も知らぬではないが、語に「爲臣不易」と有る通り、仕へて學んだところを行はうとするならば、臣も亦君を擇ばねばならぬ。古人も云うて居る。「豈惟君擇臣。臣亦

擇君」何れにしても、出處は士の大節であるから慎まなければならぬ。自分は今仕へては居らぬが、諸侯の粟を受けて粗食ながらも家人は満足し、八十の老父も歎を盡して居る。貧しくないではないが、是に止まつて居るのである。若し分に安んずる事が出来なければ、天下を以て養つても猶慊らぬものか有る。だから足下御心配下さるまい。

自分は嘗て人にいうた。如何しても純を仕へさせやうとならば、二百石以上であつたならよいと。足下にも此事は話した。今書中に、是は自負が太だ過ぎるとある。足下も察しが悪い。

夫れ二百石は士の常祿である。之が出来なければ、出でゝは士の事は行へず、入つては祭祀を守つたり、父母を養つたり、妻子を畜ふにも足りないから、決して過ぎたとは申されまい。曩に木下順庵が加賀に仕へ、藤宗恕は越前に仕へて共に五百石を食んで居た。二子は誠に先覺では有るが、今之を觀るに別に畏れるところは無い。若し夫れ野順清が桑那に仕へ、大高生の松山に仕へ、皆樸楸の材でありながら四百石を食むが如きは、富に幸福といふもので

ある。其の他、名ばかりで實無く、二百石以上で仕へて居る者が澤山有る。其れから見れば、自分が云ふ二百石は決して過分の望みでは無い。従つて獨自分ばかり下るにも及ぶまいと思ふ。足下若ういうて下さるな。窮達は命である。自分は固より貧賤を分として、利祿を懷ふ事を忘れて居る。中には自分に代つて貧を患へて呉れる足下のやうな人が有れば、其れに二百石、二百石と答へるばかりで、之で一生を過ぐすであらう。して見れば、仕へなくても祿を食んで居るやうなものであらう。乃ち價を損して迄も售らうとするやうな進むに急な所作は、自分には出来ない。だから死を守つて出ない譯で、折角の御厚志にも背くが、之は何とも致し方が無い』

とやうに答へて、其の信するところを枉げなかつた。

昔、宋に魚輒といふ者が有つて、富國の策を景公に勧めた時、汝は未だ家さへ爲し得ずして、寡人の爲に富國の事などを説くのはお門違ひぢや無いか、と責問せられた事が有つた。魚輒は直に答へた。凡そ人智には小大が有り。才には長短が有る。臣が家を爲し得ないのは才の短、富國の策は才の長である。往昔、

伊尹は耕夫であつたが、後に湯を相けて天下に王たらしめ、傳説は胥こ徒とであつたが、高宗を相つて政を天下に爲し、大公は漁者であつたが、文武に歴師して王業を興させ、管夷吾は貧士であつたか、桓公を相けて富國強兵を以て五霸の主とならしめ、百里奚は養牛卒であつたが、穆公を相けて西戎に霸たらしめた。

と。

春臺は理財の道に、經世の學に、其の他に涉つて造詣の深かつたにも關らず、終世財に餘祐が無かつたのは、束脩年に大抵百五十餘兩を得たといふ服部南郭とは大に異なり、魚輒が所謂才の短なるものであらう。

荀卿曰く。良農は水旱の爲に耕を廢せず、良賈は折閱の爲に市を廢せず、士君子は貧窮の爲に道を怠らず、と。一簞食一瓢の飲、以て陋巷に在るも、元より道を行ふに支障は無いが、是は常儒の忍び難いところ、さりながら、春臺に於いては、此處に處して貧賤に隕穫せず、富貴に克こ訕しんせず、黽勉其の道を盡し、從容其の數を極め、優游以て天命を終つた。其の面影は今猶出生地飯田に遺された松の稜々たるに偲ぶ事が出來やう。

處士

此間に粟を餽つて春臺の業を援助した諸侯は、本多伊豫守忠統、柳澤吉保の二男刑部少輔經隆、黒田豊前守直邦の三人で、忠統は春臺が祝融の祟を受けた當時粟を餽つたけれど、其の後禮節が衰へたから之を辭し、經隆は早く卒したので養繼がす、唯直邦ばかりは終始變らず厚く春臺を禮遇した

直邦は直張の子、母姓を冒して黒田を氏とし、元祿十六年一萬五千石を以て下館に封ぜられてより順次に進み、沼田に徙つて三萬石となり、享保二十年三月二十六日七十歳を以て歿した。春臺も亦直邦を敬し、歿後自ら墓に詣で生前の高誼を謝した。其の墓誌銘は春臺の作である。

四二 強 記

十二三歳の頃……鹽政……水夫にて候……大日本史

徂徠は、書物を引出して物を書いた事なく、皆そら覚えであつたと傳へられて居るが、春臺に就いては此様な話がある。

十二三歳の頃、海内諸侯の系圖をはじめ、領地、祿高、紋所、扱は朝士の官爵姓名など盡く之を暗んじ、之を叩けば、聲に應じて滔々一も誤る事が無かつたといふ。

又、嘗て門人と鹽政を論じた時、天和年間から以後其の時迄の鹽價に就いて少しも漏らさず述べ、其の他の事も殆ど知らない事は無かつた。

尙、春臺が一度見聞した事の有る城郭山川等に就いても、指名して問へば、高さ、廣さ、作り方、其の他委しく目前に見るやうに語り聞かせたといふ。

是は天性の強記にもよるけれど、松崎惟時が行狀書に記した

『若し人々に告ぐるに未だ聞かざる所を以てすれば、事至て卑瑣なりと雖も、必ず耳を傾けて之を聴き、其の終始を詳にして止む』

を以て窺ふ事が出来る。彼の姫路の酒井侯が其の當時の能の名人觀世大夫に對つて、誰に就いて其の藝を會得したかときいた時、

『矢走の舟夫にて候』

といふ意外の答に、侯は重ねて子細を問へば

『先年某京上りの際、矢走の渡船に乗り候處、舟夫は巧に棹をあやつりつゝ、やがて、「此二三日風邪の爲に仕事を休んだが、其の爲今日は棹が思ふやうにならぬ、此やうな手輕な業でさへ、僅休めば斯うや、まして一藝で天下に名を揚げやうとする人は………」と獨言候を耳にして、實に尤と存じ候程に、其れよりは夜の目も忘るゝ暇無く修業致し、漸く今日の某とは成り候。されば、矢走の舟夫こそ師に候てへ』

と、答へた。

徂徠は常に門人に言つた。古來の賢哲は皆寸陰を惜しんだ。まして常人は宜しく分陰を惜しまなければならぬ、と。天性の美質も精勵の砥石にかゝらなければ磨き上げられぬ。ゲーテも曰ふ。『天才といつても九分九厘迄は精勵である』と。

此やうな話もある。

春臺は水戸藩士に知る者があつたから、竊に大日本史の借覽を乞うて承諾を得、其の家へ行つて讀みかゝつた。やがて時刻も遷つたから定めて空腹であらうと、

食膳を勧めると、黙つて済ませて再び讀書餘念も無かつた。

斯くて日暮になると巻を閉ぢ、出でゝ先の厚意を謝して歸つたが、一讀したところでは悉く暗記して居たといふ。

四三 書 道

栗山と春臺の偽書……魯公の後……石鼎庵と東壁……細井廣澤……字は心

董……春臺の楷法……抄書……自著の板刻

此やうな話がある。

「栗山が、春臺の偽書を、商人にうりつけられたといふ逸話が、春臺の生地なる信濃飯田の士人間に傳へられて居る。そは、其の頃、堀大和守の城下なる飯田茶屋町といふに紙屋藤兵衛、略して紙藤と呼ばれる元結屋があつた。彼は、飯田の名産なる元結の旅送りを業とし、又、骨董品の仲買をして、頗る機智に長じ、やうやく産を興し來つたによつて、人、或は呼びて、狐藤兵衛

とうた。この者、或る時、春臺の偽書を手に入れ、一儲せうと思つて、一
 年、江戸にのぼり、いかにも田舎者らしき身なりで、栗山の邸前を幾度とな
 く往返して居た。すると、つひに、下男か何かの目にとまつて、詰られた。
 此の時、藤兵衛は、こゝぞと、いかにも、實體らしき田舎辯で、私事は、信
 州飯田の者でござります、國で、さる人の由緒ある軸物を、此の度、賣り
 拂ひたいによつて、當時、江戸で、御高名なる柴野先生に、鑑定を願つてく
 れると申す依頼を受けて、出府致しまして御坐る。然るに、先生の御屋敷は、
 このあたりと、承り、いろ／＼に尋ねましたが、どうも、分りかねて居りま
 す云々と答へたによつて下男は、この田舎男に、さる謀のありとは夢にも知
 らず、入つて、家人に、この事を話した。すると、栗山は藤兵衛を内に呼び
 入れ、段々、其の話をきいて、その軸物を見ると、太宰春臺の書であつた。
 此の時、藤兵衛は、透さず、栗山の問にこたへて、いろ／＼眞實らしく述べ
 立てたから、書は立派に見え、藤兵衛の辯はうまし、殊に春臺の産地なる飯
 田のさる家の所持品であつたといふ事故、さすがの栗山も、ころりと欺かれ

て、十兩ばかりに買ひとつたといふことである」

之は、羽生東洋君が教育時論に發表された話で有るが、僞書は其の當時隨分現れたやうである。

其の眞蹟は挿入の寫眞版によつても窺はれやうが、春臺の書道に對する見解は紫芝園漫筆、紫芝園國字書、倭楷正訛等に於いて知られる。

春臺は先づ楷書に就いて

『楷書、右軍の後、惟唐人尤工と爲す。前は則虞世南、柳公權、後は則顏魯公、其の妙を極むと謂ひつべし。顔の後寥寥、宋の米南宮、明の文衡山、佳ならざるに非ざるも、遒勁に乏しきを惜しむのみ。元の晁子昂も亦手采餘有りて骨力足らず。二子と當に雁行すべし。其の他は皆二子に及ばず。之を要するに、魯公の後と曰ふと雖も、楷書無くして可なり。』

之を我國に及ぼして

『近世東人の能書は、未だ石鼎庵に過ぐる者有らざるなり。鼎庵は長崎の人なり。名は學魯、字は貫卿、元祿の間東都に客遊し、醫法に通じ、華語を能く

し、詩詞尺牘印章に工なり。尤も臨池を善くし、隸楷行草皆妙處に到る。四十許歳、貧窮にして未だ世に知られず、鬱悶に因り失心して死す。人遂に之を知らず、惜しい哉。吾友安東壁、少くして鼎庵に従ひ業を受く。醫方を除くの外皆其の道を盡くし、書最も室に入る。他人焉に及ぶ無し。東壁も亦不幸早世し、今や則亡し。豈惜しからずや」

安東壁とは安藤東野の事で、春臺と少年の時中野搗謙の門に知り、壯年護國社に同人として伍した無二の親交であるが、當時書名を天下に馳せ、今日も亦多く知られて居る者は雪山、惇信と共に稱せられた廣澤であらう。

廣澤は初め辻辨庵といひ、菊叢と號し、三十歳の時細井と改めた。名は智頓字は公謹、廣澤は其の號で、他に思貽齋、蕉林庵、玉川、奇勝堂等の號が有る。京都嵯峨の人で、十一の時江戸に出で、儒を坂井漸軒に受け、文衡山の書法を北島雪山に學んだ。後に河越侯柳澤吉保に事へ、大に擢用せられたけれども讒に遭ひ、遂に致仕して青山に隱居し、是より專念文衡山の書法を修め、紫微字様、篆體異同歌、觀爲百譚、擬鑑眞詮、奇文不載酒等を著はした大家である。

されど、春臺は曰ふ。

「細廣澤は文衡山を學び、行書を成す甚佳、予は其の太だ衡山に似たるを恨むのみ。東都の人、廣澤に従ひて學ぶ者衆し。亦廣澤に似ざる莫し。其の尤なる者に至りては、又太だ廣澤に似たり。此皆學の過ぎたるなり。先儒詩を論じて曰く。今人の詩、唐を學ばざるを患へず、之を學ぶの過ぎたるを患ふと予も書に於いて亦云ふ」

此警告は、單に詩に於いて計りで無く、書に於いて計りで無く、徒に形骸を模倣して能事了れりとして居る者に對する垂訓である。更に説いて

「書を學ぶ者、務めて法帖を寫す。其の志古人に似んことを期す。古人に似んことを期せば、則其の法を得んことを惟ふべく、十に七八を似すれば、則以て已む可し。今の學者、患は太だ似るに在り。以て學の過ぎたるなり。若し盡く其の學ぶ所の古人に似るがごとくんば、則是古人に及ばざるなり。何を以て之を言ふ。字は心畫なり。人心の同じからざる、其の面の如し。故に人の字を作る、其れ同じからざること、亦猶是のごとし。是故に書は必ず一家

を成し、方に己を貴ぶに足る。夫れ書は右軍より工なるもの莫し。後の學者誰か右軍を學ばざる者ぞ。而れども、未だ一も右軍に似たる者有らざるなり。右軍に似ずと雖も、然れども其の能書たるを失はざれば、各一家を成すなり。古人を學んで盡く之に似るは、尙貴ぶに足らず。況んや今人をや』

斯く論じた春臺は、書法を誰に學んだかといへば、十二三歳で既に一家を爲し楷を能くし尤も草隸に巧であつた中野搗謙からである。文會雜記に

『春臺手跡は完翁（搗謙）を學ばれたりとなり』

又、文徵明に據るところが有つたと見え、須原屋新兵衛に宛てた手紙に

『文徵明眞字の石摺若有之候はい御見せ可被下候。和刻ハ入不申候。唐刻ならば中字にても小字にても望ニ御座候』

と有る。併し、紫●芝●國●國●字●書●の

『友人の中に、貧士にて書寫を多く仕候て、楷法を得候者有之候。純などは其の類にて御座候』

を考へ合せなければならぬ。

其の書寫に就いても同國字書に

『凡審字は、楷書より難きこと無く候。楷字を能し候へば、餘の諸體はいづれも學びやすく候。古人の言に、眞は立つが如く、行は行くが如く、草は走るが如し。眞を習はずして行草を學ぶは、立つ事あたはずして、行き走らんとするが如し。仆れざる者すくなし。と有之候。日本にも古は楷字ばかりにて假名といふ物無かりし故、其時の人の手跡は、中華の人におとらず候。奥州の壺の碑などを見て知られ候。今の人は、唐様とて學び候へども、草字ばかりを習ひて、楷字を學ばざる故に、草字に骨が少く候。たとひ後に楷字を學び候ても、草字を習ひこめたる癖にて、楷字に行草の筆法まじり候故、筆いそがしく候て楷法を失ひ候』

といひ、倭楷正説にも

『蓋、楷法既に工なれば、則藁草自然に合作す。若し楷書に工ならずして、徒に草聖を以て世に名あるは、所謂無本の學なり。』

書の難きは楷書より難きは莫し。楷の難きは、小字を甚と爲す。小字未だ善

からずして、能く中字大字を作る者、未だ之有らざるなり。是を以て先達人の書を評品するに、率ね小楷を以て優劣を定むるは、正本なり。

と、第一に端正な小楷に重きを置いた。此一點に想到するも『楷書はえかゝず、性即ち然り』と嘯いて、一氣呵成に龍蛇飛動不羈奔放の草筆を揮つて居た徂徠との相違を知る事が出来やう。

尙又春臺は、其の主張する楷書に就いて、先に學則に記した抄書に關聯して、次のやうに謂うて居る。

『凡そ抄書は、必ず當に楷書整齊なるべし。胡亂なるべからず。草書多くは學者性急に非ざれば必ず疏放なるを見る。抄書に當りては、毎に草書以て勞を省き、曰く、且に此の如きのみ。異日吾將に改寫せんとす。と。其の漸く以て多事なるに及びては、日給するに暇あらず。則復寫すること能はず、事を經て之を視れば、其の手書と雖も、尙或は識り難し。自己既に然り、況や他人をや。蓋、眞字の端正すら、尙魚魯の誤有り。況や草字をや。夫れ字は事を記す所以なり。字尙識り難きは、是用を濟さざるなり。故に草字は、特に

玩具のみ。事を記す所以に非ざるなり』

而して、自ら書する所は、

『春臺手習のためとて、詩經をかゝれたるが、至極に見事なり』

の元鱗の話で他は類推出來やう。又其の自著の板刻に當つても注意したから、『急之故か彫刻をさうに見え候。其上例之筆先を圓ク筆勢を付し所甚いやにて候。眞之字形散々ニ成申候』

等の不満を書商小林新兵衛に漏らし、時には一部の埋木ぐらゐなら未だしも、全部の改板をさへ迫つた事が有る。

四四 舞 樂

舞衣……樂人に候はす……抱節の這笛……此對象……笛の御意……淫樂

春臺の日常は、袴の襷襷のやうに、毫末の事迄折目正しかつたといふところから、單に武骨一片のやうに思はれ相であるが、當時の性理學者の多くを見るや

舞 樂

太宰春臺

うなうな理窟一片に走らず、聖人が琴瑟を側から離さぬ眞意を悟つて、自ら執つて性情を和げた。

舞に就いては、京に客遊の頃、辻氏より免許狀を貰つて居り、江戸に出で、後諸子會合の時に、黒田豊前守より貰つた舞衣を持つて居たといふ。

音楽に就いては、琴曲に餘程委しかつたと見え、享保年間、幕府が小野田國光に命じて琴曲を評定せしめた時、國光は春臺に就いて、李氏の藻樂書の疑問を質した。

文會雜記に

『春臺に琴のことに付き、御尋有之度旨、井上河内守殿御指紙を以て春臺を召さる。春臺曰く。予は樂人に非ずとて出でずして、日をへて河内守殿の邸に至りて、純は樂人にて候はず、それゆゑ樂のことは得不申上候。文學のこと御尋成され候はい可申上候。とあり。河内守殿用人も、尤なりと云ひしとぞ』
樂器は笛、箏、笙等其の何れをも採つた。

春臺先生席上聞樂二首

松崎觀海

滿堂絲竹一紛紛。落日當樽酒半醺。曲裏春風吹不盡。何人停得暮天雲。
其二

羌笛胡笳座上新。關山一曲更愁人。慙慙莫向東風弄。恐使梅花落早春。

除夕吹笛憶印海芝山二師

春臺

前年除夜。二師來守歲於敝廬。印公吹笛。芝公吹笳。余吹笙。相和歡甚。戊申夏。印公寂。己酉冬。芝公如京都。故有此作。

飛錫凌空西入秦。鳴笳定值帝京春。炙笙未奏相思切。宿草深埋吹笛人。

中で尤も意に叶ったものは横笛で、自ら竹を截つてこしらへたものさへ數本有った。しかも其れが識者間に甚だ愛玩せられた事を思へば、決して尋常では無かつたのである。

其の笛を採つたのは多く酒後で、

『笛聲は、酒を得てはじめて流暢す』

と、興じて居た。

美濃大垣の人北村抱節は、春臺に就いて横笛を學んで名手となつたけれど、不

舞 樂

幸にして早世して多く人に知られなかつた。其の將に瞑目しやうとした時に遺言して、自分の吹笛を春臺に贈らせた。春臺の詩が有る。

忽向秋天傷別離。園林蕭瑟晚悲風。陰雲亂蔽關山月。殺氣偏摧楊柳枝。
千里遊方空有路。百年會面更無期。故人今夕堪腸斷。泣把柯亭不忍吹。

徂徠の門中、春臺に次いでは安藤東野も亦笛の妙手であつた。されば徂徠の社中で音樂の興が始ると、春臺は伎癢に堪へないで、柯亭の竹を調べて其の聲を激すれば、爽鳩は弄玉に和して、奏するに鳳鳴を以てし、子帥修伯も各其の伎を執る。金華は酒をかふる。南郭は之を目して『我黨の盛觀』と云つたが、實に其の通り、多士濟々、しかも風流、此中心となつた徂徠の得意が想ひやられる。南郭の興徂來先生書に

『乃越公子歌大冲詩。乘興自神門。五鹿崑崙。壯氣勃勃。千里一瞬。以脚當馬。即默齋不得默。時時傲漱石誤。以見其真率。子和狂奴。大杯自罰。酒後語言。益爲徑庭。其它卓公富風雅。鳳禪師宛然華人。凡此數者。流俗之所不能窺』
此處に牛耳を執る徂徠は、笙に於いては技倆が有つたけれど

『無器用の人、拍子がきかず、勉強精力を盡して樂を學ばれたるとなり』

何時頃であるかは不明だが、春臺は大神景豐より横笛を習得したのであつた。

或日、輪王寺宮様が景豐に對ひ、弟子中尤も堪能の士はと問はれた時に、景豐は、先づ太宰生であらうと答へた。宮は笛を好まれたから、急に召し出して之を聴かうと思召し、其の旨を景豐に含ませ給うた。之を聞いた春臺は、身に餘る面目と大に喜ぶたらうと思ひの外、色を正して

『身不肖なれども純は儒者で御座る。若し文學を以て徴されるならば、駕を待たずして參らうなれど、末技たる笛の御意とあつては御免蒙りませう』

恰も戴安道が琴を以て武陵王に召された時、安道は使者の面前で琴を破り、王侯の伶人となる事は出来ないと思つたのに能く似て居る。

荀子嘗て曰ふ。『夫れ聲樂の人に入るや深く、其の人を化するや速なり。故に先王謹みて之が文を爲す。樂中正なれば、民和して流れず。樂肅莊なれば、民齊ひて亂れず、民和齊なれば、兵強く城固し。』と。即ち春臺は、音樂を以て修身の一方便とし、上下の交を爲し、君臣の情を協へ、賓主の好を合せ、神人の和

太宰春臺

を導き、もの言はすして人の心に感通し、齊家、治國、平天下に及ぼす力は之に勝るものが無いと信じ、悲調にきざす淫樂中、殊に

『今の三線、淨瑠璃ほどの淫聲、又有るべしともおもはれず。世の末とは云ひながら淺ましく悲しき風俗ならずや』

といつて、絲竹の屬では三味線を排斥した。

四五 酒話

進凝……酒徳……春臺と言辰……日本の學者……忍冬酒……嗜好物

須須許理賀 迦美斯美岐邇 和禮惠比邇祁理 許登那具志 惠具志邇 和禮惠比邇祁理

是は應神天皇が、百濟より來た進凝が酒を醸して奉つた時、うらげ給うての御歌であるが、堅い石をも避けさせる力の水は、此時はじまつたのではなくて、遠い神代にあつた事は古事記にあらはれて居る。爾來漸く此需要を増すと共に、

人々其の好むところによつて是非して居る、春臺は曰ふ。

『酒は能く氣を行る。故に少しく飲めば、則人智を發し、多く飲めば、則人智を昧うす。世率ね狂藥を以て之を目するは、至論に非ず』

斯く價值づけ、更に其の用を述べ、

古より英雄豪傑、多くは酒を嗜む。其の能く憂を消し、氣を壯にするがゆゑなり。蓋、男兒大事に處し、大業に居る者、動もすれば輒ち憂患に罹る。

其の時に當りては、酒以て其の氣を壯にするに非れば、將に恐らくは其の氣屈撓し、萎爾振はざる所有らんとす。必ずや斗酒自ら勞ひ、然して後以て能く大難の中に立つ有り、古の聖賢何ぞ獨り然らざらんや。詩に曰く。『微我無酒。以敖以遊』論語に曰く。『唯酒無量』是に由つて之を觀れば、孔子と雖も亦善飲なり』

春臺の父言辰も亦酒を嗜んだ。けれども敢て美酒を擇ぶのではなくて、薄酒辭するところ無く、飲めば必ず醉を盡した。或時云ふ。『薄酒でも茶湯には勝つて居る。酒ならば酔ひもするが、未だ茶湯を飲んで酔つた事は聞いた事が無い』

と。其の嗜好の程が想はれる。此處迄來れば、一滴甘露の味が有らうし、一杯天の美祿の法悦も酌まれやうし、愁を拂ふ玉箒の域を過ぎて、眞に仙境に入る事であらう。

春臺は如何、人を老いさせぬ玉壺の黄金色に對へば、先づ服を脱がないで進む勇氣が有つたやうである。其の冷温に就いては

『温酒酔ひ易く醒め易く、且多く飲むべし。冷酒是に反す。朱丹溪が、醇酒は宜しく冷飲すべきの論。人の少飲を欲してなり。若し冷酒を多飲すれば、則丹溪の旨を失ひて、害たるや大』

其の自らの量に就いては

『予は酒人に非ざれば、多く飲む能はず。少しく飲めば即ち酔ふ。酔へば輒ち睡る。此に坐して屢過有り。因りて自ら節限を立て、微醺を以て度となす』
湯淺常山は記す。

『元麟云。春臺は毎晩酒三盃づゝ、かろくもりたるを三杯常食なり。夜長き時は五つ時に夜食又酒少しづゝなめり。酒は三杯と定められたり』

實に孔子の謂へる如く、唯酒には量無く、斯く自ら節限を守る人に於いて、胸の鬱屈を拂ひ、人智を發せしめる事も出來やう。文會雜記に

『君修云。日本近來の學者皆酒量あり。仁齋は其中、下戸なり。東涯も上戸なり。聞齋、淺見重次郎も上戸なり。徂徠は下戸、南郭春臺も上戸なりと也』

元より好まぬ口で無かつた事は次の話でもわかる。

紀伊の忍冬酒は苦辣芳烈、海内無雙、一滴咽を下るや直に臍下に泌みわたる。其の痛快味は容易に口に語る事が出來ぬ。

正眞上人が傳通院に居た頃、紀伊侯から上人に是を餽つて來た。上人が春臺に云ふ。

『御意召さるか』

『如何にも』

上人は侍者に酌をさせた。春臺は一鍾を傾けた。

『之は御美事。も一つ』

春臺は復盡くした。更に重ねて三杯に及んだ。上人は

酒話

太宰春臺

『恐祿が嗜み有るは御存じの通りぢやが、之ばかりは……』

『拙者とても亦嗜めど、平常數杯は重ねられぬを、之は又天下の一品、いかで酔はずに措かれうや』

上人は愕然として

『成る程善飲な御座るわい』

傳手ながら、煙草はやはらかのが好きであつた。麵類も好んだ。須原屋新兵衛からは必ず正月の進物とした。魚類は、生魚より鹽魚、鹽魚より乾魚と段々變り、鯨などを殊に喜んだ。又唐辛を甚だ嗜んだが、之は胃癌の一因であつたかも知れぬ。

四六 妻子

配偶……春臺の歌……嗣子の否定……もらひ申候……大行路評……祭文……前川氏

はじめ末松氏を娶り、不幸にも其の後僅六年で死に逢ひ、更に前川氏を娶つた。

名人百人一首の中に、春臺の歌として

願はくは事足るほごに金待ちて妻子ひきつれ世を逃ればや

といふのが有る。けれども、春臺がかゝる隱遁的思想を抱いたのは享保六年の事で、當時は子が無かつた。其れに、幼時詩の道に入る爲に、一切の歌を焼き棄てゝ以來、詩の道を以て和歌を論じた事は有るが、三十一文字に筆を執つた事も無し、殊に晩年は『大丈夫當に上は千古の賢者を學び、以て下は百世の知己を待つ。何ぞ屑々焉として一世の人と言はんや』の自任を以て經世と育英とに力を傾倒したのだから、隱者めいた此歌の主としてはふさはしく無い。

春臺は遂に子が無かつた。周圍の人々は百方養子を勧誘した。春臺は篤く之を謝した。そして斷つた。經濟錄に

『左傳に『神不歆非類。氏不祀非族』といへり。如何程誠敬を盡し、美膳を獻

じても、血脈の異なる者の祭をば、鬼神饗けずとなり。祭を饗ざれば、其神靈は、食を得ずして餒る也。後なきを三不幸の第一也と孟子の云りしは、此義也。然れば我が家を嗣べき子孫なくば、同姓の親族の中を尋て、然るべき

要
子

者を養て子となして、先祖の後を嗣しむべし。是眞の養子也。若同姓の親族一人もなくて、繼嗣とすべき者なきは、是則天より其家を滅却する也。天より滅すに至ては、誰を怨むべき様もなし。安んじて天命を受くべき也。決して他人を養ふこと有るべからず』

此見解を以て、自らの嗣は同族に求めるより他は無かつた。

當時の世の習俗は如何であつたかといふに、子を多く持つた者は、長子一人を残して、次の子から下をば皆他家へ遣した。男子一人も無い者は同姓の親族を捨てゝおいて、或は權勢を求め、或は金を貪つて、異姓の子を取つて繼嗣とする向も多かつた。殊に其の頃の武家は、貧窮を苦んで居る者が多かつたから、身分からいへば下目に見られて居る者でも、今富んで居る者は、其の時に乗じ金を添へて其の子を士大夫に養はせて、田祿ある士大夫の家格を手に入れた。是は生活の不安定より産み出されたもので、氏族を重んずる古制の旨と相容れぬは、將軍よりして島津、前田、伊達、黒田、淺野、鍋島、毛利などの諸侯に松平の姓を與へたと同様に、氏族を亂る惡風俗だから、

『此事は上より嚴に禁せらるゝに非ずしては止まざるべし』

と迄云つて居るのだから、他の人々の勧誘も容易に効を奏しなかつた。

其の後、赤川瑞仙の肝煎で、原養澤を介し、長門の人阿武安次の子定保を迎へて家を繼がせる事となつた。寛保二年八月廿五日大幸清方に宛てた手紙の中に『拙者儀段々老衰倦怠候ニ付、相應之者有之、養子もらい申候。五月末手前へ引取申候。當年十三、いまだ幼弱ニ御座候へ共、くれ候はんと申候を幸にもらい申候』

と有る。

定保、通稱彌三郎、字は徴孺、書に巧であつた。素行に就いては、とかくの非難が有るが、春臺の歿後帷を下して江戸に子弟を教授し、天明五年八月八日五十五歳で歿した。法名達乘院修徳貞保居士。

其の子かつ女、時に書を講じた事も有るが、文化三年十一月十一日四十四歳で歿してから、遂に其の後を繼ぐ者が絶えた。法名唯法院妙持信女。
嘗て春臺、白樂天の大行路を評して

妻
子

『人生莫作婦人身。百年苦樂由他人。此兩句最も味有り。凡そ人の夫たる者の宜しく體察すべきところなり』

此情味を以て對した先妻末松氏に就いては祭文がある。

祭亡嬪末松氏文

維正德四年。甲午。夏五月。己未。太宰純恭以疏食菜羹祭亡嬪末松氏。嗚呼哀哉。純以寶永己丑往難波。遂徙三舍。與汝合卺。辛卯春純歸東都。汝獨留。寓姉夫氏以待吾消息數月。是年。中野子鉉扶母還自長崎。因取汝於難波以歸。八月來東都。十有二月純出仕食五斗。于今三年矣。今茲五月十三日鷄鳴。汝乃奄忽先我而沒。嗚呼哀哉。嘗聞之。死生有命。富貴在天。吾何疑之。雖然。吾觀汝之爲人。質直賢實。不淫不欲。蚤夜勤勤。不敢寧處。不喜佚遊。愛人好與。善爲飲食。而口甘淡薄。專務紡織。而身安麤敝。事舅從夫。不敢自恣。人而如此。亦不易得矣夫。然而吾觀汝之爲生。早喪父母。兄弟索居。已嫁家貧。親取炊爨幾年。從我東都。祿薄用不足。終窶且貧。勞役辛苦。不可勝言也。人非金石。誰能不病。汝疾得之貧勞。若我富貴。汝未必疾。亦未必死。

嗚呼哀哉。民莫不穀。汝獨胡害。天下之理。無極不變。是以貧者不終貧。賤者不終賤。鄉使汝與我偕老。焉知他日不富貴。若我富貴。汝乃吾糟糠之妻也。吾雖不肖。豈棄之哉。死者有靈。汝應知之。今汝先我而沒。汝之不幸。即我不幸也。嗚呼哀哉。汝生無子。異鄉無私親。非吾營後事而誰當之者。不腆飯羹。聊寓寸訛。魂消腸斷。不勝號泣之至。嗚呼哀哉。尙饗』

東都下谷の天眼寺過去帳に『七月二十九日、消壽院貞巖惠松大姉とあるは末松氏ではなからうか。

後妻前川氏は持病が有つたので、平常藥餌に親しむ事が多く、爲に健康すぐれぬ春臺にとつては殊に苦勞が多かつた。平手系譜によれば、其の歿時は明和二年九月五日になつて居る。

四七 終焉

興子才書……人參壹分……胃痛……東野遺稿……老子解……有リ難く存する……
善哉曾子の言……葬儀……詩章

終

焉

元文元年、春臺五十七歳の秋大患に罹つてからは、とかく藥餌に親しみ勝であつたから、門人原養澤は常に注意を加へ、或は外出を禁じたり、或は書見を否定したりなどした。次の與子才（養澤）書は、寛保の末年か延享初年のものであらう。

往者足下問純疾。見案上有書。因誠純曰。勿看書。純答曰。非此無以消閑。足下曰。恐多思慮。無益於病爾。時純未詳答。故今陳愚意如左。純少好讀書。長而滋甚。以爲天下之樂。無以易此。夫思慮傷人。甚於酒色。謝在杭之言。純以爲名言。而服膺之二十年。愚意吾曹之事。唯作詩爲勞思慮。故雖好詩。而不多作。足下所知也。寢疾則百事皆廢。小瘥則看書。若親朋至。則延之燕室而與語。少時則樂。稍久則倦。倦則困憊。雖妻子在側。不可與語終日。雖有園圃。不可非時逍遙。擊劒整鞠圍碁賭博。皆非所好。唯看書寫字。可以消遣世慮。然書亦有難易。病中唯取其易讀易解者。信手開之。隨意讀之。或數行。或數紙。又時援筆寫字。皆適可而止。揚揚陶陶人間之樂。無以易此。苟廢此事。百慮復起。亦人心之常也。近日小徒友直。賤兒定保。皆學笛。略能

數曲。晚間肄業。純讀書寫字而倦。則召二兒者吹笛於側。或令唱譜。時一二正其差。此亦足以消閑忘慮。足下幸勿以爲念。聞足下好象碁。象碁者欲勝人。欲勝人。則必求其道。求其道而不得。則必思之。人之思而勞心。如象碁其甚矣哉。嘗聞象碁師求道而嘔血者。足下若以象碁爲樂。則恐失之。若以此比純之讀書。則其利害何如』

此元氣に恐れて疾も退散した。八月十二日附を以て大幸岱畎に宛てた書中

『近年五日六日不食仕候内、今年ハ土用中々暑甚、土用過候而餘暑殊ニ甚候故六月末より暑氣中り、少し泄瀉も有之、第一食時一向不進、氣力無之、只管怠惰嗜臥、終日伏枕にて居申候。七月一日々引込他出不致、子才藥服用申候。最初相應ニて、泄瀉も止少々快方ニ御座候處、七夕の後盆中ニ至、食事甚給兼、朝夕之飯食を惡ミ申候。今少指重り候はゞ翻胃膈噎之症にも可罷成歟。

六十以上之老人ニ此症多有之候間。拙者も其類にて御座候はんと覺悟も致候。折節子才も他之病用繁多にて、見廻も遠ク御座候故、近所に水戸侍醫老功之人田中通碩平生懇志ニ付頼ミて、十四日々此藥致服用候。十九日々人參壹分

太宰春臺

ッ、入用申候。此藥にて段々快方ニて、廿四五日の食味そろく出候而、朝夕之食少ッ、給よく罷成候。是より氣力も少ッ、付申候。當月初比を晝之内伏枕稀ニ罷成、大方起居仕候。此五六日以来ハ食事彌給よく、食量も大方平日ニ近きほど給申候。最早次第ニ向快氣申候間、御案被下間敷候』

之は延享になつてからのものである。

延享も三年となつてから、江戸の花てふ火の子が飛んで、築地から淺草迄黒土になつた。此年三月は徠門の逸足越智雲夢が遷化した。此秋春臺はバツタリ褥に就いてしまつた。藥餌に鍼灸にと百方手を盡したけれど、常食を採るのは何時といふ見定めはつけられなかつた。病といふは、やはり胃癌であつた。

望み無き年は暮れて、延享四年の春を迎へ、齡は六十八を數へた。

義海上人から砂糖一捲の贈物と共に、改暦の賀意を表して來た。想ひ出されるのは安藤東野である。

春臺弱冠にして中野搗謙の門に東野を知り、壯年徠の社に膝を交へた俊傑は享保四年四月三十七歳の時略血、幽冥を異にしてから、元文三年春臺等の盡力に

依つて、其の遺稿一卷は刻せられ、残る二卷は未刻の儘であつた。而して、今春臺の餘命も計られぬ。乃ち東野と相識る義海上人に、板刻の援助を乞ふと共に、唐扇一握を添へて新歳の賀敬を伸べた。

病は愈進む。

『春臺曰。經濟のつまゝ云とも、畢竟老子などは禮樂をすてたるにはあらず。禮樂で治められぬ時をしりて、老子の一道を說出せる也。されば吾も詩經解きをはりて後に老子の注をすべし云々』

是は湯淺常山の記した事だけれど、春臺嘗て門人渡邊蒙庵に老子愚讀を返却の際、莊周を以て老子の丘明とした蒙庵の見解を甚だ高いと稱へ、自分の宿志であるから、餘年有らば老子に手を下さうとの意を漏らして有る。

既に朱子詩傳膏肓は成つた。詩書古傳も出來上つた。齡既に七十に近く、志は衰へ無くとも氣體漸く憊れ、衰敝滋甚だしく、待つものは即ち死より他は無い。是誠に老聃五千言を著すの時であると、苦惱の暇々に筆を執つた。

病は愈深く喰ひ入つた。門人森蘭澤は、只管に師の爲とばかり心を碎いて看護

した。

杜鵑が啼いた。

危篤の報が傳へられるや、之を訪ふ故舊門人日々四五十名、道行く者も日を側て、此處に住む人は何様だらう。お客様が大變有るぢやないか。と訝つた。原養澤も侍して居る。脈をとつた。容態を審に窺つた。いと嚴に

『御遺言おはさば、唯今のうちに……、やがては御意に任せられませぬ』あたりには物音一つせぬ。春臺は最と満足氣に

『足下は、誠に、俗醫とは違ふ。有り難く存する』

之から夫人を近寄らせなかつた。遺言も有つた。春臺嘗て曰ふ。

『曾子曰く。人の將に死せんとするや、其の言ふこと善し、と。蓋、人の臨死の際、一言一動、以て百年の行事を蔽ふに足る。豈重からすや。世の書を讀み道を聞く者、素行或は觀るべきも、一旦病革りて言亂れざる者鮮し。善い哉曾子の言、吾は正を得て焉に斃れ、斯に已ん。此曾子の曾子たる所以にし

て、凡そ君子の當に倣慕すべき所なり』

五月も晦日となつた。薬を受けては謝意を表した禮容が、僅に微動となつて示されるやうになつた。文會雜記に

『老子の註十八九章出來し比、物故せられしと、君修の物語なり』

越えて六月二日、門人合購して、谷中天眼寺の先塋の側に葬つた。此日の會葬者は三百人、南郭も蘭亭も悄然として其の中に交つて居た。護園の權威を失つたのである。

是より先、既に死期の近づいた事を知つた時、浪人の葬禮に槍を持たせた例有らば、持たせたい。と云ふ希望を門人に告げたので、さる所へ問ひ合せた結果其の例が有ると云ふ事であつたから、葬列に槍を立てさせた。

文會雜記に

『春臺云。徠翁の云れたるとて、尸をば度々動かたきゆへ、先下に肩衣帶又上ぎ下ぎとして、其上に尸をねさせて帶をまはしてくゝり、袴をきすれば、尸を動かす唯一度にてすむ也。春臺の葬も左やうにしたると也。さてあら様を

『大なる袋に入、それを胸のあたりにおきて、手をまはしてそれを抱くやうにして、大なるふろしきにて戸をつゝみたると也。其まはりをば、小袋にあらぬかを入れてつめまはし、外櫛の内には炭にてつめたると也』

尙、徂徠の時と同じく、棺中には木劍を収めた。更に委細を記せば

屬續
楔
白管ヲ折
銘旌
紅余ノ切
ニテ
四
朱
髮ヲ結
鬚
谷
及下帷
子上帷
下帶
上帶

耳緒
瞑目帛
ツケニ
後ニテ
結テ
握手巾
裹足巾
飯含
白米少
高丁
式三

幅糲袋 大小三十餘
ホウレイロ
七
星
板
瓦
棺
蓋
釘
チ
打
棺
ノ
口
ハ
ガ
月
神
板
チ
末
へ
出
肥

發引棺
カ布タノ登
袋白
刀
カ白
ク布
ル袋
槍
前同
挾箱
前同
杖
前同
郭
ト樑
石ト
天棺
トト
ニノ
間炭
ノ
縣粉
夏手
煙小

[illegible]

護喪 稻垣茂左衛門名長

赤星大四郎
字名子國
刺香

植村孫四郎
字名希正
汲直

宮田壽安
字名于
亮明

主賢 大幸 伴十郎
字名義 廟方

原
養
澤
字名于尚才賢

大鹽與右衛門
字名于顯良

松崎才藏
字名君惟
時

上野佐太郎
字名君
則效

澤村治右衛門
字名于法昭守

赤川 瑞仙

吉田 一瑞

司書

井田 元東 名思近
字子遠

横井 丹榮 名成美
字子休

栗原 惣内 名永貞
字子元

市野三郎右衛門 名光華
字子華

司俣

境大右衛門 名有節
字仲文

匹田喜藤 次名尙明

服部南郭が作つた墓碑、稻垣長章が作つた墓誌、松崎惟時の作つた行狀書などは皆遺言に従つたもので、後に建てられた石碑は、其の頃の金壹枚で購はれたといふ。碑面には『春臺太宰先生之墓』とある。法號、廓清齋萬了宗傑上座。碑銘に曰く。

學之道。師嚴然後道尊。先生之敬教成人。學立道存。

誌銘に曰く。

其昇也遐。其孰克逐。其降也淵。其孰克畜。哲人之萎。永懷茲谷。於焉勒銘。德行維馥。

哭太宰德夫二首

高野蘭亭

郭北閑居自一時。商山秀色爲誰期。人生永訣空埋玉。仙骨何心更種芝。

終焉

太宰春臺

曾向秋風愁病渴。猶餘夜月鑒垂帷。如今僞借中郎筆。應不慚銘有道碑。

其二

江左曾開子墨林。何如藝苑已蕭森。藏書尙映名山色。染翰兼遺大雅音。不列絳紗盧植座。寧違白馬巨卿心。門生盡挽靈車去。掩淚聊同薤露吟。

春臺先生輓章十首

松崎觀海

北斗中原墜。青天失岱宗。門生紛雨泣。海內絕雲從。來者都難知。斯人豈重逢。文章懸日月。不薄素王封。

其二

坐奠猶疑夢。逍遙似在門。道存傳死後。人悲絕微言。精爽千秋遠。風流一代尊。追思川上歎。慟哭向丘原。

其三

昔聞護社會。夫子共周旋。盧植何觀妓。侯芭自好玄。片言深禦侮。陋巷獨稱賢。筆削存微旨。非君誰更傳。

其四

文物存今代。詩書亂後儒。此君能祖述。千載掃秦蕪。小彫技蟲老。高名逐鹿殊。百年論定日。命世竟難誣。

其五

園外芝堪採。商山變古今。登龍多在位。繫馬不關心。客禮寧忘禮。王門欲破琴。自高干木節。時見軾閭深。

其六

禮樂推王佐。行藏見帝師。直言深許己。封事豈逢時。絕筆感麟意。聽歌哀鳳悲。遺編經濟在。罪我敢爲辭。

其七

辨樂禰神解。觀風知政深。停雲傳妙曲。流水有遺音。猶駐柯亭竹。云亡子敬琴。忽聞隣笛起。風雨欲霑襟。

其八

生死交情見。誰論執事勞。碑文須蔡邕。孤子待山濤。殯葬衣冠集。聲名日月高。獨餘經國業。千載屬吾曹。

終

焉

太宰春臺

其九

精靈逝不回。鑽仰一難哉。入室空慚古。窺牆豈竭才。從今同社散。隨日索居哀。已識秋陽烈。寧教曾子猜。

其十

我感生三義。深恩日更新。垂髫陪執筆。泣血滿書紳。舊託通家好。偏承視子親。所悲拘薄宦。有愧築場人。

上春臺先生墳墓

大幸岱畎

莫道思昔日。園林我舊過。碑石字頗古。萬物寒色多。夫子今何在。悲哀淚滂沱。

謁春臺先生之墓

北山白甫

君去歸何處。紫芝空有固。一邱埋傲骨。片碣拜師恩。舊事堪追憶。新編誰復論。空留千載業。猶自壓中原。

嗚呼今年よりすれば春臺逝いて百七十餘年、苦はむしたけれども碑面あざやかに讀まれる『春臺太宰先生之墓』挿入の寫眞は是である。

四八 著書

精密の度……經世の術……板刻の勞……著書目錄……三王外記……

凡そ人には能が有り、不能が有る。彼に長なれば此に短、學に於いて殊に然りである。けれども春臺は博學宏識、天文律曆、算數、字學、音韻、書法、佛學醫法など通曉しない事無く、洞究精微に、其の讀書に際し一字一畫も苟もせず、必ず校訂し、疑義には簽貼し、理の謬は塗抹し、字訛は改正し、音韻は必ず和するなど、其の精密の度に於いては先儒にも其の例が無いと沙汰せられた。しかも其の志す所は、徂徠のやうな文章一代の名では無くて經國濟民に存し、『朱評漫千金の家を罩して屠龍を學び、技成つて之を試むる所無し。今先生の道を學びて、諸を其の世に行ふに由無ければ、徒に屠龍の技の如きのみ。猶已むを得ずんば、諸を書に筆して以て其の人を俟たん』の抱負に在つた。

著書

其の立志の動機を求めれば、徒に公家の下にかゝみなんも口惜しと、詩を以て世に出でやうとの下心に在つたのが、經學に目覺め、當時の文墨風流に心酔した風潮の中に介在して、之に溺れず、毅然として立ち、一世を睥睨して先王の道を宣傳した。古人の謂へる如く、仁に當つては師に譲らず、徂徠も無ければ仁齋も無い。王侯は元より、同人は之を憚り、從游の徒は只管に名教を奉じ、『畏如大府』の有様であつた。

されど、時に遇はず、胸中に鬱積した經世の術を行ふをりをも得ずして易簣したのである。

今遺した筆の跡をたざれば、享保六年三月、傳通院に於いての火災の爲、大概は焼失したから知り得るたよりも無いが、此年七月、朋友故人に唱酬贈遺した詩文を手に入つたゞけ收録して、紫芝園前稿五卷として其の序を作つた。

是を初めとして、享保十年には親族正名、十三年には和讀要領、十四年には經濟錄と、順次著はしたものは、數に於いては徂徠には及ばなかつたが、實に四十餘種に上つて居る。就中經濟錄は、人主之を用ひれば、大は以て天下を治め

られ、小は以て國を治められる大著述であつたから、侍中八田久通も之を幕府に上らしめやうとしたのである。

殊に徳川二百餘年の間に、儒者として經世の眼光を具へて居た者を求めれば、僅に熊澤蕃山、新井白石、野中兼山等幾人をも指に屈する事は出来ない。其の中に於いて此大著を爲した事を知れば、今日猶嘖々せられる所以もわかる。又小冊ではあるが産語十二篇は、古逸書に名を藉りて經國理財の道を講じたもので、彼の幕末の志士吉田松陰が特に選んで品川彌二郎に講授した事が有る。品川氏は之が肝に銘じたものか、後年天台杉浦先生が品川氏を塾に招じて講話を請うた時、産語の『不掬蕪水。不能成善農、不斷筋脉。不能成善工。不傷肩背。不能成善賈。不踏死地。不能成善士』を引いて講話したといふ。其の著も

『筆耕人之板下にて候はい、如何様にても此方々構申間敷候得共、我等自筆を直ニ彫候物ニ候間、筆畫ニうそをほられ候ては迷惑ニ御座候』
の注意の下に取り扱はれた。左に目録を記す。

太宰春臺

書名	卷數	書名	卷數
論語古訓	一〇	古文孝經正文	一
論語古訓外傳	二〇	重刻古文孝經	一
論語古訓正文	二	詩書古傳	三四
孔子家語增註	一〇	朱子詩傳膏肓	二
易道撥亂	一	老子特解	二
周易反正	一二	商子註	一
易占要略	一	修刪阿彌陀經	一
經濟錄	一〇	斥非	一
經濟錄拾遺	二	倭譜正訛	一
產語	二	和讀要領	三
文論	一	上書	一
詩論	一	律呂通考	一
義臣論	一	亂婚傳	一

親族正名	一	和漢帝王年表	六
六經略說	一	近體詩韻	一
辨道書	一	紫芝園國字書	一
聖學問答	二	獨語	一
興觀集		放生會記	一
紫芝園前稿	五	紫芝園後稿初編	八
紫芝園後稿二編	七	俗語解	三

文會雜記に

『春臺の春秋三家異同は、唯三傳の文字異同を校したるもの也。外に春秋擬釋例と云ものあり。伐國例又は弑君例と題目をあげて、注疏などをひきたるもの也。少し出來かゝれり。外に左傳の内のうなどをひきたる物なり。春秋曆などをとり合せて一書にしたて、春秋經の注出來るつもりなりと見えたりと君修語れり』

『抄書はよほごあり。群書雜抄と名づけて書付られたるが四五冊あり。外に唐

著 書

詩選の如き、小本にぞちたる抄出の書あり。これは秘せられたると也。滄溟集も書寫本をもたれたるに、火災に焼れたる由、又徒然草を嗜好て、若時鐵槌何かとりあつめ、簡易に注をしたるが全部出來たちたるに、是も火災にかゝりたると咄したるよし元麟語りぬ』

尙、其の著ではないけれど、按刻したところの孔安國傳も、本國支那に失はれて我に残つたものだが、遂に彼國に傳へられて、乾隆四十一年（安永五年）清鮑廷博の爲に知不足齋叢書に收められた。

此他に春臺の著と傳ふる物が有る。三王外記が即ち之である。稻川遺芳に

讀三王外記

『有三王外記。不著作者姓名。稱號訊洋子。其文辭頗足觀也。而其事往々出秘記奧牒。世間不可傳之事也。然而其稱謂錯亂。倒置冠裳。顛覆彝倫。名教掃地。今而不辯。註誤後人。余懼焉。於是乎辯正其尤大者一二。盖出於不得已乎。覽者反其三隅而可也』

に筆をはじめ、三王、山城天皇、有栖幸仁等の文字が皇制に悖る不敬を責め、

終りに

『作此書者、其志在推戴大府欲王之。殊不知名分不可亂彝倫不可斁。欲尊其君。反陷之僭逆。所謂小忠大忠之賊也。或曰信陽太宰純作。訊洋音即信陽。則爲太宰子確矣。太宰子。非世之所謂宿儒稱洽博者耶。而其爲如此。可爲長大息矣。韓文公有曰。作史者。不有人禍。必有鬼責。太宰子。其有鬼責乎。其子孫之不著。宜矣』

けれども、予は之に關して疑が有り、先輩東洋羽生君に質したところ、來書に『三王外記の件、春臺のものと思はれ候は、文會雜記の説、及び松崎惟時のものしたる春臺先生行狀にも見えたればにて候。されど、春臺は、史記の譏評を無用のものとして塗抹し、史家はたい事實を書すれば足る。論評の如きは、其の人の意に任すべきものぞ、といひ居る人なるに、外記には、野史氏曰として、論評を附したる事疑問の一、また常憲公薨去の時の實説の如き、徂徠も春臺も、黒田柳澤兩家より聞知し居るべき筈なるに、外記の記事の如き、全く護國太平記の妄を受けたるあこの見ゆるが疑問の二、また和漢帝王年表

著
書

の序などに見ても、臺翁が俗説めきたる史筆を弄するを喜ばぬ事明かに候へば、貴説の如く、三王外記を臺翁の筆とするは、？と致すが適當と存せられ候」

或る日三宅雪嶺博士に教を乞うた。

『やはり春臺の著とするは疑問です。然らば、あれだけに書ける者は誰か、と研究したら面白いでせう』

京都大學の新村博士も疑問として居られた。

四九 著書解題

論語古訓……論語古訓外傳……重刻古文孝經……增註孔子家語……詩書古傳……朱子詩傳膏肓……易道撥亂……周易反正……易占要略……老子特解……修刪阿彌陀經……和讀要領……聖學問答……親族正名……亂婚傳……斥非……辨道書……獨語……產語紫芝園國字書……紫芝園漫筆……經濟錄……經濟錄拾遺……

文論……詩論……梁芝園前後稿……六經略說……上書……觀放生會記……律呂通

考……侯楷正訛……和漢帝王年表……新選唐詩六體集……興觀集……俗語解……

商子註

論語古訓 十卷

春臺が徂徠に従つてより覃思專精二十餘年、乃ち此書を著す。専ら文を正し、古訓を明にし、論說に便し、先に徂徠が著した論語徴の缺を補はうとしたもので、正文の音讀は一に陸德明に従ひ、文を釋くに當つては朱注を取つてある。尙、論語に傳した先儒毛萇、孔安國、包咸、班固、王充等の漢人をはじめとし、魏、晉、後魏、梁、唐、宋、明の諸家、我が國の仁齋、徂徠に至る迄、中に引例した五十餘家の氏名を國別にして掲げてある。元文二年二月朔（二三九七年）自序、同四年五月（二三九九年）板刻。其の正文は寶曆天明の二度板行せられて居る。

論語古訓外傳 二十卷

著書解題

既に古訓を刊行したけれど、初學入り難いところがあるので、此處に外傳に筆を執つた。

水野明卿之を見て大に喜び、自ら資を捐て、之を刊行しやうと、書商小林延年と共に懇願する事數多度、春臺は、數十年の後、論定まるを待つて之を公にするも遅くは無いと、固く執つて動かなかつたけれど、天命は測られず、知己は遇ひ難いといふところから、二人に許諾を與へたので、漸く上梓となつた。時に春臺六十六、載するところ、仁齋は元より徂徠とも議の一致せぬところが有る。延享元年五月既望（二四〇四年）大泉水野元朗撰。寛保元年十月（二四〇一年）自跋。延享二年九月（二四〇五年）板行。

重刻古文孝經 一卷

先王の道、孝より大なるもの無く、仲尼の教、孝より先なるは莫い。之を傳ふる孝經に二あり、一は河間王得る所の十八章。之を今文と謂ひ、一は魯の共王が孔壁を壞つて得たといふ竹牒科斗文二十二章、之に孔安國の傳したもの、之

を古文と謂ふ。

其の後二程より朱熹に至つて皆孝經を疑ひ、後人の擬作とし、朱子は本經を改易して經一章傳十四章とし、本文二百餘字を刪去してしまつた。春臺之を非とし、諸書を校讐し、陸氏音例に依り、經傳をも音したものを、淺田思孝の助費によつて世に布いた。享保十六年十一月（二三九一年）自序。同十七年仲冬朔旦（二三九二年）板行。寛政六年十一月（二四五四年）再板。之に重刻の二字が附けて有る。別に古文孝經正文は、明治六年八月、京都遠藤書林から再板せられて居る。之は春臺訓點

尙、之に野中兼山の標註を施した古文孝經孔傳が有る。

増註孔子家語 十卷

春臺の父言辰、家語を喜び、常に座右に置いたが、春臺も亦之を好み、王注全本に本づき、元明諸家本を以て之を校し、陸德明に倣つて唐音の注を加へ、以て後學に便した。賴山陽は、孝經を漢人の手に作られたものとし、其の孔傳は

劉炫の僞作だとして斥けたやうに、家語は王肅が古書の中から孔子に關する者を哀集したものと貶したけれど、春臺は、孔門の諸家が各聞く所に随つて記したものと信じ、家語を尊むことは論語の通りであつた。元文元年仲冬（二三九六年）自序寛保二年正月（二四〇一年）板刻。文化十一年十一月再板。

詩書古傳 三十四卷

詩經及び書經の標目を掲出し、之を詳に考解したもので、第一卷統説、第二卷より二十六卷迄詩經に就き、第二十七卷より三十二卷迄書經に就き、第三十三卷より三十四卷迄は、諸書に散見した詩書の文を抄出して之を收め、逸詩書と名づけて有る。徂徠嘗て門人に曰ふ。「詩書は義の府なり。古人事を論するや、必ず詩書を引いて以て之を徴す、學者古人の引く所に合せて之を觀れば、古義を失はざるに庶し」と、春臺之より西京以上の詩書を引くものを類聚して、徂徠歿後十年の日子を費して、漸く之を完成した。命名は徂徠が生前にしておいたのである。服部南郭は

『承聞詩書古傳纂修卒業。乃踊躍乎此盛舉。既已完成。以今觀之。上下數千年。所必不可無者也。而古今學者。未嘗發及此識。諸傳家何憤憤也。富哉義府。非老兄之勤。何以至此』

と稱へた。文會雜記に

『春臺も甚古傳には骨を折られたる書なりと。十八卷以下は大幸伴十郎淨寫せしとなり』

『子亮曰。春臺詩書古傳などは、淨寫一日に廿七八帖かゝれたると也』

元文二年十二月（二三九七年）服部元喬序。同四年山縣周南序。延享五年（二四〇八年）大幸清方跋。寶曆七年（二四一七年）大鹽良序。同年板行

朱子詩傳膏肓 二卷

詩に古今無く、古今有るは唯辭のみと悟つた春臺は、宋儒の詩說中、其の頭目と指すべき朱子が、勸善懲惡主義を以て説かうとした詩傳を排して、自ら信ずるところを披いて居る。別に朱子が詩に達して居ない事を論じた讀朱子詩傳は

紫芝園稿中に在る。山陽曰く

『詩の朱註、春臺大に之を排す。唯毛鄭之を究めんか。朱註も亦毛鄭に根據して説をなすのみ。要するに朱翁は詩を解く者なり。故に詩を解く理窟に墜ちず。而るに徳夫以て理窟となす。是未だ朱註を目せざる者の言のみ』

享保十年（三三九〇年）自跋、延享三年八月（四二〇六年）上梓。渡邊操撰。
自後序、享保十五年八月（二三九〇年）

易道撥亂 一卷

易には自ら易の道が有つて、他經とは異なるを、朱晦庵之を常道として眺め、理氣心性を以て之を説いた。乃ち春臺は朱子本義の非を正さうとして之を著した。本圖書、原卦畫、明著策、考變占の四篇の他に、卷頭に概論が一篇有る。
延享四年二月（二四〇七年）序。稻垣長章

周易反正 十二卷

延享元年（二四〇四年）起稿、同二年冬脱稿、第一卷上經、第二卷下經、第三卷上象傳、第四卷下象傳、第五卷上象傳、第六卷下象傳、第七卷上繫辭傳、第八卷下繫辭傳、第九卷文言傳、第十卷說卦傳、第十一卷序卦傳、第十二卷雜卦傳に分たれて居る。

馬鄭より以下易を注する者數十家、之を要するに皆仲尼の指を得て居らぬ。唯王輔嗣が較之に近いけれども、其の病は虚無を好むにあり、朱仲晦には理氣を言ふの病が有るところから、先に易道撥亂を著はして、從遊の士に示したのであつた。或る人曰く。既に撥亂したのであるから、更に之を反正せしめる要があらう、と。春臺之を然りとして此著を爲した。延享三年孟春（二四〇六年）序。

易占要略 一卷

右京氏易法は、漢時代の易家に用ひられたものだけれど、後人が之に種々な陰陽雜説を附加して、極めて冗雜なものとしてしまった。依つて其の中の大法の

著書解題

みを取つて、簡にして通用すべきものとしたのが本書である。稿を終つたのが延享元年、門人市野光業校、文政三年四月（二四八〇年）大阪心齋橋北河内屋儀助より發行。

老子特解 二卷

春臺以爲へらく。末世先王の道は、却つて老子の無爲に及ばぬものが有る、と。其處で老子の五千言に對して、竟に明解無きを憾みとし、古訓を用ひ、之に隨つて之を解き、諸家の舊說に依らないで、一家特立の意見を加へた。此業中途にして物故し、其れより三十餘年、門人宮田明之を篋中に秘するに忍びず、五十章を續注して板行した。春臺の序、宮田明の跋、淡海宇野公臺の序、天明三年三月（二四四三年）板行。

修刪阿彌陀經 一卷

阿彌經中の一二節を取り、其の原文に因つて稍之を修し、之を門人中の緇徒に

示したのが始まりで、門人の請に依り、卒に之を大成した。蓋、春臺の意は中の俚耳に入り易き部を擇んで之を文にし、釋氏の文を好む者に修辭の道を知らしめやうとしたので、今甘雨亭叢書中に收まつて居る。

和讀要領 三卷

倭讀とは、倭語で書を読む事で、古くは菅江二家の讀法といふものが傳はつて居る。其の後薩摩の僧文之や林羅山の讀に倣ふ者多く、其の法互に得失があり、大抵句讀を知らず、文法を解せず、字義を曉らず、倭語の意で讀む爲に文義を誤つて居る者が尠くない。其の中に優れた山崎闇齋でさへ後人を迷はすものがあるから、要領を得て、規矩に循はしめやうと、倭讀總說、日本無文字說、中國文字始于此方說、倭音說、倭語說、顛倒讀害文義說、倭音正誤、以上上卷、倭語正語、倭讀正語、讀書法、以上中卷、點書法、抄書法、發音法、倭讀例、學則、學戒、以上下卷、總べて十六章を著す。享保十三年二月初日（二三八八年）自序、同年板行。

聖學問答 二卷

徂徠が六經を以て學とし、孔子を以て歸とし、論語を以て規矩準繩として、孟子以下之に違ふを非として古學を樹立してから、春臺之に従ひ、專精考究し、先王の旨を得て之に依り、孟子より以下程朱の性理學の誤謬あり、淺薄にして取るに足らない事を論じた假名交り文で、復古學の普及に預つて力が有つた。後に尾藤二洲は冬・讀・書・餘に於いて

『太宰が國字にて著せる書に聖學問答といふものあり。余少時再三讀みたる故今に處々記したり。其の語氣全く狂人の何やらん口に任せてかしこげに言ひちらすに異ならず。其の中に、復性復初の説を誹りたるが如き、思ひ出づる毎に覺えず飯を嘔くことなり』

と、罵つた。是非は本書に就いて見るべきであるが、之と併せ讀む必要有るは辨道書である。享保十七年（二三九二年）自序、水野元朗序は元文元年三月穀旦（二三九六年）板行は享保二十一年丙辰三月とあり。

親族正名 一卷

孔子曰く。名正しからざれば則言順ならず、言順ならざれば則事成らず、事成らざれば則禮樂興らず、禮樂興らざれば則刑罰中らず、刑罰中らざれば則民手足を措く所無し。名の係る所は斯くの如く大である。殊に肉親の關係に於いて、其の名を正すの要を感じ、名教の一助たらしめる爲に筆を執つたけれど、土直として秘して居たのを、請はるゝ儘に梓行した。序に『余二十年前所撰著』とあるに依れば、京に漂浪の頃の作と見ねばならぬ。宗族親屬等は専ら爾雅に據つて之を辨じ、喪服の一説を附記して遺漏無からしめてある。享保十年中元之日（二三八五年）自序、同年八月九日山縣周南叙。

亂婚傳 一卷

夫婦は人倫の始、婚姻は夫婦の始、人の禽獸に異なる所以は禮義、禮義の係るところは婚姻より大なるものは無い。然るに諸侯にして猶此やうな亂婚をして

居るとて、親しく知る例を擧げて、他を類推せしめたものである。其の槍玉に擧げられた者は越前侯忠直、越前侯光通、尾張侯光友、紀侯綱敷、水戸成公、宗堯、高洲侯友淳、長沼侯頼明、守山侯頼貞、出雲侯綱隆、姫路侯直矩、廣瀬侯近榮、廣瀬侯近時、實山侯利興、肥後子侯利重、秋月侯長重、三原侯長治、赤穂侯長矩、鹿島侯直條、懸河侯直朝、姫路侯致朝、古河侯忠良、松永侯教端、西龜山侯忠昭、平戸子侯鄰、磐築侯直敬、足森侯咎定、備前子侯政晴、津輕侯信政、長門子侯元和、福山侯忠雅、忍侯正喬、高槻侯直英、磐城侯義稠、安栗侯忠方、壬生侯忠利、高洲侯義孝、飯田侯親庸、大瀧侯正貞、館林侯資晴、水戸侯相朝等で、最後に、同姓を娶る者多く子無く、子有りとすも多く壽ならずといつて、先王の教の慎守すべき事を戒めて居る。

斥非

古來よりの書式、稱呼、複姓、和韻、聯句、壽詩其の他詩文に關する雜事の誤謬を正したり。心得を記したものの積んで二十餘條、享保十年の頃の稿であるが、

流傳して四方に行はれる處多く、稻垣長章、原尙賢とが繙梓の事に當つて居る間に、浪華に於いて盜刻した者が有つた。其れには長門林義卿周助の序が有る。依つて二人は急いで梓行した。又別に孟子論上下、封建論、朱子小學論、内外教辯、讀仁齋論語古義、讀仁齋易經古義、病餘間語、對客論文の九章を添へて二冊としたのがある。明和本は之である。延享二年四月（二四〇五年）原尙賢の序、同年六月板行。再刻明和四年五月（二四二七年）。文化二年大阪河内屋求板梓行。

辯道書 一卷

儒佛神三道の異同を、人の問に答へた書翰文體の物、聖學問答の姉妹篇といつて宜しい。徂徠の二辨に對して辨道解蔽（石川麟洲）、非徂徠子、辨復古（蟹養齋）、非物氏（平瑜）、非辨道、非辨名（森東郭）、非物（五井蘭洲）、非徵、閑距餘筆（中井竹山）、燃犀錄（服蘇門）、古學辯疑（富永滄浪）讀書正語（石川香山）などの有るやうに、春臺に對しては、松下謙水の辯太宰氏辯道書が其の頃現れ

た。又羽州山形の書肆北條忠兵衛から、元文二年三月、國學者佐々木掌靜（高成）の辯辯道書も出た。享保二十年復日下浣（二三九五年）水野元朗後序、同年十一月冬至の日板行。

獨語 一卷

假名交り文で、云ひたきこと云はぬは、腹ふくるゝわざなりと、昔の人の云へりしは誠なり、と書き出して、和歌、俳諧、三絃、淨瑠璃、猿樂、俳優等に就いて論じた隨筆である。中にも茶道の一段は、時文の模範として諸書に轉載せられて居る。又日本の音樂史研究者にとつても見逃せぬところがある。寛延元年正月（二四〇八年）稿を終った。

産語 二卷

篇名を挙げれば鳥穀、樂施、有土、琴乙、有人、阜賓、冷無疆、馮驩、四民、文侯、物價、良木の十二篇、何れも俚耳に入り易い例話を引いて經國理財の道

を講じたもので、措辭成文の巧な事は、秦漢の古文に比して愧づる所が無い。其の中の治生に關する部分を譯出して、寶曆三年正月板行せられた書に民・家・生・要・記といふのが有る。寛延四年に書いたもので、篇名は通俗鳥穀、通俗琴乙傳、通俗孫謀篇、譯者は源卯（東海釣徒、文荊山人）。又別の加藤氏の治・生・草といふのも此産語の譯本である。寛延二年四月（二四〇九年）宮田明序、同年九月板行。品川彌二郎は之を假名交り文として刊行した。

紫芝園國字書 一卷

答水野氏書、答某上人書、答石田氏書、答杉江氏書の四篇で、讀書寫字の指針として定保の編したもの、寶曆三年（二四一年）太宰定保序、同四年三月板行。

紫芝園漫筆 八卷

道を論じ、人物を月旦し、文を解き、詩を頌し、酒を談じ、書を語り、星を識

著書解題

るし、變を慮り、醫を戒め逸話を録する等變化が多い。

經濟錄 十卷

凡そ經濟を論する者の知るべき事四ありとて、一に時、二に理、三に勢、四に人情を記し、又天下の事、理を知つて勢を知らざれば、大事を行ふ能はず、勢を知りて理を知らざれば、大謀を立つる能はず、理勢相濟して、兩つながら其の用をつくすとの見地より、先王の道を本とし、東西古今の往蹟に鑑みて、政治經濟其の他に亘つて縦横に論じたもので、一より二迄經濟總論、二より五迄禮樂、六より八迄官職、九より十迄天文、律曆、地理、十一より十六迄食貨、十七より十八迄祭祀、學政、十九より二十迄章服、儀仗、武備、二十一より二十五迄法令、刑罰、二十六より二十九迄制度、三十易通、三十一無爲の三十一篇。获生徂徠の經濟總説といはれるのは、本書第一編經濟總論の誤傳で、五井蘭洲の政事辨として傳はるものは、本書第一編第二編の一部を綴り合はせたものである。備前の湯淺氏に與へた書中に「純既に其の立論謬多きを知る。考覈

未だ盡さず』と有るを見れば、尙、改變しやうと考へて居た事がわかる。享保十四年二月八日（二三八九年）自序。

經濟錄拾遺 一卷

經濟錄第五（食貨）、第九（制度）の遺漏を問答體に補つたものである。

文論 一卷

作文修辭の法を論述したもの、凡て七篇、古文辭に對する春臺の意見は之に依つて知られる。元文四年六月七日成るところの後世修辭文病三十一則を附録として、寛延元年（二四〇八年）板行。植村正直序。安永二年（二四三三）再刻。

詩論 一卷

詩の意義より筆を起し、起原、變遷より、強ひて作詩するの無稽を指摘し、太白、子美、子鱗等の遂に文士に終つた事を憫んで居る。寛延元年十一月（二四

○八年）板行。

後に文論詩論と題し、先の文論と併せて大坂河内屋より板行せられた。

紫芝園前後稿 二十卷

春臺先生文集、前稿第一卷には風雅三、樂府二、四言一、五言古十二、七言古七、五言律二十六、五言排律三、第二卷には七言律十八、五言絕三、七言絕八十九、第三卷には賦一、序八、記一紀事二、紀行一、第五卷には論四、辯一、疏一、啓一、書後一、祭文二、碑一、書一、後稿第一卷には風雅二、三言一、五言古四、七言古七、五言律四十三、五言排律二、七言律十七、第二卷には七言律十七、五言絕十二、七言絕百二、第三卷には頌四、銘三、贊七、序十一、第四卷には稿十二、第五卷には稿十二、跋四、第六卷には記五、紀事六、第七卷には論二、第八卷には論三、第九卷には辯一、誤十五、疏一、啓三、第十卷には讀八、書後九、第十一卷には祭文二、碑碣十四、墓誌三、第十二卷には書三十九、第十三卷には書三十、第十四卷には書二十八、第十五卷には雜著六、

行狀序二、跋一、墓銘一、祭文一、書一、附錄として春臺の碑銘（服子遷）、同墓誌（稻垣長章、同行狀書（松崎惟時））、別に目錄一卷、全備十二本。春臺の遺命に依り門人稻垣長章、堤有節の輯校したもので、三井親和、宮田明、植村正直等の書に成る。寶曆二年二月朔日（二四一二年）稻垣長章序、堤有節跋、同年九月上梓。梓成の日松崎觀海は詠すらく、

年光荏苒轉堪驚。夫子文章付後生。筆削未勞游夏贊。風流誰議斗山名。
携來龍劍將星沒。泣盡鮫珠照夜明。擬寫遺詩操瑟奏。餘哀切切不成聲。

六經略說 一卷

巖村侯の世子の爲に、其の乞に依り、詩、書、禮、樂、易、春秋の要諦を略説したものである。延享二年六月（二四〇五年）松崎惟時序、延享元年十二月（二四〇四年）春臺後序

上卷 一卷

著者 解題

太宰春臺

天變を説き、地異を記し、人君たる者は戒慎して、萬機に心を用ひなければならぬ事を論じ、時の老中黒田豊前守の手を経て建白した書。享保十八年（二三九三年）

觀放生會記 一卷

寶永五年（二三六八年）京都に假館の頃、男山八幡宮の放生會を觀た假名交り文、文化四年丁卯（二四六七年）杏花圖書寫の奥書が有る。

律呂通考 一卷

著作年月不明、五音定數、十二律、隔八相生、十二律相生算法、五音六律十二管還相爲宮、日本十二調、人聲十二等、古譜等の題目に依り、禮記、史記、漢書等を參酌して古制を定めたものである。

倭楷正訛 一卷

字は楷を本と爲るが、其の字に正俗が有るから、漫に繁を省き、運筆に便し、或は己の好から作字するの不可を戒め、其の例二百八十餘字を擧げて之を示したもので、門人大幸清方之を繕ひ、序を附した時は延享元年三月（二四〇八年）寶曆三年三月（二四一三年）板行。明和三年九月（二四二六年）再板。

和漢帝王年表 六卷

京都の吉田光由著和漢合運の瑣碎に涉つて、却つて無用のケ所有るを修し、史記十二諸侯年表に倣つて之を作る。寛保三年正月二十五日（二四〇三年）自序、寶曆五半二月（二四一五年）太宰定保序、追加凡例同年同月、同五年六月朔板行。同書に春臺刪定の近體詩韻（一冊）、春秋曆（近刻）、詩經書經白文（春臺訓點近刻）の廣告が有る。

新選唐詩六體集

序に依れば、延享二年（二四〇五年）に完成したといふ。唐詩中の意に適した

作を體によつて分類したもののだけれど、未見の書。興觀集、俗語解、商子註も同じく未見の物であるから後考に待たねばならぬ。

五〇 號の由來

春日町の臺……莊子……紫草……探芝歌

誰にしても、各雅號には其れ／＼曰くがある。福澤諭吉の名に基づいた雪池河東乗五郎の碧梧桐、高濱清の虛子等はあつさりした方で、『てめえみたいな奴は、くたばつて仕舞へ』と云はれて、二葉亭四迷ともちくつたなどは、少し厄介な代物である。

春臺に就いては、太田南畝が一話一言に

『予按するに、春臺といへる號も、牛天神の山などにのぼり見られしまゝに號せしにや。疑ふらくは、春日町の臺などいへる事にてはなきやと思はる』
『信州稻村樸輔云。信陽高遠に春のうてなと云地名あり。是なるべしと云』

の二つを記して有る。高遠に、よし春のうてなと云ふ地が有つたところで、此處へ關係をつけるのは、餘りに縁が遠すぎるけれど、春臺の住居が水戸藩邸の傍で、傳通院に近いだけに、牛天神の山などにのぼり見られしまゝに號せしにや。春日町の臺などいへる事にてはなきや。の推測は、徂徠が、牛込赤城下組屋敷に借地して居たから赤城翁と云つた事、萱場町に住んで居た事が有るので護の字を融通させて護園と號した事などに思ひ合せて、先づ出來相な事であらう。是をも少し凝つて考へれば、老子の『衆人熙熙如享太牢。如登春臺』か、莊子或は産語に引いた『當斯之時。朝無諛言。民無飾政。天熙熙。如春登臺。安有不得其所者哉』の春臺に登るが如しに因縁を求めたくなる。若し夫れ紫芝園に就いて臆測するならば、先づ官職備考に依つて、遙々九州に思ひを走せて見たい。

『風土記を考ふるに、廿二代允恭帝の御宇、異朝より紫草を貢す。是れを九國二島（九州、壹岐、對島）に植ゑらるゝに、其の種甚だ美なるに依り、都て筑紫と號す』

太宰春臺

其の中にある紫草、即紫芝、筑紫を治める太宰府の太宰に似通ふ所が有る。
げれども、是は餘りに穿ち過ぎるとせば、も少し手近に探つて、春臺が上林宜
春苑中の花に譬へた古今集雜の部の

紫のひともとゆるにむさし野のくさはみながら哀とぞ見る
に取つて紫草を紫芝に通はせねばならぬ。

さりながら、徒に公家の下にかゝみなんも口惜しと、歌反故を焼いてかゝつた
春臺としては、紫の一本にゆかりを索めるもふさはしくない。さては愈其の島
に飛び込んで、顔之推詩の『登山摘紫芝』か、で無くば、南山四皓の採芝歌、

漠漠高山。深谷逶迤。曄曄紫芝。可以療饑』

に的を向け代へなければならぬ。賈至詩の『悠哉千里心。欲采南山芝』も此場
合引き合ひにはならう。尙、其れに、鷹見爽鳩が春臺に贈つた詩中の『借問商
山鳥角巾』或は高野蘭亭が春臺を哭した詩中の『商山秀色爲誰期』の句など考
へ合せてみれば、如何やら此邊に納まりかつき相である。

五一 嵩山房

徂徠の命名……五十回忌……書籍守護……子孫の歳……祭事

江戸の書商須原新兵衛、一日徂徠を訪うて家名の撰擇を依頼した。元より才氣縦横の徂徠の事だから、即座に

『足下が商ふ書物の價は安う無い。宜しく嵩山房と名づけやう』

蓋、之は音に響いた支那五岳の一に想ひを寄せたので、此名は下山歌として知られる宋之問の

下嵩山兮多所思。攜佳人兮步遲遲。松間明月長如此。君再遊兮復何時。

によつても人口に膾炙して居る

其の後、復古學派の力が加はると共に、嵩山房の名は彌高くなり。人は代つても其の名は變らず、以て今日も其の業を繼續して居る。

春臺が嵩山房と交誼を重ねるやうになつたのは、徂徠との關係に基づくものだ

嵩山房

けれど、其の後の間柄は徂徠よりも深くなつて居る。

されば、延享四年五月春臺歿してより、天明五年八月定保易簣し、其の子かつ女信濃に在りとばかりで、寛政八年五月、春臺の五十回忌とはなつたが、其の祭事を營む者が無かつたをり、嵩山房主小林高英代つて之を行ひ、墓側に一小石を建て、生前浴恩の謝意を表した。文に曰く。

春臺先生與我曾祖歲仲相善。故凡所撰述。必命上梓。其書若干。我家因此而興。今茲寛政八年五月小盡。正當先生五十年遠忌。然不幸無後嗣主祭者。因聊設微薄之奠。酬洪庇之萬一。所希我後世子孫。厥儀不忝。永以不諼先生之盛德。

嵩山房 小林高英謹識

予往年東都に遊び、小林嵩山房を訪ひ、春臺の遺著遺墨の閲覽を乞うた際、所藏の「兩靈祭々記談」をも閱する事が出来た。中折紙十四枚に記した物で、表記に

毎年之御祥月忌日前に此したゝめを一讀ありて

祭品を調へ可被下候みたりに仕候事は返而非禮
に相成候

中には

御書籍守護祭祀

南郭先生

春臺先生

其れから、此二先生の徳は高大で、子孫今日の繁榮を來したのは、基するところ
は、即ち此兩先生生前の厚誼に因る旨を記し、我が子孫は宜しく此心を體し
て、義を以て事を制し、禮を以て心を制し、驕に流れず、信を盡して長く奉祀
しなければならぬ事を戒めて有る。之を記したのは文化十一年五月、筆者は
やはり嵩山房四世小林高英其の人である。

高英は越後長岡の人、本姓は太刀川、此時六十九歳であつた。

次は安房天津の人であつたが不幸にして早世し、其の子福太郎が第六世となつ
た。其の後見善助は能く高英の旨を體し、春臺碑面の墨摺を作り、之を軸とし

嵩山房

て、以來祭事執行の際之を使つたと云ふ。

又、先の祭。祀。談。に附録として

御著述之板行都て磨滅之趣に相見讀難き事無之様、兼而前方に心懸け、再板之手當をも可仕事、祭禮を行ふ、專一之事也。唯賣利之徳益を深く思ひ紙等不宜を用ゐ申間敷候。勿論新板古板と兩書有之儀にて、價下直を調法とて御求め被下候御方の御都合御勝手の勘辨も可有之事は格別に候得共、一葉に板を思ひ、紙の宜からぬは、賣利之欲而已に心ふけると云ふ物にて、識禍をまねく仕方不實千萬なり。

二先生之御著述御開板、此方一家之爲に被爲成て御譲り被下置候と心得候は、愚之至り也。賣利徳有るの爲に全く有間敷候。御思慮之意味は、天下學問行れんが爲め、國民出立可致儀に御骨身をくだき、御開書被爲成候事に御座候文化十一年申戌六月下旬一

實に著者と出版者との關係が美しく成り立つて居る。子孫亦此旨を享けて、年々五月晦日となれば祭事を營み、特に此日は春臺が好んだ麵子を靈前に供し、

遺書遺墨の展覽を會者に許し、往時を追懷して後來を戒める事、今日に至るも猶衰へない。

五二 太宰松

天龍峽……一幹の巨松……東洋君は謳ふ……詠詩

日本一代の詞宗賴山陽の筆に依つて天下に名を博した耶馬溪の向を張り、近時名士文人墨客周遊の地として、著しく其の聲價を高めたのは、南信濃の一勝地天龍峽にしくものは無い。

春臺が嘗て諏訪侯の徵に應じた五言絶句に

氷凍馬蹄捷。氷泮舟楫輕。萬頃一碧水。長映諏方城

其の萬頃の水は南を侵蝕して伊那に下り、東は赤石西は木曾、此兩山脈の間に生れる三峰川、小澁川。遠山川。大田切、中田切、與田切、松川等、凡てこれ伊那の田切の幾田切を收め、奔流絶壁を貫いて過ぎる所、即ち天の奇工に成る

太宰松

太宰妻墓

天龍峽である。

此處に造化の妙技を味はうとして、鐵路信州に入り、汽車を中央線の一驛辰野に捨てた人々は、多く電車を驅つて一路南を指し、やがて、舊堀侯の長姫城下に入つて先づ脚を休める。

此地上荒町の中央に當り、一幹の巨松枝葉鬱々、恰も老龍の如きが空を畫る。東洋羽生君は謳ふ。

あれは太宰松、いはれをさけば
意地で立てぬく、さむらひ氣質
腐れ海參は、お返し申す
笛ちや參れぬ、御召ちやとても。

何のかのさて、浪人ながら
諸國諸大名を、下風にすゑて
花のお江戸に、よい顔賣つた

學者彌右衛門、手植の松よ。

其れが親父は、飯田の家來

すねてお暇、屋敷の跡に

人はかはれど、かはらぬものは

枝葉さかゆる、名物松よ

されば、此處に同志相諮り、遺跡を保存し、以て碩儒の餘薫を不朽ならしめ、世の風教にも資する所有らしめやうと、之に着手したのは明治四十四年四月の事であつたが、今は飯田町に於いて保護する事となつた。

丸山龍川

直幹凌空似老龍。葱葱鬱鬱耐三冬。比佗蔽芾甘棠愛、即是春臺手植松。

金井金洞

十畝清陰鷄夢安。齊人當日此盤桓。文章氣節俱千古。宜與蒼松占歲寒。

太宰松

五三年表

天皇	紀元	干支	年號	將軍	摘	要
靈元	三三〇	庚戌	一寛 〇文	家綱	平手言辰、下野烏山領主堀親昌ノ家臣太宰謙翁ノ嗣トナル。卅五歲。	
三三三	癸丑	辛亥	一一	延元寶	言辰卅六歲。游十六歲	
三三三	壬子	一二	一二	延元寶	三月廿一日太宰重光生ル。	
三三三	甲寅	二	二	延元寶	七月五日脇坂安吉信濃飯田ヨリ播磨龍野ニ移封	
三三三	癸丑	二	二	延元寶	八月十四日堀美作守親昌下野烏山ヨリ信濃飯田ニ移封	
三三三	甲寅	二	二	延元寶	宇都宮遜庵其ノ著書ニ因リ罪ヲ得。	
三三三	癸丑	二	二	延元寶	七月十六日堀親昌卒。六十八歲。九月十六日周防守親貞襲封。	
三三三	甲寅	二	二	延元寶	九月十日伊藤仁齋ノ父卒。	
三三三	甲寅	二	二	延元寶	十一月十日堀親常(美作守)江戸ニ生ル。	

二四五	二四四	二四三	二四二	二四一	二四〇	二三九	二三八	二三七	二三六	二三五
乙丑	甲子	癸亥	壬戌	辛酉	庚申	己未	戊午	丁巳	丙辰	乙卯
二	貞享 元	三	二	天和 元	八 綱吉	七	六	五	四	三

宇都宮遜庵敎サレテ京都ニ入り子弟ヲ敎フ。

山鹿素行敎サレテ赤穂ヨリ江戸ニ歸ル。入江南冥生ル。

言辰四十二歳。游廿二歳。

六月十一日清水佳忠ノ妻(游ノ母)卒。

四月荻生方庵南總ニ謫居。(徂徠從フ)

十二月十七日言辰信濃飯田ニ移ル。並河天民生ル。

七月綱吉將軍トナル。林春齋卒。

九月十四日春臺生ル。十二月木村高敦生ル。

春臺二歳。木下蘭皋生ル。

池田光政、山崎闇齋、朱舜水卒。松崎白圭生ル。春臺三歳。

春臺四歳。安藤東野生ル。

春臺五歳。書籍版行ノ禁出ヅ。六月飯田城下火災。

七月十三日春臺ノ妹生ル。八月十二日堀親賢(石見守)生ル。

中野搗謙江戸ニ來ル。十九歳。十一月八日堀親貞卒。四十六歳。

二五五	二五三	二五二	二五〇	二四九	二四八	二四七	二四六
甲戌	癸酉	壬申	辛未	庚午	己巳	戊辰	丁卯
七	六	五	四	三	二	元 元	四

春臺源忠德ニ仕フ。十五歳。十月松尾芭蕉卒。五十一歳。

三三三	三三六	三三六	三三六	三三六	三三九	三三八	三三七	三三六	三三五
癸未	壬午	辛巳	庚辰	己卯	戊寅	丁丑	丙子	乙亥	甲戌
一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七

年
表

彩色印刷始マル。四月廿八日稻垣白巖生ル。春臺十六歳。
 春臺中野搦謙ノ門ニ入ル。十七歳。菅谷甘谷生ル。
 服部南郭江戸ニ出デ柳澤保明ニ仕フ。七月十七日小河立所卒。四十
 八歳。八月廿二日徂徠柳澤侯ニ仕ヘ十五口ヲ受ク。
 九月十八日徂徠二十五口ヲ受ク。大日本史成ル。
 木下順庵卒。七十八歳。春臺十九歳。
 田中省吾兵學ヲ以テ甲斐柳澤侯ニ仕ヘ二百石ヲ受ク。春臺廿歳。
 六月十一日游卒。四十五歳。春臺致仕。廿一歳。
 徂徠二百石ヲ受ク。十二月六日徳川光圀卒。七十三歳。
 三月淺野長矩吉良義央ヲ傷ク。春臺廿二歳。
 正月廿五日契冲寂。六十二歳。藩翰譜成ル。
 中村暢齋卒。七十四歳。大石良雄等義央ヲ討ツ。
 十二月十八日徂徠三百石トナル。春臺廿三歳。
 關東大地震、江戸大火。良雄等切腹。三浦竹溪柳澤侯ニ仕フ。

三三〇	三三六	三三六	三三七	三三六	三三五	三三四	門中御
庚寅	己丑	戊子	丁亥	丙戌	乙酉	甲申	
七	六	五	四	三	二	元寛永	

家宣

小野寺秀和卒。六十一歳。春臺廿四歳。 安藤東野甲斐侯ニ仕フ。廿二歳。春臺富士登山、入京、廿五歳。 三月十二日伊藤仁齋卒。七十九歳。同月十九日徂徠三百石トナル。 六月十五日北村季吟卒。八十二歳。 山縣周南徂徠ニ師事ス。	四月十七日徂徠四百石トナル。九月廿四日春臺丹波ニ入ル。十二月十八日京ニテ母ノ行狀ヲ綴ル。廿七歳。 三月既望春臺丹波和田城址ヲ弔フ。秋、江戸ニ行ク。 三月廿五日大幸清方生ル。寶永山出ヅ。山縣周南周防ニ歸ル。 三月京都大火。七月安藤東野ノ書春臺ニ到ル。九月丹波ニ遊ビ、冬京ニ歸リ辻氏ニ假館ス。湯淺常山生ル。磯野竹巖卒。五十五歳。 正月十日綱吉薨ズ。家宣將軍トナル。徂徠茅場町ニ住ス。 宇都宮遜庵卒。七十七歳。春臺難波ニ行キ末松氏ヲ娶ル。卅歳。 白石、讀史餘論ヲ著ス。新令十七條發布

年

表

三三六		三三七	三三六	三三五		三三四	三三三	三三二	三三一
戊戌		丁酉	丙申	乙未		甲午	癸巳	壬辰	辛卯
三		二	享 元保	五		四	三	二	正 元德

吉宗

家繼

四月十四日河津祐之生ル。春臺ノ銅解ク。卅二歳。
 鳥山見庵卒。四十八歳。安藤東野白眞書屋ヲ營ム。
 朝鮮使來聘白石接伴。十月淺見綱齋卒。六十歳。
 八月末松氏江戸ニ來ル。春臺生實侯ノ記室トナル。
 家宜薨。山田麟嶼生ル。清水佳忠ノ二女卒。(五日晦)同月春臺病。
 家繼將軍トナル。春臺卅四歳。
 五月十三日末松氏卒。八月貝原益軒卒。八十五歳。
 十月廿四日徂徠五百石。
 春臺致仕。卅六歳。稻生若水卒。六十一歳。平井東川卒。七十四歳。
 家繼薨。吉宗將軍トナル。門叶高治後母淺見氏卒。六十六歳。
 僧侶兆叔。三十七歳。九月廿三日春臺、君彝、東野等鎌倉ニ遊ブ。
 湘中紀行ヲ作ル。十二月田中省吾柳澤侯ヲ謝ス。春臺、東野、冠山等
 介甲シテ之ヲ送ル。省吾仙臺ニ入り富春叟ト號ス。
 春臺卅九歳。北村篤所卒。七十三歳。並河天民卒。四十歳

三三九	己亥	四
三三八〇	庚子	五
三三八一	辛丑	六
三三八二	壬寅	七
三三八三	癸卯	八
三三八四	甲辰	九
三三八五	乙巳	一〇
三三八六	丙午	一一
三三八七	丁未	一二

四月安藤東野卒。卅七歲。犬塚子良生ル。
十二月六日春臺求詩疏ヲ綴ル。
七月廿三日中野搢謙卒。五十四歲。春臺四十一歲。
出版官許令ヲ置ク。三月四日春臺傳通院ニ於テ火災ニ逢ヒ芝浦ニ假館ス。四十二歲。
三月一日森蘭澤生ル。渡邊元安卒。五十九歲。維方維文卒。七十八歲。
七月紫芝園前稿ニ序ス。
九月廿六日言辰卒。八十八歲。此頃ヨリ墓碑ヲ磨ク事行ハル。
節儉令ヲ布ク。春臺四十五歲。宇都宮圭齋卒六十九歲。
五月新井白石卒。六十九歲。松崎觀海生ル。親族正名板行。
六月本多忠統神戸ニ移封一萬五千石。春臺四十五歲。
中井甕庵懷德書院ヲ建ツ。戸口ヲ檢ス。中江岷山卒。七十二歲。
徂徠三五中錄ヲ校正。六月十三日服部保庵卒五十七歲。
中島浮山卒。七十歲。伊藤好節齋卒。七十一歲。

年表

三三八	戊申	一三
三三九	己酉	一四
三三〇	庚戌	一五
三三一	辛亥	一六
三三二	壬子	一七

正月十九日荻生徂徠卒。六十三歳。岡島冠山卒。五十五歳。

山井君彝卒。住江滄浪卒。三十八歳。板倉復軒卒。六十四歳。

正月倭讀要領成ル。いろは消防組ヲ置ク。

九月二日東都大水、江戸ニテ二尺位ノ鯰捕ヘラル。

二月八日經濟錄ノ序ヲ作ル。春臺五十歳。四月天一坊誅セラル。

田中冠帶卒。六十八歳。大町敦素卒。七十一歳。伊藤木庵卒六十七歳。

官刻普救類方ヲ諸國ニ頒ツ。伊藤東所生ル。

朱子詩傳膏肓ニ自跋ヲ附ス。春臺五十一歳。

江戸大火。十一月重刻古文孝經成ル。

聖學問答ニ序ス(上元)春臺五十三歳。三月廿八日東都大火、長坂

國父、大村子敬ノ助力ニヨリ紫芝園無事。七月平野金華卒。四十五歳。

同月十五日余吾瑞善法眼卒。七十二歳。水足博泉卒。二十六歳。

陰山東門卒。六十四歳。田中東泉卒。六十八歳。大砲鑄造。

此秋、赤星子蘭長崎ニ行ク。仲冬朔旦古文孝經正文板行。

三三九	癸丑	一八
三三九	甲寅	一九
三三九	乙卯	二〇
三三九	丙辰	天 元文
三三七	丁巳	二
三三六	戊午	三

櫻町

春臺校訂古文孝經孔傳ヲ黒田豊前守直邦ニ依リ幕府ニ献ズ。

雲元上皇崩去。皇宮ヲ營ム。渡會末茂卒。五十九歳。春臺上書。

二月廿五日田中蘭陵卒。卅六歳。室鳩巢鳩卒。七十七歳。

宇佐美瀧水郷里ニ歸ル。三重松庵卒。六十一歳。

三月十九日山田麟嶼卒。廿四歳。同廿六日黒田直邦卒。

四月十二日鷹見爽鳩卒。四十六歳。松崎蘭谷卒。七十二歳。

荒川天散卒。八十二歳。十一月辨道書板行。春臺五十六歳。

三月聖學問答板行。五月孔子家語校正著手仲冬序ヲ作ル。

秋、病ニ罹ル。病餘間語成ル。伊藤東涯卒。六十七歳。柴野栗山生ル。

正月四日大白、月ヲ貫ク。八日彗星現ル。二月論語古訓成ル。

詩書古傳成ル。中御門上皇崩去。春臺五十八歳。

五月廿五日匹田子業卒。卅九歳。並河誠所卒。七十一歳。

十月十九日太宰重光(出家號守鑽)寂。六十七歳。春臺、東野遺稿

ノ序ヲ作ル

年表

二四〇四	二四〇三	二四〇二	二四〇一	二四〇〇	二三九九
甲子	癸亥	壬戌	辛酉	庚申	己未
享 延元	三	二	寛 元保	五	四

五月論語古訓版行。六月七日文論成ル。九月孔子家語校訂終ル。
 (後ニ此校訂ヲ施シタル寛永本ヲ嵩山房ニ與フ)同月十四日、春臺六十賀ニ同人會ス。篠崎東海歿。五十四歳。澤村琴所卒。五十四歳。釋萬庵寂

二月二日内藤瞻卒。四十九歳。徂徠文集成ル。春臺武德編年集成ノ序ヲ作ル。春臺六十一歳。

松崎白圭ノ六十賀宴ニ春臺列ス。十月論語古訓外傳跋ヲ作ル。三谷南川卒七十七歳。

正月彗星河鼓南ニ現ル。同月孔子家語増註板行和漢帝王年表成ル
 五月定保ヲ養子トシテ迎フ。十三歳。十一月一日木村高敦卒六十三歳。十二月十四日河津祐之卒。卅二歳。春臺六十二歳。

和漢帝王年表序(正月廿五日)二月七日犬塚子良卒。廿五歳。
 富春叟卒。七十六歳。龜井南冥、齋藤芝山生ル。

十一月彗星下東壁ニ現ル。春臺六十四歳。定保十四歳。

正月彗星潜ム。周易反正起稿。易道撥亂。易占要略成ル。六月磨光韻鏡序ヲ作ル。宇佐美瀧水再ビ江戸ニ來ル。神田ニ天文臺ヲ置ク。

二四〇五	二四〇六	二四〇七	二四〇八	二四〇九	二四一〇
乙丑	丙寅	丁卯	戊辰	己巳	庚午
二	三	四	寛元延	二	三

十二月十三日速見象之(山田恒則)卒。六十歲。

長崎譯官ニ洋文書ヲ讀ム事ヲ許ス。四月十八日關口黃山卒廿八歲。
五月六經略說板行。六月斥非板行。新撰唐詩六體集、周易反正成
ル。九月論語古訓外傳板行。

冢田大峰、尾藤二洲、岡野石城生ル。伊藤梅字卒。六十三歲。

三月越智雲夢寂。六十三歲。江戸大火。山内琴臺卒。廿三歲。

秋春臺病。朱子詩傳膏肓上梓。

春臺義海上人ニ書ヲ致シ東野殘稿板行補助ヲ依頼ス。

二月稻垣長章易道撥亂序ヲ作ル。定保十八歲。

五月晦春臺卒。六十八歲。六月二日谷中天眼寺ニ葬ル。

琉球入貢。七月九日水野元朗卒。五十六歲。十月文論板行。

十一月詩論板行。倉成龍渚生ル。定保十九歲。

五月東野遺稿刻成ル。九月產語板行。定保二十歲。

櫻町上皇崩去。二月七日犬塚子良卒。廿五歲。定保廿一歲

年表

二四二	二四三	二四四	二四五	二四六	二四七	二四八	二四九	二五〇
辛未	壬申	癸酉	甲戌	乙亥	丙子	丁丑	戊寅	庚辰
寶 元曆	二	三	四	五	六	七	八	九 一〇

家治

祇園南海卒。市野光業卒。卅五歲。定保廿二歲。

八月十二日山縣周南卒。六十六歲。木下蘭阜卒。七十二歲。

九月紫園稿刻成ル。定保廿三歲。

五月十二日松崎白圭卒。七十二歲。菅沼東郭卒。七十四歲。

三月倭楷訛板行。定保紫芝園國字書ヲ編輯ス

曆ヲ改ム。三月十二日五味釜川卒。卅七歲。十二月論語古訓正文版行。守屋義眉卒。六十二歲。物北溪卒。八十五歲。

物鳳鳴生ル。六月和漢帝王年表板行。定保廿六歲。

五月三浦竹溪卒。六十八歲。伊藤竹里卒。六十五歲。

二月廿九日本多忠統卒。六十七歲。七月高野蘭亭卒五十四歲。

九月十九日大幸清方卒。五十一歲。詩書古傳板行。伊藤東里生ル。

竹內式部捕ヘラル。湯川東軒卒。八十一歲。定保廿九歲。

平賀源内電氣學ヲ唱フ。六月廿日服部南郭卒。七十七歲。

江戸火ク。冢田大峰江戸ニ遊學、成島錦江卒、七十二歲

後櫻町

二四三	二四二	二四一	二四〇	二三九	二三八	二三七	二三六	二三五	二三四	二三三	二三二
壬辰	辛卯	庚寅	己丑	戊子	丁亥	丙戌	乙酉	甲申	癸未	壬午	辛巳
安元	八	七	六	五	四	三	二	明元	一三	一二	一一

家重薨ズ。十一月廿七日井上蘭臺卒。五十七歲。定保卅二歲。

桃園天皇崩去。七月栗原桶川卒。六十二歲。

秋山玉山卒。六十六歲。定保卅四歲。

十一月二日根元武夷卒。六十二歲。菅谷甘谷卒六十九歲。

十月木村蓬萊卒。五十一歲。十二月廿九日關思恭卒。六十九歲。入江南溟卒。九十歲膝鳳湫卒七十歲。

八月小山田鄰山卒。六十四歲。九月倭楷正訛再板。

山縣大貳、藤井右門梟セラル。五月斥非再板。

柴山豫章卒。卅八歲。原雙桂卒。五十歲。

釋大潮寂。九十三歲。定保卅九歲。

十月三日加茂直淵卒。七十三歲。青木昆陽卒。七十二歲。

定保四十一歲。

杉田玄白解體新書ヲ譯ス。柴山鳳來卒。八十歲。

江戸焚ク。伊藤介亭卒。八十八歲。木村鳳梧卒。七十六歲。

光格										
二四四	二四三	二四二	二四一	二四〇	二三九	二三八	二三七	二三六	二三五	二三四
甲辰	癸卯	壬寅	辛丑	庚子	己亥	戊戌	丁酉	丙申	乙未	甲午
四	三	二	天 元明	九	八	七	六	五	四	三
二	三	四	五	六	七	八	九	癸巳	甲午	乙未

年
表

古方家吉益東洞卒。蒲鶴臺卒。六十五歲。龜井昭陽生ル。
七月廿日原養澤卒。定保四十五歲。
春臺校古文孝經清國ニ翻刻セラル。十二月廿三日松崎觀海卒。五十一歲
四月大内熊耳卒。八十歲。八月宇佐美瀧水卒。六十七歲。
平田篤胤生ル。鈴木澹洲卒。六十二歲。物金谷卒。七十四歲。
五月廿八日森蘭澤卒。五十六歲。六月十一日稻垣長章卒。八十三歲。
伊豆三原山噴火。伊藤蘭嶠卒。八十五歲。定保四十八歲。
十月二日富士谷成章卒。四十二歲。櫻島噴火。
後櫻町天皇崩。定保四十九歲。
宮田明、大鹽良二人春臺永久讀經料トシテ黃金若干ヲ天眼寺ニ納ム。
六月十四日井上蘭澤卒。六十四歲。定保五十一歲。
塙保己一ノ群書類聚成ル。淺草ニ天文臺ヲ作ル。片山兼山卒。五十三歲。
三月老子特解板行。原田東岳卒。五十五歲。奥田三角卒。八十一歲。
佐野政言。田沼意次ヲ斬ル。井上金峨卒。五十三歲。

二四五	二四六	二四七	二四八	二四九	二五〇	二五一	二五二	二五三	二五四	二五五	二五六
乙巳	丙午	丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯	丙辰
五	六	七	八	元政	二	三	四	五	六	七	八

七月大鹽良卒。六十九歲。八月八日定保歲。五十五歲。

家治薨ズ。

九月論語古訓正文再板。松平定信老中トナル。

京都大火。柴野栗山昌平發教官トナル。五十三歲。

古學盛。岡田寒泉幕府ノ儒官トナル。立原東蒙卒。六十四歲。

栗山錦峯。聖堂ノ制ヲ改ム。五月廿四日異學ノ禁令下ル。

六月信州ノ儒者冢田大峯當局ニ禁令反駁書ヲ上ル。

醫學館ヲ官設ス。尾藤二洲幕儒トナル。

海軍兵談毀板。林子平銅セラル。龍草廬卒。七十九歲。

林子平、高山正之卒。

十一月重刻古文孝經再板。大鹽平八郎生ル。

幕命ヲ以テ異學者ノ進仕ヲ禁ズ。

五月晦春臺五十年忌。小林嵩山房主祭祀ヲ行フ。

内田頑石卒。六十一歲。

太宰春臺後編

第一編 倫理說

一 總論

我が國に於ける所謂古學は、先に山鹿素行によつて其の端が拓かれ、別に伊藤仁齋此道統に依らずして一派を創めた。

是と殆ど時を同じうして出でた荻生徂徠は、明に仁齋に刺撃せられて一家を爲したもので、別に復古學を標榜するの意氣と、新意を加へた事とは偉とする事は出来るが、其の道を以て之を謂へば、實に仁齋を先覺としなければならぬ。

春臺はとへいば、幼時先考の感化によつて、夙に中江藤樹、熊澤蕃山等の江西學派の影響を受け、中道にして中野搢謙に就いて性理學の究明に入り、更に仁

齋に接して其の人と爲りに私淑し、後に徂徠に歸して研鑽自ら一見地を開いたもので、

『純少年の時、程朱の書を讀で、二十許の時、程朱の本然氣質の説を見て、忽に疑を生じ、それより十餘年、博く古書を讀み、六經論語を熟讀して、始て性の説を悟れり。其の後徂徠先生の論を聞て、疑惑の雲霧悉霽たり。今に及ては一點の も存せず』

と自ら記した所によつて、此間の消息を知る事が出来る。

二 春臺と學風

春臺の學風は、一言にして之を掩へば徂徠の學風である。

徂徠が初め奉じたのは朱子學で、南總より東都に出て講じたものは此範圍を出でない。漸く進むに従ひ、一意『古に通じて後に今を知り、今を知りて後以て今を治む』の見地から『詩書は辭なり。禮樂は事なり。義は辭に存し、禮は事に在り。故に學問の要は、卑く之を辭と事とに求め、高く性命の微、議論の精

に求むべきものにあらす』と考へ、最も重んずべき孔子先王の道を學ぶ爲の六經研究に入るには、之を誤つた程朱一派の中繼を排し、直に儒教の本壘に迫るべき事を主張し、『夫れ六經は文なり。故に孔子を學ばんと欲するものは、必ず文章より始む』と道破し、金言の古言と同じからぬ事に着眼し、李攀龍、王元美に求めて古文辭の研究を第一に力説したもので、此點に於いては、徂徠は仁齋に一步を進めて居る。

爾來、徂徠一派の學を古文辭學と稱へた由來は此處に在る。

此學を享けもし、共鳴もして居る春臺であるから、總じて歴史的、實驗的、物質的なのは自然の事ながら、『大方舊き事はよき事多く、新しきことはよき事少し』の尙古氣風殊に高く、孔子が謂つた述而不作。信而好古を唯一信條として、歌道に迄萬葉時代への復歸を勧めるなどの他、徂徠が禮樂刑政を道なりとして、律令格式をも此範疇に入れた政治的他律説とは趣を變へ、徂徠が等閑視した性情の研究に突入し、殊に個人道德に重きを置いて明晰に之を説いた點などは、最も能く自家の面目を發揮したもので、其の他に於いても別に一家言を爲した

點が尠くは無い。

三 太古

春臺は先づ道德論の前提として、次のやうに人の起原を説いた。

『惣じて天地開闢の初に人の生ずる所は、久しき池に魚の生じ、腐れたる物に虫の生ずるが如く、自然の氣化して生じたる者にて候』

後に之に對して、我主張の上より春臺を敵視する平田篤胤は

『純等が云ふ如くならば、今も池など掘おけば自然に鯰が生たり、鮒が生たり腐た物には蟲がわくから、希には彼處此處の山奥か野原なんどへ、自然に人の涌き出ることもありさうなものぢやが、そんな珍事の有たと云ふ咄も聞いたことがないはさ』

と、一喝し自らは

『先以て世の初め、神々からの言傳へに、此天地のなきことは本より申すに及

ばず、日月も何もなく、只虚空と云うて、大空ばかり有たが、その大虚空といふものは更に／＼極みなく大きいことで、其の限のない大虚空の中に天御中主神と申す神おはし坐し、次に高皇靈神また神皇靈神と申上る二柱のいとも／＼奇く尊く妙なる神様が在らせられたで御座る』

と、其れから世界國土人類の發展を説き、此三神の實在を無始無終としたのを見れば、兩者は全く立脚地を異にして居るのだから、如何しても相容れやうが無い。

春臺は更に語を續けて

『故に其時の人は、貴賤上下の品も分れず、皆同輩にて候。是を平民と申候。形は人にて候へども、心は禽獸に異ならず、男女一度にこぞり居て日を送り候。其内に衣食の求め無くては叶はざる故に、誰救るともなく人々天性の智慧にて飢を助け、寒さを禦ぐ計略をなし候。然るに人の性さま／＼にて、賢き者あり、愚なる者あり、強き者あり、弱き者あり、賢き者は能く飢を免れ、愚なる者は飢寒を免るゝことあたはず、強き者は弱き者の衣食を奪ひ、弱き

者は強き者に衣食を奪はれ、是より平民の中に争闘といふこと出来候』
此の如く、各自自己保存の衝動に従ふ自然生活の有様に在つては、争闘に次ぐに争闘を以てし、力即ち權利にして、優勝劣敗、弱肉強食、長い物には巻かれなければならぬのだから、力の弱い者にとつては、生活の安寧を保證せられる時が無いのである。

四 五 倫

『此時幾億萬人の中に聰明睿智とて神妙なる智慧の人生れ出で、彼慰なる者に衣食の道を教へ、争闘する者をばそれ〴〵に教訓して暴虐をなさしむ。
是より其邊の人漸々に歸服して、何にても分別にあたはぬ事をば持往て尋問ひ、争闘する者は其事を告訴て截斷を乞求む。其體今の世の郷里の子弟たる者、其所の父兄長老に従ふが如し。かやうに近邊の人歸服すれば、其他漸々に遠きに及で、遠方の人も歸服する故に、いつとなく諸人こぞりて君長と仰

ぎ奉る。上古の盤古燧人などいふは是にて候。其後伏羲神農黃帝といふも亦皆聰明睿知仁德の至れる人にて、天下の君となりたまふ。自己より高ぶりて民の君長となり給へるにては無く候。此聰明睿智仁德の至れる人を聖人と申候。此聖人上に立て天下の人に仰がれたまふを天子と稱し、大君と申候へば、天下の人は皆臣にて候。是君臣の始にて候。上に大臣あれば、下にも亦大小それ〴〵に君長を立て、其下を治しむ。皆君臣の道にて候』

と、明に進化の自然道程を説いてある。

斯くの如くにして、聰明睿智なる一人の指導に待ち、命令に對する服従となり、契約の履行となり、自ら統治者を現はして來たといふは、彼のトーマス、ホッブズの利己的倫理説、

一 人々の敵視は、自然状態にして、是非も善惡もなし。

二 自然状態に在る間は、人間の本性たる自衛の目的達せられぬ故に、此處に人々平和を齎さねばならぬといふ自然法が生じて來る。

としたものと基を同じうして居るけれども、徂徠が人の性を以て、智愚賢不肖

となく、皆相愛相輔相成の心運用營爲の才有るは一であるとした觀察とは違ふ所が有る。

春臺は之を基礎として、人類の野性を次のやうに、暴露した。
『人に父母なき者は無く候。禽獸は乳哺の養を受る時父母を慕ふのみにて、少し長じて離別すれば、親は子を忘れて、子は親を忘れて、後には親と子と食を爭ひ候。人も本は禽獸の如くなりしを、聖人は親愛の情を示し、孝敬の道を教たまひてより父子の道始り候』

『禽獸には雌雄牝牡の情のみ有之、夫婦配偶の道なき故に、父子同産交合して子を生み候。人も本は禽獸の如くなりしを、聖人婚姻の禮を制し、男子の別

を立て、淫亂を禁じたまひてより、夫婦の道始り候』
『禽獸には同産の子數多あれども、兄弟といふ事なし。人も本は禽獸の如く同産なるのみにて、兄を敬ひ弟を愛すること無く、爭鬭して相殺すこと有しに、

聖人これを憂て、長幼の節を制し、兄弟の道を立給ひ候』
『禽獸には朋友といふこと無し。人も本は禽獸の如く、信もなく義もなく、相

争ひ相奪ひ、相殺し相害するのみなりしを、聖人はより信義を教へ、朋友の道を立たまひ候』

『君臣父子夫婦兄弟朋友此五ツは人倫の要道なる故に、是を五倫とも五典とも申候。人間に此五つの道一つも闕ては天下治まらず候』

此處に於いて是を見れば、ホッブスが、平和を齎さんが爲には自他の權利を割き、主權を確立するの必要を認め、主權確立して法律發せられ、道德始めて生ずるものとし、従つて統治者の指導命令は、臣下行爲唯一の標準治則となるものであるとしたのに共通したところは有るが、ホッブスが、自己保存及び自己保存に伴ふ快樂を求める自然性に對して、争鬭の不利益より脱して、平和の生活を送るやうに吾人に命ずるものは、畢竟理性の指示に他ならぬと斷じた點とは相違した所が有る。

五 禮 義

倫理說 禮 義

五倫は實に天下の要道であるが、其の要道たる五倫は人々之を生れながらに保有するものではなく、全く聖人の教を待つて始めて現れたもので、其の本性をいへば、

『人に欲なき者は無く候。欲はすなはち情にて候』

之有るが爲に財寶を見ては得やうと思ひ、食物を見ては食はうと思ふ。若し此欲を恣にさせたなら、乃ち掠奪、竊盜、殺害等の慘禍相次いで頻出する。

『聖人これを懲みて義といふことを立て教たまひ候。惣じて人の身にすべき事とすまじき事と有るを、上古の愚民これを知らずして、すべき事をばせず、すまじき事をする故に、禽獸の行ひになり候。聖人の教に義といふは、すべき事とすまじき事とをわけて、其すべき事をば勉てなし、すまじき事をば身死すれどもせざるを義と申候。此義すなはち聖人の道にて候』

殊に男女の欲に至つては、古往今來異なるところなく、其を奔放ならしめれば患害計るべからざるものがあり、利を見ては他を排しても己先づ之を得やうとする野性に任せておけば、争鬭復起るものだから、

『聖人は是を患て禮といふ事を立て教たまひ候』

それより人々情欲を節制して、男女の交り正しく、人をして互に利安を得しめやうとするやうになつた。

『此禮と義とは聖人の教にて、人の心に元來具したる物にては無く候』

則、上古の民は是を知らなかつたから廉恥といふこと無く、其の行爲凡て禽獸と擇ぶところがなかつたのを、聖人が現れて禮義の教を施し、其の憑るところを示してから、人々次第に廉恥を知り、五倫漸く正しくなつたものであるといふ。

約言すれば、禮義が有つて五倫正しく行はれるもので、禮義を去つて五倫を説く事は出来ない。禮義はつまり人世安寧秩序維持の根本である。しかも此重要な禮義は人々の固有するものでは無くて、全く聖人の教によつて附け加へられた外部的の他律教權だといふのである。

此外部的な他律教權とする考へは、其の師祖徠に於いても亦異なるところなく徠は、孔子と雖も、學んで後に知つたものとした。

六 自愛

更に春臺は、凡て人は一切自愛的のものであるといふのに立脚して、孟子の四端説に肉迫し、人心本來羞惡あるにあらず、聖人禮義の教あつて後に羞惡を知り、辭讓といふも歸するところは禮義を知つて後の事だといひ、是非之心智之端也に及んでは、

『純が惡意におもふには、是非の心といふを改て、取捨の心といはゞ可ならん。己が身に損害ある事を捨て、利益ある事を取るは、人人の情にて、君子小人、皆此の心あり。趨避去就、皆此類なり。利に趨き害を避け、苦を去り榮に就く、皆是取捨の心なり。是すなはち自己の便利を求める心なれば、賢き心にて智の端なり』

と、蓋、春臺の主張よりすれば當然の行き方である。

『孺子の井に入んとするを見て、怵惕惻隱の心起るは、仁の端なること疑なし』

と、贊して、自家の藥籠に入れ

『仁は人を愛し物を愛する心なり。父母妻子を愛するのみならず、凡我を愛し我を親む者をば、我も亦これを愛しこれを親む。此愛心は、誰も有る心にて人の教に因らず、名聞を飾るにも非ず、天然自然にて胸中より發する故に、内といふなり』

とて、惻隱も取捨も畢竟するに此愛心より生ずるもので、其は

『凡そ心術を論するには人の教を待たず、俗習にもあらず、中國の人も夷狄の人も皆有るを以て人の本心となす。人の教を受け、俗習により又中國にありて夷狄にはなく、夷狄にはありて中國にはなしといふものは人の本心にあらず。惻隱の心取捨の心は人の教を待たず、俗習に依らずして内より發する心なれば、之を仁智の端といふべし』

と、歴史的に普遍なるを證し、愛心即ち仁智の端であると主張した。

人の本性は斯く自愛的のもので、取捨は仁の端なりとはいへ、之を自然の状態にあらしめたなら、即ち春臺が説く太古禽獸の状態におかれなければならない

から

『是を先王の道にて養立れば、君子の智となる。其まゝにて捨置けば小人の智となるなり。然れば取捨の心を智の端といふべき者なり』

然らば惻隱の心は如何

『仁は愛を本とする故に、内より出るといふは差なれども、此愛も、内より出るまゝにては、愛すべき者を愛せずして、愛すまじき者を愛すること有り。孝經に不愛其親而愛他人者謂之悖德と有り。悖德は仁に非ず。世の惡人君父を弑しても、妻妾をば愛する者あり。内より出る愛心を仁といはゞ大なる差なり。然れば仁も聖人の義を知たる上にて定まる故に。先王の道にては、内にある仁よりも、外より附る義を重んずるなり』

斯くして、本能的盲目的自愛の天地から、他愛の天地に逍遙するやうになり、自愛に發する取捨惻隱は、先王の教による禮義といふ規矩の御かげで仁智の徳を形成し、完全な社會の一員として活動する事が出来るやうになるのだと、明確に個人の行くべき道を説いた。

七 性

春臺は孟子の四端説に異議を挟んだ。同時に其の性善説に共鳴しなかつた。

之を溯つて考ふるに、所謂先王に在つては之を定めず、性の善惡に就いて孔子が、性相近也。習相遠也。といつたばかりで、何れとも斷じては無い。其の平常に於いても、夫子之言性與天道。不可得而聞也と子貢がいつた通り、後人は其れにかゝはらず各自に説を立てた。春臺は

『孔子の意は、性にはさのみ拘はらず、只習を大事とするなり』

と、子思或は孟子荀子の響に倣はず、性の善惡を措いて、外部的なる先王の規矩準繩に依る習を第一としたが、當時既に程朱の説盛で、理氣心性を談する者が多かつたから

『孟子荀子より性の説起りて、宋儒の徒これを學問の要とする故に、聖人の道差謬して、浮屠氏と別なき様になりぬ。是に因て已ことを得ずしてこれを辯

明せんとすれば、古の聖人の先としたまはぬ性の説を、今は先務として論ずること、狂人東に走れば逐ふ者も東に走るといふ者にて歎かしき事なり」而して、自らの主張は、人は只教と習はしによりて、君子小人の別を生ずるものであるとするの他、

『然れども又別の語に、唯上智與下愚不移とのたまふは、勝たる上智は教を待たずして知る者あり、極まりたる下愚を教ても知らず、然れば上智を下愚に移すことも叶はず、下愚を上智に移すことも叶はず、上智は日々に上智に進み、下愚は一生下愚にて終る。是上智と下愚と兩種の性なり。此外は中庸の人に、性は相近けれども、習はしにて相遠くなる者世に多し。是又一種の性なり。中庸の人といふは、中品の庸人なり。家語に見えたり。畢竟孔子の言を以て、其要を總ていへば、人の性には、善と惡と中庸との三類あり』

故に、韓退之が人の性を三品に分けたのを稱し、孟子の性善、荀子の性惡兩説を非とし、揚雄の善惡相混するものなりとする説を取らず、告子が性は猶杞柳の如く、義は猶杞棗の如しと説いたのを賛して、之は中庸に、性に率ふ之を道

と謂ふといつた意の譬喩だとした。

八 誠

中にも其の特色を見られるのは誠の解にある。

誠は中庸一篇の骨子で、朱子は之に註して『直實無妄の謂』としたのを非とし、徂徠が表裏一致の義としたのを取り、鄭玄が誠は天性なりと註したのを合せ、

『天性にてなす事は、何事も表裏なく、内外洞徹して一致する者なり、天性とは、人人の生れつきたる本性なり。何事も教を待たず、習に因らず、勉強を用ひず、無心無念にて天然自然になす事は、皆天性のしわざなり。是を名づけて誠といふ。中庸の旨なり』

之を以て、春臺の主張を、直に、天性即ち本能、今日の所謂本能主義と斷するのは早計過ぎる。更に聞け。

『此誠は、聖人にも凡夫にも、智者にも愚者にも、賢者にも不肖者にも、善事

にも不善事にも皆あり。事と心と洞徹して一致なるを誠といふ』
されば、事を爲しても其の心の無いのは誠では無い。心有つて其の事を爲さぬ
も誠では無い。事は外で心は内、此内外相符合して則誠と謂はれるので

『凡人の學ばずして知り、習はずして能する事は、善も不善も、皆天性にて、
思慮作爲を用ひざる故に、是本然の誠なり』

『人の學て知り、習て能する事は、善も不善も、皆外より入る知能にて、天性
の自然にあらざる故に、或は情を抑て堪忍し、或は勉強して力を用ひ、許多
の思慮作爲を加て、其の事成就す。然れども其事純熟して我が物となり、身
の癖の如くになりて後は、堪忍することも、勉強することも無くなりて、生
れつきたる天性の如くなる、誠之者。人之道也といふは、此義なり。誠之
といふは、本分に無き誠を、學習にて成し立る故に、誠之といふなり。此誠
は天性に非ずして、人の教にて出来る故に、人之道といふなり。天性自然の
誠も、人の教にて成就したる誠も、誠といふに至ては、勉強思慮を離るゝ故
に、誠者不勉而中不思而得といふ。孔子の從心所欲不踰矩とのたまひしは、

此位なり。從容中道聖人也。といふは是をいふなり。さて此誠といふは、善惡を分たぬ徳の名にて、善にも誠あり、不善にも誠あり。然るを聖人の道にては、不善の誠を捨て、善の誠を取る。不善の誠は凶徳なり。善の誠は吉徳なり。聖人の教にて、人の誠をなすといふは、純一に善を以て教として、吉徳を成就せしむる故に、世の善不善さまざま有る中にて、至極の善を擇て、固く執持するなり。誠之者。擇善而固執之者也。といふは、是なり。上の文に不
明乎善。不誠乎身矣といへるも此義なり」

だから。徒に天然自然の爲す所に任せよといふので無い事は明白である。彼の自誠明。謂之性。自明誠。謂之教。誠則明矣。明則誠矣。といったのは、天性の誠と教の結果習の結果なる誠と、全然無差別の狀に在るをいつたので

「明といふは、知能なり。誠より出る知能は、教を待たぬ知能なる故に、これを性といふ。性は天性なり。教に因て知能を得て、誠に至るは、教の力なる故に、これを教といふ。性の徳と、教の徳と、徳に差別あること無し。伊尹の言に、習與性成といへる、すなはち此意なり」

さりながら、人の性には明暗利鈍が有る。功の成就には遲速が有る。人知には生知、學知、困知有れば、行に安行、利行、勉強行が有る。畢竟するに、學知困知も、勤むる結果は生知と等しき境地に達し、利行勉強行も功を積めば、やがて安行と同一徹に出でられる。是を以て聖人の道は、人の性には深く拘らず、只教を以て人の才徳を成就するを以て至要とする。つまり之は、人の才徳の完成成就したところが誠であつて、才能を離れて他に誠といふべき徳も道も無いからである、と説いて居る。

九 道

春臺は、人は凡て自愛的のものとした。惻隱の心も、取捨の心も、各人天賦の自愛的普遍性から發露するもので、不善の誠を捨て、善の誠を執らしめる事が出来れば、自愛的より他愛的色彩を放つ合理的仁となり智と爲るもので、此規矩となり準繩となる他律的教權は、禮と義との他には無いと一括し、更に

「義と禮とは、道の名なり。義は先王の義、禮は先王の禮なり。仲虺の言に、以義制事、以禮制心といへるは、先王の禮義を以て規矩準繩とすること也。人々の心に禮義ありといふにあらず」

此禮義即ち道を、先王の制作にかつはる客觀的のものとした事は、徂徠と同一見地に立つものだけけれど、道は統名なり、禮樂刑政凡そ先王建つる所のものを擧げて之に命するものだとした上より下に臨む治民の要具視した見解より脱したもので、仁齋が、個人が四端の心を擴充して達し得られる公共的な仁義を道とした立脚地とは大に趣が相違して居る。

然らば、此道の制作者たる先王とは如何なる人か。春臺は謂ふ。

『盤古燧人は天地開闢の初の聖人にて候。其後伏羲神農黃帝を三皇と申候。少昊顓頊帝舜帝堯帝舜を五帝と申候。三皇五帝は皆聖人にて天下の君にて候。

然るに三皇より五帝の帝嚳までは、世のいまだうろくしき時なる故に、聖人の智を用たまふ所、民の爲に禽獸の害を除き、衣食の業を授け、器物を作り、財用を利して、ひたすら民を養育する道を始たまふのみなりしが、堯舜

の時に及て養育の具大略成就して、萬事の制度いまだ立ざりしを、堯舜聖智を以て多くの聖賢の人を擧用て官人となし、朝廷にて僉議したまひて萬事の制度を定められ候。是より天下を治め民を安うする道大きに開けて、萬世の大法になり候」

「其後夏殷周三代の聖王も皆堯舜の道を師として天下を治たまひ候。時代の移るに隨て少の損益有之候へども、仁を本として禮義を行ふより外に道といふ物は無く候」

或は

「程朱の道は程朱の開たる道にて孔子の道にあらず候。孔子の道は孔子の作り給へるにあらず、二帝三王の道にて候。二帝三王の道は天地自然の道にて、およそ人間の道かくあるべきすぢを聖人見つけたまひて開きたまへるにて候へば、天下の道人の道此外に無く候」

即ち徂徠が、往古聖王の時利用厚生之道開け、堯舜に至つて禮樂立ち、夏殷周より後粲然として始めて備はるといふのと等しく、數聖人が永年の間、知巧心

力を更へて成しあげた外部的のものではあるが、彼の荀子が、人性を惡となした結果、人の性情を矯飾して、之を正し擾化し、之を導く爲に聖王の作爲したものと考へたのに比較すれば、大に似て非なるところが有る。

道は先王の作爲にかゝはるもの、禮義は人間一切行爲の準繩では有るが、其れは決して人の本性を戕賊するものでは無く

『聖人の道は、人の生れつきたるそれ／＼の性に從ひて、其性を養ひ育て、種々の才徳を成就する道也』

之を譬ふれば、告子が孟子に説いた性は杞柳の如きもので

『諸木の中にも、杞柳は其性しなやかなる故、之を揉めて栲櫟となす』

即ち杞柳の儘に放任すれば用に立て難いのを、人工によつて栲櫟とする時は器と爲るもので、杞柳のしなやかな性に基づいて、人が之に力を加へた結果である。

人の性も亦此通り、君子になる性が有つても、道の教を受けなければ、常の人で終つてしまふのを、教の力を以て、君子の徳を成就せしめるものとし、更に

道による治心の徳より道が如何に大なるかを

「聖人の道には心を治ることを教へざれども、禮義を守れば心おのづから治る候。凡學問は孔子の教に任て、先王の道を學び候へば、我身一つを治るより天下國家を治る迄、何にても足らぬこと無く候」

と力説し、之を我國に考へ

「本朝にて厩戸の功は制作の聖といふべき人に候。されば聖徳太子と謚せられたるも虚名にあらず」

といつて、太子が十七條の憲法により、治心の要道君臣の大義を指示せられたのを多としたのは、祖徠が、近江朝廷の律令格式によつて、道の成立を認めた政治的取扱に較べて、春臺の方が遙に道德的色彩の濃厚な事がうなづかれる。

一〇 君子

祖徠は、修身の道を以て、其の善を養へば、惡は自ら消えるものとし、諸學者

が多く性理の説に傾いて居るのを

「心は無形なり。得て之を制すべからず。故に先王の道は禮を以て心を制す。

禮を外にして治心の道を語るは皆私智」

と排し、更に之を治めるものが心、治められるものも心、其れ故我心を以て我心を制するは、譬へば狂者が自ら其の狂を治めやうとするやうなもので、如何して治める事が出来やう、と云つた意を受け、春臺は

「人の心は活物にて靜にしがたき物にて候。靜めんとすれば彌動き、治んとすれば彌亂れ候。如何となれば、動くも心靜めんとするも心にて候。心は一つならでは無き物にて候へば、心にて心を治る事決して叶はぬ事にて候。治んとするがすなはち亂るゝにて候。靜めんとするがすなはち動くにて候」

此故に

「聖人の教は、禮義を宗として心法をば沙汰せず候。書經に以義制事、以禮制心といふは般の成湯の事をいへる文にて、聖人の道の肝心にて候」

要するに外部的である。彼の佛道は、心を以て心を治めるの難を強ひるけれど

も、聖人の道は容易なものであるとして

「心中に惡念起りても、能禮法を守て其惡念をそだてず、身に不善を行はざれば君子と申候。心中に惡念の起るをば罪とせず候」

或は

「たとへば美女を見て、其れを心に愛するは人情にて候。此情に任て禮法を犯て妄に他の婦女に戯るゝ者は小人にて候。禮法を守り情を抑て我が妻妾にあらざる他の婦女に戯をもいはざる者は君子にて候。是罪の有無は戯るゝと戯れざるとの上にて定り候。情の起る處をば咎めず」

と、佛者が假初にも妄念を起すをも戒めるのに比較して、禮を守るの最と易きを説き、尙、此意を一層進め

「身を行ふに、先王の禮を守り、事に處するに、先王の義を用ひ、外面に君子の容儀を具へたる者を君子とす。其人の内心は如何にと問はず」

或は

「聖人の教は衣服を最初とす。内心は如何にもあれ、先づ君子の衣服を着せて、

さて君子の容儀を習はし、次ぎに君子の言語を教へ、それより漸々に君子の徳を成就せしむるなり。徳といふは別物にあらず、衣服容儀言語の凝りかたまりたる者なり」

或は

「内心は如何にもあれ、外面に禮義を守りて犯さぬ者を君子とす」

實に思ひ切つた道の外面論である。内心の如何は問はない。外面の容儀が調つて居れば君子だ……と、唯之だけを捉へて、人に偽君子を教へるものだ、ヒポクリットの標本だ、無趣味だ、破廉耻だ、と口を極めて罵つた某博士が有るけれど、春臺は

「心中に惡念起りても、能く禮法を守りて惡念をそだてず」
或は

「禮義を守れば心自ら治るもの」

といひ、中庸の誠を解しては、何事も表裏無く、内外洞徹して一致の儀となし、唯夫れ善の誠を固持して道に違ふ事無ければ、從容道に中るの境地に到達する

は容易でないとしても、漸々に君子の徳を成就せしめる事が出来ると説き
「扱かやうに禮を守て情欲を制するに、始は忍がたき事も有て、をりをり過失
も出来候へ共、常々に禮法を守て犯さず、身の行を慎て視聽言動ことごとく
禮に違はざれば、其習はしにて、いつとなく身に善き癖つきて行義たゞしく
なり候。其時は心も共にたゞしく候。是を務てやまざれば、情慾の忍びがた
きも忍びやすくなり、後には忍ぶとも思はず自然に心清く靜になり候。かく
のごとくして年を積て四十以上にもなり候得ば、わかげも去り浮たる心もお
ちつきて、丈夫の魂定り候。かくの如く禮義にて鍊固めたる人を成徳の君子
と申候」

と、縷々して有るに見ても、外面の儀容に能事終れりとして居るのでは無い事
は明瞭である。

しかも、説者其の人は

「其言行きはめてをりつめて實儀なること、北宋の人物司馬溫公、范文正公な
どに似たり」

とせられ

『行狀書に及ぶに、とかく小學の嘉言善行に入るべき人のやうに覺ゆ』
と許され、一見したところ、自ら具はる大納言以上の人品に對して、人之を敬し、馴れ易き家に於いて

『家人は皆聖人の如く思へり』

更に其の徳は孤ならずして

『弟子皆よくなりたちて人品をとなしく、才も不才もそれなりに人柄は見事に
なりたる』

と、許されるやうになつた事を思へば、春臺が說いて居るところは、單なる机上の空論では無くて、自ら體現した確實な裏書を持つて居るものといはなければなるまい。

一一 善 惡

倫理説 善 惡

道は外部的のものである。他律的な教權を準繩として、内心動機の如何に關せず、人の心底の善惡を論ずる事は決して無いものとする以上は、此他律的の準繩に照し合せて、之に依つて善惡を定めなければならぬ。

徂徠は曰ふ、

『正は邪の反、先王の道に循ふ是を正といふ。先王の道に循はざる是を邪といふ』

『規に循へば圓なるもの正しく、矩に循へば方なるもの正しく、準繩に循へば平道なるもの正し。先王の道は規矩準繩なり。故に先王の道に循つて而して後正しとす』

春臺の説くところ亦之と同じく、先王の制定に拘はる禮義を規矩準繩として、情慾を放逸無慙ならしめぬのが善で、此禮義に叶はぬ時は、其の反對の惡となるといつて居る。

しかし、徂徠は別に、惡を以て善の未だ成らないもの、即ち消極的の善とも解し、或は、

『欲すべき之を善と謂ふ。先王の道にあらずと雖も、凡そ人を利し民を救ふ者皆之を善と謂ふ。是衆人の欲するところなり。先王の道は善の至なり』
と、明に公利公益を善と認めた功利主義的の傾向を現はして居るけれど、春臺は之を云はず、只管に先王の制に依據する事にした。

一二 齋徠臺

之を要するに、古學の主張に於いては、仁齋も徠も春臺も、等しく宋儒の中繼を排して、直に儒教の本壘に迫らうと期した所は相一致して居るけれども、其の古學に入るの楷梯として、古文辭に着目した點は、確に徠は仁齋に一步を進めたものだと言ふ事が出来る。

併し、其の實際に於いては、徠は、李攀龍、王元美は僅に文章の士なりと云ひながら、古文辭に心酔の餘り、却つて餘毒を後輩に及ぼしたけれども、春臺は同臭を脱して其の否を指的し、純然たる復古の精神を發揮した。されば、徠

徠の學を一に古文辭學と稱するに對して、春臺の學を復古學と稱するの適當なるを覚えしめられる。

其の道を以て之を言へば、仁齋は、道は自然に出づるものと爲し、自ら思索し究明するの態度に出で、聖人を學ばうとして居るけれど、徠は、道を先王の作爲に基づくものとして、窮理を排し、聖人は學んで得べきものでは無いとし、治民の方法と見た政治功利的傾向を帯びて居る。春臺は其の步趨を繼ぐものだけれども、個人の道徳完成に力を入れた點に於いて徠と色彩を異にし、學は先王の道を學ぶを以て要旨とする仁齋の精神は三者に共通して居る。

仁齋は「道とは何ぞや。仁義是なり」とて、道の本體を仁義、或は之に禮をも智をも含ませ、道は流行を以て言ひ、徳は存する所を以て言ふとて、徳を以て内容の資質とし、道を以て發動の作用と爲し、孟子の如く性善説を執つて居るが、徠は禮樂刑政の統名を道とし、身に得る仁と智とを徳と考へて、仁齋の道即ち徳、徳即ち道の考へと趣を異にし、尙、荀子の如き性惡説を主張した。之を享けた春臺は、禮義を以て道とし、萬人共通の愛心を補成助長するに此道

を以てし、自愛より次第に他愛の合理的仁や智に至らしめるものなどの説を明確に極端に主張し、性に就いては、善と惡と中庸との三品に分けた。

以上は三者の要點であるが、今にして思ふ。仁齋に於ける東涯が、徂徠に於ける南郭、周南とするならば、徂徠に於ける春臺は、仁齋に於ける並川天民の如き觀が有る。

天民は仁齋の門人で、仁齋が輕視した經濟に對して『聖人の學本と經濟を主とす』と尊重し、仁齋が宋儒の如く區別した心性情を、天民は『性は生なり。四端の心、生と俱に生するなり。情は實なり。心は躰中の名なり。凡て皆心なり』とて、一物の異なる方面として區別せず、從つて仁齋が別物とした仁義禮智を天民が之を同一視したやうに、徂徠の步趨を趁つた春臺は、道の爲には師に譲らぬ態度で、忌憚無く自説を述べ、排すべきは排し、取るべきは取り、以て自家の面目を能く發揮して居る。

太宰春臺

第二編 經濟說

一 緒言

荻生徂徠といへば、豆腐のカラでお腹がひもじいともいはなかつたので有名なばかりで無く、他門に集ふ衆くの弟子を羨みもせず、こき揚げた腕前は、即ち古學派の一泰斗として、儒學史上に永久の光を放つて居る。

其の門下幾千の英才中、ぐんと頭角を擡んで、徂徠の大業を承繼し、復古學をしていよゝ重からしめた者はと謂へば、何としても第一に春臺を推さなければならぬ。

殊に其の經濟說に於いて獨歩するものが有る。

然るに、徂徠は嘗て某氏から

「弟子中、經濟の說に通じた者は……」

と、問はれた時、如何考へてか、鷹見爽鳩と三浦竹溪とを擧げて、語は春臺に

及ばなかつた。

三浦竹溪も鷹見爽鳩も元より凡庸の材では無い。殊に爽鳩は、三州田原藩の財政を一手に引き受けて、之を立て直した人物では有るが、之を春臺の蘊蓄に比較するならば、月と太白ぐらゐの格でもあらうか。其は單に爽鳩と春臺との比較に止まらず、當時の學界に於いても、徳川時代前後を通じて見ても、其の經濟説に於いて、一異彩を放つ者は、今日、日本のアダム、スミスを以て目せられる太宰春臺である。

二 時代の經濟概観

徳川氏初年の財政は、戦亂の後とは云ひながら、其の財政には何となく豊なところが有つた。其れが順次世の進むに従つて動搖し、次第にゆとりを失つて來た。此原因は多々あらう。けれど、今は之を徂徠と春臺とに問ふ。徂徠曰ふ。

『其身上の困究するいはれは、隔年に江戸詰する故御城下をはれと覺え、物成

悉く賣拂ひ、金にして江戸にて遣ひ棄つることは、大名の境界なり、之に依りて自分のをこり左程ならずとも、江戸の物價高値なるに依りて、次第にも入り強くなるなり。慶長寛永の頃までは諸大名の謀叛を氣遣ひ、金を遣はするやうにすること、其の時代御年寄の計策なり。これによりて、御老中の諸大名よりものをとること却て御奉公の筋にて、其時分は曾て遠慮なきことなりと云ふ。此筋盛になりて御先に前御代の頃は、御手傳ひ等仰せ付せらるゝこと盛なる故、諸大名愈々物を遣ひ、上の御威勢の烈しきに恐れて、手前の困窮をも顧みず、京都大坂の町人より金を借り、返辨もならず、大方はよこにねることになれば、其後は金を貸さず。然るに金銀のはかりめになり、困窮以ての外なり」

春臺の語るところは

『近來は諸侯大小となく國用不足にして、貧困する事甚し。家臣の俸祿を借る事少きは十分の一、多きは十分の五六なり。それにて足らざれば、國民より金を出さしめて急を救ふ。猶足らざれば、江戸京大坂の富商大賈の金を借る

事年々已ます、借るのみにて返すこと罕なれば、子亦子を生みて、宿債増多すること幾倍といふことを知らず。昔熊澤了介が海外諸侯の借金の數は、日本にあらゆる金の數に百倍なるべしと云へるは、寛文延寶の年の事なり。其れより七十年を経ぬれば、今は千倍になるべし。今諸侯の借金を數の如く償はんとせば、有名無實の金何れの處より出んや』

殊に日に／＼貨幣經濟の發達して來た當時、世事に迂遠な士人の有様は經濟錄によく現れて居る

『今の世の諸侯は大も小も皆首をたれて、町人に無心をいひ、江戸京都大坂其外處々の富商を憑で、其續け計にて世を渡る。邑入をば悉く其方に振向け置收納の時節には子錢屋より倉を封する類也。子錢屋とは金銀を借す者を云ふ。邑入にて償ひても猶足らず、常に債を賣られて、其罪を謝するに安き心もなく、子錢屋を見ては鬼神を畏るゝ如く、士を忘れて町人に俯伏し、或は重代の寶器を典當して時の急を免れ、家人をば飢して子錢屋をば珍膳にて養し、或は子錢屋とて故もなき商賈の輩に祿俸を與へて家臣の列に入れ、或は賣り

たる物の直を償はす、工人役夫等の賃金を償はすして其人を困究せしむる類凡廉耻を忘れて不仁不義を行ふ人比々として皆是也。諸侯すら然也。況んや薄祿の士大夫をや』

されど、見えだけは『武士は食はねど高楊子』で済まし込んで居た。

此間に商賈は抜目なく富を吸収して之を活用し、益其の大を成すに引き替へて、割の惡い役廻りに當つたのは農民である。春臺いふ。

「農業は至て艱難なることにて、終歲勞苦して而も利潤少く、嘉穀を食ふことも能はぬ故に、工商の勞苦輕して利潤多きを羨み、農より工商に遷る者多し。縦ひ住所を城下抔へ不移とも、田舎にて買をとれば、農業よりは利得多き故に、耕作は粗略にして、買賣のことを精勤する是民の情也」

其れに割居的の時代に於いては、天然を對手の仕事であるだけ、一朝の變に際して實に慘憺たるものが有つたから、此處に背に腹は代へられず、情を殺して人口の増殖を制限すると共に、才智有る者は都市に走つて利を獲やうとした事は當然の成り行きで

「農民漸々に減少すれば米穀乏くなる。工商多ければ種々の貨物出生し四方よりも聚る故に、人の奢侈の心を引起し、金銀を重寶する風俗になりて國用漸々に乏くなり、上下貧亡の端となる。國家の大害なり」

即ち都會の膨脹するに引き替へて、農村は人口減少せぬ迄も荒廢に傾き、富の分配は不公平となり、貧富の懸隔は日を逐うて甚だしくなりつゝあつた此時、此處に出でた春臺の經濟政策は、まざくと目前に見せつけられる其等の弊を救はうとの大抱負の下に編み出されたものだけれど、遂に時に遇はず、人に逢はず、己む事を得ずして知己を百世の後に待つたのである。

三 經濟の意義

今日多數の人類が生活する爲に、富を獲得する爲に、或は之を使用する爲にする多數の行爲を一體として觀る時、之を經濟といふので、其の原理原則を研究、其の繁榮を期する方策を論究する經濟學は、社會的科學中の政治學法律學

と共に、國家學に屬する重要な位置に置かれて有るが、之は最近の發達で、徳川時代に於いて用ひられた經濟の意義は之と異なり。

『凡そ經濟の道は、國初の時に明君賢佐ありて、百官を主り、制度を定めて法令を嚴にし、百世不易の政を行ふ。之れ最上の經濟なり』

と、徂徠が政談に記した通り、經國濟世の意を他にしては無く、春臺も

『凡そ天下を治むるを經濟と云ふ。世を經め民を濟ふといふ義なり』

と範圍を定め、自ら信する所に依憑して『聖人の經濟は六經にのせて昭々たり』

斯く其の來る所を考へ、『凡經濟は古を考へ古を師とするを貴とふ』

と、尙古的、歴史的、經驗的の本領を發揮し、更に、『孔子の道は先王の道なり。先王の道は天下を治るの道なり。先王の道は六經を讀、先王の道を學んで、經濟の術に達せざれば、譬へば醫師の經方を學んで人の病を治する事能はざるがごとし』

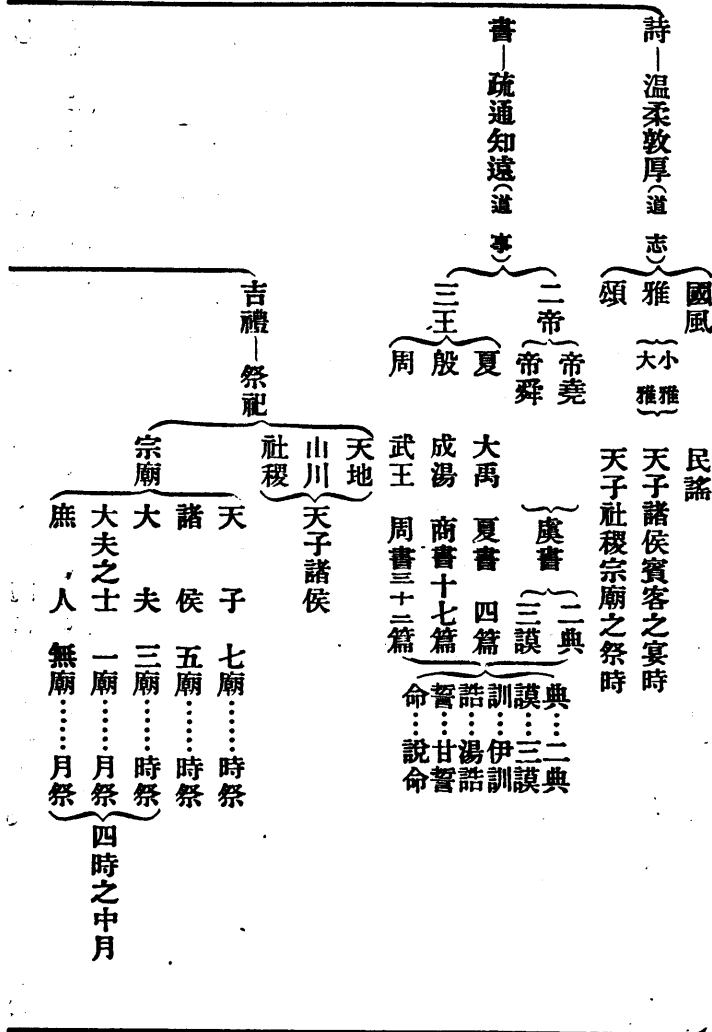
と喝破して、此處に廣義な經濟說を稍組織的に築き上げた。其の重要な著述が經濟錄で、此意を補ふは經濟錄拾遺、產語、六經略說等である。

四 六經と經濟

春臺の所謂經濟は天下國家を治むるの道である。其の道は即ち孔子が祖述した先師先王(二帝三王)の道で、求むる典據は六經に在る。

六經とは何ぞや。詩、書、禮、樂、易、春秋が之である。詩はうたひもの、書は堯舜以來、夏殷周三代の明王聖賢が天下を治めた道、禮は天下萬事の儀式、樂は歌舞管絃鐘鼓の藝、易は六十四卦、三百八十四爻、之に文王周公の辭、春秋は魯國史官の記錄、此六經は六種の道で、元より其の用は趣を異にし、此中何れ一つを闕いても、天下を治めるには必ず不自由な事が生じると考へ、之に基いて禮樂、官職、天文、律曆、地理、食貨、祭祀、學制、章服、儀仗、武備、法令、刑罰、制度、易道、無爲等を論じたものが經濟錄である。

其の關係は



六經

禮——恭儉莊敬（遵行）

凶禮——喪禮葬儀
土葬（本體）
火葬（夷俗）

軍禮——軍旅
平時 四時之獵
戰時 出 治兵
入 振旅

聘問
大聘（稱大夫使）
小聘（大夫使）

賓禮——賓主體

朝覲
春 朝
夏 宗
秋 覲
冬 遇
六年一回

冠婚
元服
婚禮

相見——士相見禮
士ト士
士ト大夫
大夫ト大夫

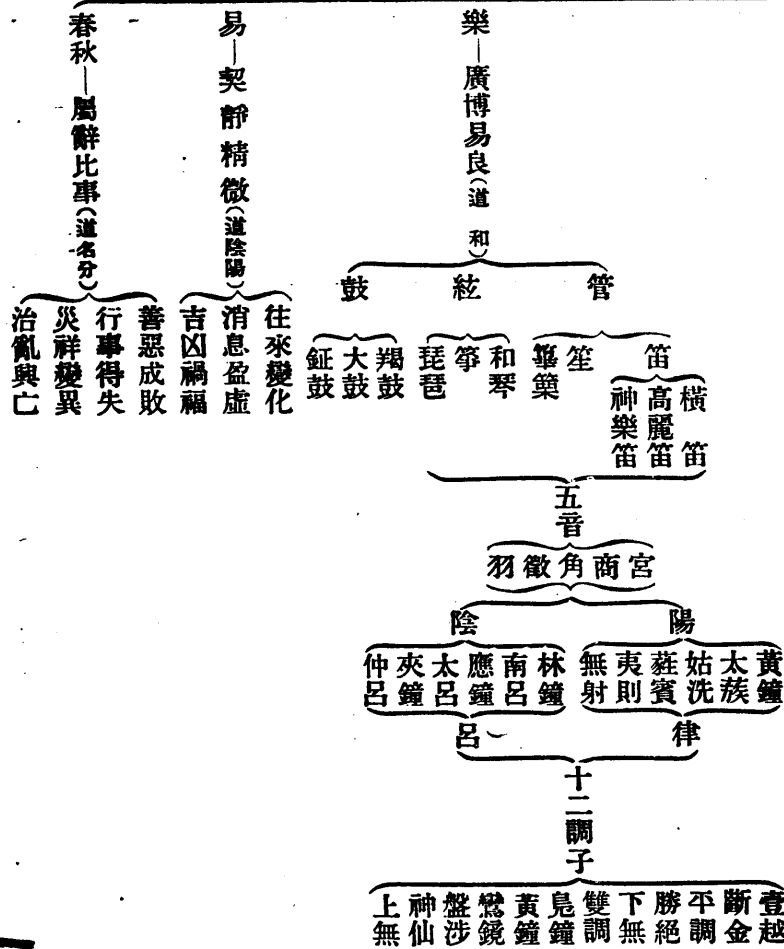
飲射
飲 鄉飲酒禮（三年一回）
射 鄉射禮——州（二千五百戶）射禮（春秋二回）
大射禮（國君宗廟社稷ヲ祭ル時）

燕享
燕禮
饗禮
饗應
（食物ヲ脩ム）
（稱大夫ニ飲酒セシム）

經濟

禮樂 官職 天文 律曆 地理 食貨 祭祀 學政 章服 儀仗 武備 法令 刑罰 制度 易道

經濟說 六經と經濟



是を總括して見れば、春臺の經濟原則は、やはり近代國民經濟原則と異なる所無く、禮記王制の『量入以爲出』に約言する事が出来る。

又、春臺の主張する富國強兵主義は『富國強兵と云ふ内に、富國は又強兵の本なり』で、武備は侵略が目的にあらずして平和の保證、國民幸福の手段として之を重要視し、訓練、隊伍編成、戰友組織、騎兵の利、工兵の要等明晰に之を解説し、法律に就いては『兎にも角にも國家は法を以て治むるを便利とす』の主權制限説を執つて、人の絶對的自由を制限し、政治論は寬嚴並行主義、刑文は簡明を旨とし、適用は果斷を主張して居る。

其の刑法の觀念は『國政に刑を用ふるは滯を導き邪を去るの道なり。聖人の刑法を制し給ふは皆仁恕の道にて、一を殺し萬を生し、前を懲して後を戒めん爲なり』尙『聖人は其の罪を懲すのみにて其の人をば棄てず』の勸善懲惡主義に依り、命令と禁令とを區別し、刑法三大原則の一たる刑罰は犯人一身に止まるべき事を是認し、犯罪撲滅の功を擧げる爲に體刑を採用したけれども、老人及び小兒に對しては、現行刑法のやうに、罪を犯しても別に處罰しない精神を持

して居た。

殊に注目すべき事は、時と理と勢と人情とを參酌して、封縣と郡縣との制により、人に任せて法に任せず、或は法に任せて人に任せぬけじめを立てゝある事である。

五 經濟觀念

春臺は、現今用ふる經濟に就いて、如何なる文字を採用したかといふに、之に『食貨』を以てした。經濟錄の

『食貨は、上天子より下庶民迄、天下の人の治生の道を云也』
で明瞭である。

先に倫理說に記した通り、春臺は、人に欲無き者は無く、欲は即ち情であるといふ持說であつたが、人生經濟觀念の根本を鑿究するに際しても、

『財利の欲は限なきものにて、富める上にも富を願ふは人の常の情なり』

則、貧を惡み富を欲するは人の情だから、之をやたらに抑へるのは人の情に悖るもので、正道ではないと考へた。紫芝園漫筆に歸去來の辭を引いて、淵明が富貴は我願にあらずと云つたのは虚偽である、と一喝の下に斥けたのも此見解に依るからである。

此の如く、人に欲の無い者は無いとし、之をやたらに抑へるのは正道で無いとしたら、經濟と道德との融和點を何處に求めるか。春臺は云ふ。

『財利には義不義あり。不義に當れば、一束の芻一櫛の肉をも受くべからず』義といひ不義といふ此規矩準繩は、即ち倫理說に於いて記した先王の道で、此道德規範と經濟との間に決して扞格あるべからざる事は、千古に亘つて渝る事の無い原則である。

尙又經濟と道德との關係に就いて

『禮義廉耻を守ることが、人民衣食に乏しからず、上より下まで産業を勤め用度事欠けぬ様になりたる上の事なり』

といふ。之は管子が「倉廩實而知禮節。衣食足而知榮辱」の意を一層積極的に

説明したもので、

『堯舜より以來、歷世の聖賢心を盡し、言を立て、教を垂れたまふは、皆此經濟の一事の爲也。聖人の道は、天下國家を治るより他には別に所用なし』

の如く、經濟といひ經濟といふも更に其の岐を異にせず、經濟の道完備すれば修身、齊家、治國、平天下の實も亦舉がるものと考へた。

實に孟子の言へる如く、恒産無き者に恒心無きは古今の通例で、經濟の基礎の動搖に連れて社會人心の險惡化する事例は、大正の今日と雖も、吾等は當面に見せつけられて居る。

此唯物論、並に功用主義に胚胎する廣義の經濟萬能主義に立脚した春臺から眺めた其の頃の學者中には、頗る嫌らぬ者の多かつた事は當然である。第一其の師祖徠にしても、行は知る所に及ばず、希ふ所は文章一代の名に不満であつたは勿論、其の他の虚語浮辭を並べ、詩文著述を是事とする輩を目しては、聖人の罪人である。と斷じ、進んで、貨食の道を度外視した佛を唾棄し、理氣の空理を談ずる宋儒を賤しめ、古義を稱へつゝも經濟を卑下した仁齋を責め、先儒木

下順庵恐るゝに足らずとしたのも斯かる意味からである。

六 尙農論

我が國は古名瑞穂の國といふ。米食の國民を抱擁した日本が、農を以て國家存立の基礎としたのは敢て異とするには及ばぬ事で、苟も經濟を口にする程の學者は、何れも尙農論を唱へて居る。春臺は産語に

『夫れ國富粟多是農に生ず。故に先王之を貴ぶなり。凡そ國を爲むるの急は必ず先づ末作文巧を禁するにあり。末作文巧禁すれば、則民游食する所無し。民游食する所なければ、則必ず農を事とす。民農を事とすれば則田墾く。田墾くれば則粟多し。粟多ければ則國富む。國富めば則兵彊し。兵彊ければ則戰勝つ。戰勝てば地廣し。是を以て先王は衆民彊兵廣地富國の必ず粟に生ずるを知るなり。』

更にいふ。

「上が農を利せざれば則粟少く、粟少ければ則人貧しく、人貧しければ則家を輕んじ、家を輕んずれば則去り易く、去り易ければ、則上命必ず行ふ能はず。上命行ふ能はざれば、則禁必ず止むる能はず。禁必ず止むる能はざれば、則戦必ず勝たず。守り必ず固からず。夫れ命必ず行はれず、禁必ず止まず、戦必ず勝たず、守り必ず固からざれば、之を命けて寄生の君と云ふ。此農を利せず粟少きの害に由るなり。粟は王の本事なり。人主の大務は、人の塗、治國の道に有るなり」

即ち古人の所謂恒産無き者は恒心無く、衣食足りて後に禮節を知るの意に基づき、國の盛衰の關はるところを、其の本たる農民の貧富に依るものとして之を重要視した。

徂徠も等しく重農學派で、農を本として之を重んじ、武家と百姓とは土地より他の渡世は無く、常住の者だから、唯武家と百姓との常住に宜しいやうに政を執り、不定な渡世をする商人などの潰れるのは構ひつけぬがよいと迄見て居たのに比較すれば、春臺は

『衣食備りて飢寒を免るゝ程ならば、外に求むることはあるまじけれども、衣食計りにてもすまず、上に云へる如く平生に無くて叶はぬ物も數多あり。又衣食を作るにも夫々の器物も有らで叶はず、又天下の土地同一ならざれば、其他に生ずるものと生ぜぬ物とあり。されば、古は聖人農作の道を人に教へたまひて、其に又交易して有無相通すると云ふ道を教へ玉へり。有るものを以て無きものに易ふれば、此方も彼方も融通して用足るなり』

どの穩健な考を持つて居た。
さりながら、當時の社會現象であつた農民の轉業には、徂徠と同じ見地に於いて反對し

『聖人の教には、天下の戸籍を正しくして、四民の家數人制を度々改て、農民より妄に他の業に遷ることを禁ずる也』

の如く古制を引いて、現代に其の制無く、工商日々其の數を増し、奢侈の風を引き起し、金銀の貨次第に賈人の手に收められ行くを嘆き、治國の一大策として唱へたのは

『民を治るの道は土著を本とす』

の土著論である。従つて、幕府が諸侯を制するの策として取つて來た所替國替の制度は、徒に士民を疲弊させ、上下融和の機會を失はせ、仁政遂に行はれるの時無きものとして之を斥け

『諸侯は一たひ國を建てより、其地を去らずして久住するを以て、磐石の固めをなす者也』

を唱導した。

しかも此國替所替制度より懷かせられる武人旅宿の境涯は、其の自然の必要より、急速力を以て貨幣經濟の渦中に入り、一年の食糧を見積つて他は悉く賣り拂ひ、商人の利を營むに任せ、困究の極は傳來の重寶を賣り飛ばし、果ては節操をさへ賣つて、一時の急を濟ますやうな狀態に在つたのである。兵農説は之に關聯する。

『今の武士皆世祿にて都下に聚り居て數代を歷る故に、いつとなく武士の本を忘れ、心も身も風儀も公卿上臈の如くなりて、武士の用に立つと見ゆる者は

數十人の中に一人也。是治平の久しき故のみにあらず、都下に住める故なり』之を中古以來に鑑みるも、山に川に禽獸を逐ひ魚鼈を捕へ、或は馬を馳せ、水を泳ぎ、寒暑風雨に勤勞して居たから、筋骨強く行履も健なものであつた。騎馬の術も養馬の法も亦大なる逕庭がある。

『今の世には馬に騎るも馬を養ふも、皆治平の日の用に立て、觀の美を務むるのみなり。若騎戰をなさんとならば、今の養法騎法にては馬も人も用に立たじきなり』

と、其の柔情の風に響應し、漢代趙充の屯田兵制を謳歌するところに、其の意の在る所を示して居る。

蓋、當時四民といはれた士農工商の中、勢力を加へて物の効用を増加する生産者といへば、士を此中より省略しなければならない。而して、原始産業に従事して、衣食の資料を作り出す農民は、之を別とした消費者士工商の生活資料を供給しなければならぬのだから、其の任は大といふべしである。

然れども、工は多くは農より原料を得て、之を結合し、分離し、變形し、原料

より更に高價な貨物製出の勞力を分ち、商は之を需要する消費者へ役立て、居る時、士は萬一の場合を除いて、平常は不生産消費者たるに止まつて居たのである。しかも此不生産者は、昔の剛健の氣風次第に薄らぎ、刀は細身の華奢作りといふ有様では、よしや緩急の場合に臨んでも、其の勞に耐へられぬは必定の事、之を屯田兵制とすれば、平時は眞摯堅實な生産者となり、戦時は天晴な武人として立たれるから、何れより見ても、社會政策上取るべき方法と考へた。又、農業の經營に就いては

「土は民を養ふ者也。五穀は民の命を繼ぐ物なれば、最上の寶にて、國といふ國に五穀無くては叶はぬこと勿論也。然ども天下の土地、其性様々にて、五穀の生じ難き處もあり。五穀生じ難ければ、必他の物をよく生ずることあり。若天下の土地、必五穀のみを生じて、他の物を生ぜぬ法ならば、是又人民に不便利成べし。されば古の聖人、五土（山林、川澤、丘陵、墳衍、原濕）の土を分別し玉ふは、五土の利は、五穀のみに限らぬ故なり。造物といふ神ありて、土の中より種々の物を生出して、人民の用に施す故に、人の智慧を以

て、五土の別れを辨へ知て、其中より生ずる物を傷害せず、能く長養すれば、土地にある程の利、遺らず出で、而も之を用て盡ることもなし。是を無盡藏といふ。此無盡藏は何れの處にも有るなれば、其處の無盡藏を考て、其無盡藏の物を取出し、其上にて他所と交易して、有る物を無き物に換れば、何にても用度の乏しきことはなし』

と、李悝の道を考へて、地力の利用を勸め、草萊の茂つた荒地を開發して新田とするは、誠に善政であると賛しつゝ、

『然れども新田を開發するは、極めて大事也。卒爾に事を創むれば、多くは故田の障と成、民の害となることあり』

と、遠き慮無くして、一時の計策に興利を旨とするを憎み

『平原曠野は田地に比すれば、むだなる様なれども、常には牛馬を放ち牧ひ草を刈て田の糞とす』

其の他人君の遊獵にも、萬一多數の軍兵を集める必要の生じた時などを斟酌して見れば、平原を悉く田地とするは不便があると戒め、水澤湖沼其れに用

あれば、『五穀を生む物なればとて無用なりと云はれ、大なる惑也』と自然の攝理を説き、『造物者の無盡藏なれば、妄に取盡すこと有べからず』と盜賊耕作に注意したところは奥ゆかしい事である。

七 物價論

今日、貨物の賣買授受の用に供する交換の媒介物と、一般貨物の交換比例を物價といつて居るが、之は經濟現象の中でも、頗る紛糾錯綜を極めたもので、高低する原因は種々雑多である。

春臺は之に就いて、産語に

『天下の物、定價ありや、將有ること無きか。今夫れ南方の人は、稻粱を飯すること麴麥の如く、恒代の鄙人は之を得て、以て腹疾を療す。北地の人、麴麴を視ること布帛の如く、荆揚の富人之を得て、以て車馬を飾る。南人の輕視する所にして、北人之を重んじ、北人の輕視する所にして、南人之を重ん

す。凡そ物皆然り。此に賤しければ、則彼に貴く、彼に賤しければ、則此に貴し。物土の宜、民性の殊なるなり。寡なれば則貴く、多なれば則賤し。物の饒乏、人情の變なり。上の好む所、民亦之を好み、上の惡む所、民亦之を惡む。之を好む者多ければ則貴く、之を惡む者多ければ則賤し。故に齊の桓公紫衣を衣て、國中紫貴く、紫臭を惡みて、國中紫賤し。景公の時、國に別者多くして、踊價履よりも貴く、楚國大疫して、棺價三倍せり。凡そ民俗好む所は、其の物必ず騰躍す。是に由りて之を觀るに、物烏ぞ定價あらんや』と、人に依り、場所に依り、時に依り、風俗習慣に依り、物價に變化有る事を記した。

之を今日經濟學が物價高低の勢力として擧げる五ヶ條の通貨の多少、需要供給の關係、生産費の多少、心的作用、慣習の勢力に照合するならば、一部缺ける所は有るが、其の利用性と稀少性、心的作用、慣習の勢力等は認めて居たのである。

さりながら、春臺の考ふところは、單に其の物價高低の勢力が何々であるか

といふ事を究めるのみでは無く、産語の

『百貨は土地に生じて商賈に行はる。而して輕重は人に由る』

へ漕ぎ着ける迄の前提であると思たい。商賈は

『時に乘じて利を射る其智神の如く、賤しきを買ひ貴きを賣り……』

で、其の利は總べて商賈の手に收められ、施政方針を誤つたが爲に

『輕重の權下に在り。是を以て諸物の價、乍ち貴く乍ち賤しく、低昂常なく損

益掌を反す』

此物價騰貴の爲に利を得る者は企業家、敏活に機を捕捉する商賈などで、常に打撃を被る者は、消費者中でも収入を限定せられて居る武士である。下落に於いては其れが米價に及んで、武士と農民との苦痛を産み出す。何れにしても商賈の手中で市價を自由に左右せられる限り、武士と農民との頭は思ふやうに擡げられない。

『然らば則之を如何せば商賈をして其の利を擅にすること無からしむべき乎。曰く上たる人其の利心を絶つのみ。上に利心なければ則利權上に歸すること

此れ自然の勢なり』

此處に利權と謂ふのは、貨物を輕重し、其の價を低昂する力を指したので

『昔者管仲の齊を治むるや、民と利を爭ふことなく、貨物の輕重を視て其の價を低昂す。賤しければ則價を増して之を買ひ、貴ければ則價を減じて之を賣る。務て其の價を平にする而已』

即ち之が春臺の所謂平準法で、其の實行方法としては

『貨物の出る本の處に、上より官人吏人を立置き、物の多少と價の高下とを計て都下に送り、物賤き時は上へ買取り、貴き時は上より出して賣る。如此すれば、富商大賈擅に大利を取ることを能はず』

此精神を米價調節と備荒とに適用したものが常平倉案である。

八 米價論

大正の今日、米價の高低が社會に及ぼす影響の重大であるのに比較して、徳川

時代に於いては更に一層の重大味を持つて居た。其れは、當時幕府や諸侯の財政の根本が米穀で有つて、租税の收納から家臣への俸祿の支給が皆之で有り、其の餘を賣り拂つて貨幣に替へ、總べての支出を之で辨じ、生産者階級中農民に於いても同様に、上納殘額一年糧食の剩餘を貨幣に替へて、諸物購買の資としたのであるから、米價の變動が如何に適切に響いたかを察する事が出来る。然るに、貨物を輕重し、價格を昂低する利權は商賈の手に在つて、武士農民の二階級は、商賈の左右に消長を餘儀なくせられ、商賈が不當の私利を棄てない限り、物價の平衡失はれて、随分手痛い響きを感じせしめられるのは當然の事であつた。紫芝園漫筆に次のやうな話がある。

享保十六年の事、東都の一士人が方一丈ばかりの廢窖を埋めやうと、或る日「役夫を呼んで相談した役夫はいふ。『生憎近所に土を取るところが無いから、之を餘處から寄せるならば、如何しても黄金壹枚はかゝります。却つて米で埋め立てた方が宜しうござりませう』」

此様な時の士大夫の困窮は痛々しい。併し其の反動は商賈とても受けぬ譯には

行かない。其の米價高低より及ぼす影響を春臺の觀察に依れば

『米の價高ければ士と農とに利あり。工と商とに害あり』

『米價賤ければ、士人の方に金銀乏き故に、商工も却つて利を得ること少し。

さる故に、今の世には米穀太賤ければ、四民皆困窮すること古代よりも甚し』
即ち米價高低と四民との關係の一は、士農と工商との利害全く相反する事、次
は、士農階級の購買力増減が、商工階級に因果的に響きを及ぼすといふのであ
る。

之より更に歩を進めて

『凡米價の貴き賤きを以て四民の利害を論するは、只一時の事也。豐年打續て
天下に米穀多くあるは誠に國の美事也。米價の賤きを患て年穀の不熟ならん
ことを冀ふは、今の世の士大夫の情なれども、道理に背きたること也。され
ば今論する所も、米價を貴くせん逆、天下にある米を少くせんといふには非
ず。此ときに於て常平倉の法を行はれんこと有まほしき也』

と、常平倉の必要を唱導した。其の法は

『海内の凡公領ある處に倉を立て、其處の穀をば倉に納置て東都へ輸ばす。其處にても糶らず、いつ迄も蓄置べし。左もあらば、東都の米少く成て自然價も増すべし。東都には諸士以下を養ふべき程の米と、不慮の災變に備ふる程の儲蓄とさへあれば、事缺ることなし。此二つの外に、海内の米を多く輸ぶは無用の物といふべし。無用の米を多く東都へ入るゝ故に其價賤くなり世の患となる。東都に米少ければ價貴くなる。江戸の米價貴くなれば海内皆貴くなる。是一益也。米價甚賤ければ、民間にて米を視ること土の如し。米價少し貴ければ人皆穀の貴ぶことを知る。是二益也。常平倉を建て穀を多蓄れば、萬一に水旱等の凶年あるとき民の賑ふに好し』

此常平倉は官立の設備であつて、穀價が低落するときには、價を増して民間より糶收して之を貯藏し、之に反して騰貴するときには、價を減却して民間に糶して米價の均衡を計る事が出来る。

此様な常平倉に着眼した者は、春臺の他に中井竹山、草間直方、佐藤信淵などがある。

春臺は又常平倉を別にして、義倉の要を説いた。

其の法は、貧富に随つて毎歳粟麥一石以下を出させ、其れを在所の倉に收めて父老之を主り、疾病死喪婚祭其の他不時の用ある時、穀でも金でも此倉より出して貸し與へ、其の多少に従つて、當年或は二年三年四年にも五年にも償還させる。是には米一石に就き略一升の利息を出させ、金錢支拂も之に準じて行はしめる。其の主義とするところは相互の救済である。而して、此監理者が長老であつて、還附法が年賦により、利息は物貨貨幣の何れにも依る事が出來るとしたのは、ヨーロッパに於ける貯蓄銀行の權輿といはれるイタリイの Monte di pietà (仁慈積立會、一四六四年創設) に髣髴たるものがある。

此やうにして米價の均衡を保ち、人心の動搖を防ぐと共に、貴金賤穀の弊を警告し、驕奢を不徳として排斥し、勤儉貯蓄を勧め、フランスのシュリーのやうに耕牧二業を以て富國の根源とした。

更に又物價も金銀を以て定めるは誤として、凡ての費用を米に積つて、某の爲には米若干石、某の爲には米若干苞と定めて置けば、米價の貴賤に係らず、米

の出る所に増減無く、是を出す方にも損益も無いし、毎年の費用も一定して會計も成り易いといふ計りで無く、貨幣經濟と共に助長せられる奢侈の風を防ぐ事が出来ると思へた。

九 貨幣論

貨幣とは何ぞやといへば、國家が之に強制的流通力を附與し、仕拂の具として自由に流通せしめるもので、交換の媒介となり、價格の標準となり得るものでなければならぬ。

此役目を果す爲には、先づ國民が承認する價格を有する必要が有る。之無ければ

「寶永中に、國用又彌匱きに因て、新に大錢を鑄せしめらる。圓徑一寸五分許にして、面の文に寶永通寶と置き、背の周郭に、永。久。世。用。の四字を置けり。一文を以て常の錢十文に直す。此錢出て、民大に不便利の思ひをなし、甚是

を厭ひにくむ。國家嚴令を出して、必ずこれを行はしむれども、民益これを用ひず。國家彌嚴令を下して、是を用ひざらん者をば、重刑に處すべき由を告しらしめ、有司日々に此事を下に令すれども、民彌之を行はず。茲に至て國家の權力を以ても、強て行はしむること能はず。誠に民情に不協ことは、嚴刑にても服従せしめ難き者也』

又其の價格は貴くなければならぬ。之は携帯の都合よりする要求で、金銀の選擇せられる一因は此處にあるが、其れと同時に、長年月に亘るも價格の變動が少くなければ、價格の標準たる職分を失つてしまふ。春臺は之に着眼して

『凡金銀は純粹なるを貴ぶ』

と云つて居る。然るに、當時の貨幣政策は頗る亂雜なもので、

『元祿改造のときに、銅鉛錫を雜へて其數を多くす。文に元の字を印して、是を元祿新銀と呼ぶ。』

『寶永年中に、又國用匱くなりて、幣の數を多くせん爲に、銅鉛錫を増加して、文に寶の字を印して、是を寶永新銀と呼ぶ。元祿の銀を止めて寶永の新幣を

行ふ。其色黒黯にして、元祿に比すれば鉛の如し』

『是にても已まず、其後又雜物を増加して、文に二つの實の字を印す。色彌惡し』

『是にても猶已まず、其後又雜物を増して、文に實の字三つ印す』

『其次又雜物を増加して、文に實の字四つを印す』

出る物もく、改造は改造でも皆之改惡で、慶長の故銀は、六十錢を以て金一兩に直し、一錢を銅錢七八十文に直すを常としたのに、三寶四寶の惡銀になつてからは、八十餘錢が金一兩に、一錢が銅錢四十文許にとの變動を來したのである。

其の後正徳二年から純銀の新幣行はれ、享保の初年新令を下して、元祿以來の惡銀を廢してから、新銀の流布と共に漸々痛みも去つたので、春臺も『是又目出度善政也』と愁眉を開いた。

金幣に於いても、慶長鑄造の物は純金であつたが

『元祿中に、國用乏きに因て、銀銅鉛錫を雜へて新金幣を造る。文に元の字あ

り。三品の外に、又二銖金を造る。一步金を半にして形小し。四品の金、皆黄金の眞色を失ひて、鎔石の如し。是を元祿新金と稱して海内に行ひ、慶長の故金を止む』

此結果は、銀幣改悪と同じく、純粹な物でなかつたから、

『偽やすきに因て、偽造の罪人多出來て、磔刑を被れり。民間にも此幣の純金に非るを賤みて、稍々百貨の價を増す。金の直は故金に減することなければ、貨物の價貴くなりたれば、則是金の直の減じたる也。且偽造の金多く民間に流布して、不識者は皆欺を受たり』

則、是を貨幣政策の上より見ても、其の偽造を防ぎ、認識し易からしめる上より見ても、當時としては、春臺の云へる如く

『凡金銀は純粹なるを貴ぶ。純粹なれば偽を成難し。印文等は偽やすし。』であつたのである。

さりながら、之を今日の貨幣政策と比較するならば、其の純粹なる金銀を主張した點に於いて、品質を適當に堅固ならしめる要素を缺き、磨損を防ぐの用意

に於いて遺憾は有る。又其の大きに於いても、板金を止めて、歩金一品の流布を望んだのも、

『大板金を以て小板金に易へ、小板金を歩金に易るには、皆兌換を出す。俗に是を切貨といふ大金を切て小金になすといふ義也。兌換是を以て其利とす。

大小の易れるのみにて、直に高下はなく、大小板金の一兩と、歩金の一兩と、少も増減なきに大の方より兌換を出して小を取るは、使ひよきと使ひにくきとの故也。使ひにくき大小板金世に行はるゝに因て、士人皆兌換を出して歩金を取る。是兌換の利にて、士大夫以上の害也。其中に大板金は民間に常用ひざる物也。小板金は歩金と等く、士民の常に用る物なれば、是が爲に兌換を出すこと甚不便利なることなり。且三十年前は金一兩に兌換八文、或は十二文成しに、近歳は三四十文を常とし、多きは百文に至る。士民の害甚し。』

で明に知られる通り、盗捌に意を拂つたものではない。
又貨幣の代用として其の不足を補ふ紙幣に就いては、懷中に入れるには板で夾むのだから、小板金などの携帯に較べて勞煩であるし、水に濡れたり鼠に咬ま

れたり、汚れたり皺が附いたり、或は摺れたりして、少しでも損敗すれば、其の値が減じるか或は棄却せねばならないから、此紙幣發行は惡政であるとして斥けてしまつたが、之は蓋、當時としては無理も無い事情の下に有つたのだから、今日を以て之を嗤ふ事は出来ない。

殊に爛眼と見るべきは、

『元祿中に新幣を造りてより、慶長の故幣を止められしかば、世に慶長といふ者絶て見えざりしに、正徳の末に今の新幣を造り、慶長の故に復し、新故並べ行はしめられしより、慶長金世に多く出來りて、殆ど新金と相半せり。元祿より以來二十餘年の間、何れの處に隠たりしやらん、怪敷こと也。享保の新令に、乾金を悉く今の新幣に易しめらるといへども、乾金は精金なることを民間に知れるに因て、乾金又多く隠れたる成べし。既にして、慶長の故幣を以て、今の新幣に比量すれば、故幣の重さ新幣に少し減ずといふ。年久しきに因て、銷磨して、耗損したる也。是より又新金を貴び、故金を賤しむることになりて、藏中に蓄へたる故金を漸々出して、新金を蓄藏すと見えたり。

數年の間に慶長金彌多くなりて、新金は十分の一也。元祿以來廢れたる故幣の今如此出たるを以て、今日乾金又多く隠れたるべしといふこと明也』
の觀察で、永年の間に於ける貨幣の消耗と、一國內に輕重善惡の差違ある貨幣が共に流通する時は、惡貨幣は次第に良貨幣を驅逐するものだといふ所謂グレシヤム法則を認知して居た事がわかる。

一〇 租稅論

『凡天下の人は皆王者の民なれば、租稅を出し、徭役に使はるゝは民の道也』
其れは即ち國家統治機關運轉の爲に要する經費の基礎となる租稅に對して、強制的收入と爲し得る事を了して居たのである。けれども、今日の如く、個人經濟と同一の原則に由り、國家が強制權を用ひずに、人民と對等の地位に立つて收入を得る方法に就いては、此中に含まれて居らぬ。
之を當時に、見るに侯國收入の財源の大部は農民の租稅を頼みにして居たもの

が、順次經濟の膨脹と共に、次第に國用に不足を生じ、諸侯大小と無く、家臣の俸祿を借りる事、少きは十分の一、多きは十分の五六、其れでも足らなければ、國民より金を出させて急を救ひ、猶足らなければ、江戸、京都、大阪等の富商大賈の金を借り、償却の方法も立たなかつたから『子亦子を生みて、宿債増多すること幾倍といふことを知らず』の現狀になつて居たのである。

事此處に到つては貴穀賤金説では間に合はない。之に應ずるの術として春臺の述べるところ、少し長くはなるが拾遺より抄出する。

『凡經濟の術は、醫の病を治するが如し。病を治するに、其本を求むると云ふは、大法なれ共、急なれば其の標を治すといふことあり。經濟も亦然り、國家に制度を立つるは本なり。制度なくして、風俗敗れ、國用足らざるを、此まゝにて當前の急を救はんとするは末なり。然れ共天下の制度を改むることは、一國の力の及ぶ所にあらず。天下の制度改らずしては、善き經濟は行はれず、さればとて、一國は一國の經濟にて、如何様にもなるべき事を、一向に棄置きて位つめにするは、智術なきなり。醫家に急なれば其標を治すと云

る如く、今の病の急なる處を見て、是を救ふべきなり。昔は日本に金銀少なく、錢を鑄ることも無かりし故に、上より下まで、金銀を使ふこと稀なり。錢も異國の錢ばかりを使って用足れりしに、慶長中より金銀豐饒になり、寛永錢を鑄てより、大事には金銀にて用を足し、小事には錢にて用を足す。又當代は天下の人、貴賤となく、皆江戸に集りて、旅客なる故に、金銀にて萬事用を足すこと習俗になりて、旅客にあらざる者も、旅客の如く、米穀布帛を寶とせず、金錢を寶として、野にても山にても、金錢さへあれば、米穀布帛を得易しと思へり。然れば今の世は、只金錢の世界にて、米穀は朝夕の飲食に充るまでにて足り、布帛は衣服に充つる迄にて足れりとす。其餘は皆金銀にて、大事も小事も、用度一事に辨する故に、天下の人、金錢を貴ぶこと、昔に百倍せり。されば今の世は、米穀布帛ありても、金銀乏しければ、世に立ち難し。小民の賤しき者のみに非ず。士大夫以上、諸侯國民も皆然なり。然れば今の世は、祿ある士大夫も、國君も皆商賈の如く、偏に金銀にて、萬事用を足す故に、如何にもして金銀を手に入るゝ計を爲す。是今の急務と見

ゆるなり。金銀を手に入るゝ術は、賣買より近きことなし。當代にも、昔より賣買にて國用を足し、祿食に代ふる國あり。對馬侯は小國を領して、僅二萬石の祿なるが、朝鮮人參、其の他諸の貨物を、甚だ賤く買入れ、一國にて占めて、甚だ貴く賣り出す故に、二十萬石の諸侯に比して猶餘祐あり。松前君は松前を領して、七千石の祿なるが、國の土産と、蝦夷の貨物を占て、貴く賣る故に、五萬石の諸侯も及ばざる程の富なり。石州の津和野侯は、四萬石餘の祿なるが、板紙を製出して、是を占めて賣る故に、十五萬石の祿に比す。同州濱田侯も、津和野侯に倣ひて、板紙を造り出す故に、五萬石の祿にて、十萬石餘の富をなすと云り。薩摩は本より大國なれども、琉球の貨物を占めて賣り出す故に、其の富有海内に勝れたり。中華の貨物も、琉球に傳へて、薩摩に來り、薩摩より此方の諸國に流布すること多し。對馬、薩摩、松前は皆外國の貨物を占めて、一國より賣り出せば、他の諸侯の比類する所に非ず。津和野、濱田の如きは、其土地の產物を占めて、各一國より賣出して國用豐饒なり。新宮侯は、紀伊の上郷にて、三萬石の祿なるが、熊野の山海

物産を占めて賣り出して、富十萬石に比すと云ふ。此等の經濟に倣て、計策を用ひば、大小諸侯の國に、何と云ふことなく、土産なきに非ず。土産の出づるに多きあり、寡きあり。土産少き所は、其民を教導し、督責して、土地の宜に従ひて、百穀の外、土にても草にても、用に立つべきものを植ゑて、土地の多く出るやうにすべし。又國民に宜しき細工を教て、農業のひまに、何にても人間の用に立つべきものを作り出さしめて、他國を交易して、國用を足すべし。是國を富ます術なり。凡諸侯の國にて、米穀には定りたる租税あり。其外山海より出づる諸物、民家より出る布、帛、絲、綿、簾、席、簑、笠の類、諸の細工物は、みな貨物なれば、民より賣り出す時に、必ず征税とて、上に貢する所、或は二三分の一、或は五十分の一百分の一を其貨物に出すもあり、錢にて出すもあり、日本の俗に是を運上と云ふ。此征税を出しつれば、其餘は皆民の私貨にて、商賈に賣り渡して、其直金は悉く民の所得となる、是古法なり、然れども、今の世には、諸侯の國に征税なき所も多し。其故は古は農兵とて、軍役の人馬を民より出せる故に、田租を取ること

什一とて、十分の一なり。例へば高百石の田より、十石の粟を取るなり。軍役の人馬を常に養ひ置くことなき故に、什一の税にて國用足れり。今は府兵とて、軍役の人馬を、地頭の所に平日養ひ置く故、田租を取ることに十分の四を常とす。高百石の田より四十石を取るなり。此の如く田租を多く取る上に、又山海の物産或は其他の貨物より征税を出さしむれば、民苦しむ故に、大方は征税なきなり。近世諸侯の國にて、用度不足なるを苦しみて、昔より征税なき所に、新に諸物の征税を始めて、民背き騷動に及べること多し。慎まざるべからず。然れば今の經濟には、領主より金を出して、國の產物、諸の貨物を、悉く買ひ取りて、其所にて買ふものあらば賣るべし。然らずは、船に載せ馬に駄して、江戸、京、大坂に運びて賣るべし。凡諸國の土產は其民齎持して他所に賣るに、多少の路費あり。船には船費あり、馬には駄費あり、他所に往きて其貨物を賣るに行家あり、牙僧あり、行家に止宿するに飯錢を出す。買人に賣渡すに及びて、行家に買錢あり、牙僧に勞錢あり、行家の神に燈錢あり、賣買訖りて行家に謝する酒錢あり、此の如く諸般の費用あ

り。貨物の直金の中にて、此諸の費用を除きて、其餘すなはち貨主の所得なれば、其利多からず。又他國の商人來りて、諸所の土産を買ひ集めて、他所の行家に就て販ることあり。其商人往來に多少の路費あり。貨物の出づる所に、數日止宿すれば、飯錢を費す。是等の費用を除きて、其貨物を買取りて船賃駄賃を費して、其貨物を他所に齎往て、買人に賣渡して、隨分の利を取らんとする故に、本にて其貨物を買取るとき、必賤く買ふ。本の貨主旅行せざる故に、勞も費もなければ、本價を賤く賣る故に、是亦其利多からず。今若し其國主より金を出して、其國の土産貨物を悉く買取らんに、民に坐ら他所の商人に賣ると、他所に旅行して、行家に就きて賣ると、兩様の價を勘辨して、其價より少し貴く買取るも、多くの貨物を一所に集めて、江戸大坂の如き都會に送りて、府庫に藏し置きて、時價の貴き時に賣り出さば、國民の私に賣るよりも、其利多かるべし。國民は旅行の勞もなく、前に云へる所の諸般の費もなく、商人に賣るより、利多きを喜ぶべければ、有る程の貨物を隠さずして悉く出すべし。然れども一奸吏ありて、國民の私に賣るより

も、價を賤く買はんとせば、民悦ばずして、貨物を匿し、潜に私賣すべし。さもあらば、上より法を立て、之を禁せんとせんに犯罪のもの多く出來て民の騷動となるべし。凡諸國にて運上ある程の貨物は、民の心に、領主には定りたる祿秩ありて、租税を取るは勿論なるに、其他に民間より出づる土産貨物に、又征税を出すは、非理なることのやうに思ひて、或は運上を難澁し、或は其物産の中にて、惡しき品を運上に出して、良き品をば他所の商人に賣ることあり。其事發覺すれば、有司之を責めて、其姦を禁せんとする故に、罪人出來て、是亦民の愁苦となる。運上にはケ様の弊あり。澆季の風俗にて、淳ならぬ民を、姦猾の吏人、之を主る故に、種々の弊政出來るなり。今若し領主より金を出して、國內の物産を買ひ取り、民の從來私に賣るよりも利多きやうにせば、民必ず之を便利と思ひて喜ぶべし。貨物を悉く買取りて、近傍の國と交易すべき物をば交易もすべし。大方は江戸、大坂の兩所に送りて、府庫に納め置き、國民の中にて、良賈一人を選びて、江戸、大坂に居住せしめ、之を藏主として、他の商賈より丟標を取りて貴き價に賣るべし。有祿の

士の中にて、清廉なるものを一兩人を擇びて、其事を監せしむべし。今東國西國の諸侯、糶米を大坂に賣る、大抵此法なり。石州の板紙皆二侯の藏より出づる故に、俗に藏板紙といふにて知るべし。凡そ今の諸侯は、金なくては國用足らず、職責もなりがたければ、唯如何にもして金を豐饒にする計を行ふべし。金を豐饒にする術は、市賈の利より近きはなし。諸侯として市價の利を求むるは、國家を治むる上策にはあらねども、當時の急を救ふ一術なり。昔管仲が齊國を治めしにも、之に似たることあり。漢の世に桑弘羊が、均朱といふ法ありしを、其世にも誹り、後世の經濟家も多く譏れども、國家に便利にて、民にも害なし。必しも弘羊をもとがむべからずと、明の焦弱侯云へり。弘羊は本商人にて、均朱は賣買の法なり。彼も已むことを得ずして、時を救ひしものなり。今澆季の世を、昔の如く金銀も、錢も少くして、國用足り、士民不便ならぬやうにせんには、大善なれども、天下の制度を改め、人民の風俗を易へずしては及び難し。然れば只一國の計策にては、金銀を豐饒にするより外の事なし。金銀を豐饒にする術は、市賈より近きことなし。世

に管仲が如くなる賢者ありて、桓公の如くなる君に用ひられれば、必ず此術を行ふべし。三年五年の中には、必ず其國を富ますべし。今縣官長崎にて、海泊の貨物を買取りて、海内に賣り出さるゝは、正しく市賈なり。諸侯其國の土産を以て、他所に市賈せんに、何の憚る所あらんや』

即ち此處に一時の急を救ふ所置として許した市賈の利は、今日行はれて居るところの鹽や煙草の官業收入と趣を等しうしたもので、國家が強制權を用ひず、人民と對等の地位に立つて、臨時受けるところの隨意的收入だけけれど、一國歳入中の主要な位置を占めるものは、云ふ迄もなく強制的收入に屬する租税であらねばならぬ。春臺は之に就いて、先づ歴史に溯り、唐制に基づいて

『凡百姓の君上に奉すること三つあり。租庸調也。是唐朝の法也。租は租税也。今此方の俗にいふ年貢也。庸は夫役也。調はみつぎと訓す。米穀の外に、土地より出る貨物也』

の如く、此租庸調の三者を摘出して、

『當代は、百姓を徭役にて使ふことは稀にて、土木杯のことには、都下にて貨

夫を雇て使ふ。軍旅征伐は、治世にはなきことなれども、成役とて、大坂京都駿府杯を成りに行くは、則軍施也。此軍役にも、今の諸侯は、其國の民を使ふことはなく、東都にて賃夫を雇て使ふ。賃夫とは、今の俗に云日傭也。何にても徭役のことには、錢を出して賃夫を雇ふ故に、民の痛とはならず』調も土産を民より取る事無く、大抵商賈より買ひ取つたから、此頃の當局唯一の収入は田租であつた。

田租を徵收するの二法が有つた。

『一つには視取、二つには定免也』

凡そ年に豊凶がある。五穀の登るに上熟中熟下熟が有る。視取と云ふは、毎年秋に代官手代等の役人が其地を巡行して、穀の熟不熟を檢視して、上熟には多く取り、下熟には少く取るの、俗に是を免といつた。代官が巡行して視た通りを領主に報告すると、領主は其の年の免を定めて、文書を民に下して租を徵する。だから免狀といつた。免狀が下ると免狀の通りに收納するから、是を視取といふのである。

定免といふは、十年二十年間程の上熟下熟の中を取つて、是を定法として視取のやうに收納する。此二法を比較するに

『當代には定免に勝れる善き法はなし。視取は甚しく民に害あり』
其の子細は次のやうである。

『代官の秋成を視るを、今の俗に毛見といふ。代官の毛見に行くとき、其處の民數日奔走して、供具を營み、道を除ひ、館舍を洒掃し、前日より種々の珍膳を調へて、其來るを待つ。當日には庄屋名主など云者人馬肩輿を牽て境迄出迎ふ。館舍に到れば、種々の饗應をなし、其上に種々の進物を献じて其歡樂を極め、手代等は云に不及、僕從の至て賤き者迄も、其品に應じて、夫々に金銀を贈る。如斯する其費幾許といふことを不知。若少も彼等が心に満ぬ事あれば、さまざまの難題を以て、其民を圖賴て苦しめ、其上に毛見するに及で、下熟を上熟なりとて、免を高くす。若饗應を厚くし、進物を重くし、從者の賤き奴までも賂を重くして、彼等が心に満足すれば、上熟をも下熟といふて、免を下くする也。是に因て里民萬事を闇て、代官の悦ぶ様を計る。』

代官の毛見に行く其利甚多し。従者迄も許多の金銀を取る。是皆上の物を盗む也。毛見の時のみに非ず。平日も民の處より、代官並に手代等に賄賂を輸ふこと其限なし。さる故に代官の輩、皆小祿なれども、富み封君に均しく、手代等に至まで僅二三口を養ふ程の俸にて、十餘口を養ふのみならず、鉅萬の金を蓄て終には與力又は旗本衆の家を買取て、榮華を極むる也。如是代官の私曲をなし、民の代官に賄賂を輸ふ狀は、純昔久しく田舎に住で、親見聞したること也』

俳句にも秋の部に現れた

毛見の衆に狼出でよ山の村

稻青

毛見の道牛つなぎたる咎かな

蝶衣

毛見衆の梶原面に夕日かな

圭虫

など何れも其の反映である。

是を定免とするならば

『毎年の毛見に及ばず、定まれる免の如く收納すること相違なし。然れば民よ

り代官に賂ふこともなければ、小民の役使せらるゝこともなく、金銀の費ることもなき故に、民の苦みなし。さる故に少高免に取ても、定免民の爲に利あり。毛見といふことなければ、代官を置くにも不及、代官には口米といふこと有て、許多の米を上より賜はる。代官を置かざれば口米不出、是又國家の利也』

其の税率に就いては

『十分の四を通法とす』

即ち十石の中より四石を徴收するので、土地の肥瘠によつて上中下に分ち、十分の四より多いのも少ないものもあり、井田の什一に比べては重い負擔だけれど現今としては此法は民に苦痛は與へぬものと信じ、君の利は、上其の利を擅にするの謂ではなく、民の利を以て利とする古先王の精神に則つて、人主に暴斂を戒めると共に、薄斂に過ぎるも民をして遊惰ならしめるものだと斥けた。

此歳入を基礎として、其の經費豫算計上にかゝるのであるが、春臺は經常費に對しては

『明年のことを今年よりつもりて、其用意をなし置、其期に至て行支への様にするべし』

此場合適用する唯一原則は

『王制に 量入爲出といへるは、則節用の道也』

で、緩急に就いては『若し事に臨み其費用に供するもの無れば、則諸を民に取らざる能はず。暴斂是より始る』破目になるから、常に贏餘を存して、不慮に備へる通變の道を忘れてはならぬと考へた。

『國に九年の蓄なきを不足と曰ひ、六年の蓄なきを急と曰ひ、三年の蓄なきを國非其國と曰ふ』

此用意が有れば乃ち臨時費は之に依つて辨じるのである。

春臺は此の如く國家の經費に對して、經常臨時の二者を考へ、消費制限の要より貯蓄奨励に及び、更に奢侈禁遏を唱導した。而して、奢侈は惡徳であるから何れより見ても禁遏すべきものながら、貯蓄奨励に對しては、單に之を奨励するばかりでは決して効果が現れるものではない。必ずや之に供ふ機關となり安

全の保證をなすものを要する。義倉は此處に必要を生じたのである。

一一 組合制度論

義倉は、隋の文帝の時、長孫平の立案したもので、我が國に於いても、既に文武天皇の時に現れて以來、殆ど其の跡を斷つたけれど、心有る人には着目せられて居た。春臺は

『今其法を擬するに、且く萬石以上の諸侯ならば、諸臣の祿俸の内より廿分の一を出して義倉に入るべし。廿分の一は、米百苞の内より五苞を出す也。百苞以上は勿論なり。百苞より下の微俸小給の者迄も、悉く廿分の一を出さしむべし。主君も二十分の一を出すべし。一萬石ならば五百苞也。此二十分の一を、上も下も毎歳出して義倉に入れ、穀にて蓄ふべき程をば、粟にても米にても蓄置き、其餘をば價の貴きを待て、糶て金となして蓄ふべし。諸士の中に算術に達し、清白なる者を擇で義倉を主らしめ、下に吏卒を付て倉を

守らしめ、出納の役に使ふべし。扱凶年飢歲在て、祿食不足せば、是を出して其不足を補ふべし。若其國邑にても、又は東都の邸にても、火災有て其難に遭んには、其災を被れる輩に是を出して、或は與へ、或は貸すべし。此等は皆諸人一同の厄難なり。又一士の家にも疾病死喪あり。不時に窘迫することあり。又不時ならねども、婦を娶り女を嫁する類に費用多きことあり。左様のときは、願ふに隨て、穀にても金にても、出して貸すべし。其多少に隨て、當年に還し、或は二年三年に還し、或は四五年にも還すべし。是に利息を出さしむべし。息は米一石に一月一升程を定とすべし。金銀の息も之に准すべし。此義倉に還す所の本利は、皆毎年の祿俸の内にて引取るべし。凡士人の家に不虞のこと在于て、用度不足すれば、外より借用するに、許多利息を出し、或は其金を急に賣られて困究し、其上に猶窘迫すれば、武具馬具より始て、累代の重寶をも斥賣し、平日の衣服迄も典當して、奉公の務も成難きに至る者多し。今の士人の廉耻を虧き、節義を失ふ、皆是より起る也。義倉の金穀を貸して、是に利息を出さしむるは、如何と思ふ人も有べきが、典鋪

も子錢家も、皆厚利を貪て借す者也。外に向て厚利を出さんより義倉に入るゝは、己が府庫に入るゝが如し。人を憑み奔走する勞もなく、時々責らるゝ患もなければ、義倉より借るは、士人の爲に甚便利也。既に如此の法を立る上は、外にて借り、又は武器衣服等を典當することを嚴禁し、凡何にても債を負ざるべしとの令を出し、士人各其身の分を知て、儉約を宗とし、奢侈を好まざる様に政を行ふべし。其國若幸にして久しく無事ならば、義倉の金穀年を追て豐饒成べし。若不幸にして凶變あらんか。軍旅行役のことなど起りて、國用軍用不足することあらば、主君も臣下も、義倉の金穀を借用して、其急を濟ひ、無事の日に至て、數年の内に必是を償ふべし。若諸士の中に死亡して子孫なく、後となるべき親族もなく、其家絶する者あらんに、寡婦或は孤女あらば、其士の父祖以來、義倉に入れたる穀を計算して、其寡婦孤女に賜ふべし』

此義倉は單に士人に限つた事ではなく「在々所々の民間は云ふに不及」の制度だけだ。『ケ様の政は常に其國邑を善く治て、上も下も祿食用度不足なき中よ

り行ふ』運びとならなければ、現今の如く『諸侯は皆貧究にて、臣下の祿俸を
抑留して、定數の如く給せず、舊債を償はんとするに、數歲の入を盡ても及び
難き程』の有様に於いては、一寸手がつけられなかつた。しかし、奥州の三春
には之に類したものが有つたといふ。

義倉は則各自の地位資力を鞏固にして、獨立の基礎を作ると同時に、一つは義
務的に國力涵養の根底とする貯蓄を爲し、偶然な事故に由つて生ずる損害填補
の目的で設けられた——保險の性質を帯びた『相互救濟機關』といふ事が出來
る。

第三編 詩 觀

一 詩の意義

此處に詩といふのは、支那より傳來の所謂漢詩の事て、其の昔、共に詩をいふべきのものと孔子から賞められた子夏が、詩三百篇の序則を題してから、爾來幾多の人々が彼此というては居るが、煎じ詰めて見れば、今より三千年も以前、尙書に『詩言志』と簡明に記された其の範疇を出て居らぬ。春臺はいふ。

『詩は思に出づる者なり。人思無き能はず。既に思有れば則必ず言に發す。既に言有れば、則言の盡す能はざる所は、必ず詠歌呻吟以て其の壹鬱を舒べざる能はず。故に古は之を歌詩と謂ふ。言は歌ふべきなり。揚子雲曰く。言は心の聲なり。詩は言の條暢せる者なり。一に曰く、詩は志の之く所なりと、人苟も志有れば、詩以て之を發す。古人燕饗に詩を賦せしは、皆其の志を言ふ所以なり。故に趙文子曰く。詩は以て志を言ふ、と。此之を謂ふなり』

即ち思有つて、詠歌呻吟其の壹鬱を舒べたものが、更に春臺の言葉を以て言へば、實境に對し、實事有つて、實興より出づるものが詩である以上、思無くして徒に手先の器用から文字を驅使したところが、詩と成る筈は無いけれど、當時は技巧にのみ走せた遊戯的分子が和歌者流と同様に現れて居た。其の一は歳旦の詩に見られる。

「中華詩人、歳旦を賦する者甚だ鮮し。蓋、事無ければ作らざるなり。倭儒乃ち毎歳旦必ず作る。事無くして作るは、所謂疾無くして呻吟するなり。其の言たるを観るに、鄙猥ならざれば即ち怪僻、風を敗り雅を滅す。厭ふべく惡むべきこと、是より甚しと爲るは莫し。狡黠の市人、之を梓して以て利を鉤し、寒陋の書生、之に託して以て名を銜ふ。流俗の弊と曰ふと雖も、其の實は諸老先生の罪なり。好古の君子傲ふ勿くんば幸甚」

其の二は慶弔の詩文である。

『世俗名を好む者、吉凶の事有る毎に、輒ち人の詩文を求めて、以て之を慶弔す。知ると知らざるに論辨く、能くする者を見て、而して焉を求む。人に

因て以て人に求む。動もすれば、二三轉に至る。末學の士、往々求めに應ず。余甚だ之を惡む。蓋、人嘉事有りて之を喜び、凶事有りて之を憫むは、皆其の人若しくは其の子孫と情有るに由るの故なり。未だ嘗て其の人及び其の子孫を識らざれば、則是路人のみ。路人我何ぞ其の喜戚に興らんや。與ること無くして之を喜戚するは、詐に非れば則諂なり。有識の君子豈之を爲さんや。余常に此を抑て人の請を拒む。人に悦ばれずと雖も、要は自ら欺かざるのみ』其の三は名勝の詞である。

『世に瀟湘八景の詩有り。何人の作る所なるかを知らず。意ふに宋元の際に在らん。其の詩極めて佳處無し。倭人之を慕ひて、琵琶湖の八景を賦す。景皆瀟湘と同じ。特に偶然のみ。詩は釋氏の作る所、尤も觀るに足らず。是より後、人多く之に倣ひ、所在輒ち數景を賦す。或は博く遠近の詞人に請うて、詩を賦し文を爲らしむ。名を好むの士、往々求めに應じて之を爲る。景故より勝れず、詩焉んぞ佳なるを得ん。縦ひ海外無雙の勝有るも、已に未だ一たびも目を其の間に寓せざれば、焉んぞ詞を措く所ならんや。是其の稱する所、

徒に虚語のみ。何の風致か之論するに足らん。大抵勝景を詠する者、大なるは唐人岳陽洞庭諸什の如く、小なるは摩詰が輞川の別業の二十絶の如く、皆其の人、身其の地に在りて其の景を看弄し、之を久しうして、境と心と會し然る後言に形れて、斯に詩を成す。是を以て彼が如く、其妙なり。今は則然らず。足未だ嘗て其の地を履まず、目未だ其の勝を睹ず。而して徒に虚詞を構へて、以て求めに應じて責を塞ぎ、以て名譽を鉤せんと欲す。噫亦鄙いかな。若し夫れ其の見ざる所を言ふこと、孫興公が天台を賦するが如きは、則諸を地記に考へ、諸を地圖に徴して、然して後乃ち敢て言を立つ。其れ亦今人の爲す所と異なるか』

其の四は懷古の詩である。

『今の詩人好んで懷古覽古の詩を爲る。未だ嘗て其の地に遊ばずして作る。想像の見時に其の實を失ふ。人の欺くに非るを得んや。間々佳なる者有りと雖も、則予之に倣ふを欲せず』

其の五は壽詩である。

『中國の人は、直に賀某幾十を以て題と爲し、更に題を著けず。倭儒は則別に題を置く。其の法先づ龜鶴松竹等の物を詠じて、之に因つて以て其の人の壽を祝するなり。壽家の子孫、人の詩を乞ふ者、必是を以て請ひを爲すは誤れり。蓋、人を壽するは、必ず焉に獻遺すること有り。若し獻するに畫圖及び諸の寶玩を以てする者は、就いて其の畫圖寶玩を詠じて以て祝と爲す。是中世已降の俗禮なり。獻遺する所無くして、物を假りて以て題と爲すは、謂れ無きなり。此れ時に和歌者流の爲す所のみ。和歌者流と雖も、昔人に在りては未だ之を聞かず。輓近乃ち之有り。世儒之に倣ひて、其の非を知らず。妄と謂ひつべし』

此意見であつたから、曩に館林侯弘毅が六十の初度『竹約歲寒』の題を以て詩を徵した時に、壽詩別に物を假りて題とする事は聞いた事が無いから、題を去つて求めに應じやうと、左の七言律を以てした。

奉賀館林侯弘毅越公六十初度

忽聞朱邸宴群臣。佳節今朝定盛筵。琴瑟繁絃和帳下。芝蘭奕葉秀階前。

先朝誓語山河在。上國聲名社稷全。車服從來因寵數。千秋莫問杖鄉年。

此時集つたのは三百有餘篇、題を去つたのは唯一篇。其れは即ち春臺の詩であつた。

又、和韻も古にも盛唐にも無い事で、甚だ謂はれが無いからと、此遊戲的氣分を排し、三十五六歳よりは之に與みしなかつたけれど、享保年中韓客の來た時、僅に國賓に對する禮として已むを得ず唱和した事が有つた。

二 詩の起原

漢詩の起原は頗る古く、伏羲氏の網罟の歌、神農氏の豊年の詠などが有つたといふけれど、是等は傳はつて居ないから除外して、普通に擊壤康衢の歌謠を以て初めとせられて居る。又別に少昊氏の父母皇娥白帝の二歌が記されてはあるが、今日の學者は、此二歌は後人の僞撰であるとして取る者が無い。春臺はいふ。

『昔、堯の時に在りて、康衢擊壤の歌、民間に作り、舜の時に在りて、慶雲の歌朝廷に作れり。此等六經に載せずと雖も、歌詩の始と謂ふべきなり』

帝堯の時、天下無爲に始まつたところから、老人が壤を撃ちつゝ歌つたといふ日出而作。日入而息。鑿井而飲。耕田而食。帝力于我何有哉。

之が擊壤歌で、同じ帝堯の時、堯天下に君臨すること五十年、億兆果して己を戴いて居るかどうか。天下が果して治まつて居るかどうかと、或る日微服して康衢に遊んだところ、途に兒童が斯う歌つて居た。

立我蒸民。莫匪爾極。不識不知。順帝之則。

康衢謠とは即ち之である。擊壤歌は帝王世紀に出で、康衢謠は列子に有るばかり、其の他の古書に無いといふ事よりも、其の調子が、其の思想が、其の言ひ廻し方が、此時代の作としては疑問であるが、春臺は之を認めて居たのである。又、

『元首股肱歌は、君臣相戒の詩なり。五子歌は、兄弟の怨詩なり。此等は尙書に載せて、明に來世を示す。其の聲調の直二雅と同風、三百篇已に此に胚胎

す』

或は

『南風詩亦舜の作るどころ、景雲歌は朝士の作る所、詩其れ斯に濫觴するか』
と、五子歌、南風歌、卿雲歌等を挙げたけれど、前の擊壤康衢の歌謠と共に其の聲調や思想の上から、やはり學者に疑はれて居る。中に虞書益稷篇に舜と皋陶との唱和として著れた

舜 股肱喜哉。元首起哉。百工熙哉。

元首明哉。股肱良哉。庶事康哉。

元首叢脞哉。股肱惰哉。萬事墮哉。

の元首股肱歌は、正しき曲據が有り、單純な想に於いても此時代にふさはしいものとして承認せられて居る。

三 詩の變遷

支那に於ける詩の濫觴として、今日信を措かれて居るのは元首股肱歌で、之に次ぐ夏の禹王の時に、九歌の名は存するけれども其の歌無く、殷となつては湯の桑林禱辭、大學に引かれた盤之銘、尙頌の諸什などであるが、春臺は

『殷人の詩未だ聞かず。唯商頌五篇、周詩の末に附して、僅に其の遺響を存すといふ』

と、餘り敬意を拂はず、周に進んで、殷の箕子が殷の滅亡後、周に朝する道すがら其の故城を過ぎて、感慨禁するに由無く

麥秀漸漸兮。禾黍油油。彼狡童兮。不與我好兮

と詠じた麥秀の歌と、同じ殷の遺民伯夷叔齊が、周の粟を食ふを恥ぢて、首陽山に登つての采薇の歌

登彼西山兮。采其薇矣。以暴易暴兮。不知其非矣。神農虞夏。忽焉沒兮。

余安適歸矣。吁嗟徂兮。命之衰矣。

の二つに對しては

『此是三百篇に列せずと雖も、然れども皆風雅の正調なり』

と賛し、四詩三百篇に及んでは

『其の辭溫厚にして慢ならず。質實にして佷ならず。方正にして角ならず。的切にして刻ならず。紆徐にして回ならず。委曲にして瑣ならず。華麗にして浮ならず。儉素にして陋ならず。美にして諂はす。刺りて隱さす。怨みて怒らず。愛して私ならず。其の義天下の中正を極む』

或は

『作者の賢否によりて言の邪正を議せず。但其の辭を誦して朝夕諷詠すれば、以て興るべく、以て觀るべく、以て群すべく、以て怨むべく、以て父に仕ふべく、以て君に事ふべく、以て多く鳥獸草木の名を識るべく、以て言ふべく、以て政事に達すべく、以て四方に使して能く專對すべく、以て牆に面せずして立つべし』

と推稱し、晉士蒹の狐裘歌、宋人の于思謳、魯人の狐貉誦、鸛鶴謠、鄭人の子產誦、馮驩の長鋏歌、齊人の松柏歌に對しては、國風の餘響としての一瞥を與へ、周の季楚の懷王に仕へた屈原が怨誹を漏らした離騷に對しては

『楚人屈平始めて騷辭を作り、四詩の體一變す。其の辭重複冗長稍人をして厭かしむ』

或は

『原の文辭日月之光を爭ふと雖も、然れども時に補ひ無く、後に垂るゝ無し。特に妻を棄て子を逐ひ、怨慕死に至るが如きは、則是徒に憐を世に取るに足らんのみ』

と嫌らない意を漏らした。

屈原の離騷が出て、更に漢に及んでは、其の意を推し、其の調を奉じる者が現れた。宋玉、景佐、賈誼、淮南、東方朔、嚴忌、王褒、劉向、王逸などで、殊に宋玉が名高かつたけれど、春臺は

『玉の頃襄に事ふるや亦文辭を以てし、頃襄の玉に於けるや、俳優として之を畜ひしに非りしか。文辭の辱を取る、玉より始るなり。原や其の意猶憫むべし。玉は則文辭を以て客の悦を爲す者なり。何ぞ道ふに足らんや。何ぞ道ふに足らんや。原や清しと雖も、要するに賢人烈士の行無し。余故に曰く。是

文人のみ。玉より下は則從容辭令の流、辭愈巧にして、人愈汚る。悲しいかな』

と悲憤し、其の一派に對しては

『後又一變して賦と爲る。其の辭専ら夸大を務め、多く繁縟を言ひ、虚語文飾し、之を讀めば人をして奢汰淫佚の心を生ぜしむ。實に文章の一大厄なり』と後人を戒めた。

之に反して、燕丹の知遇に感じて秦に使した荆軻の易水歌、江東八千の子弟を亡ひ、四面楚歌の中に虞氏と訣れを告げた項羽垓下の歌、布衣より身を起して天下を握つた漢の沛公が、身には龍衣金冠、故郷舊知の父老を聚めて、置酒高會しながら歌つた大風の歌、さては戚夫人の黃鵠歌などを見ては、後人をして慷慨激烈哀歎已む能はざらしめるもの有るは、情が中に動いて言に形れたものとして

『此等の辭たる短簡、調は風雅に近し。亦唯章數無きのみ』

といひ、漢武帝の秋風辭は楚辭の體で、古詩の調ではないけれども、千古の絶

唱であると推稱し、漢人は賦に長するも詩に短であると評し、郊祀の饒歌、安世の房中歌は四詩の體に異なりとし、唯韋孟の諷諫は二雅に倣ふも、稍其の體を變じたものだといつて居る。

之を別にして、漢代には古詩十九首がある。其の作者は不明であるが、何れも五言詩で、此他に司馬相如の妻卓文君の白頭吟、蘇武李陵の唱和等皆五言で、今迄句格が混雜して居た詩の中から、此處に現れた一體を五言古詩の正格として唐代に傳へた事は、離騷に次いで的一大變遷である。

中にも蘇武と李陵との唱和は、其の格に於いても、想に於いても、後人が採つて以て正宗とすべき値があるところから

『蘇李二卿の五言の制、風雅を一變し、後世詩歌の祖となる』
と之を推した。

更に東漢に及んでは、僅に張平子の四愁を『七言制始めて新辭を構するもの』として認め、三國に至つては魏の曹操、曹丕、曹植を捉へ

『皆詩を好み、一時應劭の諸子輩起ち、贈答唱和、公燕從軍、人各作有り。五

太宰春臺

言最も多く、四言之に次ぐ。三代の後、詩の盛なる、是の時を始と爲す』と簡叙した。此中、曹操は奸雄ではあつたが、其の詩の悲壯激越なところは一世の詩人として獨歩し、其の子曹植は、兄の曹丕から七步の中に詩を作れと命ぜられた時、之に應じて

煮豆持作羹。漉豉以爲汁。箕在釜下燃。豆在釜中泣。本是同根生。相煎何太急。

と報いた程の天才であり、其の他劉楨、王粲、陳琳、徐幹、應璩など、各特色を發揮して文藝の曠野に華を飾つたので、後世是等諸人の作を總括して建安體といつた。

南北兩朝に至つては

『南朝詩盛、建安中より甚しく、其の詩一人常に數百篇、一篇常に數百言』併しながら、自ら質之文、自ら厚之薄、自ら偉壯之纖媚、自ら宏麗之猥瑣と貶し、陳隋は萎弱として振はず、唐に及んで始めて律體の制あるをいひ、其の盛なる前代に超えたるを稱し、近體の制此處に法ることを説いて

『體四詩に異なりと雖も、風雅の致、宛然觀る可し』
とした。

即ち詩は唐に至つて大成されたのである。沈佺期、宋之間の作家が相率ゐて平仄の式を定め、長短の句法を調へて近體の依る所を示した。律詩が之である。絶句も本は古樂府として六朝時代に行はれたものだけれども、平仄の規範を立てゝ之に依らせ、以て獨立の詩體としたのはやはり唐人で、殊に此時、詩を以て文武官登用試験課目に加へた程だから、如何に重用視せられるやうになつて居たかは略、推せられる。春臺はいふ。

『余嘗て盛唐の詩を謂へり。上林宜春苑中の花の如しと。異種貴品、燦爛として眼を照せり。中唐の詩は、富人名園の花の如し。上林宜春に及ばすと雖も亦各奇觀有り。晚唐の詩は、野草花の如し。目を悦ばすに足らずと雖も、猶自然の采色あり。此皆天造、人工を假らざるなり』

宋に至つては

『則詩甚だ衰ふ。人皆唐を學んで唐を得ず。義理の學之を害するなり』

即ち詩を見るに、善惡邪正の色眼鏡をかけて之を觀たといふ事が、第一根本義を誤つたものだ云つて、宋儒の中でも特に朱子を責めて居る。

元に至つては

『宋人の如し。時に佳なるもの有れども、極まつて變するなり』
と、自然の變遷、經濟錄に所謂時と勢とに着眼し、明に及んでは

『則詩の盛なる、唐に及ばずと雖も、國初即ち詩人輩出す。劉伯溫、高季迪は乃ち其の先進鉅匠なり。其の後李獻吉、何仲默始めて復古を倡へ、文章の道大に振ふ。其の詩に於けるや、古風樂府より、以て唐詩に至るまで、摹擬せざるは莫く、皆其の妙に至る。李子鱗、王元美出づるに迫んで、愈益研精し、殆ど遺憾無し。一時徐子與、吳明卿の屬之が爲に推轂せらる。明詩是に於いて、大に千古に振ふ。盛なりと謂ひつべし』

併し又曰ふ。

『明詩は剪綵の花の如し。亦燦爛眼を照らすと雖も、然れども生色無し。人工の成す所なればなり』

即ち唐詩に於いては、工拙共に皆生色が有るに引き替へて、明詩に生色の無いのは、思無くして強ひて作つた虚偽からである。技巧にのみ走せたからであるとした。

是は單に明詩に於ける通弊であるばかりでなく、其の當時に於ける一般詩人の無自覺な點であつたから、暗に是等の人々に對して下した一大痛棒で、殊に『古人の歌詩、及び古時の童謠の如き、皆當時事に因りて作れる者なり。試みに其の人をして其の時を過ぎ其の事無くして、復作らしめば、則能はざらん。千載の下、之を如何してか之を擬作し得ん。徒に其の言の似たるを取り、其の韻調を摹す。忽に之を見れば則肖たり。其の生色無きを奈何せん』

の如きは、能く蒙を啓く垂示である。彼の樂府、古詩、歌謠などは、心を勞して之に擬するの愚を改め、古人をして宇宙に獨歩せしめるが宜いと叫んだのも其の眞意は了知すべきである。

此見地より眺められた李于鱗や王元美等は拾はれやうが無い。銓は更に白樂天に及んで、僅に長恨歌と琵琶行との二つを採り、他は唐詩の極惡道として顧み

す、是等を一括して、其の多きを貪つた事と冗漫とを厭ひ、徒に古文辭を弄して六經の旨を曉らす、聖人の道を知らずして、遂に詩人文人に終つた事を憫み、で好古の君子を戒めた。

四 春臺の詩

翻つて我が國の當時の詩界を見る。

先輩としては木下順庵の巧警、室鳩巢の豪健騰踔、三大家といはれた新井白石天受の敏妙、錦心繡腸、咳唾珠を爲し、梁田蛻巖は格調屢變じて、しかは、も崑崙の頂により歩々是珠と評せられ、祇園南海は順庵をして、十八山東の妙と嘆賞せしめた詞彩富麗の天才、其の他秋山玉山の如きは、僅に櫛髀杯行一篇だけでも詩史上其の名を逸する事の出来ない俊秀、荻生徂徠は渾厚逸宕、同人に於いては、詩名夙に鳴る服部南郭の流暢典雅、安藤東野の典則有つて渾朴なる、高野蘭亭の剪裁整密にして音韻清暢詞藻の高翔等、擧げ來れば各一家の特色を

持して旗を翻して居る。

此間に立つての春臺の詩は如何。其の立志の動機は『いざ歌よむ事をやめて詩作ることを習はゞや』に有つた。其れより二十年を経ては『詩の道を覺悟したることは、誰にもまけまじとぞ思ふ』と大膽な告白を敢てする迄の域に達して居た。殊に音韻の學に委しく、之を受けて釋無相は磨光韻鏡を著はした。

春臺の詩を概評すれば、古體に長じ、一辭一句に妙を求めず、奇を弄せず。用詞平易にして雄勁に、怪僻風を破り雅を滅するなどの厭ふべき所が無い。

殊に賦は諸人の難とするところ、仁齋も徂徠も是には手を觸れなかつたけれど、春臺に一つ、字の切りやうに文選の脉を用ひた鎌倉賦が有る。さりながら、後年同じ信州の出身佐久間象山は、望嶽賦と一對にしやうとして櫻賦を著した時鎌倉賦を指して拙劣笑ふべきものとした。

第四編 文章論

一 徂徠の主張

春臺の文論は、時代の刺戟に應じて餘儀無く著れたものである。

初め徂徠は、支那の先師先王の道に基づき、之を實際に適用するの前に、先づ其の眞意を理解領得するの必要より、文獻學的研究に入り、李于鱗王元美の集の讀み難きに憤を發して古書を取り、久しうして之に熟し、『其の文意互に相發し、注解を須ひずして、二家の集甘きこと蔗を噉ふ』が如き快味を恣にするに至つたもので、古學と古文辭との間に緊密な關係を定め、經術文章相稱ふを以て學者の本領としたものだけれど、先師先王の眞義を知らうとするは元より至當の事とするも、之が爲にと取つた李王の古文辭研鑽は之には餘りに關係が薄い。其れを此處に結びつけて、特に此二子を推獎し、擬古文を布いた事は儒學に資する事にはならなかつたのである。

其の渦中に入つた春臺は、凡て人の依るべき道は、古先聖王の遺教中の具備したものと、之を中繼した程朱を排したのは、全く理義に走つて其の眞意を誤つたものと観じたからで、此誤を避けて、古道を知る爲には古文辭を解し、是によつて其の正道を認めなければならぬものと考へた。

此考へは徂徠の歩趨を繼ぐものだけれど、徂徠の如く經術文章相稱ふを一重に學者の本領とする立脚地とは異なり、徂徠が甘きに酔つた李王の古文辭に對しても、條理無く貫串無き事を指示し、徂徠の文に及んでは、奇を好むの弊、徒に人をして難讀に苦しましめるを否定するに至つた。さりながら、此徂徠の主張に應じて、文雅の士は踵を接して其の門に集つた爲に、我が國の文章道には一大影響を與へて居る。

蓋、我が國の漢文稱すべきは四六駢儷に始り、漸く進んで五山の文豪義堂の深耕説、或は桂庵の島陰諸集の如き堂々たる文が著れたとはいへ、其の他は多く東鑑一流の文と甲乙の間に在り、惺窩や羅山の英俊でさへ猶義堂に及ばない事を知れば、如何に一體に幼稚であつたか、窮ひ得られる。徂徠の鼓吹した李王

二家の花が、此處に賑はしく咲き出でた事は、即ち修辭に憧憬した時勢の要求も有つたらうし、之を鼓吹した其の人は、室鳩巢が正徳三年八月の下りに記した『唯今江戸にて、文章は我一人と稱し申候』の自信有る徂徠其の人であつたから、忽ち一世の視聽を傾けしめたものだとも云はれる。

併し、新らしい運動には多く弊が伴ふ。殊に此古文辭に於いて然りであつた。其れが爲、後日山本北山或は中井竹山等より口を揃へて攻撃せられる事になつたけれど、是より以前、しかも護國同門の中から堂々の陣を張つて同人を戒めた者が有つた。春臺が即ち其の人である。

二 文章の意義

春臺の文論は文の意義に始まる。

『夫れ天に日月星辰有り。是を天文と謂ひ、人に禮樂典章有り。是を人文と謂ふ。易に曰く。天文を觀て以て時變を察し、人文を觀て以て天下を化成す。』

文の時用大なるかな』

夫れより古文獻に著れた文を探り、夫子の所謂文とは何なるかを推定して

『先王の道之を文と謂ふ。文とは他に非ず。六藝のみ』

と斷じ、其の聲名中國に洋溢し、蠻貊に施して萬世日月と明を合する所以を説き、學んで時に之を習へば、小は以て身を修むべく、大は以て天下を治むべきを告げ、古の君子は動作文有り、言語章有りと歩を進め、

『文固より君子の表なり。周の衰へてより、文其の本を失ひ、廼ち辭章を以て文と爲す。是に於いてか文人有り。屈宋其れ文人の祖か』

と一變を記して居る。而して、屈宋を以て文人の祖といふ迄には、其の説明が無くてはならぬ。則其れに至るの序次として仲虺の誥、伊尹の訓、周召の誥、或は康衢擊壤歌、元首歌、景雲歌、五子歌、さては周召以下伯芮、伯吉甫、公卿、國君、大夫士、閭里の小民になる詩を擧げて、學ばずし之を能くするは天性になるのみとし、荊軻、項羽の易水垓下の作に及んでは、後世詩人に賦せしめても及ぶ能はぬものだといひ、更に漢の高祖の大風歌を千古の絶唱と賛し、

是等は皆情が中に動いて言に形れたもので、恰も造物が巧を用ひずして自ら工なるやうなものだ、と詩の本質に觸れ、懷王に仕へた屈原を文人と謂ふ所以に及んでは

『上は龍逢比干たること能はず。下は寧武家羈たること能はず。其の放たるゝに及んでは、憂愁幽思して離騷を作り、反復諄諄、數萬言を累ぬ。史原辭令に嫻ふを稱す。余離騷を讀んで史氏吾を欺かざるを知る。原の文辭、日月と光を爭ふと雖も、然れども時に補ひ無く、後に垂るゝ無し。特に妻を棄て子を逐ひ、怨慕死に至るが如きは、則是徒に憐を後世に取るに足るのみ。多しと雖も亦奚ぞ以て爲さん』

更に宋玉を貶して屈原を僅に認め

『原や清しと雖も、要するに賢人烈士の行無し。余故に曰く。文人のみ』
此論調から漢の司馬相如は文人の雄なりといひ、漢季より文人雲の如く興つては居るが、輕薄無行の者十中の八九だと説きはじめて、唯唐の太宗の英烈を賞し、其の他の國君は殆ど荒淫度無く、柔懦振はず、以て危亡を馴致して居るこ

と一塗に出づるやうだと放抛した。

此因つて來るところを考ふれば、其の學に本無く、華辭を事とし、徒に技を逞しうし、或は能に矜るが爲であるから

『故に君子の學ぶ所は、先王の道なり、行ふ所は、先王の道なり。徳を成す所
以は、先王の道なり。夫れ然して後に諸を文辭に見はし、諸を事業に施す。
是の故に生きては以て廟堂に坐して政令を出す可く、死しては以て百世に血
食すべし。此を之不朽と謂ふ。然らば則文辭を著述するは、特に君子の緒餘
なり。土苴なり』

と、徳を立て功を立てるが要務なる事を力説し、其の志を失つて時に行はれぬ
時に、已むを得ずして文に訴ふる時なる事をいひ、

『今の學者、道に志さず。徳に據らずして、唯文藝を是執り、務めて其の辭を
麗くし、其の行を修めず、希ふ所は則左氏司馬、要する所は則名譽、日に文
墨を弄し、華華汲汲、唯技の售れず、名の聞えざるを恐る。輕薄の徒見て以
て之を悦び、聞いて之を慕ふ。是に於いて同じく相趨らんと欲し、同情相成

本 宰 者 畫

り、羽と爲り翼と爲り、更に相稱譽し、朋黨比周し、一世に横行し、茅を拔き、茹を連ね、奈何ともすべからず」
と、時弊を直截に記し、文章のよつて來る所に思を走らせて、徒に名を求むるの誤謬を自覺せしめやうとした。

三 古文辭の弊

當時の學者、自ら仲尼の徒と稱へながら、君子儒とならないで文人者流となり争ふ所は章句の末に出で、淫靡柔懦を以て風流と心得、無禮無度を以て任達とし、之を才子と謂ふ有様で、文筆を以て王侯の弄臣となるか、技を杯酒の間に奏して快を呼ぶの徒多く、志を得れば政に従ひ、得なければ環堵の室を守つて檻樓藜藿に安んじ、絃歌諷誦して堯舜の道を樂しむ底の人物は、曉天に星を望む程の寥々であつた。

殊に古文辭の旗下に集つた護國社同人の有様は、相見聞する機會の多いだけに

『今吾黨の學者、纔に筆を弄することを知れば、即ち古文辭を言ふ。其の文たるを觀るに、乃ち古人の成語を抄し、之を聯綴するのみ。文理屬せず。意義通せず』

『文辭を作る者は、法を古人に取り、諸を己が心に發し、諸を己の口に出し然して後に諸を筆に命じ、諸篇を著はす。苟に古人の體と法とを得て以て辭を修すれば、今言と雖も猶古言のごとし』

文章論 古文辭の弊

然らば、其の法とは何か。

「一に曰く篇法、二に曰く章法、三に曰く句法、四に曰く字法」

即ち古文や古人の成語を綴つて見ても、其の字と句と、或は章と篇との間の法に氣がつかないから、楚夏異調のつぎはぎになつてしまふので、古文辭の大家と云はれる汪伯玉や李于鱗にしても此弊が有り、之を倣ふ者に於いては更に一層目に立つものが有つた。

其處で、之を爲る者は、古人の成語計りに依らず、事情に切に、古法を了得して、步趨矩矱を失はなければ、強ひて古人の成語計りを用ひる必要無く、新辭を構しても勿論不可は無いし、詩に於いても、人情に本づき、體を辨へ法を明にし、以て風雅の道に違はなければ、則三百篇に繼ぐ事が出来るものとした。

四 徂徠と春臺

以上は文論七篇の大略である。之を著はした動機は、同人の摹倣古文辭の弊を

矯めやうとの意に基づくもので、讀李于麟文に於いても其の弊を指的し、『于麟一生務めて難讀難解以て自ら高しと爲し、終身其の古人に異なるを自覺せず』と、止めを刺し、徂徠に對し

『奇を好むの癖有り。中年古文辭を好み、是に由つて遂に古訓に通ず。奇なり。遂に之を守つて變せず。十餘歳にして歿せり。余惟ふに先生は豪傑の姿、少より老に至り、學術智識數變化す。若し之に假すに年を以てせば、久しからずして必ず古文辭の非を覺り、決して終に之を好まず、則其の文亦必ず一變せしならん。惜しいかな天年を降す之永からず、最後の一變に及ばずして歿せり』

或は書徂徠先生遺文後に

『先生乃ち概ね古字を用ひ、文必すしも古ならず、人をして其の難讀に苦しましむ。亦奇を好むの過なり』

『然れども先生は所謂豪傑の士なり。其の立言著書、務むるところは大義を明にするに在り。若し夫れ文字章句の細、初め甚だ心を用ひず。往往にして法

度の外に出づる者有り。其の作詩亦然り、實に皆豪氣の爲す所なり。庸詎ぞ傷んや。故に先生の書を讀む者は、要は先王の道を知るに在り。其の瑕疵を以て見るべからず。然れば、後學文を爲る者、先生の爲す所を以て法則と爲さば、又恐らくは其れ誤有らん。此知らざるべからざるなり』

の如く、其の陷る所を非として之を責めつゝ後生を戒めると同時に、先師徂徠を常儒を以て見るの不可なる所以を説いた。之は先に徂徠の辨道辨名の二書に對して、必ず傳ふべきものとし、其の他の遺著は傳ふるもよし、傳へないのも別に不可は無いとした事と、同一見解に基づく事である。

五 李牧の兵法と文章作法

春臺は嘗て少年子弟の爲に、李牧の兵法に擬して文章作法を説いた事が有る。
紫芝園漫筆に

「李牧趙の將と爲り、代雁門に居り、匈奴に備へ、日に數牛を撃ちて士に饗し、

騎射を習はしめ、烽火を謹み、間諜を多くして、厚く戰士を遇す。匈奴入る毎に、輒入りて收保し、敢て戦はず。是の如きもの數歳、亦亡失せず。匈奴は李牧を以て怯と爲す。趙の邊兵と雖も亦以て吾將を怯なりとし、士卒は日に賞賜を得て用ひられず、皆一戦を願ふ。是に於いて重騎を選び、士卒を精びて悉く勸し、愈益戦を習はしむ。匈奴小しく入る。佯り北げて勝たず。後單于大に衆を率て來り入る。李牧多く奇陣を爲し、左右翼を張り、之を撃ちて大に破り、匈奴十餘萬騎を殺し、襜褕を滅し、東胡を破り、林胡を降す。單于奔走す。其の後十餘歳、匈奴敢て趙の邊域に近づかず。李牧の兵法は、猶射家が所謂滿を持するの末に發するがごときものなり。文を學ぶも亦此の如し。多く古書を取り、熟讀數歳、文心稍動けば、輒觚を操らんと欲す。斯の時に於いては、且に須らく含忍して未だ作らざるべし。却つて復古書數部を取りて、熟讀精思すること一兩年なれば、則胸中憤懣して、之を作らんと欲する心、勃々として自ら已む能はず。是に於いて事に因りて思を構へ、筆を援り、辭に命ずれば、銚水の壺を去り亂絲の緒を抽くが如く、力を費す所

無し。工拙ありと雖も、其の成るは則易し。此李牧の兵法の意と相似たる者なり』

是に就いて想ひ出されるのは、春臺の父言辰である。

嘗て言辰が相知る毛人石川氏が材木商でありながら、頗る孫呉の兵書を好んで、語れば之に頗る條理が有る所から、子は何故兵書を好まれるかと問うた時、石川氏は、其の記事が、我が營む商法と能く似て居る所が有る。此故に好むのであると答へたと云ふ。後日言辰は春臺に、石川氏の兵書を好むは、恰も盜跖の飴であると戒めた。今若し言辰に、李牧の兵法に擬した文章作法を聞かしたなら、何と評する事であらう。

第五篇 短歌論

一 漢詩と和歌

春臺の短歌論は獨語に盡されて居る。

『世に和歌を好む人多けれども、和歌の道を知れる人こそなけれ。三十一字をつらぬる人は多けれども、萬葉集古今集に入るべきほどの歌をよみ出だす人を未きかす』

斯く當時を睥睨した春臺は、特別に短歌を學んだ事無く、唯父母が和歌を好んだところから、何時としもなく見やう聞真似に、十歳頃から十二三頃迄に腰をれ三四百は詠んだといふ。

併し、和歌が縦ひ上手になればとて、公家を越ゆる事もなるまいし、何時迄も公家の政を受けるのも口惜しい。詩は上手にさへなれば、公家をも弟子にする事が出来るから、此道ばかりは天下に恐れるところは無いと思ひついて、歌反

故一切を焼き棄て、其れより一意漢詩道に突入したのであつた。
其の眼から見て

「凡、唐土と、我が國と風俗同じからずと云へども、詩と歌との道ばかりは、
其の道理全く同じ。其の子細は、異國もわが國も、古も今も、人情は異なら
ざるに、詩も歌も、心の聲にて、性情を吟詠する物なれば、唐と大和と、詞
のかはるのみにて、性情を吟詠することは、少しもかはることなし。詩と歌
と、其のおもむきの同じきは、此の故なり」

と、明確に説破した。即ち漢詩も和歌も等しく性情の吟詠である。心の聲で有
る。

「然るに、異國も我國も、人の詞は時世につれて、かはる故に、詩も歌も時世
に従ひて、風體かはるなり。されば詩も歌も世の末になりて、昔におとるは、
風體のかはりにて、風體のかはるはその詞のかはるなり。此の理を覺悟して、
能く古にさかのぼりて、古の風體を考へ、古の詞を取り用ふれば、今の人に
ても、古の人に異ならぬやうになるなり。詩の道此の如し。此の理を以てお

しはかれは、和歌の道も亦かくの如くなるべし』

『我和歌を學ばねども、詩の道を以て考ふるに、今の世に居て、古におどらぬ歌をよみ出たすべきことは、さのみ難きにあらず。詩をみる眼にて、歌をみれば、歌の位も姿も明に見えわくなり』

此處にも尙古的學風は觀取せられる。

春臺は之に筆を續けて和歌と漢詩との比較を試みた。

『萬葉集の歌は、風雅より漢魏の古詩迄を兼ねて、稍盛唐の詩をはらめるものなり。』

『古今集の歌は、正しく盛唐の詩なり』

『後撰拾遺二集の歌は、盛唐に初唐の詩をまじへたるものなり』

『後拾遺より新古今迄の歌は、中唐晩唐の詩に、宋の詩をまじへたるものなり』

『新勅撰より下つ方は、云ふに足らず』

之を若し先に記した詩觀中、詩の變遷條下の各時代詩の比喻を參照するならば一層其の意を明にする事が出來やう。

二 時代の比較

更に春臺は、我が國と支那との時代比較を試みた。

『我が國元正、聖武、孝謙の御宇、正しく唐の玄宗の開元、天寶の時にあたるに、其比阿倍の仲麿、吉備公の如き人、入唐して、盛唐の禮樂文章を學びてかへり、我が國に弘めし故に、我が國の歌も、自然に唐詩の風體に似たり。仲麿が明州にて、讀みたりと云ふ、あをうなばらの歌は、盛唐の詩の佳境にて、李太白が峨眉山月の詩と同格なるべし』

あをうなばらの歌といふは、古今集にもある、あまの原ふりさけみればの歌を指したので、『定家卿あまのはらと改められしは口惜し』と附言してある。

其れより下つて

『桓武、平城、嵯峨の時に及びて、唐の大曆以後、中唐の世にあたりて、唐詩は、格調少し下りぬれど、我が國の歌は、猶さかりなり。白樂天が詩は、唐

詩の極惡道なるを、白氏文集我が國に行はれて、菅相丞甚これを好み給ひけるとかや。夫れより公家の人々、皆、樂天が詩を面白き事と思ひて、其の風調を和歌に移されしほごに、其の後の歌は三代集の體を失へり」

白樂天の詩を厭つた事は、詩論に於いても之を記したが、紫芝園後稿中の對客論文に於いて、宇野三平が唐詩を我が俗語に譯して子弟に授けた愚と並べて、大雅を傷るものとして斥けてある通り、俗に強ひて近づける事を墮落と見たのである。

續いて

「又源平の亂の時、異國は、宋の代にて、程氏朱子の道學興り、詩の道衰ふ。我が國にも、俊成、定家の歌道おこなはれて、萬葉集、古今集の風體衰へたり。俊成卿、天台の佛法を學びて、一心三觀の理を歌道の極意とせられたり。其の子定家も亦其の家訓を受けられし故にや、よみ出ださるゝ歌、皆、理屈にてくだくしきこと多かり」

「凡、我が國の歌は、定家卿より衰へたりと思ふ。爲家卿は又定家卿よりもお

とられたるよし、然るを、其の後の人、京極家の教を尊信して、今の世迄も堅く守り、金科玉條と心得るは、口惜しきこと、歌道の一大厄と云ふべし」何といつても萬葉集は一大傑作である。風雅より漢魏の古詩迄を兼ね、稍盛唐の詩をはらめるものと評した春臺の意は、其の辭の温厚にして漫ならず、質實にして俚ならず、美にして諂はず、刺りて隠さず、怨じて怒らず、愛して私ならぬを許したもので、變幻自在、飾らず、求めず、其處に眞生命を發揮したが、順次春臺の所謂上林宜春苑中の花と現じて、異種奇品燦爛として眼を照すものとなり、渾厚の力漸く薄れると共に、天造の美、自然の色采も失せて、窮屈な盆栽の天地となつて來た。俊成の

色々の雲の旗手をかざりにて入日や彌陀の光なるらん

法の皆盡きなん後の末までも彌陀の教へぞ猶のこるべき

等を見れば、萬葉時代の風體は藥にしたくとも見出だされぬ。其の俊成から定家、爲家等相繼々に斯道の中軸となり、其の子孫代々和歌を以て朝廷に仕へ順次師範家の基を築いたと共に、種々の法式を立て、壺中に遊戲せしめるやう

にしてしまつたのである。

三 和歌の大道

扱て徳川時代となつて、春臺の頃は

『今の人歌をよむほごにては、必、公家の中の名家なる人を師として學ぶ。是大なる誤なり。古より總じて、位高き人に。物の上手はなきものにて、上手はいつも賤しき者に出来るなり。歌の道にても人丸赤人は貴人に非ず。又今集を撰びたる人々も、友則一人大内記にて、五位の官人なり。貫之は、又其の下とみゆ。躬恒は甲斐の目、忠岑は右衛門の府生なれば、皆、地下の賤しき者どもなり。此の輩皆歌道に達せし故に、撰集の勅を受けたり。歌の盛なりし時だに、高位の人には、達者稀なり。況や、今の世、歌道衰微の時に、公家の高位の人に、何として上手あるべき。我に眼なき故に、公家の名家にて、歌所と定められたる人をば、必、上手ぞと思ひて、其の添作批判を受く

るは、淺ましき事なり』

此論法には少し無理は有るが、眠つて居る者を覺ますとしては、之も良い皮肉の筆を走らせ、其の因つて來るところを

『然れども、名利は悲しき物にて、はまれを得て當時にうらんとおもふより、公家の名家の稱美を、世にはこらんと計るなり』

と、内兜を見透かして反省を促した。

然らば、如何にして歌をものすべき。

『愚思ふに、歌道は、師に付きて、學ぶには及ぶまじ。但、和歌の書は、傳授なくては讀みがたき物なれば、其の事心得たる人に從ひて、書をばよみ習ふべし。既に書を読み習ひたる上は、萬葉集より三代集迄をくりかへし、千遍讀みなば、おほかた諳んすべし。詞をそらんじて、朝夕諷詠すれば、自然に風調をも悟るなり。其の間に古人諸家の歌學の書をよまば、法をも知るべし。其の上にては、花を見、月に對し、人情興感の事ある時は、自然に三十一字をつらね出だすべし。是、眞の和歌にて、上代の人の歌は、皆、此の境に至

りてよみ出だしたるものなり。上代の方は、自然の風俗にて、歌をよむ故に、師に學びたる人はなし。されば賤夫賤女も、皆能く歌をよむ』

此處に思ひ合せられるのは小澤蘆庵である。蘆庵はたいこと歌を主張して、歌壇に一運動を起した傑物であるが、丁度春臺五十年忌に當る寛政八年に著したふりわけ髪の中に、世の歌人が堪能めかして、人に珍らしくきいて貰はうのさもしい心から、殊更に變つた事をいひ出さうとする病を誹議した續きの「我心をよむをこそ歌とはいへ、人にきかれむとてよめる心の泉、源既に濁れゝば、下流いかでかすまむ。すべてざえなき人の、人にまさらむとするは、いと見苦しき事なり。それよりも、おのがいはるべきほごを知りて、心を平易にして、理たゞしき詞をもて、一筋についくれば、おのづからよく聞えて、別にならふ事なし。昔の人は、かくのみひたよみによみて、世に名高き上手となれり。人丸赤人はなり。下りての世、貰之みつねとても、誰にならへりや。」

を比べれば、春臺の意を受けたものと見られる程、似通ふ節々が多い。

和歌の大道は夫れ此の如く平坦であるが、注意すべき事は

『後世は風俗うつりかはり、人の詞も古に及ばぬ故に、今の人は必三代集より上つかたの歌を、數千首そらんじたる上にて、好き歌をばよみうべし。さて讀みたる歌も、必、人にみすべしとにも非ず。まして公家の人々に見せて、稱美をえて、名譽を求むべきにも非ず。我が心にて、幾度も玩味諷詠し、古歌に引きくらべて、其の似たると似ざるとの處を思量せば、何ぞよしあしのみえわかざる事あらん。かくの如くにして、歌數多くよまば、其の中に一首二首、古人におとらぬ歌などか無からん。身の一生にすぐれたる歌、一二首ありて、人にも稱せられなば不朽に足りぬべし』

と、いつて居る。之は古今に通じて謬らぬ教である。

四 春臺の主張

斯くて、春臺は、當時の人々が、學びやうの惡るいのだ、志を高く持たない事

とに因つて、古のしづ山がつにも其の歌の及ばぬを慨嘆し、和歌の道統を以て任ずる公卿の人々に對つて

『和歌の道を古にかへすべき事を思はずして、五百年來定家卿の教を守りて、道の衰へ往くことを知らず、至りてなげかはしきことなり』と、大息した。

果せる哉。先に公家の下にかゝみなんも口惜しと發憤して詩道に突入した春臺は、此處に詩の道より悟り得た歌論を提げて、公家を叱咤鞭撻した。單に公家に計りの叱咤鞭撻では無くて、當時の短歌界に對つての大獅子吼である。殊に注目すべきは歌道復古の宣傳である。儒學に於ける復古主張者は、期せずして此處に歌道復古者となつて現れたのである。

春臺の門人に渡邊蒙庵が有る。蒙庵の門人に加茂眞淵が有る。

眞淵は、荷田春滿、本居宣長と共に國學の三大人と呼ばれた我が國學流布者の大立物であつた事は周知の事ながら、儒學復古、國學復古、其の間に何等の脈絡も無かつたらうか。萬葉集の歌は、風雅より漢魏の古詩迄を兼ねて、稍盛唐

の詩をはらめるもの、古今集の歌は、正しく盛唐の詩といつたのは春臺である。いにしへ人の直くして心高くみやびたるを、萬葉に得て、後に古今歌集へ下りてまねぶべしと云つたのは眞淵である。和歌の道を古に復すべき事を思はずして、五百年來定家卿の教を守りて、道の衰へ往くことを知らずと嘆じたのは春臺である。やうやく壯年に及て、古への風のまこと有をしりて、亡國風を捨てこれに心ざしつゝ、今に至て、歌に治亂いきほひあることを詳にしています。古の風を尊み侍る、と記したのは眞淵である。即ち歌道復古の主張に於いては兩者全く相一致して居る。されば、よし眞淵の主張が春臺に基づかぬものとするとも、歌道復古の先覺者としては春臺を推さねばならない。而して

『古人の詩は、必、實境に對し、實事ありて、實興より出づる故に、其意皆實なり』

實之は、花に鳴く鶯、水に棲む蛙を迄引き出して、已むに已まれぬ心の悶え、其れが旋律を以て現はれるもの、即ち歌である事を説いたが、實境に對し、實事有つて、實興より出づる詩、其れは思ひ邪無き詩經より漢魏に亘る古詩の生

命で、又我が萬葉の眞骨頭であらねばならぬ。然るに

『後世の詩は、題を設けて作る故に、其意多く虚偽なり。是を無病呻吟と云ふ』
確に病無くしてうめくのである。題詠其の物が既に此性質を具備して居る。明治に於いて俳句に目覺め、和歌に革新の聲を揚げた我が國文學界には、既に徳川の中世に於いて、しかも文化の中心江戸に於いて、詩界迷夢覺醒の曉鐘を打った儒者有る事に氣づかぬ人が餘りに多い。

後

編

終

大
宰
春
益

太宰春臺書翰集

附錄 太宰春臺書翰集

其一

尙々唐詩明詩御覽被成候由當分ハ明詩を重ニ御覽可被成候明詩之手つまを御合點被成候は、御作御勸可被成ニ存候明詩之詞を御覽被成自由ニ御使被成候様ニ御心懸可被成候唐詩の稽古には明詩を先學候事捷徑

改歲之御慶申納候彌御堅固ニ可被成御越年與致恭喜候拙者も無異ニ罷在にて御座候唐詩は渾厚なる物にて學かたく御座候明詩ハ細工參り屋す

候客歲九月廿四日之御狀齋藤玄桂老々傳致にて十月中落手致拜見候其時く御座候近時少年之才子共多クハ此道より入申候折角御心長に御退屈

分拙者儀家兄不淑にて忌中ニ罷在其後假寧終日而も中陰之内ハ廢業にてなく御學習可被成候以上

太宰春盡

罷在候とかくの内及月迫積事取込申候而御答致延引候其前自是書狀進申候定而相達可申候通路之儀釋明ニ頼候て彼邸之留守居々貴藩之御留守居衆迄頼遣候様ニ可仕由被仰下得其意てなるほど左様ニも成申儀ニ御座候得共七軒町御屋鋪前一向宗忠綱寺へ御屋鋪之人數多被參候由承候忠綱寺拙者心安御座候問先便も頼遣申候此度も其通ニ仕候是ニていつも相達可申候と存候可御心安候

一玄桂老事委細被報越致承知候玄桂老々も手紙にて其段申來いつにても可懸御目由挨拶仕遣候得共元來無隙勤方之御仁之由にて其後方今手前へ見エ不申候其内對面仕ニて可有御座候

一御詩稿被遣致一覽點檢加雌黃進申候一々直シ進可申義可被思召候得共それにては御爲ニ成不申候惡キ處しるし付進申候間其元にて幾度も御改御覽可被成候又重而可被遣候早春多事取込申候間草々申殘候 頓首

正月八日

太宰彌右衛門 純

大幸伴十郎様

御報

其二

昨年御手紙致拜見候御慶御同意ニ御座候先日者御來賀忝乍暫得御意悅入
申候いまた餘寒甚御座候御堅固珍重奉存候然者律呂通考御返被成領收孟
子論御用之由被仰下則上下二冊致進覽候

一美濃紙拾貳帖被遣受取申候此間書肆ニ申聞置候當廿日前ハ忙御座候廿
日過候て可申付候間其前被遣候様ニと申候便次第爲持遣可申候野いたし
直ニ打せ可申乎御手前にては打候事出來兼可申候間打共ニ可申付候
一公羊谷梁二傳註疏拂本出候由にて御見せ被成候落張よほと見ニ候由被
仰下候初卷之分此方にて改見申候處公羊初卷四拾壹張不足谷梁序十三張
欠申候代金壹兩貳歩と申候由ちと高直ニ御座候是はとの嘉靖板十三經往

太宰春臺

年ハ全部にて金四五兩ニ賣申候其後近歲七八兩ニ上り申候今文金ニて十
壹貳兩も可仕候公羊谷梁二傳昔ハ金貳歩ほどニ買取申候其わりにて文金
三步ほど可然候へ共惣メ近年十三經之屬高直ニ成候間壹兩迄ハ苦かるま
しく候よほと落張且谷梁ハ虫くひか腐かよほと損敗見エ申候傭書にて
補候ニ致して六十張ほと補金壹歩にては出來中間敷候然ハ壹兩にても
高直に可有御座候御料簡可被成候昨日他行不及即報今日御人可參と如此
ニ御座候二傳不殘致完上候尙期面晤候 以上

正月十一日

太宰純拜

義卿賢契

其三

尙々毎度御丁寧之御書面此方々ハいつも疎慢之至ニ御座候御存之通方々之應
酬手前段々老來不堪勞候萬々御免可被下候 以上

客冬十二月五日之貴札廿五日落手致拜見候彌御平安之由恭喜不過之候拙
者事秋中大病九月少ッ、快方十月中旬々折々他出も致候處大病後元氣
未復候故ニ候歟冬ニ至少ッ、度々感冒ニて二三日煩候事二三度有之候十
二月廿日過又寒氣ニ中り廿五日々忌寒不快廿六日々發熱頭痛咳嗽甚ク不
食にて致平臥候秋以後不斷服藥無油斷候處別而又服藥加治療候間月十日
過々段々得快氣申候へ共中氣不足故か食事進兼粥之類麵類などは給申候
常飯給兼候故氣力も付兼申候因茲其後冬中禁足にて致保養候病後疎懶甚
候故其許へも返書致延引候内及改歲候間乍序御慶申納候彌御堅固ニ可被
成御超歲與目出度奉存候舊臘大口魚一苞被贈下拙者好物殊ニ右之病後不
食之節も此物口ニ適して致賞味候甚勝候風味にて御座候不淺御志不堪感
佩候越年之比々少ッ、食味も出候而此節ハ平常ニ罷成候此地寒中ハ暖ニ
て立春以後餘寒よほど強御座候間於今見合居申候もはや一兩日ニ他出も
可致と存候間御安心可被下候賤妻も冬以來度々持病發候而致難儀候大口

太宰春臺

魚之事御念入被仰下候惣メ禁食無之何ニても給申候間聊障無御座候
一斥非去歲十月迄ニ出來申候古訓外傳十二月出來申候庄内水野明卿又公
用有之十一月出府於今滯留ニて御座候外傳此節出來大慶不淺候
一先便ニ被遣候御作詩此度返壁申候舊臘被遣候詩文少々直シ進申候問目
もあらまし答申候病懶ケ様之事も埒明兼申候草々之段諒察可被下候子諒
君脩へ被遣候詩一覽候いづれも好御座候
一曲江駿府ニて無別條候由當春も來書有之候和良候も折々通路有之候
一呂氏六論難讀之由被仰下候いかにも左様ニ御座候悉さつはりとは濟不
申候

一沙枋之事被仰下尤之思召得其意悅申候沙枋沙板いづれ是にて候はんか
只今難定候恐クハ沙枋是ニて候はんかと存候考して重而可申進候
一口訣之事中華ニても申事ニて訣ハ凡法の管約ニて便利なる事を訣と申
候歌詩ニ作候を歌訣と申候妙訣眞訣要訣など申候事皆肝要なる法を申候

口訣とは口授口傳にて秘事を傳候事ニハ秘訣とも申候面授口訣と申事有之候

一加賀侯御學問御好恐悦之事ニ御座候由美彌次郎二百石ニて被召出候十月初之事ニて御座候

一豚兒方々拙作詩文書付進申候御禮被仰下則申聞候此度も又何やら書付進申候由中候

一今春ハ文章軌範も終可申候其次ハ荀子會讀仕筈ニ御座候病後不堪勞煩候間諸事致省略候御用捨可被下候 恐惶謹言

正月十二日

太宰彌右衛門 純

大幸伴十郎様

御報

其四

太宰春臺

別啓家甥不幸之事御吊慰被仰下御念入之義忝奉存候
一此表御屋鋪延焼にて御上下御難義氣之毒ニ奉存候 以上

二月八日

純
頓首

義卿 足下

其五

御手紙拜見御安寧珍重奉存候論語外傳第三本御返被成受取申候次卷一本
致進覽候扱々はやく御寫取被成候將又河津翁壽頌御覽被成度由即致進覽
候何茂後刻可得御意候 以上

三月十八日

純
拜

義卿足下

其六、

再啓 舊冬貴國雪深候由被仰聞候此地も冬中數度之雪春ニ至候而も七八度も降
申候寒氣も甚上巳之後迄も火爐を違さけかたく重衣にて居申候此間暖ニ成申
候尙期後便候 以上

客歲十月十日之貴札當春正月廿五日落手又今春正月二日之貴札も右同日
落手何茂齋藤玄桂丈を傳致にて致拜見候事舊候得共新年之御慶不可有盡
期候彌御堅固ニ御重年被成目出度奉存候拙者も無異ニ罷在候乍慮外御安
心可被下候

一去歲此方何角苦身共仕候事被仰下忝致承知候逐一不及御挨拶候

一齋藤子今春預尋訪候處致他行不能對面候文通ハ折々仕候

一論語古訓上木舊冬以來段々彫刻仕此節は板數もよほど出來申候諸事吟
味等仕成就之儀ハ六月比遅ク共七月迄ニハ相濟可申由書林中候入銀文金
百疋被遣槌ニ領收即書林へ渡シ申候正月末此地錢價金壹歩ニ七百拾文ニ
て御座候故入銀六百文引取ニて百拾文餘り申候を拙者方ニ預り置申候書

太宰春臺

物其許へ遣候節返進可申候

一爲新春御祝儀御樽代金百疋被惠下遠境御丁寧之儀不淺忝幾久と致祝納
候

一私亭會業客冬々南華開卷又今春々尙書をも毎月三次會讀仕候釋明子才
子肅何茂無異變會集仕折々及御尊候庄内山本實直も折々書通御尊申來候
新年無手透御報致延引候御用之儀追々可被仰越候 不具謹言

三月廿四日

太宰彌右衛門 純

大幸伴十郎様

尙々今年も御出府之沙汰無之由いか様近年中御越にて可有御座候

其七

再啓先日令兄金大夫殿々御傳致にて貴地醫者衆姓名ハもはや忘却候書狀
到來候足下々御副狀にても無之候乎と使之人ニ尋候へは無其儀候由申候

間若外ニ參候書狀ニても有之候は、重而可被遣候此醫者衆不存候と口狀
にて申進候扱右之書狀開封も不致其儘置申候處よほど過候而金大夫殿
御使にて外ニ副狀も無之候右之書狀返し候へと被仰越候間完封にて返し
申候惣而遠國を折々様之事有之候へとも知人の方々案内引付無之候て
は受取不申候尤開見も不仕候縦手引有之候ても遠境及こしの指南無益ニ
候故一向受引不仕候此段足下兼々御存之事ニ御座候間萬一此以後被相頼
候共御引合被下候事御無用ニ可被成候及こしにては中々不參物にて一二
之間目など受候ても答にもこまり申候老衰別而難堪候諒察可被下候右爲
御心得申進候 以上

四月六日

純 拜

義卿 足下

其八

太宰春臺

尙々度々之御細書逐一致拜見候此方々へいつも粗報御免可被下候川副七郎苗
德實弟龜之助と申候今年十三歳會日ニハ此方へ參候而讀書なと致見習申候丈
夫なる生質何とやらん靜ニ見エ候て學問も仕そうニ存候

三月十一日之貴札四月六日落手致拜見候時枝金大夫殿へ御傳致ニて近日

將又増註家語板も今少ニ成當秋迄には成就可仕様ニ御座候成就之節貴

此地御發足候間返書進候は、早速遣候へと被仰越候其折節當春以來之返

地へ可被仰越候此書ハ忠綱寺々御屋鋪内へ頼遣申候 以上

書認置候儘頼遣申候定而相違可申候又其後四月三日之貴札廿三日落手致
拜見候彌御平安之由致恭喜候拙者も癩瘡久く致難儀此比得平癒候賤妻舊
臘以來病氣度々打返し難儀至極仕候處漸近日少ッ、得順快申候豚兒も無
異ニ讀書寫字爲仕候

一松崎才藏方へ一封書被遣則致傳達候會席何茂御噂申候右之御草稿並御
近作等被遣致一覽加點竄致返璧候

一無隱和尚石州人にて貴國御菩提所ニ被致住持御出會被成候由長州ニて周南瀧彌八など知人ニて噂被申候由珍敷事ニ御座候古詩一首御見セ被成遂一覽候いかにも學力有之候様に見エ申候詩もよほと被作候と見エ申候折々御對談被成候而も可然御事ニ候右無隱師之詩此度致返進候
一無隱師無孔笛と申詩集被著未致板行大潮百拙序有之候由百拙も文字之僧ニて折々文章など見エ申候

一四月之便ニ貴地黑崎わかめ御惠忝奉存候拙者嗜好之物此地ニて賣候伊勢之産ハ剛クして多沙石甚不好候御惠候品ハ道中濕りも不致無恙參候甚好御座候而日々致賞味候遠境かさ高之物被贈下御心遣山々忝致感佩候
一竹内玄叔與申人ハ書狀一封到來候足下ハ御副狀にても有之候歟と尋候へ共無其儀候惣而遠國書通多分致謝絶候間完封致返璧候先便ニ委細申進候此度御書中ニ右之人學術之筋被仰開始而致承知候三宅丹治ニ被學候て古學ハ合點參申間敷候猶期再便候 恐惶謹言

太宰春蓋

五月一日

太宰彌右衛門 純

大幸伴十郎様

御報

其九

尙々此地頃日酷暑凌兼候故草々如此ニ御座候萬端後便ニ可申入候

四月廿七日與貴札五月廿八日齋藤玄桂丈々達致拜見候彌御堅固之由珍重
不過之候拙者も無異罷在候春中進候返書御披見詩學之儀隨分御心懸被成
候由御尤ニ御座候此度御改作共其外御近作被遣遂一覽返進仕候とかく急
ニ參候事ニ無御座候御心長ニ御稽古可被成候

一忠綱寺へ御傳言申達候御念入之御事と被申候

一論語古訓當六月上旬ニ出來候而書林々差越入銀之御方へ進くれ候へと
申候早速其許へも進申度存候處書狀認兼候而少遅り申候當年春右入銀被

遣候時早速書林へ相渡申候其比此地町ニて文金壹歩ニ錢七百拾文賣候ニ
付古訓壹部代錢六百元引取餘錢百拾文戻り申候因茲眞書筆取候而可遣由
被仰越心得申候折節手前へ遣し置候筆有合之儘百錢に三對之筆三對十六
錢之筆壹對此度書物と一所ニ進申候御受取可被成候
一金澤之扇子一握被遣下不淺忝奉存候海内之佳品にて御座候珍玩仕候遠
境御心遣千萬ニ御座候

一去秋家兄不淑之事御吊被仰下忝奉存候

一此度書物早ク遣申度草々如此ニ御座候猶期後音候 頓首

六月廿四日

太宰彌右衛門 純

大幸伴十郎様

御報

其十

太宰春鑑

再啓河津眞甫事御悼被仰越候趣彼弟太膳ニ申聞候忝存候旨心得申進くれ候へ
と申候親父正伯ハ依舊違者ニ御座候

六月廿三日之御狀七月九日落手致拜見候暑中無御別條御凌被成珍重不過
之候拙者も無異ニ罷在候

一四月五月進候返書何茂相違候由本望ニ御座候賤妻病氣之事御案被下忝
奉存候舊臘ハ今年七月迄煩申候處七月上旬ハ段々順快ニて此節ハ大方平
復仕候御安心可被下候拙者も五月中旬ハ少々不快ニて其後不食久々に
氣力も薄御座候處盆後ハ段々得快氣只今は食も如常給申候此亦御安心可
被下候其元ニても御親族御中吉凶御取込之事有之候由何角御心遣察入候
一近作之詩御見セ被成致一覽加雌黃致返璧候御作よほと好御座候連ニ御
心懸可被成候急ニハ參らぬ物ニて御座候

一駿州禪僧越州先年東都ニ遊歷之時南郭會席へ出増上寺雲洞ニも心安候
由にて文理も有之候足下も御出會被成詩をも御覽被成御賞翫ニ思召之由

一段之御相手にて御座候此度詩二首御見セ被成見申候なるほど薰陶之力
見エ申候但七律第二句茶一盃ノ三字禪家之口氣唐詩之語ニハ不叶候絶句
第一句風字一平聲病ニて御座候

一増註家語七月中ニ板不殘出來此節點檢仕候此上少々正誤相濟候は、早
速摺立賣出し可申候其許へも早速遣し可申と存候處何か思召寄有之當分
暫此方ニ留置候へと被仰越ともかくも得御意候追而又可被仰越候

一草廬會業國策終此次家語ニ可致之處未成就故其間辨道辨名吟味可仕由
社中望ニ付去比ハ辨道始此節ハ辨名ニ入候左傳も只今成書半ニて御座候
一好物之熬十縫御惠被成不淺忝致受納候右ニ申候通五月ハ不食仕難儀之
處嗜好之物御惠ニて殊更ニ賞味仕候老境故か漸々鮮魚不如鹽魚鹽魚不如
乾魚覺申候遠境御深志不堪感佩候

一金澤多賀了因今年四月東行之由閏月初拙者方へ知セ來候其後於今私宅
へ不被參候去秋以來病氣にて當春未平復之内東行之命にて不得已押而被

太宰春蓬

參候處とかく氣分不勝御上屋鋪へも不罷出當務迄勤候而被居候故他出も
不罷成候由一兩度被申聞頃日廿日餘も消息無之候如何被致候歟無心許き
のどくニ存候何とそ全快被致候へかしと存候

一大野侯も御隠居家督相濟當君六月末入部にて御座候學問彌無御懈怠御
心懸にて珍重ニ存候岡繁右衛門も供にて被歸候稻垣茂左衛門當地用人役
ニ成申候少々加恩も有之好首尾にて御座候拙者も悅申候餘事致省略候恐
惶謹言

八月朔日

太宰彌右衛門 純

大幸伴十郎様

御報

其十一

尙々足下癒早速御快御座候乎癒後ハ調理殊ニ大節之事ニ候必無御油斷御養成

可被成候御平復之事承度候　以上

六月廿六日之貴札七月十一日落手致拜見候貴地當夏暑甚御座候由此地も二三十年無之酷暑と諸人申候足下も六月十九日ハ瘡疾御煩被成候由被仰聞御難儀察入候初而にて御座候か前々ハ御慣被成候歟初瘡ハ殊更落兼申物ニ御座候其後御快御座候歟承度候當表も瘡時行にて拙者妹も六十餘にて五月十日ハ發瘡にて再三回作於今落切不申食ハ少ク甚草臥申候拙者苦身御察可被下候其外親朋之間ニ瘡多御座候拙者も近年五日六日不食仕候内今年ハ土用中ハ暑甚土用過候而餘暑殊ニ甚候故六月末ハ暑氣中り少し泄瀉も有之第一食時一向不進氣力無之只管怠惰嗜臥終日伏枕にて居申候七月一日ハ引込他出不致子才藥服用申候最初相應ニて泄瀉も止少々快方ニ御座候處七夕の後盆中ニ至食事甚給兼朝夕之飯食を惡ミ申候今少指重り候は、翻胃膈噎之症にも可罷成歟六十以上之老人ニ此症多有之候間拙者も其類にて御座候はんと覺悟も致候折節子才も他之病用繁多にて見廻

も違ク御座候故近所に水戸侍醫老功之人田中通碩平生懇志ニ付頼ミテ十日
此藥致服用候十九日人參壹分ツ、入用申候此藥にて段々快方ニ
て廿四五日食味そろ／＼出候而朝夕之食少ツ、給よく罷成候是より氣
力も少ツ、付申候當月初比々晝之内伏枕稀ニ罷成大方起居仕候此五六日
以來ハ食事彌給よく食量も大方平日に近きほど給申候最早次第ニ向快氣
申候間御案被下間敷候去月十日迄會業ハ致候へ共其後止ニて今月八日
會業始申候他之勤ハひと止候而未罷出候勞倦を覺候間當月中も來月迄
も出勤ハ扣可申と存候右之通故去年中ハ心氣甚懶ク書狀も認不申萬事を
止候而居申候故久々返書も進不申委細ハ井上左大夫殿存知之事ニ御座候
餘暑も去涼冷ニ成申候間是ハ快復可仕候御安心可被下候
一いつも被下候煮一包御惠被成忝奉存候病中不食之節別而珍賞悅申候不
宜と被仰下候へ共一段好御座候御志不淺候

一先便ニ豚兒方迄文稿被遣致落手候右之通病氣故未經開見候其内見申候

而可進候

一右之後又賤兒方へ御消息致承知候賤兒方へ摺扇御惠被成悦申候於拙者
忝存候遠境每度之御心遣痛入申候重而ハ御用捨可被下候

一井上左大殿夏中ハ相見其以來每會出席被致候謹敷之人と見請申候尤及
御尊候

一内藤杏庵事被仰越致承知候一段好人品にて學業も出精之體にて珍重ニ
存候六月中瘡疾一度快氣候而出勤之爲ニ刺髪いたされそれハ再發熱甚段
々指重り七月十九日死去にて候容體承候所熱病と聞エ申候然處他之醫中
暑と見候而致療治候由ニ御座候天命と乍申扱々無是非きのとく笑止千萬
絶言語候彼叔父甚こまり被申候由に候尤之事ニ御座候越中ハ遙々江戸へ
死ル斗ニ參候と申物ニ御座候不幸不可過之候

一拙者家内無異ニ罷在候賤妻事度々御尋被下忝奉存候折々持病發候へ共
近頃ハ病症少輕ク御座候當分氣遣敷事も見エ不申候御心安思召可被下候

太宰春蓋

餘事期後便候 恐惶謹言

八月十二日

大幸伴十郎様

御報

太宰彌右衛門 純

其十二

尙々毎便御丁寧之御書面緒々悉過分仕候當月ハ大風雨大水ニて世上甚難敷心遣も多御座候而殊更不得閑暇候故先草々及御報候重而可申入候以上

五月四日之貴札十七日落手致拜見候長途無御障五月一日御歸着被成御留守も無御別條皆様久々ニて御對面被成御大慶之由致承知恭喜不過之候殊ニ道中天氣好候而越中ニて半日雨具御取出被成候迄之由御仕合ニて御座候御取込之内早々御音書忝致降心候此方無異ニ罷在候然共御存之通不得手透報書通引之内四月廿五日之御狀達候而委曲致拜見段々御念入候趣不

淺次第ニ御座候其後も此方取込候事共左之通にて報書延引仕候處七月十四日之御狀落手且貴國名産之扇子一握御惠忝致領納候遠方御心遣痛入申候右三度之御狀此度一書ニ奉答候

一釋明子宣へ御傳言達申候

一五月朔日食皆既之様ニ思召候由當地も其朝天陰少も日輪見エ不申候皆既にて候歟疑敷候惣而食之分限推測之通ニ無之物ニ御座候五雜俎などに申置候

一此表御發足前今一度手前へ御出可被成と御心掛被成候處御用多不被及其儀之由被仰下御丁寧之御事に候誠以去々年以來永々御在府御勤苦之段御深切之御志感心不淺何茂御噂申暮候

一御歸以後ハ何かと御事多看書も進彖候由左様可有御座候靜ニ可被成候一釋明子宣へ御書簡被遣釋明へは早速届申候子宣事ハ別ニ申進候草稿御見セ被成此度致返壁候少々致改竄候

太宰奉書

一第三度ニ釋明子宣君脩方へ御狀并扇子被遣釋明君脩へは早速届申候忠
綱寺々子才方へ被届候由子才方々此方へ達申候子宣方へ之御狀并扇子ハ
子才方へ返シ申候

一御別紙ニ御尋之事答進申候

一貴地夏中之天氣被仰聞候此地土用前土用中暑薄御座候盆中々少々暑甚
御座候へとも常年より薄御座候然處八月一日大雨大風入夜東北風烈ニ而
都下人家夥ク破壊申候本所淺草邊大水二日三日々六日七日迄陸地を船筏
にて往來仕候八日又大風雨小石川溢ニて水戸邸中へ流富坂下人家床上貳
三尺浸申候小日向邊も江戸川溢ニて服部宣哲などの宅床上壹尺四五寸浸
申候本所邊之水ハ關東開國以來未曾有之大水と申候信州上州武州下總州
之大水定而其許へ相聞可申候民家流亡溺死以萬數と申候兵革とても是は
と人の死亡候事ハ稀ニ御座候中華にては一戰ニ數十萬も死申候本朝にて
は近世是ほどの死亡ハ多ク有ましくと存候關東諸侯旗本知行所損毛無限

沙汰ニて御座候扱々大なる天災ニて貴賤心も落着不申候定而追々貴地へも聞え可申候縷々難盡筆端候拙者も朔日之風ニ宅之屋よほとあひかれ八日の雨には土藏壁一方落中候外板垣等も倒候て難儀至極ニ御座候乍去高地故水難をは免申候拙者無異荆妻も此節ハ堅固ニ罷在候御安心可被下候一拙者儀段々老衰倦怠候ニ付相應之者有之養子もらい申候五月末手前へ引取申候當年十三いまた幼弱ニ御座候へ共くれ候はんと申候を幸にもらひ申候名は彌三郎と申候乍序申遣候

一夏中覺聞師被參御噂申候此僧も増上寺ニ首尾よく勤被申候一段ニ御座候

一國策會讀此節齊策ニ而御座候周禮ハ冬官考工記ニ入申候席上諸子何茂御噂申候拙者方右忤引取候事にて夏中多事旁故久々報書も不仕候餘り疎慢と存今般返書進申候心緒致省略候 恐惶謹言

八月廿五日

太宰彌右衛門 純

太宰春臺

大幸伴十郎様

御報

其十三

別啓子宣事六月中旬々目疾ニて會席へも不參候足下之御狀六月十七日落
手子宣へ書簡被遣候目疾快出席候は、可達と存其間遠方幸便も無之未達
候由六月廿八日々他病指出以外大病にて七月初には少し快方之由ニ候處
又指重り八日朝急ニ取詰死去申候父兄も有之候へとも如何放心候歟此方
へ會知セも不致十三日外々始而傳聞候扱々驚入殘念至極ニ存候御覽之通
沈黙なる生質近年學問も甚進篤志にて末々頼もしく存候處今年三十六拙
者方へハ十五六年參候初心之時々指南仕拙者身後迄も用事等頼可申など
存居申候處存之外不幸短命にて大ニ力を落し申候事御推察可被下候右之
通故書簡得届ヶ不申完封返進申候御受取可被成候足下もさこそ御殘念ニ

可有御座候此度之御狀扇子ハ子才ハ返進仕にて可有御座候また知らぬ人も有けりと申候古歌是ニ付ても存出候さそ御驚可被成候 以上

八月廿五日

純

義卿足下

追啓敵廬及破損且甚狹難儀御存之通故今般近所にて少廣地をト居仕只今造作最中ニて御座候四月中御出府之時分者新居ニ可罷在候爲御心得書付進置候

小石川牛天神うしろ七軒町

常泉院南隣

右之通にて相違無御座候傳通院門前ハ二三町東南水戸邸之西にて御座候

其十四

尙々御文章並詩且御尋之品共答ニて都合三通此度致返壁候又何にてても可被仰
太宰春臺奇輪集

太宰春臺

下候席上諸子折々及御噂候覺聞ニも久々不致對面候只今之勤役無隙由ニ御座候 以上

四月廿六日之貴札安田新左衛門殿々御傳致ニて無滯相達致拜見候愈御堅固ニ御勤仕被成御讀書も被出御精候由被仰聞一段之御事珍重奉存候此表無別條拙者も無異ニ罷在候乍慮外貴意安思召可被下候當年ハ氣分も快御座候故三月下旬存立武州高麗郡々上州沼田迄旅行仕沼田候在所ニ被居候見廻候而暫逗留仕彼近邊所々遊歷仕四月中旬歸宅仕候留守中も無別條候得共用事積り有之不得手透其上五月末々外姑重ク煩にて荆妻一所ニ苦身仕盛暑之節奔走往來仕候別ニ近年親族病人有之手前へ引受看病仕候而是ハ得快氣候得共外姑ハ本復も不致七月初ニ終中候此凶事ニ取込申候處益後々拙者よほど煩八月初迄平臥にて罷在候漸得快氣二日又荆妻煩ニて頃日迄苦身仕候此間者得快氣申候而家内靜ニ成申候御安心可被下候右之通故久々御報延引失禮御免可被下候刺鯖三刺被贈下遠境御厚情忝次第殊ニ

五月初之事此地にては甚珍賞仕候誠ニ佳味各別之儀ニ御座候

一手前會業不相變何茂寄合申候文選此節迄ニ終り申候毛詩ハ此間大雅にて御座候是も冬迄にハ終り可申候此次何を會讀可仕歟未定申候

一左傳漢書文選など御覽之由一段之御事ニ御座候不解之處多御座候由それニ御構なく數遍熟讀可被成候唐詩明詩も御讀被成候由御尤ニ御座候別紙御近作被遣何茂遂點檢進申候詩ハ隨分詞を御擇可被成候

一論語徵等御用之節ハいつにても可被仰越候但此元御屋鋪にても御出入之書肆ニ被仰付候は、調可申候拙作論語古訓も下書致出來板行仕筈ニ定申候是ハ古註朱註堀川徂來其外古今之諸説を收候て至極簡約ニ註仕候論語講談にても仕候ニ便利なる様ニ仕立申候全十卷紙數百六十張ほど有之二冊か三四冊ニ仕筈ニ候入銀之面々も有之いまた板行に取懸りハ不致候來春夏迄ニハ出來可致か若御望ニ候は、可被仰下候入銀青銅六十疋ニ定申候去共いまた銀子ハ取集不申人數斗しらへ申候上木ニ懸り候節取集候

太宰春臺

積りニ御座候令兄時枝金大夫殿瓜期到來御歸國被成候由此節ハ御同僚安
田新左衛門殿御勤番之由得其意候此書狀此地御屋鋪へ手寄を求頼遣申候
無浮沈相違候へかしと存候子才御咄申候

一貴國文金乏ク錢高直ニて御難儀被成候由此表も錢段々高直ニ成申候海
内之愁苦不過之候當年ハ夏五月霖雨秋又盆後ハ霖雨於今未晴萬民難儀仕
候申遣度事多御座候得共夏以來諸方へ無音仕此節書狀毎夕數通認候故不
能多毫候御用ハ無御心置可被仰下候猶期來信候不乙 早々

九月十二日

太宰彌右衛門 純

義卿 足下

其十五

六月廿五日御狀被下七月十四日落手致拜見候其節珍敷金澤扇壹握被贈下
忝致領納候甚暑之節御堅固ニ被成御勤珍重不過之候此方も無變儀候得共

拙者如例年五月を食進兼暑にも耐兼申候故氣力少御座候而返書も認兼申
候内七月廿日を臀癰左臀ニ出來徑壹尺ほど腫しこり其上大熱泄瀉不食に
て廿一日を致平臥候内治者子才外治ハ松平豊後殿扶持人吉田一端と申者
拙者甥女夫にて學問も有之良工にて御座候を招候て急ニ治療を加申候泄
瀉には自利も折々有之第一熱盛にて口舌乾燥冷水を好候ほとに候處内外
治療無手延候故早速得順快泄瀉止臀癰も膿水出八月初を段々快方に罷成
候それる食も少ツ、給付候へ共老年之大病草臥も甚御座候而氣力付兼申
候於今引籠居申候乍去もはや氣分はすきと平復食も大方如常ニ給申候脚
力今少非如常候故出門之事扣候て見合申候最初之體にては命も少危存候
處先々存命申候御悅可被下候去月十二日を座敷へ出對客仕廿三日を會業
も致候御安心可被下候八月廿四日之貴書も九月八日落手致拜見候右兩回
之御報此度一紙ニ致進候嗜好之鰯拾五縫被下忝奉存候平日嗜申候病後殊
更口ニ適候て悅申候家人にも給させす拙者一人ニて致賞味候

一古訓外傳不殘板成申候いまた校合濟不申候冬中には賣出し申ニて可有之候

一斥非も刻出來候而此節校合最中ニて御座候大坂之盜刻此方々致停止候此方之板ニハ拙作雜文九首附録申候六經略說ハ定而もはや御覽可被成候一字野三平當三月七日病死之由此地にても致承知候大風病之由申候不便之事ニ候

一御作之詩被遣心得申候大病後精神乏ク詩文點校など懶ク御座候今少御待可被成候重便ニ答可申候

一松本三太事御悼被仰下候是も息頼母跡目無相違八百石相續是迄用人にて候處今處今秋岡崎候參觀之後年寄ニ御申付被成候

一金澤も今夏先候薨去御大變ニて御座候貴藩別而御力落之由御尤ニ御座候右御病中蘭醫も被召呼此地々も大高元參候由委細承候辻祐安醫案も多賀了因見せられ見申候いかさま不文ニ見ニ申候金澤御政も向後ハ故先宰

相様之時ニ復し可申など風聞有之候いかさま此近歳ハ儉嗇太甚笑止なる御様子ニて御座候

一貴國暑甚御座候由此地も五六月ハ暑薄土用中涼七月末ハ八月中旬迄秋暑酷烈拙者病中殊ニ困申候

一經濟錄定而段々出來可申候縫殿方へ御傳言達申候

一社中別條無御座候同盟折々何茂御尊申候曲江ハ今秋駿府成役ニ被越候餘事重而可申進候 頓首

十月八日

太宰彌右衛門 純

大幸伴十郎様

御報

其十六

尚々毎便繰々御丁寧之御書面過分仕候從此方いつも疎放草答不能盡一二
太宰春蘆書翰集

太宰 卷 蓋

候御怒察可被下候又追而可得御意候 以上

十月一日之貴札十七日落手委細致拜見候未報候内又同月六日之貴札今月一日落手致拜見候段々寒冷ニ成申候處彌御安寧之由致承知珍重ニ奉存候

此方無別條拙者も彌平生にて罷在候御安心可被下候
一増註家語其許へ遣候儀暫扣可申由度々被仰下得其意候明年此地へ御出之事も可有之歟之由左候へは珍重ニ御座候近内相知可申由御左右次第ニ可致候

一金澤多賀了因久々之所身大方快復にて先頃手前へ被參候無隙由にて其後見エ不申候無別條由ハ承候而悅申候

一釋明方へ御狀被遣即達申候面談之節御噂も申候返書未參候君候留守甚無隙候

一子肅へ一封早速届申候此方へ被仰越候趣も委細得貴意面談も致候御頼之序文繕寫此間出來拙者にも見せ遂一覽候其上にて如元封認候而手前へ

遣候間此度一所に返遣申候尤子肅返書も有之候右御狀落手之後此比貴邸
方返書取ニ參候へ共拙者此間不得隙未認候故其斷申候其後子肅寫字出來
參候間則一封ニ認遣申候

一近稿被遣致一覽候間返璧仕候

一再便之御狀縷々御念入之趣致承知候先便ニ遣候國策脫紙御領收被成候
由悅申候

一古訓外傳誤字改正之事御心得被成候由致安堵候

一家語會讀去月十三日方始申候短日故はか取不申候

一社中諸子變儀無御座候拙者家内無異之分に御座候へ共拙荆もかく折々
持病指發此節もよほど大發にて致難儀御察可被下候子才ハ子持ニ成申候
君脩無異ニ勤申候御噂申候兩回之御狀此度一紙ニ奉答候尙重而可申入候
不盡 頓首

十一月五日

太宰彌右衛門 純

太宰春盛書翰集

太宰春臺

大幸伴十郎様

御報

其十七

御手紙拜見如仰一昨日ハ緩々得御意致大慶候御歸之後滿座詩も成申候日々甚寒凌兼申候御堅固珍重ニ奉存候然者爲歲末御祝儀見事之海鮮一柳七樽儀二百疋被掛御意每度被入御念忝次第ニ御座候幾久與致祝納候御丁寧之御紙上痛入不任感佩候小所三平方へも御祝儀被下於拙者忝存候使ニ遣申候歸候は、爲致拜受可申候

一拙者小瘡益不出來にて難儀至極ニ御座候随分内外加治療申候一文論御受收被成候由緩々御覽可被成候漢書いつにても取ニ可被遣候及暮草々不盡縷々候 以上

十二月廿日

太宰彌右衛門 純

大幸伴十郎様

其十八

別啓

貴國先君侯御逝去被遊乍忍奉驚候各様御力落可申様も無御座候不盡

十一月廿一日

純 頓首

義卿 足下

其十九

追啓詩藪御覽被成候由一段ニ御座候とかく書を随分御讀可被成候讀書千遍其義自見と申事朱子も此詞を被取候御年壯に候間末頼もしく御座候必むりニ御セリ被成間敷候急ニハ參らぬ物ニ候大器晩成と老聃之格言ニ御座候御徳深ク候間御學問御せり被成候は、御病氣出申事も可有之候それ

太宰春臺書翰集

太宰春臺

にては散々之事ニ御座候御心長ニ御一生之御精力を御用可被成候明年春
秋之内ニは御出府も可被成かの由何とぞ左様候へかしと存候命さへなか
らへ候は、可得御意候詩學も只唐詩明詩を折角諷誦可被成候義理ニ御構
なく只諷誦可被成候いまたおそからぬ事御一生之内ニ好詩一二首出來候
へは不朽ニ成候と御心得可被成候 以上

六月廿五日

純拜

義卿 足下

別啓貴國痘瘡にて先侯御實母様御死去被成候由定而御年老と奉察候御老
後之痘瘡六ヶ敷可被成御座候此方にて去年ハ惣而人多損申候當社中に
て子宣以後大野中村宗左衛門急病にて極月十日死去河津舍人久病にて十
二月十四日死去申候宗左ハ廿九舍人ハ三十二にていつれも可憐人にて御
座候宗左ハ殊ニ大志も有之大野侯内にても行々政をも執候人にて御座候
殘念至極彼君候も御父子共ニ御惜ミ候沙汰ニ御座候拙者殘念御察可被成

候人不可以無事古人之名言にて御座候折角御自愛可被成候乍序申入候右
兩生御存之人にて御座候御悼可被成候

別啓去暮ハ世間米價貴ク成候而士人少々悅申候貴國之御様子被仰聞候文
金銀彌行ハレ候て銅錢飛躍仕此元にても士人難かり申候八木少々高直な
る點にて諸物甚高直故是には何茂困り申候委細ハ申殘候 以上

再啓

別啓岡崎侯大夫松本三左衛門近年病氣付被申候處今年四月七日屋形へ出
仕殿中にて卒倒死去被申候年六十七賢大夫にて候間惜き人にて御座候拙
者も三十餘年のなしミにて御座候故殘念至極ニ御座候象之同然之死狀に
て一入殘念に御座候足下も此許にて會席も折々御遇被成候人にて御座候
間申遣候

再啓御同志無之由御尤ニ御座候急ニハ出來申間敷候此同志ハ有兼申物にて大野にては旗奉行岡田十郎右衛門と申仁一人之世話にて學問之志出來候人數輩有之候足下も貴邑之文翁に御成候様連ニ御心懸可被成候若キ衆など堅き事にては入兼申候先なくさみの方々入申候に候間かな物にても見習ハレ詩など御説聞セ被成蒙求などの様なる咄之類を思付候様ニ御教化可被成候名聞も種々成申物に御座候童子輩御世話被成候は、其中ニ自然ニ傑出有之物ニ御座候とかく先易き事となる事を取入申物ニ御座候此段御勘辨可被成候

其二十

(凡十字不明) 御挨拶申進候且舊冬以來賤妻病氣於今平臥ニて罷在拙者も去秋以來癰瘡今春ニ入別而不勝申候痛痒ニ難儀仕引込罷在氣分共ニ不

快ニ御座候故及延引候此間少く平愈ニ向申候乍慮外御安心可被下候

一貴國去冬以來關東防河之役闔國御騷被成候由此方にても御噂申居候それ
に付足下又ハ田子など關東へ御越も可被成かと存候處其事無御座候田
子ハ此節齟齬之事有之東行之儀も御沙汰無之由殘念之御〇〇〇此度國用
御不足ニて御家中も一同御借米求にて御困窮被成候由きのとくニ奉存候
處存之外ニ御座候時政種々異變有之鬱悶被成候由御尤ニ御座候近時縣官
以下大小侯國比々皆其通にて損下益上之政興利姦邪之小人發向にて有識
之士ハ長大息涕泣のミニ御座候末世一同之事と可被思召候

一宛委餘編之事漸近比才覺出來備書も有之此間一二卷書寫出來參候拙者
老衰殊更不得隙當前之急務を漸間を合せ申候故ケ様之御用ちと迷惑仕候
へ共遠境折角御頼之事と存不圖世話仕掛り候故何とぞ此事はかりハ埒明
進申度世話仕候書寫出來濟にて進達可申候急には出來兼可申候御待可被
成候費用之多少もいまた計會不致候先便〇〇〇金壹匁三步受取置候大方

太宰春臺

恰好に候はんと存候へ共若不足にて候は、追而可及御案内候

一松崎才藏無異ニ罷在候度々御尊申候

一増註家語いまた成就不仕候今年中ニハ成就可仕かと存候

一貴國東都之驛使書狀御頼之事御不自由ニ成候由きのとくニ奉存候此方
かハ井上生迄頼遣申候先便ニ縷々得御意候間此度ハ申殘候尙期重便候

恐惶謹言

閏四月六日

太宰彌右衛門 純

湯淺新兵衛様

貴報

其二十一

先日者御出御大儀ニ存候扱々長雨こまり入申候其元無御別條珍重之御事
ニ候此中孝經五十部奥印取ニ被下心得申候則奥印致候て遣申候

一安藤七次郎古訓入銀致度との事ニ候由それニ付先看板御出シ可被成や
と御思案も有之候御尤ニ存候其内又御料簡可承候何茂期面上候 以上
五月十八日

尾州方到來貼附乍少贈遣申候すそわけにて御座候

須原屋新兵衛宛

其二十二

御紙面拜見不勝天氣無御障御無事之由珍重存候乍去口中御痛候由御難義
察入候虫齒にて候は、眞之熊膽を其穴へ入候か好御座候只之痛にて候は
、唐弓弦の古く成切レ候を壹寸ほどニ切其痛候齒にてくはへ候か好御座
候さそ御こまりと存候

一古訓板昨日迄ニ先出來候由にて全部摺立御見セ受取申候中々早ク出來
申候御世話故と存候早々見申候而吟味可致候印付様之事委細御申越心得

太宰春蘆青翰集

太宰春菫

申候

一紙之事水戸延ニて御摺入銀の方へ御渡可被成由いかにも我等存候紙にて候甚強キ紙ニて候其内手前之本ハミのニ致度候此方ハ紙遣し可申候とかく近内面上ニ萬々可申承候今日も入銀金壹歩外ハ參候重而可遣候及暮候間早々申殘候御痛折角御養成可被成候 以上

五月十二日

太宰彌々

須原屋

新兵衛様

其二十三

其後者遠々敷打過候彌御息災に御入候はんと珍重ニ存候此方も無別條候古訓板彌出來可申と存候頃口入銀三部分外ハ參候間爲持遣申候壹貫八百文御受取可被成候尤帳面爲持遣申候

一先日本光房ニ雲察和尚之狀御頼御越慥ニ受取申候古訓入銀も又遣候由
申來一段ニ存候

一石川傳八先日近付ニ成申候處其後手前會日ニ兩度被參候まゝにて其以
後ふつと見え不申候もはや五六十日ニ成申候扱々不埒仁にて候御引付候
事御無用ニ頼申候對面近付ニ成候ニ大事之隙をつふしこまり申候 以上
五月六日
太宰彌右

すいらや

新兵衛様

其二十四

其後者御物遠ニ候彌御息災ニ御入候由承度存候我等事も新宅普請出來候
而去月廿八日引越申候いまた取散とくと方付不申候乍去氣分此間者快食
事などもよく給申候間御安心可被下候妻も心得可申入由申候其内新宅へ

太宰春臺齊輪集

太宰春嶺

御こし御覽可被成候日光頃日書狀參御無異ニ御勤之由承甚悅申候
一家語板下三卷之内十二張四卷之内四張合而十六張爲持遣申候三卷ハ是
迄にて不殘濟申候四卷今十二張有之候近内遣し可申候

一世說一部御こし待入候

一先日參候漢書一冊返し申候萬々期面上候 以上

四月十七日

新兵衛様

彌右々

其二十五

先日かいたい町源兵衛頼手紙遣申候安藤順得へハ書狀御世話頼遣候相達
申候や其後不承候漸暖氣ニ成申候彌御息災御入候哉承度存候手前家内無
別條罷在候先日上野本光坊被參近付相申候其後も被參候就而房州から山
へ之書狀又御世話ニ候へ共かやは町迄もたせ御やり可被下候坂本町と申

候由に候頼入申候猶期面上候 以上

二月十二日

須原屋

新兵衛様

太宰彌右衛門

其二十六

昨日御報落手御無異之由珍重ニ存候古訓第八卷之内注文一字入直シ之儀
申遣候處幸其近所ニて早速に申遣御取寄被成候へはいまた刻不申候故早
々御入直シ御申付被下候由安堵悦申候

一入銀七部分印形落手則金貳步錢貳貫七百八拾文渡遣申候 以上

三月八日

太宰彌右々

須原屋

新兵衛様

太宰春臺書翰集

太宰春臺

其二十七

孝經五拾部分奥印致遣候今日取ニ可被下かと存認置申候 以上

九月十八日

彌々

新兵衛様

其二十八

彌無御別條候哉承度候我等事道中無恙去ル十六日歸申候留守も無別條候而悅申候留守中御見廻誠ニ珍菓御持參被下不淺忝存候論語御返受取申候板行之儀御積り御覽候哉面談承度候節句前無御隙候や何とぞ近内御出待入候沼田之狗脊一袋旅行之印ニ遣申候妻も心得可申入由申候 以上

四月廿七日

太宰彌右衛門

須原屋

新兵衛様

其二十九

追而申入候御近所書肆東助方にて板行之辨辨道書此間見々候人有之遂一
覽候書中之議論理窟批判ハ如何様ニ書レ候而も元々此方他之學者を相手
ニ取申所存無之學問之事ハ面々勝手次第と存候而少も構不申候間曾是非
之論無之候右之作者松下謙水十年前江戸にて我等と折節對面我等學問之
次第を直ニ承候と序ニ書申候此事一向ニ覺無之候松下謙水と申人近付之
事此方ニ覺不申其上我等少年之時出家ニて其後闇齋ニ學問いたし其後仁
齋ニ學候と書申候我等昔浮圖にて有しと申事跡方もなき偽いひかけにて
候闇齋は五十年ほど昔之人にて候闇齋之極末弟と申人も今は七十餘ニ成
候我等いまた六十にも成不申候いかにして垂加ニ學可申哉仁齋には一兩
度相見申候へ共弟子には成不申候仁齋死去之前年冬京都へ上り一兩度相

太宰春臺

見講釋を二度聽聞申候迄に候謙水十年前以前江戸にて我等ニ對面候と申事
始我等學問之來歷を書候所悉偽にて全クいひかけにて候ケ様之事書ち
らし世間へ出し候段近頃不埒なる事ニ候謙水ハ何方ニ居住にて候や東助
方々通路可有之候間右之係を聞正しもらい申度候殊ニ右之書物も二卷物
と見エ上卷斗先出候と見エ申候若下卷ニ又如何様之偽不埒を書ちらし可
申歟難斗候東助ハ我等之數年近付之事ニ候寫本參候は、見申度候書中之
議論理窟ハ構不申候此上いかほとも脇々々も出可申候か少も構無之候右
謙水ことく偽を申候而我等ニいひかけを致候事きこえ不申候此段東助へ
御傳言可被下候 以上

六月廿二日

新兵衛様

太宰彌右衛門

其三十

昨日御世話忝存候將又本唐櫛一枚はしく存候あまり齒つまり申さぬを
りよき櫛其邊ニ御座候は、御取よせ可被下候昔唐本屋を取候櫛よくとを
り申候大方貳々位にて御座候はんと存候とをり申さすハ返し申約束にて
御取よせ可被下候頼入候 以上

七月十七日

彌々

新兵衛様

又申入候此度孝經出來候は、近年來孝經摺仕立之懸り物並ニ其外其元へ參候
書之代物共之指引致度候二三年以前一通り書付御見々候間其分ハ心得居申候
へ共又其後之勘定不存候近日委細御書付御見々可被下候それ次第ニ仕拂可致
候

其三十一

六行之内不斗朱點付申候直候間御申付可被成候

太宰春臺書翰集

今日從是人遣し可申と存候處預御使候此間ハ雨中御出御大儀ニ存候乍早々得芳意致満足候六行直し出來御見セ被成一覽申候なるほど是にてよく御座候扱々よく成申候早速出來致安堵候

一其外上卷直し不殘出來申候由早キ事ニ候此方下卷吟味も昨日迄ニ濟申候今日爲持可遣と存候處にて候則渡シ遣申候下卷ハ彌ほりもよく見え申候ちと取出早々及御報候 以上

五月廿六日

又入銀二部分申來候跡ハ可遣候

新兵衛様

彌ハ

其三十二

先日者爲御見廻御出御大儀之至忝悦入候扱々於今殘暑強くて堪兼候彌御無異ニ御入候哉承度存候手前家内無別條候然者輕微之至ニ候得共此鮮魚

一折御贈遣申候古訓御世話にて致出來我等多年之本願相叶いかほどか悦
申候仍而聊相祝にて如此ニ御座候其元にて御祝可被下候賤妻も傳言申入
候 以上

七月十一日

尙々盆前さそ御取込と存候家語板下句讀出來候分十二張遣し申候諸卷別々ニ
申し付候はんと先日御囁に候間此度ハ四卷五卷六卷の口なつとり候て各四張
つゝこしらへ申候御受取可被成候

一先日淮南法言御こし被下悦申候廿久ト八久之由心得申候則金貳步爲持遣申
候御受取候てつり御こし可被下候尤賣上ケ御こし頼入候先方へ遣し申度候
以上

須原屋

新兵衛様

太宰彌右衛門

其三十三

太宰春庭畫輪集

太宰春菴

昨日者御出之處外へ出懸り早々にて殘念ニ存候其節御申ニ成候孝經次本
岩城紙にて五拾部摺立被成奥印可致之由にて被遣心得申候今日いそか
はしく客も有之取込申候明日も朝ハ出候つもり晩方隙明候は、奥印致置
可申候明後日か明々後日比取ニ人御越可被成候妻事御尋忝存候少ッ、快
方ニ候間大方段々可得快氣候御心安思召可被成下候 以上

九月十五日

須原屋

新兵衛様

太宰彌右衛門

其三十四

先日者爲御見廻御出忝悦入存候冷氣ニ候得共無御別條御入候哉承度存候
手前無異ニ居申候乍去病人引請こまり申候妻も大方快成候得共今以服藥
致させ申候

九月十七日

彌右さ

新兵衛様

其三十五

先日之後者疎遠ニ打過候不勝天氣無御別條候哉承度候手前無異ニ罷在候
去月末さ土藏普請ニ取付天氣あしく埒明兼こまり入申候勘解由殿道中如
何雨天にて川水出可申かと察申候

齊家寶要三部ほと入用に候本拂底之由承候何とぞ御尋させ近内御越可被
下候拂底に候はゞ壹部にても二部にても有次第頼申候
家語八巻板下四張遣申候御受取可被成候其内期面談候 以上

八月十二日

新兵衛様

彌さ

其三十六

太宰春臺書翰集

太宰春臺

爲歲暮御祝儀見事なるかつをふし壹聯被送下過分忝存候幾久與祝納申候
寒明にても寒氣強御座候御息災にて珍重ニ存候手前無異ニ候へとも妻病
氣寒甚故かいまたしかと不致こまり入申候扱ハ先日鈴録不足之所とくと
加吟味候處とかく一冊不足と見え申候則書付參候間遣し申候春早々書寫
御申付御越頼入候此代金此方へ參居申候へども右不足之本出來揃候而渡
し可申候左様ニ御心得可被成候

一古訓などの代少々有之候いまた先々不參候參次第遣し可申妻もよく心
得申入度と申候折角御休息可被成候 以上

十二月廿六日

彌右衛門

先日ハ火事ニ付御見廻忝悦入候

新兵衛様

其三十七

先日者懸御目悦入候土用暑氣甚候彌御息災ニ御入目出度存候此間者御使にて好索麵被送下不淺忝存候早速賞味暑を消申候驚忠師此間兩度御出謝之度對面いたし候岩付へ御越候由に候御歸候か左候は、御心得御申可被下候

扱又家語板下十六張遣し申候此末第五卷今八張有之候近内出來可申候入銀も四部分參居申候へとも小判貳兩參候間今少待今一部分も參候而其元へ可遣と先留置申候左様御心得可被下候

一一本掌藥撰と申書上方へ出候由勘解由殿へ必見候へと御申越候其元ニ隙なる本有之候は、少之内見申度候

一先日取申候古訓代詩藪代何茂手前へ參居申候今日ハ供を召連候間爲持遣不申候重而序ニ遣可申候妻も傳言申入候 以上

六月廿七日

彌右へ

新兵衛様

太宰春庭詩翰集

其三十八

一昨日板下四枚御こし今日又貳枚御見セ被成皆々見申候而遣し候段々細
工人ニ御渡被成候由大方年内ニ出來可申由て數ニ存候もはや今日之末二
三枚にて終可申與存候それニ付何か御申談被成度事有之此方へ御出有た
き由いつにても待入候明日十日會日にて致在宿候但晝迄之内隙にて候晝
過ハ會讀ニいそかはしく候九日ハ彌兵衛殿へ參候筈約束申候是も朝之
内ハ在宿仕候其先十一日以後ハ多分在宿可致候其内御出可被成候序文も
草稿二三日中彌兵衛殿へ可遣候其上にて板下之儀御相談可被成候妻病氣
昨朝ハ少快方ニ成申候何とぞ打續順快之様に致度候扱々大病こまり申候
取込早々 以上

十一月七日

尚々寒氣無御別條珍重ニ存候我等も無事ニ居申候へ共病人故困窮仕候以上

又申候一昨日御見セ候四枚之内左かなの内ニ寫本ニ無之かなきもよきは其儘
ニ致置候長きかな無用のかな扱ハ少し義理のちかひ候かなも有之候間其分朱
引致消し申候削り候様ニ頼入候化育ノ化ノ字オシヘト付しかなハあしく候ケ
様之類かな付かたく候間付不申候

新兵衛様

彌右

其三十九

頃日雨後少涼敷成申候彌無御別條候哉承度候我等少々暑氣ニ中り腹相
あしく二三日煩候へとも早速得快氣候然者古訓下巻右病前ニ吟味濟居申
候處廿七日吳服橋屋鋪へ不參候故序無之爲持遣不申候今日序有之候間爲
持遣申候直シ折角御申付可被成候

一家語句讀右病氣故出來兼漸四張出來申候間先遣し申候今日は會日にて

太宰春蘆書翰集

太宰春臺

取込早々申入候 以上

八月三日

新兵衛様

彌々

其四十

彌御無事ニ御入候哉先日御返書拜見古訓二部受取申候壹部ハ即松崎才藏へ届ケ申候甲州々參候金子遣シ候由手紙ニ認候而取落致失念候それどもに賣上ケ御こし被下悦申候右之金子壹歩今日遣し申候御受取可被成候手形には不及申候

一家語板も段々出來申候由もはや十五枚出來申候由珍重悦申候入銀廿五匁ニ御定候半由心得申候帳御拵御越可被成由尤ニ候勘解由殿も奉行にて甚取込之由承さそと察申候我等も此頃ハ一圓無隙家語句讀出來兼こまり申候

一去ル朔日夜大風扱々近年之天災諸方破損夥敷事ニ候我等宅なども屋根壁大分破レ候て難儀千萬ニ御座候其元如何無御別條候哉承度存候近日期面上候 以上

九月七日

新兵衛様

彌々

其四十一

世説三部三十冊不殘返し申候

世説壹部史記壹部賣レ候代金ハ今日不遣候重而賣上手形御越之時遣し可申候 以上

二月十八日

此手紙乍御世話ちよさ御届させ可被下候西河岸にて松平伊豆守殿御扶持

人醫師長井玄育老之所迄御届願入候

太宰春臺書翰集

太宰春臺

新兵衛様

彌方

其四十二

尙々昨日方又寒ク候無御別條珍重ニ存候

御越則十二張渡遣申候板も段々出來之由御申聞悦入候今日又八帳爲持遣
申候御受取可被成候

一五部分入銀金子壹兩壹步爲持遣申候帳面も爲持遣申候金子御受取帳面
ニ印形被成金子之餘錢此者ニ御渡可被成候

一孝經も仕立御申付被下候由悦入候御世話宜敷頼入候猶近日可得御意候
以上

二月廿七日

新兵衛様

彌右方

其四十三

如御紙上其後者不懸御目寒中別而寒甚候得共彌御息災之由珍重ニ存候手
前も無事ニ居申候賤妻事も大病後故肥立はきくとは不致候得共此二三
日ハよほど順快ニ御座候間彌打續近日全快にも成可申哉と存候時分柄こ
まり入申候段御察可被下候先可申ハ爲御見廻寒餅一重被贈下御心入不淺
忝存候病家別而珍賞不過之候

扱又辨道書板行出來校考摺御見せ被成受取申候早速殊にほりもよさそう
に出來珍重ニ存候早々吟味可致候近日又人御こし可被成候跋も板下今日
中に出來申筈之由是又近内彫刻も出來可申與存候來月ニ入在宿日三日五
日にて候兩日共ニ會日にて候間晝以後ハ取込申候朝之内ハ透にて御座候
朔日も晝前ニハ出申候朝之内ハ在宿申候四日も朝之内ハ在宿申候右之内
朔日ハちと取込申候三日四日五日之内朝飯後透候て在宿可致候御用候は
御出待入候只今出懸り早々申殘候妻も心得可申入由申候 以上

十一月廿九日

太宰春臺

尙々到來にて有合候間鹽貼も器物の移リニ遣申候辨道書寫本も受取申候

彌右衛門

新兵衛様

其四十四

一昨日之板下昨日遣申候又三枚御越被成見申候少々落字又いや字有之候
御直し可被成候跡七枚有之年内ニ出来可申由急なる事ニ候それ共御念入
候様ニと存候手前にも妻煩にてこまり申候早々 以上

十一月四日

先日之唐表紙之代遣申候百三十文御受取可被成候

新兵衛様

彌右

其四十五

彌無御別條候哉承度候先日者御出之處早々にて御座候手前病人も段々快
肥立申候御安心可被下候然者此者去方々其許へ孝經申遣取寄候由ニ候孔
安國序を口ニ致我等序を奥ニ致有之候由承候是ハ定而細工人心得違にて
とち候時あと先に成候物と察申候序文ハ古キを奥ニ致少も新キを口ニ致
古キほどを本文ニ近ク付候法ニ候右之通ニあと先ニ成候而ハ我等本意ニ
不叶世上之人之批判ニ成候事迷惑ニ候間早々とし直し御申付頼入候定而
無御存細工人之そさうと存候昨日承候間今日早々申入候必皆々とし直し
候様ニ頼入候藏板物にて候間殊更きのとくニ存候必御吟味頼入候 以上
四月四日

太宰彌右衛門

須原屋

新兵衛様

其四十六

先日者緩々申承満足不過之候寒氣強扱々こまり入申候彌御息災ニ御入候哉承度候我等も無別條候得共いまたしかと不致寒さにこまり何方へも不罷出候何とぞ暖ニ致度候

一先日世説四部御越之内壹部下直之本賣レ候て代廿八匆此方へ受取置申候殘三部ハ當分取候人無之候返し可申候間人隙次第取ニ御こし可被成候すゝび可申候

一先日面上ニ可申を失念いたし木工進殿方々唐詩品彙七言律一部御届にて受取申候先年我等方へ御贈物之由心得違にて只今迄御禮不申候過分忝存候

一房州西村元榮へ書狀又頼進候茂兵方へ御頼可被下候

一史記見セ本二色此間返し申候唐本一部賣レ申候代金此方へ參居申候一文徵明眞字之石摺若有之候は、御見セ可被下候和刻ハ入不申候唐刻ならは中字にても小字にても望ニ御座候尙期御面上候 以上

二月十六日

尙々新宅作事當月十日ノ新始取付申候存之外物入多こまり申候

一家諸校合第二卷吟味申候間遣し申候

須原屋

新兵衛様

太宰彌右衛門

其四十七

新春之御慶申納候彌御息災ニ御越年と目出度存候手前も無異ニ致越年候
然者舊冬申候孝經之事乍御世話急キ仕立御申付頼入候此方すきと切レ申
候此間も方々申來候へ共得遣シ不申候何とぞ紙さへ調候は、四五拾部
も摺申度近々出來候様ニ御世話頼入候
一古訓句讀吟味出來候分貳拾張遣シ申候御受取可被成候猶近内期面上候
以上

太宰春臺書翰集

太宰春臺

正月廿七日

新兵衛様

彌右衛門

其四十八

彌無御別條候哉承度存候先日手紙進候筈御報并ニ舊冬頼申候よりいと御
こし被下忝存候なるほどよき糸にて候得共和糸にて御座候和糸はなまよ
りにてやゝらかに御座候何とぞ唐糸をほしく存候へ共ふときハ扱々有衆
申候當分事欠ニ先此度之糸少々取候内殘ハ返し可申候今日取込申候間重
而遣可申候

一懸御目候而少々御相談申度事有之候近内御隙之筈此方へ御出可被下候

廿三日 晝迄之内

廿五日 何時にても

廿八日 晝迄之内

右之日我等在宿仕候天氣好候は、御隙次第御出待入候其節委細可申談候
以上

二月廿一日

尙々先日兩度屈狀頼遣候毎度御世語と存候

新兵衛様

彌右衛門

其四十九

彌御無異之由珍重ニ存條然者度量衡考壹部屋鋪之用にて候内にも外にも
疵等無之本尤落張委ク御吟味候て壹部此者ニ御こし可被下候直段書付別
紙ニ御認書物ニ添へて御渡し可被成候此者直ニ屋鋪へ遣シ申候隨分念入
候故追而取替候事無之様頼入候

一今朝源兵衛參昨日之御手紙相届索麵一箱被贈下不淺忝存候好物にて候
間致賞味候無人故無御隙候而此邊へも久々御出不被成候由尤ニ存候此方

太宰春臺書翰集

太宰春臺

無別條病人共も段々致快氣候御氣遣被下間敷候

一先日も此手紙其節御返事不申候最前預リ置候度量衡考二部此度御改ニ付東助方迄返し申候處東助々其元へ返り御受取被成候由其節間違にて東助方へ遣し候處其元へ返り候由承知候て致安堵候最前之帳面御消し可被下候重而入用候は、可申遣候

一孝經其元ニ切候間可遣候由此方にも只拾部ニ成申候今日五部爲持遣申候外ハ手前にも殘置申候又々盆後ニ仕立申度候いつもの如く乍御世話五拾部ほど當春之通之紙にて御摺セ可被下候盆過候は、早々御取付頼入候尙其内期面上候以上

七月十二日

彌右衛門

新兵衛様

其五十

尙々孝經摺代爲持被遣御念入候

只今從是御便申入候處其許々も御使御手紙拜見暑氣之御障も無之御息災
之由何々珍重ニ存候先日願置候一樽御祝被下御念入之事不淺過分忝存候
彌幾久與祝納申候將又孝經次本五拾部御摺セ被成候由奥印取ニ御越心得
申候十枚ほど只今印押可遣由得貴意申候則十枚奥印致遣候跡四十枚ハ重
而致遣可申候留置申候

一家語板下此方々爲持遣申候御受取と存候

一古訓京大坂へも壹部ツ、御登セ候由一段乏御事ニ候何茂盆後面上ニ可
申承候 以上

七月十一日

彌々

新兵衛様

其五十一

太宰春臺書翰集

太宰春臺

扱々強キ殘暑にてこまり申候彌御無異ニ御人候哉承度存候此方も無別條罷在候家語板下拾貳張爲持遣申候是にて第七卷不殘渡シ申候御受取可被成候

一先日字彙之事申入候此方へ外々古本壹部參候間是を相談可申と存候先御見せ被下候ニ不及候其内期面上候 以上

閏七月十九日

先日致失念候唐櫛代壹々八分遣申候御拂可被下候

新兵衛様

彌右衛門

其五十二

又申入候いつそや咄申候二程全書さつと尋見申度事有之候其邊ニ隙なる本有之候は、五七日之内借覽致度候此邊ニ無之候間申入候尤損さし申さす早速一覽候て返シ可申候御心掛置可被下候是も只今急なる事にては無

之候近比ニいつにても頼入申候將又蘭亭へ手紙いつにても御届可被下候
返事ニは不及候いつそや見廻給り候禮にて御座候 以上

十一月朔日

彌

新兵衛様

其五十三

彌御無異ニ御入候哉承度候手前無別條候乍去妻儀頃日持病にて煩我等も
少々不快にて致服藥候御氣遣ニ及候事にてハ無之候

一家語第四卷之内拾貳帳板下吟味濟候間遣申候是迄にて第四卷之分皆遣
申候

一長崎慶山筆三幅對もらい候へども一間床ニ三幅掛ラレ不申無用之物あ
そハセ置候も費にて候間拂候て他之當用之道具調申度候其邊ニ望候人有
之候は、何ほどにても御賣可被下候全壹兩貳分ほどに可參候哉何ほどに

太宰春臺書翰集

太宰春盛

なり共御賣拂可被下候座敷少廣ク成シ故道具不足にてこまり申候處ケ様
之物ハ無用にて候間拂候て外之物調可申と存候乍御世話宜敷頼入申候則
箱入にて爲持遣申候 以上

五月廿三日

太宰彌右衛門

須原屋

新兵衛様

其五十四

先日ハ賣脇指御見セ被下忝悦入候吟味之上作ハいかにも正銘と見エ申候
直段壹兩壹分貳朱之由高直ニ存候通例之脇指壹尺七八寸之物に候左候ハ
ハ直段も相應ニ有之物ニ候此度之脇差ハ短キを望候ハこそ候通例ハ
短ク候我等望も元來壹尺五寸ハ六寸迄之物をど好ミ申候最前見申候兼光
壹尺五寸三分有之候たいはいかつこう共ニ至極好ク候こそ好ク候此度

之吉道ハ壹尺四寸九分有之先日之兼光より四分短ク候たいてい少おとり
こゝも少なかなく候間彼是此方之望にハ十分ニ叶不申然共作儘ニ候間直
段少引にて賣候は、取可申候金三步ニ御付可被下候若大ニちかい候様ニ
申候は、今貳朱も増可申候先三步貳朱迄と存候此邊にて見セ候者も有之
候常之通例之寸尺にて壹尺七八寸も有之候は、壹兩餘も可致と申候先右
之通御心得にて賣手へ御相談可被下候重而様子御申聞可被下候其内此方
よりも聞ニ可遣候乍御世話頼入存候 以上

二月廿一日

尙々先日孝經五部遣し申候定而御受取可被成候此間は疊前股病氣にて我等
も毎日屋鋪へ窺ニ出候間不得障候早々 以上

新兵衛様

彌右衛門

其五十五

太宰春臺

無御別條候哉承度候頃日ハ毎日風立騒敷こまり入候四日には湯島下谷邊
大火にて我等近付も類焼之人よほと有之きのとくニ存候板木細工人など
類焼も有之候哉板下紛失も無之候哉と氣遣ニ存候手前も風と火事との騒
にて句讀吟味出來兼申候昨日迄ニ拾貳張出來候間爲持遣申候此末もはや
拾四張有之近日又遣シ可申候

一當月一日ニ遣候板下八張之内第八卷季氏第十六ト申下之註之内六ノ字
を八ノ字ニ改申度候もはや細工人ニ御渡シにて刻候や左候は、入木にて
御改さセ可被下候もしいまた刻不申候は、幸にて候則板下書直シ遣シ申
候御失念なく頼入候

一入銀七部分參居申候金貳朱錢三貫有之候帳遣し申候間印形被成明日に
も取ニ人御越待申候尤金子之つり勘定被成御越之様ニと存候

一柳原山城屋平三宅近隣皆焼候處塗屋故たすかり申候一段之仕合ニ候今
日之兩にて世間靜ニ成悅申候近日期面上候委細之御報ニ不及候 以上

三月七日

新兵衛様

彌右方

其五十六

尙々此間之使當分之受取返候以上

彌御無異之由珍重存候板下又四張出來御見セ被成則見候而遣候よほど落
字有之候二三行候ゆり合セ出入候様ニ可被成候左様ニ無之候は、一行斗
字つまりにて見にく、可有御座候何とそ年内出來候様ニと御急候由左候
は、板下隨分出來次第御見セ可被成候纔之物ニ候間彫刻も出來可申與存
候御世話察入候序文もあらし草稿出來此間一通見申候今少吟味を加へ
て板下御申付之候ニ可致候文も殊外出來申候而此度之書にはちと過分之
序にて御座候

一翰墨義訓代物遣候所御受取候由にて手形御越入御念入レ先方へ可遣候

太宰春臺書翰集

太宰春臺

今日も風にてこまり申候家來未召置不申事欠難義御察可被下候早々以上

十月廿九日

彌右衛門

新兵衛様

其五十七

今日御取込候は、委細ハ御返事ニ不及候

一昨日古訓板下取ニ御越則出來候分八張遣し申候定而御受取可被成候又
四張出來候間爲持遣申候無隙候而出來兼申候今日目出度存候孝經も出來
寄候由悅申候

一泊瀬川隆岱事隆庵之方無首尾にて弟子をはなされ江戸住宅をも構はれ
候それ故只今之住宅を急ニ仕廻田舎へ立退申筈にて我等方も何かと不都合
なる事共有之候間向後世話致さぬ覺悟にて候其元若賣懸等有之候は、
早々御取可然候兼而左様之沙汰粗承候間爲念知セ申候先廣ク御沙汰ハ御

無用ニ候 以上

三月三日

彌右衛門

新兵衛様

其五十八

彌無御別條之由珍重存候古訓一冊見申候間爲持遣申候大方よく出來申候
存候よりほりちかへも少ク候而一段之儀ニ御座候

一第三卷二葉有之方註之内少々前後致候所有之改申度候右之端々六行書
改申度候入木にてほり直され候はんや左候は、御拔候て御こし可被下候
一右之外板三枚分十二張ほり殊外惡ク文字散々ほりくつし尤句讀點發大
分落又無用之句讀點發よほと見エ申候無用の分はけづり候て濟可申候へ
共落候分入レ候事餘り數多如何と存候第一字なりあしく見苦敷候先日御
申聞之板と見エ申候直し御申付よほとよく成候由御申候へ共此間見申候

太宰春臺

へは他之板とは各別ニ見苦敷候是ハ迎之事ニ新キ板にてほり申度物に候
板下十枚乍大儀書直し遣し可申候先とくと御覽候て近々御申聞可被成候
其外ハ少ツ、の直し共段々御申付可被成候明後廿三日晝前ハ隙ニて居申
候廿五日ハ終日在宿仕候其元御隙次第御出待入候委細面上ニ可申談候
一入銀先日之御印形濟候は、御こし可被成候入銀之内山田宗盛と申人老
人にて先日病死被致候是ハ書物入用無之候間入銀返し申度候左様御心得
可被成候 以上

五月十一日

須原屋

太宰彌右衛門

新兵衛様

其五十九

先日者御出御大儀之御事ニ候晩景故早々御歸殘念ニ存候殘暑甚候彌無御

別條候哉承度候手前變儀無御座候然者論語古訓入銀何ほとつゝにてよく候はんや遠國之人近日國へ歸候ニ入銀此方へ渡し置申度と申人有之候とかく入銀之直段を定候て只今右之通ニ渡し置可申と申人も有之候は、集可申と存候御積り候て御申聞可被下候猶其内期面談候 以上

六月廿七日

彌右衛門

新兵衛様

其六十

尙々孝經仕立御世話忝存候

彌御無異之由珍重ニ存候先日孝經五部三部慥ニ受取申候紙少次ニ候得共其元賣本より好候由高直之時節にて候間先是にて此度ハ濟し可申候此間兩度之仕立懸り物書付御見セ可被下候惣而近年之勘定指引致度候一昨日など御出候哉と心待にて居申候處御隙入之由にて無御出候近日待申候

太宰春書翰集

太宰春齋

一古訓板下六張一昨晚渡シ遣申候定而御受取可被成候都合百五拾八張不
殘渡遣申候

一入銀三部分金貳步錢六百文帳面相添爲持遣申候印形被成帳面御返し可
被成候

一雲察和尚於今御逗留にて候や岩付へ之書狀一通遣申候若もはや其元御
發足候は、此方へ御返し可被下候近日期面上候 以上

三月廿七日

彌右衛門

新兵衛様

其六十一

一昨日ハ御大儀之御出にて候家語序四張吟味済候間遣し申候此次も少ッ
、近日遣し可申候

一唐本仕立之表紙有令候は、七冊御こし可被下候外々望之人有之候尤直

段御申し可被成候何茂近日可申承候 以上

四月七日

彌右衛門

新兵衛様

其六十二

一昨日者御出悦入候乍去取込候而早々之御歸殘念ニ存候然者金壹兩爲持遣申候是にて天經或問之代并ニ鈴録表紙掛代兩様御引取津り御こし右兩様之賈上手形御こし可被下候

一勘解由殿頼問奇集頃日御覽之通召仕病人重ク候て家内無人隙漸昨日鷹見小兵衛所へ申遣候へは役所ニ居申候由にてあの方々返事可致と申越今朝も無沙汰候其内參次第可遣候手前召仕去ル九日々大病煩出し此間種々藥用候へ共しかど無之扱々時分柄こまり入申候何とぞ致快氣候へは能候かと申ほとに候難儀御察可被下候數年召仕候女故不便ニ存妻も晝夜世話

太宰春臺寄翰集

太宰春臺

いたし候昨日々田中通碩ニ頼候へ共はきと不致候苦勞千萬こまり入申候
以上

十一月十七日

彌右衛門

新兵衛様

其六十三

彌無御別條候哉承度存候此間孝經奥印取ニ御こし先拾枚即時致奥印遣申
候御受取可被成候此方無異ニ居申候

一家語句讀出來候分飛々十六張遣申候御受取可被成候

一先日本箱之儀申遣候へは早速其節之箱一ツ御こし被下代物ニ不及候由
御申越被下過分忝存候よき箱にて悅申候此間此事失念候て不申入候尙近
日可得面上候 以上

七月十七日

彌右衛門

新兵衛様

其六十四

又申候控本も又添へて遣申候御見合可被成候彌兵衛吟味も添遣候

先日之後者不懸御目候彌御息災ニ御座候由珍重ニ存候手前も無異ニ居申候去ル廿五日彌兵衛殿を聖學問答校合摺爲持御越早々吟味候て遣候様ニと御申越に候先以板之彫刻早く出來候と存候早々吟味可致候處廿五日ハ會日にて終日取込廿六日ハ本所へ寺參に出直に水野内藏助殿へ立寄晩迄居申候廿七日ハ常盤橋屋鋪へ參候廿八日ハ又會日にて候段々隙入候續漸一昨日昨日兩日ニ見申候急之故か彫刻そさうに見エ候其上例之筆先を圓ク筆勢を付し所甚いやにて候異之字形散々ニ成申候朱を付候分手間ハ入可申候へ共とくと直させ申度候筆耕人之板下にて候は、如何様にても此方々構申間敷候得共我等自筆を直ニ彫候物ニ候間筆畫ニうそをほられ候

ては迷惑ニ御座候書留之所はぬまじきをはねはぬるはづの所をはねを去
ル類皆うそにて候間能御直させ可被下候片假名もつゝけましき所をつゝ
け候所よほと有之候くはしく直し御申付可被成候彌兵衛殿迄遣候様にと
御申被下候へ共其邊に外にも用事有之候間直ニ爲持遣申候

一辨道書先立參候拾部不殘のき候代金壹步遣申候

一和讀要領壹部手前ニ有之先日外へ遣候代物三匁五分參候間遣申候何茂
御受取可被成候萬々其内期面上候其元ニハ手代御出候て御事欠之由きの
とくニ存候 以上

四月朔日

尙々右校合摺吟味濟其元へ直ニ遣候段彌兵衛殿へ其元方宜御申達可被成候

新兵衛様

彌右衛門

尙々先日彌兵衛殿殊外之御馳走にて候 以上

先日者緩々懸御目悦入候色々御取持にて候雪にて寒氣増申候彌御息災ニ
御入候哉承度存候然者古訓吟味致候分十二枚爲持遣申候御受取可被成候
跡も追々遣し可申候先日御出之節御持セ候品妻よく御禮申入候様ニ
と申候 以上

十二月七日

彌右衛門

新兵衛様

其六十六

御手紙具ニ拜見板下御直シ出来御見セ被成一覽申候落字之所なるほと好
ク成申候理學者の所寫本ニも流ノ字なく候由左候は、其分ニ可被成此方
ニ扣本無之寫本之表覺不申候とかく寫本之通ニ可被成候廟ノ字のかな大
抵世上にてベウト付申候へ共ビヤウか好ク候此義ハ我等愚考據も有之候

太宰春臺書翰集

太宰春臺

事に候外ハ何茂申所無之見エ申候是にて彫刻御申付可被成候落字書入好ク直り申候

一翰墨義訓被遣受取悦申候望之仁へ遣し可申候

一先日御申聞被成候樂府古題壹部被贈下忝存候重寶なる物ニ御座候外ニ壹部預り申候望之仁有之候は、遣し可申候代銀貳匁ッ、の由承知申候板下則返し遣申候何茂重而可申入候如來意今日下元日出度存候昨日之雨迎ニ今少えめり候は、と存候 以上

十月十五日

彌右衛門

新兵衛様

其六十七

段々冷氣ニ成申候彌御無異ニ御入候哉承度候此方無變儀居申候先日御返事候御世話之病人一人ハ不幸今兩人有之候由近比御苦勞察入候病人之世

話いやなる物ニ御座候

一古訓先日吟味之節隨方念入と存候へ共見落シ有之此間見付候間別紙ニ書付遣申候熟ノ字列火を取候而上をたすけ候ても濟可申候へ共列火之分間すき候て見苦敷候はんと存候間入木にてほり直し申度候其外點發不足ハ先日之時付遣し候も不存候忘申候間又申遣候御吟味頼入候

一家語句讀出來候分十二張遣申候入銀帳先日受取申候此間本光房ニ御傳言届キ申候 以上

九月十七日

彌右衛門

新兵衛様

其六十八

尙々古訓此方ニ六張有之候

先日者緩々申承悦申候彌無御別條候はんと珍重ニ存候板下句讀出來候分

太宰春臺書翰集

太宰春臺

四張遣し申候將又入銀金壹兩參候間帳面共ニ爲持遣申候印形被成帳面御返し可被成候

一隆岱事此二三日ハ在宿之躰に候此節人御越候は、可然と存候我等には忍候間様子ハ不存候外ハ參候入銀も壹部分有之由ニ候へ共此方へ届ケ不申候是にて御察可被成候 以上

三月十七日

新兵衛様

彌右衛門

其六十九

彌御無異ニ御入候哉承度存候先日者唐櫛早速御取被下忝悦入候代壹匁八分之由今日爲持遣申候御受取御拂可被下候様よく御座候

一四部稿借り出候當分有兼由承届候其内御聞立可被下候

一先日申入候發音録倦ノ字之事とかく人ヘンなくてハ叶不申候人ヘンな

くて倦ニ通用候事覺不申候

一房州かち山へ書狀一封遣し申度候須原屋茂兵方へ御頼可被下候

一家語板下八張遣し申候是迄ニ第六卷不殘其元へ渡遣申候

一外々頼まれし十行之けかゝ其元ニ有合候は、三十枚御こし可被下候

一和本字彙壹部はしかり候者有之候へは下直之本御せんき候て近日御こし御見セ可被下候本さへよく候は、少々疵有之候てもいかやうに古ク候

ても不苦候改書には及不申候近内頼入候 以上

七月廿七日

彌右衛門

新兵衛様

其七十

如來意先日者御出緩々懸御目大慶之至ニ候彌御息災之由珍重ニ存候彌兵衛殿も一昨日發足之由昨日内藏助殿へ申來昨今天氣も好道中もはか取可

太宰春臺書翰集

太宰春臺

申と珍重ニ存候我等も十四日ニちよと參いこまこい仕候扱は要領壹部聖
學問答廿部御越被成受取申候望之人に可遣候直段付心得申候近日期面上
候只今得客早々に御返事候 以上

四月十七日

尙々大田東助方へ少年遣し〇〇外方參居申候昨日若者參候得共我等他出故
渡し遣し不申候近内序之節自身にても代にても立寄候様ニと御中通可被下
候

彌右衛門

新兵衛様

其七十一

先日者緩々申談悦入候御無異珍重ニ存候史記無評唐本賣レ候て代物手前
へ參居申候評林和本二冊唐本二冊返し申候妻方々頼入候藥爲持被下忝存
候由御禮申入候

二月十二日

新兵衛様

彌右衛門

其七十二

其後者不申通候彌御無異ニ御入候哉承度存候手前無別條居申候然者聖學問答又々一遍とくと見申候處直シ申度跡よほと有之候さはと多キことも無之候此儘にては難指置候間今一遍直し御申付可被成候則先日御越候貳拾部之内壹部指札付紙致遣申候此本御留置此代り壹部此者ニ可被遣候指札之分とくと御見分被成直し御申付可被成候

一外題之事關源内見申候而學ノ字筆畫ちかい候と申候それニ付我等も聖ノ字ノ下ノ畫短ク候と存候

聖 聖共 學 學
タニ致答

先日心付申候得共纔之事其分と存居中候源内申聞候を承候而いか様

太宰春臺書翰集

太宰春蓋

左様にて候是も直シ候て可然候

與 舉 などは中之所与ノ字にて候學覺ノ字ハタにて候源内も同門之

手跡故きのごくに存候趣にて候御料簡可被成候 以上

四月廿九日

尚々本日遣候本之代り壹部御越可被成候

新兵衛様

彌右衛門

其七十三

先日者神田橋にて緩々懸御目御取持御大儀ニ存候打續不勝天氣無御別條
候哉承度候勘解由殿も御屋鋪御手傳事にて惣奉行被仰付候由承候さこそ

御取込と察申候大なる御物入と沙汰ニ御座候我等無異ニ暮シ申候
一甲州古訓壹部取ニ越申候代金壹歩參候間則爲持遣申候書物此者ニ御
こし待申候尤賣上ヶ御こし可被下候

一先日松崎才藏も壹部誂申候此方迄御こし可然候

一家語板下十二張句讀出來候間遣申候御受取可被成候其内期面上候以上

八月廿七日

彌右衛門

新兵衛様

其七十四

入銀受取帳印形御越則三部分壹貫八百文之内今御書付之通四百八拾文引
取殘壹貫三百拾六文使ニ渡シ遣申候御受取可被成候昨日者緩々懸御目致
満足候野朗ニ好書物御やり被下於我等忝存候 以上

二月十三日

古訓板下此間出來候十六張渡し遣申候次ハ段々句讀改候て追て遣し可申
候句讀點發之所彫刻如何出來候哉無心許存候御世話と存候
入銀昨今兩度ニ十二部分不殘遣し申候

太宰春臺書翰集

太宰春臺

新兵衛様

彌右衛門

其七十五

御口上書拜見如御紙上當日目出度御同意ニ存候然者孝經出來三拾四部御越受取申候御世話と存候扱々此間方々々々つかれこまり申候先是にて當用間ニ合申候跡ハ未仕立出來不申候由尤其元にても少々ハ入申候大坂へも御上セ候由致承知候隨分賣レ候分ハ能御座候不足ニ候ハ又摺立御申付可被下候扱直段之儀先此度ハ只今迄之通にて指置可然由文金にて三匁ッ、ニ可致由一々心得申候左候ハ其通ニ可致猶其内面上ニ可申談候此度之本も能出來申候致満足候 以上

三月三日

彌右衛門

新兵衛様

其七十六

昨日者甚暑ニ遠方御出御大儀千萬不入事ニ御座候誠ニ何よりの物御持セ
被下忝存候直ニ駒込へ御越任阿和尚へ御對面候哉御歸宅無御別條哉承度
存候和尚如何御入候哉承度候

一濱松へ遣候古訓十六部今日江戸橋迄爲持遣申候其元之本箱二ツ明申候
間返し申候ケ様之箱若拂物ニ出候は、此方も一ツ二ツはしく御座候

一古訓校合別紙ニ書拔可申と存候得共家語句讀も急申候旁いそかはしく
候間古訓校合本一通り御越候は、それニ直ニ付可申候か若校合摺之本有
之候は、此者ニ御こし可被下候

一昨日申候淮南子近内御見セ可被下候揚子法言いかほと可致哉淮南と二
色にて金貳歩之内にて濟可申候は、法言も一所ニ御こし可被下候金貳歩
預り居申候間相應之物調遣申度候 以上

太宰 春 臺

六月廿六日

新兵衛様

彌右衛門

其七十七

昨日之入銀つり九百文爲持御越慥ニ受取申候昨日ハ御大儀ニ存候

古訓公治長ノ篇首七細反下同ハ一章切之事にて候

子謂南容を古訓には別章ニ致候故又七細反を出し申候其儘にて能御座候
今日草稿致吟味右之通に候間申入候 以上

除日

彌右衛門

新兵衛様

其七十八

先刻豚兒方へ御紙被下拙者も拜見仕候被入御念私容體御尋被下忝奉存候

今日雪故寒氣甚御座候彌御障も無御座御安事恭喜仕候拙者儀昨日始而罷出候處別條無御座候古河侯より先日以來兩度得御使候而一度も拜謝不仕尤病氣ニ而引込罷在候段ハ斷中上候得共餘り延引ニ及申候氣分も快罷成候付彼邸江拜謝ニ不參候而ハ近所へも難罷出御座候故昨日罷出候歸宅之後別條も無御座候得共原養澤以外叱申候而今日も被參叱申候今年中ハ何方へも出候儀堅ク無用ニ可仕候制止ニ明日之儀乍殘念御斷申上候只今會業仕用取込罷在候間草々申上候 以上

閏月十八日

太宰純拜

明卿老爺執事

其七十九

一昨日接御手赦候處會業取込罷在草答恐入候春寒益御安事ニ被成御勤珍重ニ奉存候賤恙於今しかと不仕面目浮腫同邊ニ而難儀仕候兎角寒氣故と

太宰春臺書翰集

太宰春臺

被存候早夕暖氣ニ仕度願中候然者明後十二日御着袴御祝可被成旨目出度
奉存候拙者儀以參上奉祝度本意ニ御座候得共氣分不快寒氣を恐申候間得
參上仕間敷候快氣之節以參猶其内面拜之節委細可申上候 己上

二月十日

太宰純拜

蛭齋公台照

書翰集終

跋

前澤子の臺翁研究が大成し、上木して世に公にすることに
なつた。是れ實に從來世に誤られ來れる臺翁の眞面目を世
に紹介するのみならず、信山のために、大に氣を吐くもの
である。

抑、臺翁は徠門の傑儒、その幼時乃父柏樹齋が侯家を去るこ
き、之に伴はれて、おのが呱呱の聲をあげてよりこのかた、
九年間、日夕親み來つた風越山下の桑梓の地を去つた。爾
後凡そ五十九春秋、翁はその生を終るまで、一度も足を郷
國に入れたことなく、またその筆にしたものにも、郷國に
關することは殆ど何ものもない。唯、春臺文集中の鷺湖の詩、
亂婚傳中の飯田侯親庸の事、及び紫芝園漫筆中に飯田侯の

臣野村氏のことを書いた位のものである。要するに翁の胸中には、殆ど郷國といふ觀念が無つた様に思はれる。さりながら翁は、よし、自ら意識せずとも、その一生を通じての一片耿々の氣魄は、翁が九歳まで日夕俯仰した信山信水に負ふところが多大であつたであらう。

予、曾て、郷里の中學に教鞭を執つて居た頃、臺翁の研究に志したが、疎懶の質遂に大成するに至らずして今日に至つた。然るに、今、郷國の友前澤子の多年の努力によつて、極めて精細なる調査と、適切なる論斷とに成れるこの快著の成れるを見て、眞に愉悅の情に堪へぬ。

思ふに、爾來、臺翁の眞價、自ら世にあらはれ、従つて、天下有爲の士の、この著によりて奮起するものが多いであ

らう。

あゝ、昔、信山の精は臺翁によつてあらはれ、今は、また、篤學臺翁に酷似せる前澤子が信山の精とあらはれて、この篇を成すに至つた。予は、實に敬虔の態度を以て、これを讀み、又、これを人に推奨するものである。

大正九年八月

東京に在りて 羽生永明識す

大正九年十月廿七日印刷
大正九年十月卅一日發行

太宰春臺典附

定價金五圓

著者

前澤淵月



發行者

小林慶

東京市神田區錦町三丁目三番地

不許
複製

印刷者

小林文

同所

印刷所

嵩山房印刷部

同所

發行所

東京市神田區錦町
三丁目三番地

電話東京六〇六九番
電話神田三七九七番

嵩山房